審査事務規程の一部改正について(第7次改正)

1. 改正概要

(1) 自動車の検査等関係

- ① 道路運送車両の保安基準の細目を定める告示(平成14年国土交通省告示第619号)等の一部改正に伴う改正
 - 「操縦装置の配置及び識別表示等に係る協定規則(第 121 号)」等が適用される 自動車について、テルテールが原動機の作動中に継続して点灯している場合には、 その装置に係る機能が基準に適合しないものとします。(7-9、8-9、7-13、8-13、 7-15~7-17、8-15~8-17、7-20、8-20、8-27~8-30)
 - O 通路に設けられた容易に折りたたむことができる座席について、座席ベルトを 備えることを義務付けるとともに、その性能要件について規定します。

また、任意に取付けた座席ベルトについても性能要件を規定します。(7-41、8-41)

- 〇 自動車に備える後写鏡について、これまでの視界基準に加え「間接視界に係る協定規則(第46号)」の技術的な要件に適合しなければならないこととします。また、これに伴い、後写鏡に代えて、「間接視界に係る協定規則(第46号)」の技術的な要件に適合するカメラモニタリングシステムを備えることができることとします。(7-99、8-99)
- 〇 出荷検査証の発行を受けた特定共通構造部型式指定自動車に係る適用関係の整理を行います。
- ② その他、審査方法の明確化、書きぶりの適正化等の所要の改正を行います。

(2) 自動車の型式の指定等関係

○ 別添 1 試験規程 (TRIAS) について、次のとおり改正します。

【新規追加する試験項目(4項目)】

TRIAS 34(3)-R087-01 昼間走行灯試験(協定規則第87号)

TRIAS 43-R138-01 車両接近通報装置試験(協定規則第 138 号)

TRIAS 44-R046(1)-01 後写鏡等試験(協定規則第 46 号)

TRIAS 44-R046(2)-01 後写鏡等及び後写鏡等取付装置試験(協定規則第 46 号)

【一部改正する試験項目(1項目)】

TRIAS 32-J052R048-04 灯火器及び反射器並びに指示装置の取付装置試験

2. 関係する省令等

- ・道路運送車両の保安基準の細目を定める告示の一部を改正する告示(平成 28 年 6 月 17 日国土交通省告示 第 826 号、平成 28 年 10 月 7 日国土交通省告示第 1121 号、平成 28 年 11 月 15 日国土交通省告示第 1334 号、 平成 29 年 2 月 9 日国土交通省告示第 88 号)
- ・道路運送車両の保安基準第二章及び第三章の規定の適用関係の整理のため必要な事項を定める告示の一部 を改正する告示(平成28年6月17日国土交通省告示第827号、平成28年10月7日国土交通省告示第1122 号、平成28年11月15日国土交通省告示第1335号、平成29年2月9日国土交通省告示第89号)

3. 施行日

平成 29 年 2 月 10 日

「審査事務規程」(平成28年4月1日規程第2号)第7次改正新旧対照表

平成29年2月9日改正

独立行政法人自動車技術総合機構審査事務規程

新

目次(略)

第1章 総則

1-1~1-2 (略)

1-3 用語の定義

この規程における用語の定義は、次に定めるところによる。

2000年におりる用品の定義は、外に定めるところによる。				
分類	用語	内容		
(略)	(略)	(略)		
l	(略)	(略)		
	審査時車両状	次に掲げる全ての要件を満たすものをいう。		
	態	① (略)		
		② 原動機の作動中において、運転者が運転者席に		
		着席した状態で容易に識別できる位置に備える		
		次に掲げるテルテールの識別表示が継続して点		
		灯又は点滅していない状態であること。		
		異常状態の表示 識別表示例		
		(略) (略)		
		原動機		
		Г_ ¬		
		③~④ (略)		
(略)	(略)	(略)		
U	(略)	(略)		
	UN R64	応急用予備走行装置に係る協定規則をいう。		
	(略)	(略)		
	UN R139	ブレーキアシストシステムに係る協定規則をいう。		
	UN R140	横滑り防止装置に係る協定規則をいう。		
	UN R141	タイヤ空気圧監視装置に係る協定規則をいう。		
(略)	(略)	(略)		
		<u>, </u>		

1-3-1 (略)

1-4~1-6 (略)

第2章~第4章(略)

旧

独立行政法人自動車技術総合機構審査事務規程

目次(略)

第1章 総則

1-1~1-2 (略)

1-3 用語の定義

この規程における用語の定義は、次に定めるところによる。

_ '	- 20 規任における用語の圧義は、外に圧めるところによる。				
	分類	用語	内容		
	(略)	(略)	(略)		
Ī	l	(略)	(略)		
		審査時車両状	次に掲げる全ての要件を満たすものをいう。		
		態	① (略)		
			② 原動機の作動中において、運転者が運転者席に		
			着席した状態で容易に識別できる位置に備える		
			次に掲げるテルテールの識別表示が継続して点		
			灯又は点滅していない状態であること。		
			異常状態の表示 識別表示例		
			(略) (略)		
			原動機		
			_(車載式故障診断		
			装置 (OBD システ 【		
			ム)の装備義務対		
			<u>象車を除く。)</u>		
			③~④ (略)		
	(略)	(略)	(略)		
	U	(略)	(略)		
		UN R64	応急用予備走行装置 <u>及びタイヤ空気圧監視装置</u> に		
			係る協定規則をいう。		
		(略)	(略)		
		(新設)	(新設)		
		(新設)			
		(新設)	_(新設)_		
	(略)	(略)	(略)		

1-3-1 (略)

1-4~1-6 (略)

第2章~第4章(略)

旧

第5章 自動車の検査等に係る審査結果の通知方法

5-1~5-2 (略)

5-3 審査結果通知情報

5-3-1~5-3-8 (略)

5-3-9 乗車定員、最大積載量及び車両総重量

(1) ~ (3) (略)

(4) 幼児用座席を備える幼児専用車、専ら座席の用に供する床面の UN R14 に適合する取付具に年少者用補助乗車装置を備える自動車、UN R44-04-S11 の 4、6.から 8.まで及び 15.に適合する UN R44-04-S11 の 2.1.2.4.2.に規定する装置(専ら年少者が着席するためのものに限る。)を備える自動車にあっては、乗車定員は「大人定員+小人/1.5」の例によることとし、車両総重量は車両重量、最大積載量及び 55kg に乗車定員を乗じて得た重量(大人定員×55kg+小人定員×55kg÷1.5により得た重量。1kg未満は切り捨てる。)の総和とする。

(5) ~ (12) (略)

5-3-10~5-3-16 (略)

5-4 (略)

第6章 新規検査及び予備検査(指定自動車等)

6-1 (略)

6-2 審査項目等

指定自動車等は、第7章の規定によるほか、書面その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するものでなければならない。

(1) (略)

[細目告示第11条(走行装置)]

(2) 自動車に備えるものとして設計された空気入ゴムタイヤは、下表に掲げる自動車の区分に応じて適用される基準。

この場合において、表中(1)及び(2)に掲げる自動車に備える空気入ゴムタイヤであって、UN R117-02-S9 に基づく「S2WR2」の添字が表示されているものは、これらの基準に適合するものとする。

ただし、次の①から④に掲げる自動車にあっては、細目告示別添 3「乗用車用空気 入タイヤの技術基準」、細目告示別添 4「トラック、バス及びトレーラ用空気入タイヤ の技術基準」及び細目告示別添 5「二輪車用空気入タイヤの技術基準」に定める基準 に適合するものであればよいものとし、諸元表等に記載されているタイヤと異なるもの (タイヤの呼び、タイヤ製作者の商号又は商標及びトレッドパターンを表す記号等 が異なるものをいう。)が装着されている場合であって、当該装着されているタイヤが 7-11-1 (3) ①の空気入ゴムタイヤに加わる荷重に係る規定に適合しているときは、これらの基準への適合性審査を省略することができる。

①~③ (略)

第5章 自動車の検査等に係る審査結果の通知方法

5-1~5-2 (略)

5-3 審査結果通知情報

5-3-1~5-3-8 (略)

5-3-9 乗車定員、最大稽載量及び車両総重量

(1) ~ (3) (略)

(4) 幼児用座席を備える幼児専用車、専ら座席の用に供する床面のUN R14 に適合する取付具に年少者用補助乗車装置を備える自動車、UN R44-04-S10 の 4、6.から 8.まで及び 15.に適合するUN R44-04-S10 の 2.1.2.4.2.に規定する装置(専ら年少者が着席するためのものに限る。)を備える自動車にあっては、乗車定員は「大人定員+小人/1.5」の例によることとし、車両総重量は車両重量、最大積載量及び 55kg に乗車定員を乗じて得た重量(大人定員×55kg+小人定員×55kg÷1.5により得た重量。1kg未満は切り捨てる。)の総和とする。

(5) ~ (12) (略)

5-3-10~5-3-16 (略)

5-4 (略)

第6章 新規検査及び予備検査(指定自動車等)

6-1 (略)

6-2 審査項目等

指定自動車等は、第7章の規定によるほか、書面その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するものでなければならない。

(1) (略)

「細目告示第11条(走行装置)]

(2) 自動車に備えるものとして設計された空気入ゴムタイヤは、下表に掲げる自動車の 区分に応じて適用される基準。

この場合において、表中(1)及び(2)に掲げる自動車に備える空気入ゴムタイヤであって、UN R117-02-S8 に基づく「S2WR2」の添字が表示されているものは、これらの基準に適合するものとする。

ただし、次の①から④に掲げる自動車にあっては、細目告示別添 3「乗用車用空気 入タイヤの技術基準」、細目告示別添 4「トラック、バス及びトレーラ用空気入タイヤ の技術基準」及び細目告示別添 5「二輪車用空気入タイヤの技術基準」に定める基準 に適合するものであればよいものとし、諸元表等に記載されているタイヤと異なるもの (タイヤの呼び、タイヤ製作者の商号又は商標及びトレッドパターンを表す記号等 が異なるものをいう。)が装着されている場合であって、当該装着されているタイヤが 7-11-1 (3) ①の空気入ゴムタイヤに加わる荷重に係る規定に適合しているときは、これらの基準への適合性審査を省略することができる。

①~③ (略)

④ 平成38年3月31日以前に製作された二輪自動車、側車付二輪自動車及び三輪 自動車

自動車の区分	適用される基準 (強度、滑り止めの性能 保安基準第9条第2項関 係)	適用される基準 (騒音の大きさ 保安基 準第9条第3項関係)
(1) 次に掲げる自動車	UN R30-02 <u>-S18</u> Ø 3. (3. 2.	UN R117-02 <u>-S9</u> の規則 4.
①~③ (略)	を除く。) 及び 6.	(4.3.及び4.4.を除く。)
		及び 6. (6.1. (転がり音)
		及び 6.3. (転がり抵抗)
(2) 次に掲げる自動車	UN R54-00-S21 Ø 3. (3. 2.	にあっては同規則に規定
①~④ (略)	を除く。) 及び 6. に限る。)	するステージ 2 に係る要
	ただし、速度区分記号が	件に限る。また、6.1.及
	A1 から E までの空気入ゴ	び 6.3.に代えて 8.3.及び
	ムタイヤには適用しな	8.4.に適合するものであ
	V)	ってもよい。)
	Ü	ただし、次に掲げるタイ
		ヤには適用しない。
		①~⑤ (略)
二輪自動車、側車付二輪	UN R75-00-S16 Ø 3. (3. 2.	(略)
自動車又は三輪自動車	を除く。) 及び 6. に限る。)	
	ただし、オフロード用に	
	設計されたものであっ	
	て、「NHS」と表示された	
	ものには適用しない。	

<参考1>(略)

<参考2>(略)

(3) (略)

「細目告示第13条(かじ取装置)]

(4) 自動車(二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車、カタピラ及びそりを有する 軽自動車、大型特殊自動車並びに小型特殊自動車を除く。) に備えるかじ取装置につ いては、UN R79-01-85の5. (5.1.6.1.を除く。) 及び6.に定める基準。

ただし、次に掲げる自動車については、この限りでない。

①~② (略)

(5) ~ (13) (略)

[細目告示第30条(座席ベルト等)]

(14) 自動車が衝突等による衝撃を受けた場合において、次に掲げる座席の乗車人員が座

旧

④ 平成38年3月31日以前に製作された二輪自動車、側車付二輪自動車及び三輪 自動車

自動車の区分	適用される基準 (強度、滑り止めの性能 保安基準第9条第2項関 係)	適用される基準 (騒音の大きさ 保安基 準第9条第3項関係)
(1) 次に掲げる自動車 ①~③(略)	UN R30-02 <u>-817</u> の3.(3.2. を除く。)及び6.	UN R117-02 <u>-S8</u> の規則 4. (4.3.及び4.4.を除く。) 及び6.(6.1.(転がり音) 及び6.3.(転がり抵抗)
(2) 次に掲げる自動車 ①~④ (略)	UN R54-00 <u>-S20</u> の3. (3.2. を除く。) 及び6. に限る。) ただし、速度区分記号がA1 から E までの空気入ゴムタイヤには適用しない。	にあっては同規則に規定 するステージ 2 に係る要件に限る。また、6.1.及び6.3.に代えて8.3.及び8.4.に適合するものであってもよい。)ただし、次に掲げるタイヤには適用しない。 ①~⑤(略)
二輪自動車、側車付二輪自動車又は三輪自動車	UN R75-00 <u>-S15</u> の3.(3.2. を除く。)及び6.に限る。) ただし、オフロード用に 設計されたものであっ て、「NHS」と表示された ものには適用しない。	(略)

<参考1>(略)

<参考2>(略)

(3) (略)

「細目告示第13条(かじ取装置)]

(4) 自動車(二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車、カタピラ及びそりを有する 軽自動車、大型特殊自動車並びに小型特殊自動車を除く。) に備えるかじ取装置につ いては、UN R79-01-84の5. (5.1.6.1.を除く。) 及び6.に定める基準。

ただし、次に掲げる自動車については、この限りでない。

①~②(略)

(5) ~ (13) (略)

ĺΗ

席の前方に移動することを防止し、又は上半身を過度に前傾することを防止するため に当該自動車に備える座席ベルト及び当該座席ベルトの取付装置はそれぞれに掲げ る基準。

① 7-41-2 (5) の自動車に備える座席ベルトの取付装置については、UN R14-07-S7 の 5.、6. 及び 7. に定める基準。

この場合において、UN R14-07-S7 の規定は、当分の間、平成 18 年 8 月 25 日付け国土交通省告示第 978 号による改正前の細目告示別添 31「座席ベルト取付装置の技術基準」によることができ、同別添 3.1. 中「22,300N(後向き座席にあっては 8,900N、バス等に備える座席にあっては 2,940N)」とあるのは「2,940N」と、3.2. 中「13,500N(後向き座席にあっては 5,400N、バス等に備える座席にあっては 2,940N)」とあるのは「2,940N」と、4.1.2.1. 中「75」とあるのは「90」と読み替えることができる。

ただし、乗車定員 10 人以上の自動車 (立席を有するものに限る。)、専ら特別 支援学校に通う生徒若しくは児童の運送又は専ら障害者福祉施設を利用する障害者の運送を目的とする自動車及び高齢者、障害者等が移動のための車いすその 他の用具を使用したまま車両に乗り込むことが可能な自動車及び緊急自動車に 備える座席ベルトの取付装置にあっては、7-41-2 (2) ②に適合すればよい。

② 7-41-2 (7) の自動車に備える座席ベルトについては、UN R16-06-S7 の 6. 及び 7. に定める基準。

ただし、乗車定員 10 人以上の自動車 (立席を有するものに限る。)、専ら特別 支援学校に通う生徒若しくは児童の運送又は専ら障害者福祉施設を利用する障 害者の運送を目的とする自動車、高齢者、障害者等が移動のための車いすその他 の用具を使用したまま車両に乗り込むことが可能な自動車及び緊急自動車に備 える座席ベルトにあっては、7-41-2 (4) ①から⑤までに定める基準に適合すれ ばよい。

この場合において、UN R16-06-S7 の規定は、当分の間、平成 18 年 8 月 25 日付 け国土交通省告示第 978 号による改正前の細目告示別添 32「座席ベルトの技術基 準」によることができる。

[細目告示第30条(座席ベルト等)]

(15) 専ら乗用の用に供する乗車定員 10 人未満の自動車に備える座席ベルト非装着時警報装置については、UN R16-06-S7の8.4.(8.4.1.1.を除く。)に定める基準、小型自動車又は軽自動車(専ら乗用の用に供する乗車定員 10 人未満の自動車を除く。)に備える座席ベルト非装着時警報装置については、細目告示別添33「運転者席の座席ベルトの非装着時警報装置の技術基準」に定める基準。

ただし、次の規定に適合するものについては、この限りでない。 () (

③ 平成 24 年 7 月 21 日 〔貨物の運送の用に供する自動車にあっては平成 28 年 7 月 21 日 (平成 26 年 7 月 22 日以降の型式指定自動車を除く。)〕以前に製作された自動車については、「UN R16-06-S7」を「UN R16-05-S1」と読み替えることができる。(適用関係告示第 20 条第 12 項関係)

[細目告示第30条(座席ベルト等)]

(14) 専ら乗用の用に供する乗車定員 10 人未満の自動車に備える座席ベルト非装着時警報装置については、UN R16-06-S6 の 8.4. (8.4.1.1.を除く。)に定める基準、小型自動車又は軽自動車(専ら乗用の用に供する乗車定員 10 人未満の自動車を除く。)に備える座席ベルト非装着時警報装置については、細目告示別添 33「運転者席の座席ベルトの非装着時警報装置の技術基準」に定める基準。

ただし、次の規定に適合するものについては、この限りでない。 ①~② (略)

③ 平成24年7月21日〔貨物の運送の用に供する自動車にあっては平成28年7月21日(平成26年7月22日以降の型式指定自動車を除く。)〕以前に製作された自動車については、「UN R16-06-86」を「UN R16-05-S1」と読み替えることができる。(適用関係告示第20条第12項関係)

④ 次に掲げる自動車にあっては、「UN R16-06-S7」を「UN R16-05-S4」と読み替えることができる。(適用関係告示第 20 条第 14 項関係) ア〜イ(略)

(16) (略)

「細目告示第40条(自動車の騒音防止装置)]

(17) 二輪自動車 (平成 28 年 12 月 31 日以前に製作された二輪自動車 (平成 26 年 1 月 1 日以降の型式指定自動車、騒音防止装置指定自動車及び型式認定自動車を除く。)を除く。)は、UN R41-04-S5 (平成 33 年 1 月 20 日以降の型式指定自動車以外の二輪自動車にあっては、試験路は ISO 10844:1994 に規定された路面であってもよい。)の 6. (6.2.及び 6.3.の規定にかかわらず、8.2.及び 8.3.の規定に適合する構造であってもよい。)に適合する構造であること。

なお、検査コースにおいて重量計を用いて計測したときの車両重量は、書面等により基準適合性を確認した時点の車両重量の±20kgの範囲になければならない。

(18) ~ (20) (略)

[細目告示第41条(自動車のばい煙、悪臭のあるガス、有害なガス等の発散防止装置)]

- (21) 一酸化炭素、非メタン炭化水素、窒素酸化物及び粒子状物質の排出量を著しく増加させる原動機制御等を行わないものとして、次に掲げる区分に応じ、それぞれに定める基準。
 - ① 軽油を燃料とする普通自動車及び小型自動車のうち、車両総重量が 3.5t を超 えるもの (専ら乗用の用に供する乗車定員 10 人以下のものを除く。) については、細目告示別添 116「オフサイクル時のディーゼル重量車排出ガスの制御に関する 技術基準」に定める基準。

ただし、次に掲げる自動車にあっては、この限りでない。

- ア 平成 29 年 8 月 31 日 (第五輪荷重を有する牽引自動車のうち車両総重量 7.5t を超えるものにあっては平成 30 年 8 月 31 日、車両総重量 3.5t を超え 7.5t 以下のものにあっては平成 31 年 8 月 31 日)以前に製作された自動車(輸入自動車以外の型式指定自動車及び一酸化炭素等発散防止装置指定自動車を除く。)(適用関係告示第 28 条第 169 号)
- イ 新たに運行の用に供しようとする共通構造部型式指定自動車であって、出 荷検査証(審査当日において、発行後 11 月を経過していないものに限る。) の発行日が平成 29 年 8 月 31 日 (第五輪荷重を有する牽引自動車のうち車両 総重量 7.5t を超えるものにあっては平成 30 年 8 月 31 日、車両総重量 3.5t を超え 7.5t 以下のものにあっては平成 31 年 8 月 31 日)以前のもの(適用 関係告示第 28 条第 169 号)

ウ~エ (略)

オ 新たに運行の用に供しようとする共通構造部型式指定自動車であって、出 荷検査証 (審査当日において、発行後 11 月を経過していないものに限る。) の発行日が平成 25 年 10 月 1 日から平成 28 年 9 月 30 日 (第五輪荷重を有す る牽引自動車のうち車両総重量 7.5t を超えるものにあっては平成 29 年 9 月 ĺΗ

④ 次に掲げる自動車にあっては、「UN R16-06-S6」を「UN R16-05-S4」と読み替えることができる。(適用関係告示第 20 条第 14 項関係) ア〜イ(略)

(15) (略)

「細目告示第40条(自動車の騒音防止装置)]

(16) 二輪自動車(平成 28 年 12 月 31 日以前に製作された二輪自動車(平成 26 年 1 月 1 日以降の型式指定自動車、騒音防止装置指定自動車及び型式認定自動車を除く。)を除く。)は、UN R41-04-S4 (平成 33 年 1 月 20 日以降の型式指定自動車以外の二輪自動車にあっては、試験路は ISO 10844:1994 に規定された路面であってもよい。)の 6. (6.2.及び 6.3.の規定にかかわらず、8.2.及び 8.3.の規定に適合する構造であってもよい。)に適合する構造であること。

なお、検査コースにおいて重量計を用いて計測したときの車両重量は、書面等により基準適合性を確認した時点の車両重量の±20kgの範囲になければならない。

(17) ~ (19) (略)

[細目告示第41条(自動車のばい煙、悪臭のあるガス、有害なガス等の発散防止装置)]

- (20) 一酸化炭素、非メタン炭化水素、窒素酸化物及び粒子状物質の排出量を著しく増加 させる原動機制御等を行わないものとして、次に掲げる区分に応じ、それぞれに定め る基準。
 - ① 軽油を燃料とする普通自動車及び小型自動車のうち、車両総重量が 3.5t を超 えるもの (専ら乗用の用に供する乗車定員 10 人以下のものを除く。) については、細目告示別添 116「オフサイクル時のディーゼル重量車排出ガスの制御に関する 技術基準」に定める基準。

ただし、次に掲げる自動車にあっては、この限りでない。

ア 平成 29 年 8 月 31 日 (第五輪荷重を有する牽引自動車のうち車両総重量7.5t を超えるものにあっては平成30年8月31日、車両総重量3.5t を超え7.5t 以下のものにあっては平成31年8月31日)以前に製作された自動車(輸入自動車以外の型式指定自動車及び一酸化炭素等発散防止装置指定自動車を除く。)(適用関係告示第28条第1項第169号)

(新設)

<u>イ</u>〜<u>ウ</u> (略)

30 日、車両総重量 3.5t を超え 7.5t 以下のものにあっては平成 30 年 9 月 30 日)以前のもののうち、エ (ア) ~ (イ) に掲げる基準に適合するもの。 ただし、平成 28 年排出ガス規制に適合している型式指定自動車及び新型 届出自動車 (一酸化炭素等発散防止装置指定自動車に限る。)を除く。(適用 関係告示第 28 条第 169 項)

② (略)

(22) (略)

[細目告示第42条(前照灯等)]

(23) 最高速度 20km/h 未満の自動車、除雪、土木作業その他特別な用途に使用される自動車で地方運輸局長の指定するもの、最高速度 35km/h 未満の大型特殊自動車、農耕作業用小型特殊自動車並びにカタピラ及びそりを有する軽自動車以外の自動車に備える前照灯については、UN R98-01-S7 の 5.、6. 及び 7. に定める基準又は UN R112-01-S6 の 5.、6.、7. 及び 8. に定める基準とし、二輪自動車及び側車付二輪自動車にあっては UN R98-01-S7 の 5.、6. 及び 7. に定める基準、UN R112-01-S6 の 5.、6.、7. 及び 8. に定める基準又は UN R113-01-S6 の 5.、6.、及び 7. に定める基準、UN R112-01-S6 の 5.、6.、7. 及び 8. に定める基準又は UN R113-01-S6 の 5.、6.、及び 7. に定める基準。

この場合において、最小光度及び最大光度に関し、UN R98-01-S7 の 6. にかかわらず 9.3. 、UN R112-01-S6 の 6. にかかわらず 10.2. 並びに UN R113-01-S6 の 6. にかかわらず 9.2. に適合するものであればよい。

また、交換式光源に関し、UN R98-01-S7 の 5.8.1.及び 5.8.2.、UN R112-01-S6 の 5.3.1.及び 5.3.1.3.並びに UN R113-01-S6 の 5.3.1.及び 5.4.1.は適用しないこととし、交換式電球の受金形状は、UN R98-01-S7 の 5.8.4.、UN R112-01-S6 の 5.3.1.2.並びに UN R113-01-S6 の 5.3.2.及び 5.4.2.にかかわらず、定格電球を使用する場合にあっては JIS C 7709 に定められた形状、定格電球以外の電球を使用する場合にあってはその他の誤組付防止措置が図られた形状であればよい。

ただし、次の規定に適合するものについては、この限りでない。

 $(1)\sim(4)$ (略)

⑤ 次に掲げる二輪自動車及び側車付二輪自動車については「UN R113-01<u>-S6</u>」を「UN R113-00-S10」と読み替えることができる。(適用関係告示第 29 条第 21 項 関係)

ア~ウ (略)

⑥ (略)

(24) ~ (51) (略)

「細目告示第68条(後写鏡等)]

(52) 細目告示別添 81「直前直左確認鏡の技術基準」に定める基準。

<u>この場合において、車両総重量が7.5tを超える貨物の運送の用に供する自動車であって、UN R46-04-S3 の15.2.4.5.及び15.2.4.6.に定める要件を満たすものは、この基準に適合するものとみなす。</u>

「細目告示第68条(後写鏡等)]

(53) 次に掲げる自動車はそれぞれに掲げる基準

② (略)

(21) (略)

[細目告示第42条(前照灯等)]

(22) 最高速度 20km/h 未満の自動車、除雪、土木作業その他特別な用途に使用される自動車で地方運輸局長の指定するもの、最高速度 35km/h 未満の大型特殊自動車、農耕作業用小型特殊自動車並びにカタピラ及びそりを有する軽自動車以外の自動車に備える前照灯については、UN R98-01-S7 の 5.、6. 及び 7. に定める基準又は UN R112-01-S6 の 5.、6.、7. 及び 8. に定める基準とし、二輪自動車及び側車付二輪自動車にあっては UN R98-01-S7 の 5.、6. 及び 7. に定める基準、UN R112-01-S6 の 5.、6.、7. 及び 8. に定める基準又は UN R113-01-S5 の 5.、6.、及び 7. に定める基準。

この場合において、最小光度及び最大光度に関し、UN R98-01-S7 の 6. にかかわらず 9.3. 、UN R112-01-S6 の 6. にかかわらず 10.2. 並びに UN R113-01-S5の 6. にかかわらず 9.2. に適合するものであればよい。

また、交換式光源に関し、UN R98-01-S7 の 5.8.1. 及び 5.8.2.、UN R112-01-S6 の 5.3.1. 及び 5.3.1.3. 並びに UN R113-01-S5 の 5.3.1. 及び 5.4.1. は適用しないこととし、交換式電球の受金形状は、UN R98-01-S7 の 5.8.4.、UN R112-01-S6 の 5.3.1.2. 並びに UN R113-01-S5 の 5.3.2. 及び 5.4.2. にかかわらず、定格電球を使用する場合にあっては JIS C 7709 に定められた形状、定格電球以外の電球を使用する場合にあってはその他の誤組付防止措置が図られた形状であればよい。

ただし、次の規定に適合するものについては、この限りでない。

①~④ (略)

⑤ 次に掲げる二輪自動車及び側車付二輪自動車については「UN R113-01<u>-85</u>」を「UN R113-00-S10」と読み替えることができる。(適用関係告示第 29 条第 21 項 関係)

ア~ウ (略)

⑥ (略)

(23) ~ (50) (略)

「細目告示第68条(後写鏡等)]

(51) 細目告示別添 81「直前直左確認鏡の技術基準」に定める基準

旧

- ① 7-99-1 のただし書きの自動車に備える後方等確認装置は、次に掲げる基準。
 - ア 運転者の視野、乗車人員等の保護に係る性能に関し、UN R46-04-S3 の 6.2.、6.3. 及び 16. (16.1.1.、16.1.5. から 16.1.6. まで及び 16.2.3. を除く。) に定める基準
 - <u>イ</u> 取付位置、取付方法等に関し UN R46-04-S3 の 15.、16.1.1.、16.1.5. から 16.1.6.まで及び 16.2.3.に定める基準
- ② 7-99-2-1 (1) の自動車 (カタピラ及びそりを有する軽自動車、大型特殊自動車、農耕作業用小型特殊自動車並びに最高速度 20km/h 未満の自動車を除く。) に備える後写鏡にあっては次に掲げる基準
 - ア 運転者の視野、乗車人員等の保護に係る性能に関し、UN R46-04-S3 の 6.1. (6.1.1.2. (a)、6.1.1.3.及び 6.1.1.5. (専ら乗用の用に供する自動車であって乗車定員 10 人未満の自動車にあっては、6.1.1.3.及び 6.1.1.5.に限る。) は除く。) 及び 6.3 に定める基準。

この場合において、UN R46-04-S3 の 6.1.2.2.4.2.の規定中「1200mm」とあるのは「600mm」と、6.3.1.1.の規定中「2m以上」とあるのは「1.8m超」と読替えるものとする。

- イ 取付位置、取付方法等に関し、UN R46-04-S3 の 15. に定める基準。 ただし、次に掲げる補正を行うことができる。
 - (7) UN R46-04-S3 の 12.1. に定める基準アイポイントは、別添 81 「直前 直左確認鏡の技術基準」2.2. とすることができ、同別添 4.3. のアイポ イントの伸び上がり補正を行うことができる。
 - (4) UN R46-04-S3 の 15.2.4.1.から 15.2.4.6.までの規定にかかわらず、 当該規定に規定する視界範囲を、直接、後方等確認装置若しくは後写 鏡又はこれらの組み合わせにより確認できればよい。
 - (ウ) UN R46-04-S3 の 15.2.4.4.の規定にかかわらず、同規則 15.2.4.2. 中「1m」を「2m」に、「5m」を「10m」に読み替えた視界範囲を後方等 確認装置若しくは後写鏡又はこれらの組み合わせにより確認できれ ばよい。
 - (エ) UN R46-04-S3 の 15.2.4.5. 及び 15.2.4.6. の規定にかかわらず、別添 81「直前直左確認鏡の技術基準」4.2. で定める視界範囲を確認できる 後写鏡を備える自動車(貨物の運送の用に供する自動車で車両総重量 が 7.5t を超えるものに限る。)は同規定の要件に適合するものとみな す。
 - (t) UN R46-04-S3 (15.2.1. (15.2.1.2.を除く。) を除く。) の規定にかかわらず、同規則 2.1.1.3.に定める鏡であって次のいずれかに該当するものを備える自動車は、同規定の要件に適合するものとみなす。
 - ・UN R46-04-S3 の 6.3.2. に適合するもの
 - ・自動車の最外側から突出していないもの
 - ・地上面からの高さが 1.8m を超える位置に備えられているもの

 $(54) \sim (58)$ (略)

 $(52) \sim (56)$ (略)

(59) 自動車に備える走行距離計については、UN R39-01 の 5.5. に定める基準

(新設)

(57) ~ (58) (略)

第7章 新規検査及び予備検査(指定自動車等以外の自動車)

7-1~7-8 (略)

(60) ~ (61) (略)

7-9 原動機及び動力伝達装置

「細目告示第70条(谏度計等)]

7-9-1 性能要件(視認等による審査)

(1) 自動車の原動機及び動力伝達装置は、視認等その他適切な方法により審査したときに、運行に十分耐える構造及び性能を有するものでなければならない。

この場合において、次に掲げるものはこの基準に適合しないものとする。(保安基準第8条第1項関係、細目告示第10条第1項関係、細目告示第88条第1項関係) ①~③(略)

<u>②</u> 7-12-1 (3) 又は 7-12-1 (4) が適用される自動車のテルテールの識別表示のうち、次に掲げる表示が継続して点灯しているもの。

【表示】



7-9-2~7-9-3 (略)

7-9-4 適用関係の整理

 $(1) \sim (2)$ (略)

「テルテール: UN R121 又は UN R60 適用前]

- (3) 次に掲げる自動車にあっては、7-9-7 (従前規定の適用③) の規定を適用する。(適 用関係告示第4条第4項、第5項、第6項)
 - ① 平成 31 年 1 月 31 日以前に製作された専ら乗用の用に供する乗車定員 10 人以上の自動車であって車両総重量が 5t を超えるもの及び貨物の運送の用に供する自動車であって車両総重量が 12t を超えるもの
 - ② 平成29年1月31日以前に製作された自動車(専ら乗用の用に供する乗車定員10人以上の自動車であって車両総重量5tを超えるもの、貨物の運送の用に供する自動車であって車両総重量が12tを超えるもの、二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車、カタピラ及びそりを有する軽自動車、大型特殊自動車、小型特殊自動車がびに被牽引自動車を除く。)
 - ③ 平成29年6月30日以前に製作された二輪自動車

7-9-5~7-9-6 (略)

<u> [テルテール: UN R121 又は UN R60 適用前]</u>

7-9-7 従前規定の適用③

次に掲げる自動車にあっては、次の基準に適合するものであればよい。(適用関係告

第7章 新規検査及び予備検査(指定自動車等以外の自動車)

7-1~7-8 (略)

7-9 原動機及び動力伝達装置

7-9-1 性能要件(視認等による審査)

(1) 自動車の原動機及び動力伝達装置は、視認等その他適切な方法により審査したときに、運行に十分耐える構造及び性能を有するものでなければならない。

この場合において、次に掲げるものはこの基準に適合しないものとする。(保安基準第8条第1項関係、細目告示第10条第1項関係、細目告示第88条第1項関係) ①~⑩(略)

(新設)

7-9-1~7-9-3 (略)

7-9-4 適用関係の整理

(1) ~ (2) (略)

(新設)

7-9-5~7-9-6 (略)

新	旧
示第4条第4項、第5項、第6項)	
① 平成31年1月31日以前に製作された専ら乗用の用に供する乗車定員10人以上	
の自動車であって車両総重量が 5t を超えるもの及び貨物の運送の用に供する自動	
車であって車両総重量が 12t を超えるもの	
② 平成29年1月31日以前に製作された自動車(専ら乗用の用に供する乗車定員10	
人以上の自動車であって車両総重量 5t を超えるもの、貨物の運送の用に供する自	
動車であって車両総重量が 12t を超えるもの、二輪自動車、側車付二輪自動車、三	
輪自動車、カタピラ及びそりを有する軽自動車、大型特殊自動車、小型特殊自動車	
並びに被牽引自動車を除く。)	
③ 平成29年6月30日以前に製作された二輪自動車	
<u>7-9-7-1</u> 性能要件(視認等による審査)	
(1) 自動車の原動機及び動力伝達装置は、視認等その他適切な方法により審査したとき	
に、運行に十分耐える構造及び性能を有するものでなければならない。	
この場合において、次に掲げるものはこの基準に適合しないものとする。	
① 7-9-1 (1) ①に同じ。	
② 7-9-1 (1) ②に同じ。 ② 7-0-1 (1) ②に同じ。	
③ <u>7-9-1 (1) ③に同じ。</u> 7-0-1 (1) ②に同じ。	
<u>④</u> <u>7-9-1 (1) ④に同じ。</u> ⑤ 7-9-1 (1) ⑤に同じ。	
<u>⑥</u> 7-9-1 (1) ⑥に同じ。 ⑦ 7-9-1 (1) ⑦に同じ。	
<u>791(1) 似に同じ。</u> <u>8 7-9-1(1) ⑧に同じ。</u>	
<u> </u>	
<u> </u>	
<u> </u>	
① <u>7-9-1 (1) ⑫に同じ。</u>	
<u>・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・</u>	
<u> </u>	
<u> </u>	
(6) 7-9-1 (1) 16に同じ。 (7-9-1 (1) 17に同じ。 (8) 7-9-1 (1) 18に同じ。	
<u>®</u> 7-9-1 (1) ⑱に同じ。	
<u> ⑨ 7-9-1 (1) ⑲に同じ。</u>	
<u>(2) 7-9-1 (2) に同じ。</u>	
(3) 7-9-1 (3) に同じ。	
<u>(4) 7-9-1 (4) に同じ。</u>	
7-10~7-11 (略)	7-10~7-11 (略)
7-12 操縦装置	7-12 操縦装置

 \Box

7-12-1 性能要件(視認等による審査)

(1) ~ (3) (略)

- (4) 二輪自動車に備える操作装置の配置、識別表示に関し、次の①及び②に掲げる基準 に適合すること。
 - ① (1) に掲げる装置は、UN R60-00<u>-S5</u>の 5. 及び 6. に適合すること。 なお、表 3 の識別対象装置には、該当する識別表示の例に従って表示がなされ ていること。
 - ② 表 4 の識別対象装置欄に掲げる装置を備える場合にあっては、①に定める操作 装置の配置、識別表示を妨げないものとして、UN R60-00-85の 5. 及び 6. に適合 すること。

表 3~表 4 (略)

(5) (略)

7-12-2~7-12-7(略)

7-12-8 従前規定の適用④

次に掲げる自動車については、次の基準に適合するものであればよい。

① 平成31年1月31日以前に製作された専ら乗用の用に供する乗車定員10人以上の自動車であって車両総重量が5tを超えるもの及び貨物の運送の用に供する自動車であって車両総重量が12tを超えるもの(適用関係告示第6条第3項関係)

②~③ (略)

7-12-8-1 (略)

7-12-9 (略)

7-13 かじ取装置

7-13-1 性能要件

7-13-1-1 テスタ等による審査

四輪以上の自動車(諸元表等により審査した際に、UN R79-01-85 の 5. (5.1.6.1.を除く。)及び 6. に適合することが明らかなものを除く。)のかじ取装置は、かじ取車輪の横すべり量に関し、テスタ等その他適切な方法により審査したときに、かじ取車輪をサイドスリップ・テスタを用いて計測した場合の横すべり量が、走行 1m について 5mm を超えてはならない。

ただし、その輪数が四輪以上の自動車のかじ取車輪をサイドスリップ・テスタを用いて計測した場合に、指定自動車等の自動車製作者等がかじ取装置について安全な運行を確保できるものとして指定する横すべり量の範囲内にある場合にあっては、この限りでない。(保安基準第11条第1項関係、細目告示第13条第1項第1号リ関係、細目告示第91条第1項第1号ル関係)

7-13-1-2 (略)

7-13-1-3 書面等による審査

(1) 自動車(二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車、カタピラ及びそりを有する 軽自動車、大型特殊自動車並びに小型特殊自動車を除く。)のかじ取装置は、UN R79-01-S5の5.(5.1.6.1.を除く。)及び6.に適合するものでなければならない。

7-12-1 性能要件(視認等による審査)

(1) ~ (3) (略)

- (4) 二輪自動車に備える操作装置の配置、識別表示に関し、次の①及び②に掲げる基準に適合すること。
 - ① (1) に掲げる装置は、UN R60-00<u>-84</u>の 5. 及び 6. に適合すること。 なお、表 3 の識別対象装置には、該当する識別表示の例に従って表示がなされ ていること。
 - ② 表 4 の識別対象装置欄に掲げる装置を備える場合にあっては、①に定める操作 装置の配置、識別表示を妨げないものとして、UN R60-00-S4の 5. 及び 6. に適合 すること。

表 3~表 4 (略)

(5) (略)

7-12-2~7-12-7 (略)

7-12-8 従前規定の適用④

次に掲げる自動車については、次の基準に適合するものであればよい。

① 平成31年1月31日以前に製作された専ら乗用の用に供する乗車定員10人以上の自動車であって車両総重量が5tを超えるもの並びに貨物の運送の用に供する自動車であって車両総重量が12tを超えるもの(適用関係告示第6条第3項関係)②~③(略)

7-12-8-1 (略)

7-12-9 (略)

7-13 かじ取装置

7-13-1 性能要件

7-13-1-1 テスタ等による審査

四輪以上の自動車(諸元表等により審査した際に、UN R79-01-S4の 5. (5.1.6.1.を除く。)及び6.に適合することが明らかなものを除く。)のかじ取装置は、かじ取車輪の横すべり量に関し、テスタ等その他適切な方法により審査したときに、かじ取車輪をサイドスリップ・テスタを用いて計測した場合の横すべり量が、走行1mについて5mmを超えてはならない。

ただし、その輪数が四輪以上の自動車のかじ取車輪をサイドスリップ・テスタを用いて計測した場合に、指定自動車等の自動車製作者等がかじ取装置について安全な運行を確保できるものとして指定する横すべり量の範囲内にある場合にあっては、この限りでない。(保安基準第11条第1項関係、細目告示第13条第1項第1号リ関係、細目告示第91条第1項第1号ル関係)

7-13-1-2 (略)

7-13-1-3 書面等による審査

(1) 自動車(二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車、カタピラ及びそりを有する 軽自動車、大型特殊自動車並びに小型特殊自動車を除く。)のかじ取装置は、UN R79-01-S4の5.(5.1.6.1.を除く。)及び6.に適合するものでなければならない。

この場合において、次に掲げるかじ取装置であって、その機能を損なうおそれのある改造、損傷等のないものは、UN R79-01-S5の5. (5.1.6.1. を除く。)及び6. に適合するものとみなす。(細目告示第13条第2項関係、細目告示第91条第2項関係)①~③(略)

- (2) ~ (3) (略)
- (4) 次に掲げるかじ取装置は、(3) の基準に適合するものとする。

ただし、7-12-1 (3) が適用される自動車のテルテールの識別表示のうち、次に掲げる表示が継続して点灯しているものは、この基準に適合しないものとする。(細目告示第91条第2項関係)

【表示】



①~④ (略)

(5) (略)

7-13-2~7-13-3 (略)

7-13-4 適用関係の整理

(1) ~ (6) (略)

「テルテール: UN R121 又は UN R60 適用前]

(7) 平成29年1月31日以前に製作された自動車については、7-13-11(従前規定の適用 (7) の規定を適用する。(適用関係告示第7条第9項関係)

7-13-5~7-13-10 (略)

<u> [テルテール : UN R121 又は UN R60 適用前]</u>

7-13-11 従前規定の適用⑦

平成29年1月31日以前に製作された自動車については、次の基準に適合するもので あればよい。(適用関係告示第7条第9項関係)

7-13-11-1 性能要件

7-13-11-1-1 テスタ等による審査

7-13-1-1 に同じ。

7-13-11-1-2 視認等による審査

7-13-1-2 に同じ。

7-13-11-1-3 書面等による審査

- (1) 7-13-1-3 (1) に同じ。
- (2) 7-13-1-3 (2) に同じ。
- (3) 7-13-1-3 (3) に同じ。
- (4) 次に掲げるかじ取装置は、(3) の基準に適合するものとする。
 - ① 7-13-1-3 (4) ①に同じ。
 - ② 7-13-1-3 (4) ②に同じ。
 - ③ 7-13-1-3 (4) ③に同じ。

ĺΗ

この場合において、次に掲げるかじ取装置であって、その機能を損なうおそれのある改造、損傷等のないものは、UN R79-01-S4の5. (5.1.6.1.を除く。)及び6.に適合するものとみなす。(細目告示第13条第2項関係、細目告示第91条第2項関係)①~③(略)

- (2) ~ (3) (略)
- (4) 次に掲げるかじ取装置は、(3) の基準に適合するものとする。(細目告示第 91 条第 2 項関係)

①~④ (略)

(5)(略)

7-13-2~7-13-3 (略)

7-13-4 適用関係の整理

(1) ~ (6) (略)

(新設)

7-13-5~7-13-10(略)

④ 7-13-1-3 (4) ④に同じ。

(5) 7-13-1-3 (5) に同じ。

7-14 (略)

7-15 トラック・バスの制動装置

7-15-1 (略)

7-15-2 性能要件

7-15-2-1 (略)

7-15-2-2 視認等による審査

(1) (略)

(2) 制動装置は、次に掲げる基準に適合するものでなければならない。(細目告示第 15 条第2項関係、第7項関係、細目告示第93条第2項関係、第8項関係)

①~⑥ (略)

⑦ 7-12-1 (3) 又は 7-12-1 (4) が適用される自動車のテルテールの識別表示のう ち、次に掲げる表示が継続して点灯しているものでないこと。

【表示】



7-15-2-3 書面等による審査

(1) (略)

(2) 制動装置は、次に掲げる自動車(7-15に規定する自動車に限る。)の区分に応じ、各々 に定める基準に適合するものでなければならない。

ただし、指定自動車等以外の自動車にあっては、当分の間、UN R13-11-S14 の 5.1.1.4. 後段及び附則 13 の 4.4. 後段の規定にかかわらず、7-25-9-1-1 (1) ①から④ までの基準に適合するものであればよい。(細目告示第15条第2項関係、細目告示第 93条第2項関係、適用関係告示第9条第37項及び第44項関係)

- ① ②及び③に掲げる自動車以外のものにあっては、次のアからウに掲げる基準に 適合すること。
 - ア 制動装置は、UN R13-11-S14 の 5. 及び 6. (連結状態における制動性能に係 る部分を除く。) に適合すること。
 - イ 走行中の自動車の制動に著しい支障を及ぼす車輪の回転運動の停止を有 効に防止することができる装置は、UN R13-11-S14 附則 13 に適合すること。
 - ウ 走行中の自動車の旋回に著しい支障を及ぼす横滑り及び転覆を有効に防 止することができる装置は、UN R13-11-S14 附則 21 に適合すること。

② (略)

③ 専ら乗用の用に供する乗車定員10人以上の自動車(立席を有するものに限る。)

7-14 (略)

7-15 トラック・バスの制動装置

7-15-1 (略)

7-15-2 性能要件

7-15-2-1 (略)

7-15-2-2 視認等による審査

(1) (略)

(2) 制動装置は、次に掲げる基準に適合するものでなければならない。(細目告示第 15 条第2項関係、第7項関係、細目告示第93条第2項関係、第8項関係)

①~⑥ (略)

(新設)

7-15-2-3 書面等による審査

(1) (略)

(2) 制動装置は、次に掲げる自動車(7-15 に規定する自動車に限る。)の区分に応じ、各々 に定める基準に適合するものでなければならない。

ただし、指定自動車等以外の自動車にあっては、当分の間、UN R13-11-S13 の 5.1.1.4.後段及び附則13の4.4.後段の規定にかかわらず、7-25-9-1-1(1)①から④ までの基準に適合するものであればよい。(細目告示第15条第2項関係、細目告示第 93条第2項関係、適用関係告示第9条第37項及び第44項関係)

- ① ②及び③に掲げる自動車以外のものにあっては、次のアからウに掲げる基準に 適合すること。
 - ア 制動装置は、UN R13-11-S13 の 5. 及び 6. (連結状態における制動性能に係 る部分を除く。) に適合すること。
 - イ 走行中の自動車の制動に著しい支障を及ぼす車輪の回転運動の停止を有 効に防止することができる装置は、UN R13-11-S13 附則 13 に適合すること。
 - ウ 走行中の自動車の旋回に著しい支障を及ぼす横滑り及び転覆を有効に防 止することができる装置は、UN R13-11-S13 附則 21 に適合すること。
- ② (略)
- ③ 専ら乗用の用に供する乗車定員10人以上の自動車(立席を有するものに限る。)

であって車両総重量が 12t を超えるものにあっては、次のアからウに掲げる基準 に適合すること。

- ア 制動装置は、UN R13-11-S14 の 5. 及び 6. (連結状態における制動性能に係る部分を除く。) に適合すること。
- イ 走行中の自動車の制動に著しい支障を及ぼす車輪の回転運動の停止を有効に防止することができる装置は、UN R13-11-S14 附則 13 に適合すること。
- ウ 走行中の自動車の旋回に著しい支障を及ぼす横滑り及び転覆を有効に防止することができる装置を備える場合にあっては、UN R13-11-S14 附則 21 に適合すること。

 $(3) \sim (5)$ (略)

7-15-3 (略)

7-15-4 適用関係の整理

 $(1) \sim (7)$ (略)

「制動装置:細目告示別添10適用]

「衝突被害軽減制動制御装置: UN R131 又は細目告示別添 113 適用(任意装備)]

- (8) <u>次に掲げる自動車については、</u>7-15-12 (従前規定の適用®) の規定を適用する。(適用関係告示第9条<u>第18項、</u>第22項、第24項、第25項、第26項、第27項、第28項、第29項、第30項及び第31項関係)
 - ① 次の表に掲げる区分に応じた「製作年月日」以前に製作された自動車であって、 次の各号のいずれかに該当する自動車

<u>ア</u>~<u>ウ</u> (略)

- ② 新たに運行の用に供しようとする共通構造部型式指定自動車であって、出荷検査証(審査当日において、発行後11月を経過していないものに限る。)の発行日が次の表に掲げる区分に応じた「適用日」以前のもののうち、種別、用途、原動機の種類及び主要構造、燃料の種類及び動力用電源装置の種類、適合する排出ガス規制値又は低排出ガス車認定実施要領に定める基準値以外に、型式を区別する事項に変更がない次に掲げる自動車
 - ア 専ら乗用の用に供する乗車定員 10 人以上の車両総重量 12t を超える自動車
 - <u>イ</u> 専ら乗用の用に供する乗車定員 10 人以上の車両総重量 5t を超え 12t 以下 の自動車
 - ウ 貨物の運送の用に供する車両総重量 22t を超える自動車 (第五輪荷重を有する牽引自動車を除く。)
 - <u>工</u> 貨物の運送の用に供する車両総重量 3.5t を超え 20t 以下の自動車 (第五 輪荷重を有する車両総重量 13t を超える牽引自動車を除く。)
- ③ 使用の過程にある共通構造部型式指定自動車であって、自動車検査証等の備考 欄に記載されている保安基準適用年月日が次の表に掲げる区分に応じた「適用 日」以前のもののうち、種別、用途、原動機の種類及び主要構造、燃料の種類及

ĺΗ

であって車両総重量が 12t を超えるものにあっては、次のアからウに掲げる基準に適合すること。

- ア 制動装置は、UN R13-11-S13の 5. 及び 6. (連結状態における制動性能に係る部分を除く。) に適合すること。
- イ 走行中の自動車の制動に著しい支障を及ぼす車輪の回転運動の停止を有効に防止することができる装置は、UN R13-11-S13 附則 13 に適合すること。
- ウ 走行中の自動車の旋回に著しい支障を及ぼす横滑り及び転覆を有効に防止することができる装置を備える場合にあっては、UN R13-11-S13 附則 21 に適合すること。

(3) ~ (5) (略)

7-15-3 (略)

7-15-4 適用関係の整理

 $(1) \sim (7)$ (略)

「制動装置:細目告示別添10適用]

「衝突被害軽減制動制御装置: UN R131 又は細目告示別添 113 適用(任意装備)]

(8) <u>次の表に掲げる区分に応じた「製作年月日」以前に製作された自動車であって、次の各号のいずれかに該当する自動車については、</u>7-15-12 (従前規定の適用®) の規定を適用する。(適用関係告示第9条第22項、第24項、第25項、第26項、第27項、第28項、第29項、第30項及び第31項関係)

(新設)

①~③ (略)

(新設)

び動力用電源装置の種類、適合する排出ガス規制値又は低排出ガス車認定実施要 領に定める基準値以外に、型式を区別する事項に変更がない自動車

	1211 /C / G CL		· 24240 00 H 8	/4
ļ	区分		製作年月日	指定等年月日
ļ			<u>又は適用日</u>	1日足守千万日
	(略)	(略)	(略)	(略)

(9) ~ (10) (略)

「制動装置:細目告示別添10適用]

[衝突被害軽減制動制御装置:UN R131 適用(装備義務付け)]

- (11) 次に掲げる自動車については、7-15-15(従前規定の適用⑪)の規定を適用する。(適用関係告示第9条第24項及び第38項関係)
 - ① 次の表に掲げる区分に応じた「製作年月日」以前に製作された自動車であって、 次の各号のいずれかに該当する自動車

<u>ア</u>~<u>ウ</u> (略)

- ② 新たに運行の用に供しようとする共通構造部型式指定自動車であって、出荷検査証(審査当日において、発行後11月を経過していないものに限る。)の発行日が次の表に掲げる区分に応じた「適用日」以前のもののうち、種別、用途、原動機の種類及び主要構造、燃料の種類及び動力用電源装置の種類、適合する排出ガス規制値又は低排出ガス車認定実施要領に定める基準値以外に、型式を区別する事項に変更がない自動車
- ③ 使用の過程にある共通構造部型式指定自動車であって、自動車検査証等の備考欄に記載されている保安基準適用年月日が次の表に掲げる区分に応じた「適用日」以前のもののうち、種別、用途、原動機の種類及び主要構造、燃料の種類及び動力用電源装置の種類、適合する排出ガス規制値又は低排出ガス車認定実施要領に定める基準値以外に、型式を区別する事項に変更がない自動車

区分		製作年月日 <u>又は適用日</u>	指定等年月日
(略)	(略)	(略)	(略)

(12) (略)

「テルテール: UN R121 又は UN R60 適用前]

- (13) 次に掲げる自動車については、7-15-17 (従前規定の適用®) の規定を適用する。(適 用関係告示第9条第47項、第48項、第49項関係)
 - ① 平成31年1月31日以前に製作された専ら乗用の用に供する乗車定員10人以上の自動車であって、車両総重量が5tを超えるもの及び貨物の運送の用に供する自動車であって、車両総重量が12tを超えるもの
 - ② 平成29年1月31日以前に製作された自動車(①に掲げる自動車、二輪自動車、 側車付二輪自動車、三輪自動車、カタピラ及びそりを有する軽自動車、大型特殊

旧

	区分	製作年月日	指定等年月日
(略)	(略)	(略)	(略)

(9) ~ (10) (略)

「制動装置:細目告示別添10適用]

[衝突被害軽減制動制御装置: UN R131 適用(装備義務付け)]

(11) <u>次の表に掲げる区分に応じた「製作年月日」以前に製作された自動車であって、次の各号のいずれかに該当する自動車については、</u>7-15-15 (従前規定の適用⑪) の規定を適用する。(適用関係告示第9条第24項及び第38項関係) (新設)

①~③ (略)

(新設)

(新設)

	区分	製作年月日	指定等年月日
(略)	(略)	(略)	(略)

(12) (略)

自動車、小型特殊自動車並びに被牽引自動車を除く。)

7-15-5~7-15-11 (略)

[制動装置:細目告示別添 10 適用]

[衝突被害軽減制動制御装置:UN R131 又は細目告示別添 113 適用(任意装備)]

7-15-12 従前規定の適用®

<u>次に掲げる自動車については、</u>次の基準に適合するものであればよい。(適用関係告示第9条<u>第18項、</u>第22項、第24項、第25項、第26項、第27項、第28項、第29項、第30項及び第31項関係)

① 次の表に掲げる区分に応じた「製作年月日」以前に製作された自動車であって、 次の各号のいずれかに該当する自動車

ア~ウ (略)

- ② 新たに運行の用に供しようとする共通構造部型式指定自動車であって、出荷検査証(審査当日において、発行後 11 月を経過していないものに限る。)の発行日が次の表に掲げる区分に応じた「適用日」以前のもの(次に掲げる自動車に限る。)のうち、種別、用途、原動機の種類及び主要構造、燃料の種類及び動力用電源装置の種類、適合する排出ガス規制値又は低排出ガス車認定実施要領に定める基準値以外に、型式を区別する事項に変更がない次に掲げる自動車
 - ア 専ら乗用の用に供する乗車定員 10 人以上の車両総重量 12t を超える自動車
 - <u>イ</u> 専ら乗用の用に供する乗車定員 10 人以上の車両総重量 5t を超え 12t 以下 の自動車
 - ウ 貨物の運送の用に供する車両総重量 22t を超える自動車 (第五輪荷重を有する牽引自動車を除く。)
 - <u>工</u> 貨物の運送の用に供する車両総重量 3.5t を超え 20t 以下の自動車 (第五 輪荷重を有する車両総重量 13t を超える牽引自動車を除く。)
- ③ 使用の過程にある共通構造部型式指定自動車であって、自動車検査証等の備考欄に記載されている保安基準適用年月日が次の表に掲げる区分に応じた「適用日」以前のもののうち、種別、用途、原動機の種類及び主要構造、燃料の種類及び動力用電源装置の種類、適合する排出ガス規制値又は低排出ガス車認定実施要領に定める基準値以外に、型式を区別する事項に変更がない自動車

	区分	製作年月日 <u>又は適用日</u>	指定等年月日
(略)	(略)	(略)	(略)

 $7-15-12-1 \sim 7-15-12-2$ (略)

[制動装置: UN R13 適用 (車両安定性制御装置 (EVSC) 任意装備)]

「衝突被害軽減制動制御装置: UN R131 又は細目告示別添 113 適用(任意装備)]

[制動装置:細目告示別添 10 適用]

[衝突被害軽減制動制御装置:UN R131 又は細目告示別添 113 適用(任意装備)]

7-15-12 従前規定の適用®

7-15-5~7-15-11 (略)

次の表に掲げる区分に応じた「製作年月日」以前に製作された自動車であって、次の 各号のいずれかに該当する自動車については、次の基準に適合するものであればよい。 (適用関係告示第9条第22項、第24項、第25項、第26項、第27項、第28項、第29項、第30項及び第31項関係)

(新設)

①~③ (略)

(新設)

(新設)

	区分	製作年月日	指定等年月日
(略)	(略)	(略)	(略)

7-15-12-1~7-15-12-2 (略)

[制動装置: UN R13 適用(車両安定性制御装置(EVSC)任意装備)]

[衝突被害軽減制動制御装置: UN R131 又は細目告示別添 113 適用(任意装備)]

7-15-13 従前規定の適用⑨

次の表に掲げる区分に応じた「製作年月日」以前に製作された自動車であって、次の 各号のいずれかに該当する自動車ついては、次の基準に適合するものであればよい。(適 用関係告示第 9 条第 20 項、第 21 項、第 23 項、第 33 項、第 34 項、第 35 項、第 36 項、 第 42 項及び第 44 項関係)

① \sim ③ (略)

7-15-13-1 (略)

7-15-13-2 性能要件

7-15-13-2-1~7-15-13-2-2 (略)

7-15-13-2-3 書面等による審査

(1) (略)

(2) 制動装置は、次に掲げる自動車の区分に応じ、各々に定める基準に適合するもので なければならない。

ただし、指定自動車等以外の自動車にあっては、当分の間、UN R13-11-S14 の 5.1.1.4.後段及び附則13の4.4.後段の規定にかかわらず、7-25-9-1-1(1)①から④ までの基準に適合するものであればよい。

- ① ②及び③に掲げる自動車以外のものにあっては、次のアからウに掲げる基準に 適合すること。
 - ア 制動装置は、UN R13-11-S14 の 5. 及び 6. (連結状態における制動性能に係 る部分を除く。) に適合すること。
 - イ 走行中の自動車の制動に著しい支障を及ぼす車輪の回転運動の停止を有 効に防止することができる装置は、UN R13-11-S14 附則 13 に適合すること。
 - ウ 走行中の自動車の旋回に著しい支障を及ぼす横滑り及び転覆を有効に防 止することができる装置を備える自動車にあっては UN R13-11-S14 附則 21 に適合すること。

② \sim ③ (略)

 $(3) \sim (5)$ (略)

[制動装置:UN R13 適用(車両安定性制御装置(EVSC)装備義務付け)] [衝突被害軽減制動制御装置:UN R131 又は細目告示別添 113 適用(任意装備)]

7-15-14 従前規定の適用⑩

次の表に掲げる区分に応じた「製作年月日」以前に製作された自動車であって、次の 各号のいずれかに該当する自動車については、次の基準に適合するものであればよい。 (適用関係告示第9条第39項及び第44項関係)

① \sim ③ (略)

7-15-14-1 (略)

7-15-14-2 性能要件

7-15-14-2-1~7-15-14-2-2 (略)

7-15-14-2-3 書面等による審査

7-15-13 従前規定の適用⑨

次の表に掲げる区分に応じた「製作年月日」以前に製作された自動車であって、次の 各号のいずれかに該当する自動車ついては、次の基準に適合するものであればよい。(適 用関係告示第 9 条第 20 項、第 21 項、第 23 項、第 33 項、第 34 項、第 35 項、第 36 項、 第 42 項及び第 44 項関係)

旧

 $(1)\sim(3)$ (略)

7-15-13-1 (略)

7-15-13-2 性能要件

7-15-13-2-1~7-15-13-2-2(略)

7-15-13-2-3 書面等による審査

(1) (略)

(2) 制動装置は、次に掲げる自動車の区分に応じ、各々に定める基準に適合するもので なければならない。

ただし、指定自動車等以外の自動車にあっては、当分の間、UN R13-11-S13 の 5.1.1.4. 後段及び附則 13 の 4.4. 後段の規定にかかわらず、7-25-9-1-1(1) ①から④ までの基準に適合するものであればよい。

- ① ②及び③に掲げる自動車以外のものにあっては、次のアからウに掲げる基準に 適合すること。
 - ア 制動装置は、UN R13-11-S13 の 5. 及び 6. (連結状態における制動性能に係 る部分を除く。) に適合すること。
 - イ 走行中の自動車の制動に著しい支障を及ぼす車輪の回転運動の停止を有 効に防止することができる装置は、UN R13-11-S13 附則 13 に適合すること。
 - ウ 走行中の自動車の旋回に著しい支障を及ぼす横滑り及び転覆を有効に防 止することができる装置を備える自動車にあっては UN R13-11-S13 附則 21 に適合すること。

② \sim ③ (略)

(3) ~ (5) (略)

[制動装置:UN R13 適用(車両安定性制御装置(EVSC)装備義務付け)] [衝突被害軽減制動制御装置:UN R131 又は細目告示別添 113 適用(任意装備)]

7-15-14 従前規定の適用⑩

次の表に掲げる区分に応じた「製作年月日」以前に製作された自動車であって、次の 各号のいずれかに該当する自動車については、次の基準に適合するものであればよい。 (適用関係告示第9条第39項及び第44項関係)

① \sim ③ (略)

7-15-14-1 (略)

7-15-14-2 性能要件

7-15-14-2-1~7-15-14-2-2 (略)

7-15-14-2-3 書面等による審査

新旧対照表

(1) (略)

(2) 制動装置は、次の①から③に掲げる基準に適合するものでなければならない。 ただし、指定自動車等以外の自動車にあっては、当分の間、UN R13-11-S14 の 5.1.1.4.後段及び附則 13 の 4.4.後段の規定にかかわらず、7-25-9-1-1 (1) ①から④ までの基準に適合するものであればよい。

- ① 制動装置は、UN R13-11-S14 の 5. 及び 6. (連結状態における制動性能に係る部分を除く。) に適合すること。
- ② 走行中の自動車の制動に著しい支障を及ぼす車輪の回転運動の停止を有効に 防止することができる装置は、UN R13-11-S14 附則 13 に適合すること。
- ③ 走行中の自動車の旋回に著しい支障を及ぼす横滑り及び転覆を有効に防止することができる装置は、UN R13-11-S14 附則 21 に適合すること。

 $(3) \sim (5)$ (略)

[制動装置:細目告示別添 10 適用]

[衝突被害軽減制動制御装置:UN R131 適用(装備義務付け)]

7-15-15 従前規定の適用①

次に掲げる自動車については、次の基準に適合するものであればよい。(適用関係告示第9条第24項及び第38項関係)

① 次の表に掲げる区分に応じた「製作年月日」以前に製作された自動車であって、 次の各号のいずれかに該当する自動車

ア~ウ (略)

- ② 新たに運行の用に供しようとする共通構造部型式指定自動車であって、出荷検査証(審査当日において、発行後 11 月を経過していないものに限る。)の発行日が次の表に掲げる区分に応じた「適用日」以前のもののうち、種別、用途、原動機の種類及び主要構造、燃料の種類及び動力用電源装置の種類、適合する排出ガス規制値又は低排出ガス車認定実施要領に定める基準値以外に、型式を区別する事項に変更がない自動車
- ② 使用の過程にある共通構造部型式指定自動車であって、自動車検査証等の備考欄に記載されている保安基準適用年月日が次の表に掲げる区分に応じた「適用日」以前のもののうち、種別、用途、原動機の種類及び主要構造、燃料の種類及び動力用電源装置の種類、適合する排出ガス規制値又は低排出ガス車認定実施要領に定める基準値以外に、型式を区別する事項に変更がない自動車

	区分	製作年月日 <u>又は適用日</u>	指定等年月日
(略)	(略)	(略)	(略)

7-15-15-1~7-15-15-2 (略)

[制動装置:UN R13適用(車両安定性制御装置(EVSC)装備義務付け)(一部を除く)]

(1) (略)

- (2) 制動装置は、次の①から③に掲げる基準に適合するものでなければならない。 ただし、指定自動車等以外の自動車にあっては、当分の間、UN R13-11-S13 の 5.1.1.4.後段及び附則 13 の 4.4.後段の規定にかかわらず、7-25-9-1-1 (1) ①から④ までの基準に適合するものであればよい。
 - ① 制動装置は、UN R13-11-813の 5. 及び 6. (連結状態における制動性能に係る部分を除く。) に適合すること。
 - ② 走行中の自動車の制動に著しい支障を及ぼす車輪の回転運動の停止を有効に防止することができる装置は、UN R13-11-S13 附則 13 に適合すること。
 - ③ 走行中の自動車の旋回に著しい支障を及ぼす横滑り及び転覆を有効に防止することができる装置は、UN R13-11-S13 附則 21 に適合すること。

 $(3) \sim (5)$ (略)

「制動装置:細目告示別添10適用]

[衝突被害軽減制動制御装置:UN R131 適用 (装備義務付け)]

7-15-15 従前規定の適用①

次の表に掲げる区分に応じた「製作年月日」以前に製作された自動車であって、次の 各号のいずれかに該当する自動車については、次の基準に適合するものであればよい。 (適用関係告示第9条第24項及び第38項関係)

(新設)

①~③ (略)

(新設)

(新設)

区分		製作年月日	指定等年月日
(略)	(略)	(略)	(略)

7-15-15-1~7-15-15-2 (略)

[制動装置:UN R13適用(車両安定性制御装置(EVSC)装備義務付け)(一部を除く)]

[衝突被害軽減制動制御装置:UN R131 適用(装備義務付け)]

7-15-16 従前規定の適用①

次の表に掲げる区分に応じた「製作年月日」以前に製作された自動車であって、次の各号のいずれかに該当する自動車については、次の基準に適合するものであればよい。 (適用関係告示第9条第37項、第38項、第40項、第41項、第43項及び第44項関係) ①~③(略)

7-15-16-1 (略)

7-15-16-2 性能要件

 $7-15-16-2-1\sim7-15-16-2-2$ (略)

7-15-16-2-3 書面等による審査

- (1) (略)
- (2) 制動装置は、次の①から③に掲げる基準に適合するものでなければならない。 ただし、指定自動車等以外の自動車にあっては、当分の間、UN R13-11-S14の 5.1.1.4.後段及び附則 13の4.4.後段の規定にかかわらず、7-25-9-1-1(1)①から④ までの基準に適合するものであればよい。
 - ① 制動装置は、UN R13-11-814 の 5. 及び 6. (連結状態における制動性能に係る部分を除く。) に適合すること。
 - ② 走行中の自動車の制動に著しい支障を及ぼす車輪の回転運動の停止を有効に 防止することができる装置は、UN R13-11-S14 附則 13 に適合すること。
 - ③ 走行中の自動車の旋回に著しい支障を及ぼす横滑り及び転覆を有効に防止することができる装置を備える場合にあっては、UN R13-11-S14 附則 21 に適合すること。

 $(3) \sim (5)$ (略)

<u> [テルテール: UN R121 又は UN R60 適用前]</u>

7-15-17 従前規定の適用(3)

次に掲げる自動車については、次の基準に適合するものであればよい。(適用関係告示第9条第47項、第48項、第49項関係)

- ① 平成 31 年 1 月 31 日以前に製作された専ら乗用の用に供する乗車定員 10 人以上 の自動車であって、車両総重量が 5t を超えるもの及び貨物の運送の用に供する自 動車であって、車両総重量が 12t を超えるもの
- ② 平成29年1月31日以前に製作された自動車(①に掲げる自動車、二輪自動車、 側車付二輪自動車、三輪自動車、カタピラ及びそりを有する軽自動車、大型特殊自動車、小型特殊自動車並びに被牽引自動車を除く。)

7-15-17-1 装備要件

7-15-1 に同じ。

7-15-17-2 性能要件

7-15-17-2-1 テスタ等による審査

7-15-2-1 に同じ。

7-15-17-2-2 視認等による審査

ĺΗ

[衝突被害軽減制動制御装置:UN R131 適用(装備義務付け)]

7-15-16 従前規定の適用⑫

次の表に掲げる区分に応じた「製作年月日」以前に製作された自動車であって、次の各号のいずれかに該当する自動車については、次の基準に適合するものであればよい。 (適用関係告示第9条第37項、第38項、第40項、第41項、第43項及び第44項関係) ①~③(略)

7-15-16-1 (略)

7-15-16-2 性能要件

 $7-15-16-2-1\sim7-15-16-2-2$ (略)

7-15-16-2-3 書面等による審査

- (1) (略)
- (2) 制動装置は、次の①から③に掲げる基準に適合するものでなければならない。 ただし、指定自動車等以外の自動車にあっては、当分の間、UN R13-11-S13_の 5.1.1.4. 後段及び附則 13 の 4.4. 後段の規定にかかわらず、7-25-9-1-1 (1) ①から④までの基準に適合するものであればよい。
 - ① 制動装置は、UN R13-11-813の 5. 及び 6. (連結状態における制動性能に係る部分を除く。) に適合すること。
 - ② 走行中の自動車の制動に著しい支障を及ぼす車輪の回転運動の停止を有効に防止することができる装置は、UN R13-11-S13 附則 13 に適合すること。
 - ③ 走行中の自動車の旋回に著しい支障を及ぼす横滑り及び転覆を有効に防止することができる装置を備える場合にあっては、UN R13-11-S13 附則 21 に適合すること。

 $(3) \sim (5)$ (略)

ĺΗ

- (1) 7-15-2-2 (1) に同じ。
- (2) 制動装置は、次に掲げる基準に適合するものでなければならない。
 - ① 7-15-2-2 (2) ①に同じ。
 - ② 7-15-2-2 (2) ②に同じ。
 - <u>③</u> 7-15-2-2 (2) ③に同じ。
 - <u>④</u> 7-15-2-2 (2) ④に同じ。
 - ⑤ 7-15-2-2 (2) ⑤に同じ。
 - ⑥ 7-15-2-2 (2) ⑥に同じ。

7-15-17-2-3 書面等による審査

7-15-2-3 に同じ。

7-16 乗用車の制動装置

7-16-1 (略)

7-16-2 性能要件

7-16-2-1 (略)

7-16-2-2 視認等による審査

(1) (略)

(2) 制動装置は、次に掲げる基準に適合するものでなければならない。(細目告示第 15 条第3項関係、細目告示第 93 条第3項関係)

①~⑤ (略)

<u>⑥</u> 7-12-1 (3) 又は 7-12-1 (4) が適用される自動車のテルテールの識別表示のうち、次に掲げる表示が継続して点灯しているものでないこと。

【表示】



7-16-2-3 書面等による審査

- (1) 制動装置は、走行中の自動車の減速及び停止、停止中の自動車の停止状態の保持等に係る制動性能に関し、書面その他適切な方法により審査したときに、次の①から④に掲げる基準に適合するものでなければならない。(細目告示第15条第3項関係、細目告示第93条第3項関係)
 - ① 制動装置は、UN R13H-01の5.及び6.に適合すること。
 - ② 走行中の自動車の制動に著しい支障を及ぼす車輪の回転運動の停止を有効に 防止することができる装置は、UN R13H-01 附則 6 に適合すること。
 - ③ 走行中の自動車の旋回に著しい支障を及ぼす横滑りを有効に防止することができる装置は、UN R140-00 の 5.、6. 及び 7. に適合すること。
 - ④ 緊急制動時に自動的に制動装置の制動力を増加させる装置は、<u>UN R139-00 の</u> 5.、6.及び7.に適合すること。

7-16 乗用車の制動装置

7-16-1 (略)

7-16-2 性能要件

7-16-2-1 (略)

7-16-2-2 視認等による審査

(1) (略)

(2) 制動装置は、次に掲げる基準に適合するものでなければならない。(細目告示第 15 条第3項関係、細目告示第 93 条第3項関係)

①~⑤ (略)

(新設)

7-16-2-3 書面等による審査

- (1) 制動装置は、走行中の自動車の減速及び停止、停止中の自動車の停止状態の保持等に係る制動性能に関し、書面その他適切な方法により審査したときに、次の①から④に掲げる基準に適合するものでなければならない。(細目告示第15条第3項関係、細目告示第93条第3項関係)
 - ① 制動装置は、UN R13H-00-S16 の 5. 及び 6. に適合すること。
 - ② 走行中の自動車の制動に著しい支障を及ぼす車輪の回転運動の停止を有効に 防止することができる装置は、UN R13H-00-S16 附則 6 に適合すること。
 - ③ 走行中の自動車の旋回に著しい支障を及ぼす横滑りを有効に防止することができる装置は、UN R13H-00-S16 附則 9A に適合すること。
 - ④ 緊急制動時に自動的に制動装置の制動力を増加させる装置は、<u>UN R13H-00-S16</u> 附則 9B に適合すること。

(2) (略)

7-16-3 (略)

7-16-4 適用関係の整理

 $(1) \sim (9)$ (略)

(新設)

7-16-4 適用関係の整理

 $(1) \sim (9)$ (略)

(2) (略)

7-16-3 (略)

「テルテール: UN R121 又は UN R60 適用前]

(10) 平成29年1月31日以前に製作された自動車については、7-16-14(従前規定の適 用⑩)の規定を適用する。(適用関係告示第9条第47項 第48項 第49項関係)

7-16-5~7-16-6 (略)

7-16-7 従前規定の適用③

平成16年1月1日以降に製作された自動車であって①から③までに掲げるものにつ いては、当分の間、次の規定を適用することができる。(適用関係告示第9条第6項関

① \sim ③ (略)

7-16-7-1~7-16-7-2(略)

7-16-8~7-16-10 (略)

7-16-11 従前規定の適用(7)

平成26年1月29日以前に製作された自動車(平成24年10月1日(軽自動車にあっ ては平成26年1月30日)以降の型式指定自動車(平成24年9月30日(軽自動車にあ っては平成26年9月30日)以前の型式指定自動車から、種別、用涂、原動機の種類及 び主要構造、燃料の種類及び動力用電源装置の種類並びに適合する排出ガス規制値に定 める設定基準値以外に、型式を区別する事項に変更がない自動車を除く。)を除く。)に ついては、次の基準に適合するものであればよい。(適用関係告示第9条第16項及び第 17 項関係)

7-16-11-1 (略)

7-16-11-2 性能要件

7-16-11-2-1~7-16-11-2-2 (略)

7-16-11-2-3 書面等による審査

(1) (略)

(2) 制動装置は、UN R13H-01 の 5.及び 6. (ただし、同規則 5.2.22.4.の規定は平成 23 年1月28日付け国土交通省告示第73号による改正前の細目告示別添12「乗用車の制 動装置の技術基準 | 3.2.22.4.の規定と読み替えて適用する。) に適合するものでなけ ればならない。

この場合において、走行中の自動車の旋回に著しい支障を及ぼす横滑りを有効に防 止することができる装置を備える場合にあっては平成22年12月9日付け国土交通省 告示第 1460 号による改正前の細目告示別添 12「乗用車の制動装置の技術基準」 3.2.24. に定める基準に、緊急制動時に自動的に制動装置の制動力を増加させる装置 を備える場合にあっては平成22年12月9日付け国土交通省告示第1460号による改 正前の細目告示別添 12「乗用車の制動装置の技術基準」3.2.26. に定める基準にそれ ぞれ適合するものでなければならない。

7-16-5~7-16-6 (略)

7-16-7 従前規定の適用③

平成16年1月1日以降に製作された自動車であって①から⑤までに掲げるものにつ いては、当分の間、次の規定を適用することができる。(適用関係告示第9条第6項関

①~③ (略)

7-16-7-1~7-16-7-2(略)

7-16-8~7-16-10 (略)

7-16-11 従前規定の適用⑦

平成26年1月29日以前に製作された自動車(平成24年10月1日(軽自動車にあっ ては平成26年1月30日)以降の型式指定自動車(平成24年9月30日(軽自動車にあ っては平成26年9月30日)以前の型式指定自動車から、種別、用涂、原動機の種類及 び主要構造、燃料の種類及び動力用電源装置の種類並びに適合する排出ガス規制値に定 める設定基準値以外に、型式を区別する事項に変更がない自動車を除く。)を除く。)に ついては、次の基準に適合するものであればよい。(適用関係告示第9条第16項及び第 17 項関係)

7-16-11-1 (略)

7-16-11-2 性能要件

 $7-16-11-2-1\sim7-16-11-2-2$ (略)

7-16-11-2-3 書面等による審査

(1) (略)

(2) 制動装置は、UN R13H-00-S16 の 5. 及び 6. (ただし、同規則 5. 2. 22. 4. の規定は平成 23年1月28日付け国土交通省告示第73号による改正前の細目告示別添12「乗用車 の制動装置の技術基準 | 3.2.22.4.の規定と読み替えて適用する。) に適合するもので なければならない。

この場合において、走行中の自動車の旋回に著しい支障を及ぼす横滑りを有効に防 止することができる装置を備える場合にあっては平成22年12月9日付け国土交通省 告示第 1460 号による改正前の細目告示別添 12「乗用車の制動装置の技術基準」 3, 2, 24. に定める基準に、緊急制動時に自動的に制動装置の制動力を増加させる装置 を備える場合にあっては平成22年12月9日付け国土交通省告示第1460号による改 正前の細目告示別添 12「乗用車の制動装置の技術基準」3.2.26. に定める基準にそれ ぞれ適合するものでなければならない。

7-16-12 従前規定の適用®

次に掲げる自動車(軽自動車を除く。)については次の基準に適合するものであれば よい。(適用関係告示第9条第17項関係)

① \sim ② (略)

7-16-12-1 (略)

(3) (略)

7-16-12-2 性能要件

7-16-12-2-1~7-16-12-2-2 (略)

7-16-12-2-3 書面等による審査

- (1) 制動装置は、走行中の自動車の減速及び停止、停止中の自動車の停止状態の保持等 に係る制動性能に関し、書面その他適切な方法により審査したときに、次の①から④ に掲げる基準に適合するものでなければならない。
 - ① 制動装置は、UN R13H-01 の 5. 及び 6. (ただし、同規則 5. 2. 22. 4. の規定は平 成23年1月28日付け国土交通省告示第73号による改正前の細目告示別添12「乗 用車の制動装置の技術基準 | 3, 2, 22, 4, の規定と読み替えて適用する。) に適合す ること。
 - ② 走行中の自動車の制動に著しい支障を及ぼす車輪の回転運動の停止を有効に 防止することができる装置は、UN R13H-01 附則 6 に適合すること。
 - ③ 走行中の自動車の旋回に著しい支障を及ぼす横滑りを有効に防止することが できる装置は、UN R140-00 の 5.、6. 及び 7. に適合すること。
 - ④ 緊急制動時に自動的に制動装置の制動力を増加させる装置は、UN R139-00 の 5. 、6. 及び7. に適合すること。

(2) (略)

7-16-13 従前規定の適用⑨

平成26年9月30日(軽自動車にあっては平成30年2月23日)以前に製作された自 動車(平成26年10月1日以降の型式指定自動車である軽自動車(平成26年9月30日 以前の型式指定自動車から、種別、用途、原動機の種類及び主要構造、燃料の種類及び 動力用電源装置の種類並びに適合する排出ガス規制値に定める設定基準値以外に、型式 を区別する事項に変更がない自動車を除く。)を除く。)については、次の基準に適合す るものであればよい。(適用関係告示第9条第16項関係)

7-16-13-1 (略)

7-16-13-2 性能要件

7-16-13-2-1~7-16-13-2-2 (略)

7-16-13-2-3 書面等による審査

(1) (略)

(2) 制動装置は、UN R13H-01 の 5. 及び 6 に適合するものでなければならない。 この場合において、走行中の自動車の旋回に著しい支障を及ぼす横滑りを有効に防 止することができる装置を備える場合にあっては平成22年12月9日付け国土交通省

告示第 1460 号による改正前の細目告示別添 12「乗用車の制動装置の技術基準」 3.2.24. に定める基準に、緊急制動時に自動的に制動装置の制動力を増加させる装置 (3) (略)

7-16-12 従前規定の適用®

次に掲げる自動車(軽自動車を除く。)については次の基準に適合するものであれば よい。(適用関係告示第9条第17項関係)

旧

① \sim ② (略)

7-16-12-1 (略)

7-16-12-2 性能要件

7-16-12-2-1~7-16-12-2-2 (略)

7-16-12-2-3 書面等による審査

- (1) 制動装置は、走行中の自動車の減速及び停止、停止中の自動車の停止状態の保持等 に係る制動性能に関し、書面その他適切な方法により審査したときに、次の①から④ に掲げる基準に適合するものでなければならない。
 - ① 制動装置は、UN R13H-00-S16 の 5. 及び 6. (ただし、同規則 5. 2. 22. 4. の規定 は平成23年1月28日付け国土交通省告示第73号による改正前の細目告示別添 12「乗用車の制動装置の技術基準」3.2.22.4.の規定と読み替えて適用する。)に 適合すること。
 - ② 走行中の自動車の制動に著しい支障を及ぼす車輪の回転運動の停止を有効に 防止することができる装置は、UN R13H-00-S16 附則 6 に適合すること。
 - ③ 走行中の自動車の旋回に著しい支障を及ぼす横滑りを有効に防止することが できる装置は、UN R13H-00-S16 付則 9A に適合すること。
 - ④ 緊急制動時に自動的に制動装置の制動力を増加させる装置は、UN R13H-00-S16 付則 9B に適合すること。

(2) (略)

7-16-13 従前規定の適用⑨

平成 26 年 9 月 30 日 (軽自動車にあっては平成 30 年 2 月 23 日) 以前に製作された自 動車(平成 26 年 10 月 1 日以降の型式指定自動車である軽自動車(平成 26 年 9 月 30 日 以前の型式指定自動車から、種別、用途、原動機の種類及び主要構造、燃料の種類及び 動力用電源装置の種類並びに適合する排出ガス規制値に定める設定基準値以外に、型式 を区別する事項に変更がない自動車を除く。)を除く。)については、次の基準に適合す るものであればよい。(適用関係告示第9条第16項関係)

7-16-13-1 (略)

7-16-13-2 性能要件

7-16-13-2-1~**7-16-13-2-2**(略)

7-16-13-2-3 書面等による審査

(1) (略)

(2) 制動装置は、UN R13H-00-S16 の 5. 及び 6 に適合するものでなければならない。

この場合において、走行中の自動車の旋回に著しい支障を及ぼす横滑りを有効に防 止することができる装置を備える場合にあっては平成22年12月9日付け国土交通省 告示第 1460 号による改正前の細目告示別添 12「乗用車の制動装置の技術基準」 3.2.24. に定める基準に、緊急制動時に自動的に制動装置の制動力を増加させる装置

ĺΗ

を備える場合にあっては平成22年12月9日付け国土交通省告示第1460号による改正前の細目告示別添12「乗用車の制動装置の技術基準」3.2.26.に定める基準にそれぞれ適合するものでなければならない。

(3) (略)

[テルテール: UN R121 又は UN R60 適用前]

7-16-14 従前規定の適用⑩

平成29年1月31日以前に製作された自動車については、次の基準に適合するものであればよい。(適用関係告示第9条第47項、第48項、第49項関係)

7-16-14-1 装備要件

7-16-1 に同じ。

7-16-14-2 性能要件

7-16-14-2-1 テスタ等による審査

7-16-2-1 に同じ。

7-16-14-2-2 視認等による審査

- (1) 7-16-2-2 (1) に同じ。
- (2) 制動装置は、次に掲げる基準に適合するものでなければならない。
 - ① 7-16-2-2 (2) ①に同じ。
 - ② 7-16-2-2 (2) ②に同じ。
 - ③ 7-16-2-2 (2) ③に同じ。
 - <u>④</u> 7-16-2-2 (2) ④に同じ。
 - <u>⑤</u> 7-16-2-2 (2) ⑤に同じ。

7-16-14-2-3 書面等による審査

7-16-2-3 に同じ。

7-17 二輪車の制動装置

7-17-1 (略)

7-17-2 性能要件

7-17-2-1 (略)

7-17-2-2 視認等による審査

- (1) (略)
- (2) 制動装置は、次に掲げる基準に適合するものでなければならない。(細目告示第 15 条第4項関係、細目告示第 93 条第4項関係)

①~⑥ (略)

⑦ 7-12-1 (3) 又は 7-12-1 (4) が適用される自動車のテルテールの識別表示のうち、次に掲げる表示が継続して点灯しているものでないこと。

【表示】

を備える場合にあっては平成22年12月9日付け国土交通省告示第1460号による改正前の細目告示別添12「乗用車の制動装置の技術基準」3.2.26.に定める基準にそれぞれ適合するものでなければならない。

(3) (略)

(新設)

7-17 二輪車の制動装置

7-17-1 (略)

7-17-2 性能要件

7-17-2-1 (略)

7-17-2-2 視認等による審査

(1) (略)

(2) 制動装置は、次に掲げる基準に適合するものでなければならない。(細目告示第 15 条第4項関係、細目告示第93条第4項関係)

①~⑥ (略)



7-17-2-3 書面等による審査

- (1) (略)
- (2) 制動装置は、UN R78-03-S3の 5. 及び 6. に定める基準に適合するものでなければならない。

この場合において、指定自動車等 (8-1 (2) の規定により第7章の規定を適用する自動車を除く。) 以外の二輪自動車及び側車付二輪自動車であって、UN R78-03-S1 附則3の「3. 乾燥状態での停止テストー単一のサービスブレーキコントロールを作動」及び「4. 乾燥状態での停止テストー全てのサービスブレーキコントロールを作動」の基準に適合するものは、「5. 高速テスト」の基準に適合するものとして取扱うものとする。

- (3) 走行中の自動車の制動に著しい支障を及ぼす車輪の回転運動の停止を有効に防止することができる装置は、UN R78-03-S3 附則 3 の 9. に適合するものであること。
- (4) (略)

7-17-3 (略)

7-17-4 適用関係の整理

(1) ~ (4) (略)

[テルテール: UN R121 又は UN R60 適用前]

(5) 平成29年6月30日以前に製作された二輪自動車については、7-17-9(従前規定の 適用⑤)の規定を適用する。(適用関係告示第9条第47項、第48項、第49項関係)

7-17-5~7-17-8(略)

<u> [テルテール: UN R121 又は UN R60 適用前]</u>

7-17-9 従前規定の適用⑤

平成29年6月30日以前に製作された二輪自動車については、次の基準に適合するものであればよい。(適用関係告示第9条第47項、第48項、第49項関係)

7-17-9-1 装備要件

7-17-1 に同じ。

7-17-9-2 性能要件

7-17-9-2-1 テスタ等による審査

7-17-2-1 に同じ。

7-17-9-2-2 視認等による審査

- (1) 7-17-2-2 (1) に同じ。
- (2) 制動装置は、次に掲げる基準に適合するものでなければならない。
 - ① 7-17-2-2 (2) ①に同じ。
 - ② 7-17-2-2 (2) ②に同じ。
 - ③ 7-17-2-2 (2) ③に同じ。

7-17-2-3 書面等による審査

- (1) (略)
- (2) 制動装置は、UN R78-03-S2の 5. 及び 6. に定める基準に適合するものでなければならない。

この場合において、指定自動車等 (8-1 (2) の規定により第7章の規定を適用する自動車を除く。) 以外の二輪自動車及び側車付二輪自動車であって、UN R78-03-S1 附則3の「3. 乾燥状態での停止テストー単一のサービスブレーキコントロールを作動」及び「4. 乾燥状態での停止テストー全てのサービスブレーキコントロールを作動」の基準に適合するものは、「5. 高速テスト」の基準に適合するものとして取扱うものとする。

(3) 走行中の自動車の制動に著しい支障を及ぼす車輪の回転運動の停止を有効に防止することができる装置は、UN R78-03-S2 附則 3 の 9. に適合するものであること。 (4) (略)

7-17-3 (略)

7-17-4 適用関係の整理

(1) ~ (4) (略)

(新設)

7-17-5~7-17-8 (略)

- ④ 7-17-2-2 (2) ④に同じ。
- ⑤ 7-17-2-2 (2) ⑤に同じ。
- ⑥ 7-17-2-2 (2) ⑥に同じ。

7-17-9-2-3 書面等による審査

7-17-2-3 に同じ。

7-18~7-19 (略)

7-20 牽引自動車及び被牽引自動車の制動装置

7-20-1 性能要件

7-20-1-1 視認等による審査

- (1) (略)
- (2) 制動装置は次に掲げる基準に適合しなければならない。

①~③ (略)

④ 7-12-1(3) 又は 7-12-1(4) が適用される自動車のテルテールの識別表示のう ち、次に掲げる表示が継続して点灯しているものでないこと。 【表示】



7-20-1-2 書面等による審査

(1) 牽引自動車(最高速度が 25km/h 以下のものを除く。)及び被牽引自動車の制動装置 は、牽引自動車と被牽引自動車を連結した状態において、UN R13-11-S14 の 5. 及び 6. (連結状態における制動性能に係る部分に限る。) に適合するものでなければならな V

この場合において、次の各号に掲げる制動装置であってその機能を損なう損傷等の ないものは、UN R13-11-S14 の 5. 及び 6. (連結状態における制動性能に係る部分に限 る。) に適合するものとする。(細目告示第16条第1項、第94条第1項関係) $(1)\sim(3)$ (略)

(2) ~ (3) (略)

7-20-2~7-20-3 (略)

7-20-4 適用関係の整理

(1) ~ (19) (略)

「テルテール: UN R121 又は UN R60 適用前]

- (20)次に掲げる自動車については、7-20-24(従前規定の適用20)の規定を適用する。(適 用関係告示第9条第47項、第48項、第49項関係)
 - ① 平成31年1月31日以前に製作された専ら乗用の用に供する乗車定員10人以

7-18~7-19 (略)

7-20 牽引自動車及び被牽引自動車の制動装置

7-20-1 性能要件

7-20-1-1 視認等による審査

- (1) (略)
- (2) 制動装置は次に掲げる基準に適合しなければならない。

①~③ (略)

(新設)

7-20-1-2 書面等による審査

(1) 牽引自動車(最高速度が 25km/h 以下のものを除く。) 及び被牽引自動車の制動装置 は、牽引自動車と被牽引自動車を連結した状態において、UN R13-11-S13 の 5. 及び 6. (連結状態における制動性能に係る部分に限る。) に適合するものでなければならな

この場合において、次の各号に掲げる制動装置であってその機能を損なう損傷等の ないものは、UN R13-11-S13 の 5. 及び 6. (連結状態における制動性能に係る部分に限 る。) に適合するものとする。(細目告示第16条第1項、第94条第1項関係) ① \sim ③ (略)

 $(2) \sim (3)$ (略)

7-20-2~7-20-3 (略)

7-20-4 適用関係の整理

(1) ~ (19) (略)

上の自動車であって、車両総重量が 5t を超えるもの及び貨物の運送の用に供する自動車であって、車両総重量が 12t を超えるもの

- ② 平成29年1月31日以前に製作された自動車(①に掲げる自動車、二輪自動車、 側車付二輪自動車、三輪自動車、カタピラ及びそりを有する軽自動車、大型特殊 自動車、小型特殊自動車並びに被牽引自動車を除く。)
- ③ 平成29年6月30日以前に製作された二輪自動車

7-20-5~7-20-23(略)

7-20-24 従前規定の適用20

次に掲げる自動車については、次の基準に適合するものであればよい。(適用関係告示第9条第47項、第48項、第49項関係)

- ① 平成 31 年 1 月 31 日以前に製作された専ら乗用の用に供する乗車定員 10 人以上 の自動車であって、車両総重量が 5t を超えるもの及び貨物の運送の用に供する自 動車であって、車両総重量が 12t を超えるもの
- ② 平成29年1月31日以前に製作された自動車(①に掲げる自動車、二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車、カタピラ及びそりを有する軽自動車、大型特殊自動車、小型特殊自動車並びに被牽引自動車を除く。)
- ③ 平成29年6月30日以前に製作された二輪自動車

7-20-24-1 性能要件

7-20-24-1-1 視認等による審査

- (1) 7-20-1-1 (1) に同じ。
- (2) 制動装置は次に掲げる基準に適合しなければならない。
 - ① 7-20-1-1 (2) ①に同じ。
 - ② 7-20-1-1 (2) ②に同じ。
 - ③ 7-20-1-1 (2) ③に同じ。

7-20-24-1-2 書面等による審査

7-20-1-2 に同じ。

7-21~7-23 (略)

7-24 高圧ガスの燃料装置

7-24-1 性能要件

7-24-1-1 視認等による審査

- $(1) \sim (3)$ (略)
- (4) 圧縮水素ガスを燃料とする自動車の燃料装置は、爆発等のおそれのないものとして 強度、構造、取付方法等に関し、視認等その他適切な方法により審査したときに、次 の基準に適合するものでなければならない。(保安基準第17条第1項関係、細目告示 第20条第3項関係、細目告示第98条第3項関係)
 - ① ガス容器は、容器再検査の実施の有無に応じ、それぞれに定める基準に適合すること。

7-20-5~7-20-23 (略)

(新設)

7-21~7-23 (略)

7-24 高圧ガスの燃料装置

7-24-1 性能要件

7-24-1-1 視認等による審査

- (1) ~ (3) (略)
- (4) 圧縮水素ガスを燃料とする自動車の燃料装置は、爆発等のおそれのないものとして強度、構造、取付方法等に関し、視認等その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するものでなければならない。(保安基準第17条第1項関係、細目告示第20条第3項関係、細目告示第98条第3項関係)
 - ① ガス容器は、容器再検査の実施の有無に応じ、それぞれに定める基準に適合すること。

新旧対照表 25 / 112

ア 容器再検査を受けたことがないガス容器は、次のいずれかに該当すること。

(ア) ~ (ウ) (略)

(エ) 国際相互承認に係る容器保安規則 (平成 28 年経済産業省令第82号) 第5条及び第11条に規定する構造及び機能を有するものであって、UN R134-00-S2の7.1.1.2.に適合するもの。

なお、国際相互承認容器則細目告示第 11 条に規定する車載容器総括証票が燃料充填口近傍に貼付されている場合にあっては、当該証票において示された充填可能期限及び検査有効期限は、それぞれ審査当日以降の日付であること。

イ 容器再検査を受けたことがあるガス容器は、次のいずれかに該当すること。

(ア) ~ (ウ) (略)

(エ) 国際相互承認容器則細目告示第25条に規定する容器再検査合格証票 が燃料充填口近傍に貼付されているもの。

なお、当該証票において示された再検査有効期限及び車載容器総括 証票において示された充填可能期限は、それぞれ審査当日以降の日付 であること。

7-24-1-2 書面等による審査

(1) 圧縮水素ガスを燃料とする自動車の燃料装置は、爆発等のおそれのないものとして 強度、構造、取付方法等に関し、書面その他適切な方法により審査したときに、次に 定める基準に適合するものであること。

この場合において、指定自動車等に備えられている燃料装置と同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられた装置であって、その機能を損なうおそれがある損傷のないものは①及び②の基準に適合するものとする。(保安基準第17条第1項関係、細目告示第20条第3項関係、細目告示第98条第3項関係)

① 圧縮水素ガスを燃料とする自動車(二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車、カタピラ及びそりを有する軽自動車、大型特殊自動車、小型特殊自動車並びに被牽引自動車を除く。)に備える燃料装置にあっては、次に掲げる基準に適合すること。

<u>ただし、7-24-1-1(4)①ア(エ)又は7-24-1-1(4)①イ(エ)のガス容器を備える自動車にあっては、イに掲げるものを除く。</u>

<u>ア</u> <u>UN R134-00-S2 (7.1.1.1.、7.1.1.3.から7.1.6.に限る。) に定める基準に</u> 適合すること。

イ 容器附属品は、各ガス容器に直接取付けられていること。

②~⑤ (略)

(2) ガス容器、ガス配管その他の水素ガスの流路にある装置は、当該自動車が衝突、他の自動車の追突等による衝撃を受けた場合において、燃料が著しく漏れるおそれの少ないものとして、書面その他適切な方法により審査したときに、次に定める基準に適

Н

ア 容器再検査を受けたことがないガス容器は、次のいずれかに該当すること。

(ア) ~ (ウ) (略)

(エ) 国際相互承認に係る容器保安規則 (平成 28 年経済産業省令第82号) 第5条及び第11条に規定する構造及び機能を有するものであって、UN R134-00-S1の7.1.1.2.に適合するもの。

なお、国際相互承認容器則細目告示第 11 条に規定する車載容器総括証票が燃料充填口近傍に貼付されている場合にあっては、当該証票において示された充填可能期限及び検査有効期限は、それぞれ審査当日以降の日付であること。

イ 容器再検査を受けたことがあるガス容器は、次のいずれかに該当すること。

(ア) ~ (ウ) (略)

(エ) 国際相互承認容器則細目告示第 25 条に規定する容器再検査合格証票 が燃料充填口近傍に貼付されているものであって、UN R134-00-S1 の 7.1.1.2. に適合するもの。

なお、当該証票において示された再検査有効期限及び車載容器総括 証票において示された充填可能期限は、それぞれ審査当日以降の日付 であること。

7-24-1-2 書面等による審査

(1) 圧縮水素ガスを燃料とする自動車の燃料装置は、爆発等のおそれのないものとして強度、構造、取付方法等に関し、書面その他適切な方法により審査したときに、次に定める基準に適合するものであること。

この場合において、指定自動車等に備えられている燃料装置と同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられた装置であって、その機能を損なうおそれがある損傷のないものは①及び②の基準に適合するものとする。(保安基準第17条第1項関係、細目告示第20条第3項関係、細目告示第98条第3項関係)

① 圧縮水素ガスを燃料とする自動車(二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車、カタピラ及びそりを有する軽自動車、大型特殊自動車、小型特殊自動車並びに被牽引自動車を除く。)に<u>あっては、その燃料装置がUNR134-00-S1(7.1.1.1.、7.1.1.3</u>から7.1.6.に限る。)に定める基準に適合すること。

(新設)

(新設)

② \sim ⑤ (略)

(2) ガス容器、ガス配管その他の水素ガスの流路にある装置は、当該自動車が衝突、他の自動車の追突等による衝撃を受けた場合において、燃料が著しく漏れるおそれの少ないものとして、書面その他適切な方法により審査したときに、次に定める基準に適

合するものであること。

この場合において、指定自動車等に備えられているガス容器、ガス配管その他の水素ガスの流路にある装置又は 4-18-2 (1) ③の書面により次に定める基準に適合することが明らかなガス容器、ガス配管その他の水素ガスの流路にある装置と同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられた装置であって、その機能を損なうおそれがある損傷のないものは、この基準に適合するものとする。(保安基準第 17 条第 3 項関係、細目告示第 20 条第 4 項関係、第 98 条第 4 項関係)

- ① 圧縮水素ガスを燃料とする自動車(乗車定員 11 人以上の自動車及びその形状が当該自動車の形状に類する自動車、車両総重量が 2.8t を超える自動車及びその形状が当該自動車の形状に類する自動車、二輪自動車、側車付二輪自動車、カタピラ及びそりを有する軽自動車、大型特殊自動車、小型特殊自動車並びに被牽引自動車を除く。)にあっては、UN R137-00 (附則 3 に限る。)に定める方法及び細目告示別添 17「衝突時等における燃料漏れ防止の技術基準」3.1.2.4.及び3.1.2.6.から 3.1.2.8.に定める方法により試験を行った結果、UN R134-00-S2(7.2.1.から7.2.3.に限る。)に適合すること。
- ② 圧縮水素ガスを燃料とする自動車(乗車定員 11 人以上の自動車及びその形状が当該自動車の形状に類する自動車、車両総重量が 2.8t を超える自動車及びその形状が当該自動車の形状に類する自動車、二輪自動車、側車付二輪自動車、カタピラ及びそりを有する軽自動車、大型特殊自動車、小型特殊自動車並びに被牽引自動車を除く。)にあっては、UN R34-03-S1 (附則 4 (2.7.2. を除く。)に限る。)又は細目告示別添 17「衝突時等における燃料漏れ防止の技術基準」3.2.に定める方法により試験を行った結果、UN R134-00-S2 (7.2.1.から 7.2.3.に限る。)に適合すること。

この場合において、同別添 3.2.4. 中「また、衝突後、できるだけ速やかに各部より車外に流出又は滴下する燃料の量を、5 分間測定する。圧縮水素ガスを燃料とする自動車においては、ガス容器内又はガス容器下流の最初の減圧弁の上流においてガスの圧力及び温度を、衝突を実施する直前と衝突 60 分後に測定する。」とあるのは「この場合において、測定方法は UN R134-00-S2 (附則 5 の 1. 及び 2. に限る。) に定める方法とする。」と読み替えるものとする。

- ③ 圧縮水素ガスを燃料とする自動車(二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車、カタピラ及びそりを有する軽自動車、大型特殊自動車、小型特殊自動車並びに被牽引自動車を除く。)にあっては、UN R134-00-S2 (7.2.に限る。)に適合すること。
- ④ 圧縮水素ガスを燃料とする専ら乗用の用に供する三輪自動車(乗車定員 10 人以上のもの及びその形状が当該自動車の形状に類するもの並びに車両総重量 2.5t を超えるもの及びその形状が当該自動車の形状に類するものを除く。)にあっては、UN R94-03(附則 3 の 1.、3.及び 4.に限る。)に定める方法及び UN R134-00-82 (附則 5 に限る。)に定める方法により試験を行った結果、UN R134-00-82 (7.2.1.から 7.2.3.に限る。)に適合すること。

⑤ (略)

合するものであること。

この場合において、指定自動車等に備えられているガス容器、ガス配管その他の水素ガスの流路にある装置又は 4-18-2 (1) ③の書面により次に定める基準に適合することが明らかなガス容器、ガス配管その他の水素ガスの流路にある装置と同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられた装置であって、その機能を損なうおそれがある損傷のないものは、この基準に適合するものとする。(保安基準第17条第3項関係、細目告示第20条第4項関係、第98条第4項関係)

- ① 圧縮水素ガスを燃料とする自動車(乗車定員 11 人以上の自動車及びその形状が当該自動車の形状に類する自動車、車両総重量が 2.8t を超える自動車及びその形状が当該自動車の形状に類する自動車、二輪自動車、側車付二輪自動車、カタピラ及びそりを有する軽自動車、大型特殊自動車、小型特殊自動車並びに被牽引自動車を除く。)にあっては、UN R137-00(附則 3 に限る。)に定める方法及び細目告示別添 17「衝突時等における燃料漏れ防止の技術基準」3.1.2.4.及び3.1.2.6.から 3.1.2.8.に定める方法により試験を行った結果、UN R134-00-S1(7.2.1.から7.2.3.に限る。)に適合すること。
- ② 圧縮水素ガスを燃料とする自動車(乗車定員 11 人以上の自動車、車両総重量が 2.8t を超える自動車、二輪自動車、側車付二輪自動車、カタピラ及びそりを有する軽自動車、大型特殊自動車、小型特殊自動車並びに被牽引自動車を除く。)にあっては、UN R34-03-S1 (附則 4 (2.7.2.を除く。)に限る。)又は細目告示別添 17「衝突時等における燃料漏れ防止の技術基準」3.2.に定める方法により試験を行った結果、UN R134-00-S1 (7.2.1.から 7.2.3.に限る。)に適合すること。

この場合において、同別添 3.2.4. 中「また、衝突後、できるだけ速やかに各部より車外に流出又は滴下する燃料の量を、5 分間測定する。圧縮水素ガスを燃料とする自動車においては、ガス容器内又はガス容器下流の最初の減圧弁の上流においてガスの圧力及び温度を、衝突を実施する直前と衝突 60 分後に測定する。」とあるのは「この場合において、測定方法は UN R134-00-81 (附則 5 の 1. 及び 2. に限る。) に定める方法とする。」と読み替えるものとする。

- ③ 圧縮水素ガスを燃料とする自動車(二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車、カタピラ及びそりを有する軽自動車、大型特殊自動車、小型特殊自動車並びに被牽引自動車を除く。)にあっては、UN R134-00-S1 (7.2.に限る。)に適合すること。
- ④ 圧縮水素ガスを燃料とする専ら乗用の用に供する三輪自動車(乗車定員 10 人以上のもの及びその形状が当該自動車の形状に類するもの並びに車両総重量 2.5t を超えるもの及びその形状が当該自動車の形状に類するものを除く。)にあっては、UN R94-03(附則 3 の 1.、3.及び 4.に限る。)に定める方法及び UN R134-00-S1 (附則 5 に限る。)に定める方法により試験を行った結果、UN R134-00-S1 (7.2.1.から 7.2.3.に限る。)に適合すること。

⑤ (略)

(3) (略)

7-24-2~7-24-3 (略)

7-24-4 適用関係の整理

(1) (略)

(3) (略)

- (2) 次に掲げる圧縮天然ガスを燃料とする自動車については 7-24-6 (従前規定の適用②) の規定を適用する。(適用関係告示第13条第4項関係)
 - ① 平成32年2月29日以前に製作された自動車
 - ② 平成32年3月1日から平成33年2月28日までに製作された自動車であって、 次に掲げるもの
 - ア 平成32年2月29日以前の型式指定自動車、新型届出自動車及び輸入自動 車特別取扱自動車
 - イ 平成32年3月1日以降の型式指定自動車、新型届出自動車及び輸入自動 車特別取扱自動車であって、平成32年2月29日以前の型式指定自動車、新 型届出自動車及び輸入自動車特別取扱自動車から、原動機の種類及び主要構 造、燃料の種類及び動力用電源装置の種類並びに適合する排出ガス規制値に 定める設定基準値又は低排出ガス車認定実施要領に定める認定の基準値が 同一であるもの
 - ウ型式指定自動車等以外の自動車
 - ③ 新たに運行の用に供しようとする共通構造部型式指定自動車であって、出荷検査 証(審査当日において、発行後11月を経過していないものに限る。)の発行日が平 成33年2月28日以前のもの
 - ④ 使用の過程にある共通構造部型式指定自動車であって、自動車検査証等の備考欄 に記載されている保安基準適用年月日が平成33年2月28日以前のもの
- (3) ~ (6) (略)

7-24-5 (略)

7-24-6 従前規定の適用②

次に掲げる圧縮天然ガスを燃料とする自動車については次の基準に適合するもので あればよい。(適用関係告示第13条第4項関係)

- ① 平成32年2月29日以前に製作された自動車
- ② 平成32年3月1日から平成33年2月28日までに製作された自動車であって、 次に掲げるもの
 - ア 平成32年2月29日以前の型式指定自動車、新型届出自動車及び輸入自動車 特別取扱自動車
 - イ 平成32年3月1日以降の型式指定自動車、新型届出自動車及び輸入自動車 特別取扱自動車であって、平成32年2月29日以前の型式指定自動車、新型届 出自動車及び輸入自動車特別取扱自動車から、原動機の種類及び主要構造、燃 料の種類及び動力用電源装置の種類並びに適合する排出ガス規制値に定める 設定基準値又は低排出ガス車認定実施要領に定める認定の基準値が同一であ るもの
 - ウ型式指定自動車等以外の自動車

7-24-2~7-24-3 (略)

7-24-4 適用関係の整理

- (1) (略)
- (2) 平成31年2月12日以前に製作された圧縮天然ガスを燃料とする自動車(平成29年 2月13日以降の型式指定自動車、新型届出自動車及び輸入自動車特別取扱自動車(平 成29年2月12日以前の型式指定自動車、新型届出自動車及び輸入自動車特別取扱自 動車から、原動機の種類及び主要構造、燃料の種類及び動力用電源装置の種類並びに 適合する排出ガス規制値に定める設定基準値以外に、型式を区別する事項に変更のな いものを除く。)を除く。)については7-24-6(従前規定の適用②)の規定を適用する。 (適用関係告示第 13 条第 4 項関係)

 $(3) \sim (6)$ (略)

7-24-5 (略)

7-24-6 従前規定の適用②

平成31年2月12日以前に製作された圧縮天然ガスを燃料とする自動車(平成29年2 月 13 日以降の型式指定自動車、新型届出自動車及び輸入自動車特別取扱自動車 29年2月12日以前の型式指定自動車、新型届出自動車及び輸入自動車特別取扱自動車 から、原動機の種類及び主要構造、燃料の種類及び動力用電源装置の種類並びに適 る排出ガス規制値に定める設定基準値以外に、型式を区別する事項に変更のないものを 除く。)を除く。)については、次の基準に適合するものであればよい。(適用関係告示 第13条第4項関係)

③ 新たに運行の用に供しようとする共通構造部型式指定自動車であって、出荷検査 証(審査当日において、発行後11月を経過していないものに限る。)の発行日が平

④ 使用の過程にある共通構造部型式指定自動車であって、自動車検査証等の備考欄に記載されている保安基準適用年月日が平成33年2月28日以前のもの

7-24-6-1 (略)

7-24-7~7-24-10 (略)

成33年2月28日以前のもの

7-25 電気装置

7-25-1~7-25-3(略)

7-25-4 適用関係の整理

- (1) ~ (3) (略)
- (4) 次に掲げる自動車にあっては 7-25-8 (従前規定の適用④) の規定を適用する。(適用 関係告示第 14 条第 11 項関係)

①~③ (略)

- <u>後のいずれかに該当することが書面等により確認できる自動車であって、感電防止装置に係る性能について変更のないもの</u>
 - ア UN R100 に基づく認定証 (UN R100-01 に限る。) を有する自動車
 - <u>イ</u> 車両データプレート内又はその近くに表示されている UN R100 に基づく® マーク (UN R100-01 に限る。) を有する自動車
 - ウ ア又はイの自動車と同一の構造を有するもの
 - <u>エ</u> <u>諸元表等により UN R100-01 に適合していることが確認できる自動車と同</u> 一の構造を有するもの
- ⑤ 平成28年7月15日以降に製作された自動車であって、平成28年7月14日以前に新規検査又は予備検査を受けた自動車(7-25-7又は7-25-8に適合している自動車に限る。)と感電防止装置に係る性能が同一であることが書面等により確認できるもの

7-25-5~7-25-7(略)

7-25-8 従前規定の適用④

次に掲げる自動車については、次の基準に適合するものであればよい。(適用関係告示第14条第11項関係)

①~③ (略)

- ④ 次のいずれかに該当することが書面等により確認できる自動車であって、感電防止装置に係る性能について変更のないもの
 - ア UN R100 に基づく認定証 (UN R100-01 に限る。) を有する自動車
 - <u>イ</u> 車両データプレート内又はその近くに表示されている UN R100 に基づく® マーク (UN R100-01 に限る。) を有する自動車
 - ウ ア又はイの自動車と同一の構造を有するもの
 - エ 諸元表等により UN R100-01 に適合していることが確認できる自動車と同
 - 一の構造を有するもの

旧

7-24-6-1 (略)

7-24-7~7-24-10 (略)

7-25 雷気装置

7-25-1~7-25-3(略)

7-25-4 適用関係の整理

- (1) ~ (3) (略)
- (4) 次に掲げる自動車にあっては 7-25-8 (従前規定の適用④) の規定を適用する。(適用 関係告示第 14 条第 11 項関係)

①~③ (略)

(新設)

(新設)

7-25-5~7-25-7(略)

7-25-8 従前規定の適用④

次に掲げる自動車については、次の基準に適合するものであればよい。(適用関係告示第14条第11項関係)

①~③ (略)

⑤ 平成28年7月15日以降に製作された自動車であって、平成28年7月14日以

前に新規検査又は予備検査を受けた自動車 (7-25-7 又は 7-25-8 に適合している 自動車に限る。) と感電防止装置に係る性能が同一であることが書面等により確

認できるもの

7-25-8-1 (略)

7-26 (略)

7-27 フルラップ前面衝突時の車枠及び車体の乗員保護性能

7-27-1 性能要件(書面等による審査)

(1) (略)

(2) 次に掲げる車枠及び車体であって、かつ、その前面からの衝撃吸収性能を損なうおそれのある損傷のないものは(1) の基準に適合するものとする。

ただし、7-12-1 (3) が適用される自動車のテルテールの識別表示のうち、次に掲げる表示が継続して点灯しているものは、この基準に適合しないものとする。(細目告示第100条第8項関係)

【表示】



①~③ (略)

(3) (略)

7-27-2~7-27-3 (略)

7-27-4 適用関係の整理

 $(1) \sim (2)$ (略)

「テルテール: UN R121 又は UN R60 適用前]

(3) 平成29年1月31日以前に製作された自動車については、7-27-7(従前規定の適用

③) の規定を適用する。(適用関係告示第15条第31項関係)

7-27-5~7-27-6 (略)

[テルテール: UN R121 又は UN R60 適用前]

7-27-7 従前規定の適用③

平成29年1月31日以前に製作された自動車については、次の基準に適合するもので あればよい。(適用関係告示第15条第31項関係)

7-27-7-1 性能要件(視認等による審査)

(1) 7-27-1 (1) に同じ。

(2) 次に掲げる車枠及び車体であって、その前面からの衝撃吸収性能を損なうおそれの ある損傷のないものは、(1) の基準に適合するものとする。

- ① 7-27-1 (2) ①に同じ。
- ② 7-27-1 (2) ②に同じ。
- ③ 7-27-1 (2) ③に同じ。

(新設)

7-25-8-1 (略)

7-26 (略)

7-27 フルラップ前面衝突時の車枠及び車体の乗員保護性能 7-27-1 性能要件(書面等による審査)

(1) (略)

(2) 次に掲げる車枠及び車体であって、かつ、その前面からの衝撃吸収性能を損なうおそれのある損傷のないものは(1) の基準に適合するものとする。(細目告示第100条第8項関係)

①~③ (略)

(3) (略)

7-27-2~7-27-3 (略)

7-27-4 適用関係の整理

 $(1) \sim (2)$ (略)

(新設)

7-27-5~7-27-6 (略)

(3) 7-27-1 (3) に同じ。

7-28 オフセット前面衝突時の車枠及び車体の乗員保護性能

7-28-1 性能要件(書面等による審査)

- (1) (略)
- (2) 次に掲げる車枠及び車体であって、かつ、そのオフセット衝突時の衝撃吸収性能を 損なうおそれのある損傷のないものは、(1) の基準に適合するものとする。

ただし、7-12-1(3)が適用される自動車のテルテールの識別表示のうち、次に掲 げる表示が継続して点灯しているものは、この基準に適合しないものとする。(細目 告示第 100 条第 10 項関係)

【表示】



①~④ (略)

(3) (略)

7-28-2~7-28-3 (略)

7-28-4 適用関係の整理

(1) ~ (3) (略)

「テルテール: UN R121 又は UN R60 適用前]

- (4) 平成29年1月31日以前に製作された自動車については、7-28-8(従前規定の適用 ④) の規定を適用する。(適用関係告示第 15 条第 31 項関係)
- 7-28-5~7-28-7 (略)

[テルテール: UN R121 又は UN R60 適用前]

7-28-8 従前規定の適用④

平成29年1月31日以前に製作された自動車については、次の基準に適合するもので あればよい。(適用関係告示第15条第31項関係)

7-28-8-1 性能要件(視認等による審査)

- (1) 7-28-1 (1) に同じ。
- (2) 次に掲げる車枠及び車体であって、かつ、そのオフセット衝突時の衝撃吸収性能を 損なうおそれのある損傷のないものは、(1) の基準に適合するものとする。
 - ① 7-28-1 (2) ①に同じ。
 - ② 7-28-1 (2) ②に同じ。
 - ③ 7-28-1 (2) ③に同じ。
 - ④ 7-28-1 (2) ④に同じ。
- (3) 7-28-1 (3) に同じ。

7-29 自動車との側面衝突時の車枠及び車体の乗員保護性能

7-29-1 性能要件(書面等による審査)

7-28 オフセット前面衝突時の車枠及び車体の乗員保護性能

7-28-1 性能要件(書面等による審査)

- (1) (略)
- (2) 次に掲げる車枠及び車体であって、かつ、そのオフセット衝突時の衝撃吸収性能を 損なうおそれのある損傷のないものは、(1) の基準に適合するものとする。(細目告 示第 100 条第 10 項関係)

①~④ (略)

(3) (略)

7-28-2~7-28-3 (略)

7-28-4 適用関係の整理

(1) ~ (3) (略)

(新設)

7-28-5~7-28-7 (略)

(新設)

7-29 自動車との側面衝突時の車枠及び車体の乗員保護性能

7-29-1 性能要件(書面等による審査)

(1) (略)

(1) (略)

(2) 次に掲げる車枠及び車体であって、かつ、その側面からの衝撃吸収性能を損なうお それのある損傷のないものは、(1)の基準に適合するものとする。

ただし、7-12-1(3)が適用される自動車のテルテールの識別表示のうち、次に掲 げる表示が継続して点灯しているものは、この基準に適合しないものとする。(細目 告示第 100 条第 12 項関係)

【表示】



① \sim ④ (略)

(3) (略)

7-29-2~7-29-3 (略)

7-29-4 適用関係の整理

 $(1) \sim (5)$ (略)

[テルテール: UN R121 又は UN R60 適用前]

(6) 平成29年1月31日以前に製作された自動車については、7-29-10(従前規定の適用 ⑥) の規定を適用する。(適用関係告示第 15 条第 31 項関係)

7-29-5~7-29-9 (略)

[テルテール:UN R121 又は UN R60 適用前]

7-29-10 従前規定の適用⑥

平成29年1月31日以前に製作された自動車については、次の基準に適合するもので あればよい。(適用関係告示第15条第31項関係)

7-29-10-1 性能要件(視認等による審査)

- (1) 7-29-1 (1) に同じ。
- (2) 次に掲げる車枠及び車体であって、その側面からの衝撃吸収性能を損なうおそれの ある損傷のないものは、(1)の基準に適合するものとする。
 - ① 7-29-1 (2) ①に同じ。
 - ② 7-29-1 (2) ②に同じ。
 - ③ 7-29-1 (2) ③に同じ。
 - ④ 7-29-1 (2) ④に同じ。
- (3) 7-29-1 (3) に同じ。

7-30 ポールとの側面衝突時の車枠及び車体の乗員保護性能 7-30-1 性能要件(書面等による審査)

(1) (略)

(2) 次に掲げる車枠及び車体であって、その側面からの衝撃吸収性能を損なうおそれの ある損傷のないものは、(1)の基準に適合するものとする。

(2) 次に掲げる車枠及び車体であって、かつ、その側面からの衝撃吸収性能を損なうお それのある損傷のないものは、(1) の基準に適合するものとする。(細目告示第 100 条第 12 項関係)

旧

1~4 (略)

(3) (略)

7-29-2~7-29-3 (略)

7-29-4 適用関係の整理

 $(1) \sim (5)$ (略)

(新設)

7-29-5~7-29-9 (略)

(新設)

7-30 ポールとの側面衝突時の車枠及び車体の乗員保護性能 7-30-1 性能要件(書面等による審査)

(1) (略)

(2) 次に掲げる車枠及び車体であって、その側面からの衝撃吸収性能を損なうおそれの ある損傷のないものは、(1) の基準に適合するものとする。(細目告示第 100 条第 14 亲

ただし、7-12-1 (3) が適用される自動車のテルテールの識別表示のうち、次に掲

<u>げる表示が継続して点灯しているものは、この基準に適合しないものとする。</u>(細目告示第100条第14項関係)

【表示】



① \sim ④ (略)

(3) (略)

7-30-2~7-30-3 (略)

7-30-4 適用関係の整理

 $(1) \sim (2)$ (略)

[テルテール: UN R121 又は UN R60 適用前]

_(3) 平成 29 年 1 月 31 日以前に製作された自動車については、7-30-7 (従前規定の適用

③) の規定を適用する。(適用関係告示第15条第31項関係)

7-30-5~7-30-6 (略)

[テルテール: UN R121 又は UN R60 適用前]

7-30-7 従前規定の適用③

平成29年1月31日以前に製作された自動車については、次の基準に適合するもので あればよい。(適用関係告示第15条第31項関係)

7-30-7-1 性能要件(視認等による審査)

- (1) 7-30-1 (1) に同じ。
- (2) 次に掲げる車枠及び車体であって、その側面からの衝撃吸収性能を損なうおそれの ある損傷のないものは、(1) の基準に適合するものとする。
 - ① 7-30-1 (2) ①に同じ。
 - ② 7-30-1 (2) ②に同じ。
 - ③ 7-30-1 (2) ③に同じ。
 - ④ 7-30-1 (2) ④に同じ。
- (3) 7-30-1 (3) に同じ。

7-31~7-36 (略)

7-37 乗車装置

7-37-1 性能要件

7-37-1-1 (略)

7-37-1-2 書面等による審査

(1) 自動車(二輪自動車、側車付二輪自動車、カタピラ及びそりを有する軽自動車、大型特殊自動車並びに小型特殊自動車を除く。)の座席、座席ベルト、7-43 に規定する頭部後傾抑止装置、年少者用補助乗車装置、天井張り、内張りその他の運転者室及び

項関係)

1~4 (略)

(3) (略)

7-30-2~7-30-3 (略)

7-30-4 適用関係の整理

(1) ~ (2) (略)

(新設)

7-30-5~7-30-6 (略)

(新設)

7-31~7-38 (略)

7-37 乗車装置

7-37-1 性能要件

7-37-1-1 (略)

7-37-1-2 書面等による審査

(1) 自動車(二輪自動車、側車付二輪自動車、カタピラ及びそりを有する軽自動車、大型特殊自動車並びに小型特殊自動車を除く。)の座席、座席ベルト、7-43 に規定する頭部後傾抑止装置、年少者用補助乗車装置、天井張り、内張りその他の運転者室及び

旧

客室の内装は、書面その他適切な方法により審査したときに、細目告示別添 27「内装材料の難燃性の技術基準」に定める基準に適合する難燃性の材料が使用されたものでなければならない。

ただし、年少者用補助乗車装置にあっては、UN R129-01 の 6.3.1.2.又は UN R44-04-S11 の 6.1.6.に適合するものであればよい。(保安基準第 20 条第 4 項関係、細目告示第 26 条第 2 項及び第 104 条第 2 項関係、適用関係告示第 18 条第 4 項関係)

 $(2) \sim (8)$ (略)

7-37-2~7-37-6 (略)

7-38 (略)

7-39 座席

7-39-1 性能要件

7-39-1-1 視認等による審査

(1) 座席は、安全に着席できるものとして、着席するに必要な空間及び当該座席の向きに関し、視認等その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するように設けられていなければならない。

この場合において、座席の向きは次に定めるものとする。(保安基準第22条第1項 関係、細目告示第28条第1項関係、細目告示第106条第1項関係)

ア~ウ (略)

① (略)

② 自動車の運転者以外の者の用に供する座席(またがり式の座席<u>7-41-1 (1)</u> 及び 7-41-2 (5) に規定する座席ベルト及び当該座席ベルトの取付装置を備える 座席(乗車定員 10 人以上の旅客自動車運送事業用自動車に備えるものを除く。) 並びに幼児専用車の幼児用座席を除く。)は、1 人につき、幅 400mm 以上の着席するに必要な空間を有すること。

この場合において、次に掲げるものはこの基準に適合しないものとする。 ア〜ウ (略)

③~⑤ (略)

 $(2) \sim (5)$ (略)

7-39-1-2 (略)

7-39-2~7-39-12 (略)

7-40 (略)

7-41 座席ベルト等

7-41-1 装備要件

(1) 次の表の左欄に掲げる自動車 (二輪自動車、側車付二輪自動車及び最高速度 20km/h 未満の自動車を除く。)には、当該自動車が衝突等による衝撃を受けた場合において、同表の中欄に掲げるその自動車の座席 [7-39-1-2 (1) のアからウまで及びカに掲げる座席 (イに掲げる座席にあっては、座席の後面部分のみが折り畳むことができるもの及び通路に設けられるものを除く。)及び幼児専用車の幼児用座席を除く。]の乗車

ΙH

客室の内装は、書面その他適切な方法により審査したときに、細目告示別添 27「内装材料の難燃性の技術基準」に定める基準に適合する難燃性の材料が使用されたものでなければならない。

ただし、年少者用補助乗車装置にあっては、UN R129 $\underline{-00-S4}$ の 6.3.1.2.又は UN R44 $\underline{-04-S10}$ の 6.1.6.に適合するものであればよい。(保安基準第 20 条第 4 項関係、細目告示第 26 条第 2 項及び第 104 条第 2 項関係、適用関係告示第 18 条第 4 項関係)

(2) ~ (8) (略)

7-37-2~7-37-6 (略)

7-38 (略)

7-39 座席

7-39-1 性能要件

7-39-1-1 視認等による審査

(1) 座席は、安全に着席できるものとして、着席するに必要な空間及び当該座席の向きに関し、視認等その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するように設けられていなければならない。

この場合において、座席の向きは次に定めるものとする。(保安基準第22条第1項 関係、細目告示第28条第1項関係、細目告示第106条第1項関係)

ア~ウ (略)

① (略)

② 自動車の運転者以外の者の用に供する座席(またがり式の座席及び幼児専用車の幼児用座席を除く。)は、1人につき、幅400mm以上の着席するに必要な空間を有すること。

この場合において、次に掲げるものはこの基準に適合しないものとする。 ア〜ウ(略)

③ \sim ⑤ (略)

 $(2) \sim (5)$ (略)

7-39-1-2 (略)

7-39-2~7-39-12 (略)

7-40 (略)

7-41 座席ベルト等

7-41-1 装備要件

(1) 次の表の左欄に掲げる自動車(二輪自動車、側車付二輪自動車及び最高速度 20km/h 未満の自動車を除く。)には、当該自動車が衝突等による衝撃を受けた場合において、同表の中欄に掲げるその自動車の座席[7-39-1-2(1)のアからウまで及びカに掲げる座席(イに掲げる座席にあっては、座席の後面部分のみが折り畳むことができるものを除く。)及び幼児専用車の幼児用座席を除く。]の乗車人員が、座席の前方に移動

人員が、座席の前方に移動することを防止し、又は上半身を過度に前傾することを防止するため、それぞれ同表の右欄に掲げる座席ベルト及び当該座席ベルトの取付装置を備えなければならない。(保安基準第22条の3第1項関係)

自動車の種別	座席の種別	座席ベルトの種別
① 専ら乗用の用に供する自動車であって、次に掲げるものア〜イ(略)	運転者席その他の座席であって前向きのもの (容易に折畳むことができる座席で通路に設けられるものを除く。)	(略)
	(略)	(略)
②~⑤ (略)	(略)	(略)

(2) (1) の表中の座席の種別欄の基準は、次<u>のいずれか</u>に掲げる基準とする。(細目告示 第 108 条第 1 項関係)

ア~イ(略)

ウ 補助座席のうち通路に設けられるものであること。

(3) (略)

7-41-2 性能要件(書面等による審査)

(1) 7-41-1 に規定する座席ベルトの取付装置(乗車定員 10 人以上の自動車(立席を有するものに限る。)、幼児専用車、乗車定員 10 人の福祉タクシー車両、車両総重量 3.5tを超える貨物の運送の用に供する自動車、緊急自動車、車体の形状が患者輸送車又はキャンピング車である自動車、大型特殊自動車及び小型特殊自動車に設ける横向き座席に備える座席ベルトの取付装置を除く。) は、座席ベルトから受ける荷重等に十分耐え、かつ、取付けられる座席ベルトが有効に作用し、かつ、乗降の支障とならないものとして強度、取付位置等に関し、書面その他適切な方法により審査した場合に、UN R14-07-S7 の 5.、6.及び 7. に適合するものでなければならない。

この場合において、次に掲げる座席ベルトの取付装置であって損傷のないものは、この基準に適合するものとする。(保安基準第22条の3第2項関係、細目告示第30条第2項関係、細目告示第108条第4項関係)

① \sim ③ (略)

(2) 7-41-1 及び 7-41-2 (1) の規定にかかわらず、次の①及び②に規定する自動車の座 席ベルトの取付装置にあっては、それぞれ定める基準に適合すればよい。

この場合において、UN R14-07<u>-S7</u>の 5.4.2.4の規定中「45」とあるのは「20」と、「90」とあるのは「75」と読み替えることができ、UN R14-07<u>-S7</u>の 6.4.3.にあっては、試験重量を乗車定員 1 名分の座席重量に 735N を加えた重量に 4 を乗じた重量とすることができる。

① 専ら特別支援学校に通う生徒若しくは児童の運送又は専ら障害者福祉施設を利用する障害者の運送を目的とする自動車(乗車定員 10 人以上のものに限る。)に備える座席ベルトの取付装置(②に掲げるものを除く。)にあっては UN

Н

することを防止し、又は上半身を過度に前傾することを防止するため、それぞれ同表の右欄に掲げる座席ベルト及び当該座席ベルトの取付装置を備えなければならない。 (保安基準第22条の3第1項関係)

自動車の種別	座席の種別	座席ベルトの種別
① 専ら乗用の用に供する自動車であって、次に掲げるものア〜イ(略)	運転者席その他の座席 であって前向きのもの	(略)
	(略)	(略)
②~⑤ (略)	(略)	(略)

(2)(1)の表中の座席の種別欄の基準は、次に掲げる基準とする。(細目告示第 108 条第 1 項関係)

ア~イ(略)

(新設)

(3) (略)

7-41-2 性能要件(書面等による審査)

(1) 7-41-1 に規定する座席ベルトの取付装置(乗車定員 10 人以上の自動車(立席を有するものに限る。)、幼児専用車、乗車定員 10 人の福祉タクシー車両、車両総重量 3.5tを超える貨物の運送の用に供する自動車、緊急自動車、車体の形状が患者輸送車又はキャンピング車である自動車、大型特殊自動車及び小型特殊自動車に設ける横向き座席に備える座席ベルトの取付装置を除く。)は、座席ベルトから受ける荷重等に十分耐え、かつ、取付けられる座席ベルトが有効に作用し、かつ、乗降の支障とならないものとして強度、取付位置等に関し、書面その他適切な方法により審査した場合に、UN R14-07-86 の 5. 、6. 及び 7. に適合するものでなければならない。

この場合において、次に掲げる座席ベルトの取付装置であって損傷のないものは、この基準に適合するものとする。(保安基準第22条の3第2項関係、細目告示第30条第2項関係、細目告示第108条第4項関係)

①~③ (略)

(2) 7-41-1 及び 7-41-2 (1) の規定にかかわらず、次の①及び②に規定する自動車の座 席ベルトの取付装置にあっては、それぞれ定める基準に適合すればよい。

この場合において、UN R14-07<u>-S6</u>の 5.4.2.4.の規定中「45」とあるのは「20」と、「90」とあるのは「75」と読み替えることができ、UN R14-07<u>-S6</u>の 6.4.3.にあっては、試験重量を乗車定員 1 名分の座席重量に 735N を加えた重量に 4 を乗じた重量とすることができる。

① 専ら特別支援学校に通う生徒若しくは児童の運送又は専ら障害者福祉施設を利用する障害者の運送を目的とする自動車(乗車定員 10 人以上のものに限る。)に備える座席ベルトの取付装置にあっては UN R14-07-S6 の 5.2.1.、5.4.1.から

R14-07<u>-S7</u> の 5. 2. 1. 、5. 4. 1. から 5. 4. 2. 5. まで、5. 4. 3. 、5. 4. 3. 2. から 5. 4. 3. 4. まで、6. 3. 2. から 6. 3. 4. まで、6. 4. 3. 、7. 1. 、7. 2. 及び 7. 3. に定める基準

② 専ら特別支援学校に通う生徒若しくは児童の運送又は専ら障害者福祉施設を利用する障害者の運送を目的とする自動車及び高齢者、障害者等が移動のための車いすその他の用具を使用したまま車両に乗り込むことが可能な自動車に備える座席ベルトの取付装置(補助座席のうち通路に設けられるものに備えるものに限る。)並びに緊急自動車に備える座席ベルトの取付装置にあっては次に掲げる基準

ア~オ (略)

- (3) 7-41-1 に規定する座席ベルト(乗車定員 10 人以上の自動車(立席を有するものに限る。)、幼児専用車、乗車定員 10 人の福祉タクシー車両、車両総重量 3.5t を超える貨物の運送の用に供する自動車、緊急自動車、車体の形状が患者輸送車又はキャンピング車である自動車、大型特殊自動車及び小型特殊自動車に設ける横向き座席に備える座席ベルトを除く。)は、当該自動車が衝突等による衝撃を受けた場合において当該座席ベルトを装着した者に傷害を与えるおそれが少なく、かつ、容易に操作等を行うことができるものとして構造、操作性能等に関し、書面その他適切な方法により審査したときに、UN R16-06-S7 の 6.、7.及び 8.1.から 8.3.6.まで (補助座席のうち通路に設けられるものにあっては 6.及び 7.に限る。) に適合するものでなければならない。この場合において、次に掲げる座席ベルトであって装着者に傷害を与えるおそれのある損傷、擦過痕等のないものは、この基準に適合するものとする。(保安基準第 22条の 3 第 3 項関係、細目告示第 30 条 第 4 項関係、細目告示第 108 条 第 6 項関係)①~③(略)
- (4) 7-41-1 及び 7-41-2 (3) の規定にかかわらず、専ら特別支援学校に通う生徒若しくは児童の運送又は専ら障害者福祉施設を利用する障害者の運送を目的とする自動車、高齢者、障害者等が移動のための車いすその他の用具を使用したまま車両に乗り込むことが可能な自動車及び緊急自動車に備える座席ベルト (高齢者、障害者等が移動のための車いすその他の用具を使用したまま車両に乗り込むことが可能な自動車にあっては、補助座席のうち通路に設けられるものに備えるものに限る。) にあっては、次に掲げる基準 (専ら特別支援学校に通う生徒若しくは児童の運送又は専ら障害者福祉施設を利用する障害者の運送を目的とする自動車及び高齢者、障害者等が移動のための車いすその他の用具を使用したまま車両に乗り込むことが可能な自動車に備える座席ベルト (補助座席のうち通路に設けられるものに備えるものに限る。) 並びに緊急自動車に備える座席ベルトにあっては、⑥を除く。) に適合すればよい。

①~⑥(略) 7-41-1(1)*《*

(5) 7-41-1 (1) の表の左欄に掲げる自動車(二輪自動車、側車付二輪自動車及び最高速度 20km/h 未満の自動車を除く。) が衝突等による衝撃を受けた場合において、(1) から (4) までの規定の適用を受けない座席(7-41-1 (1) の座席及び幼児専用車の幼児用座席を除く。) の乗車人員が座席の前方に移動することを防止し、又は上半身を過度に前傾することを防止するために当該自動車に備える座席ベルトの取付装置は次に掲げる基準に適合すること。(保安基準第 22 条の 3 第 4 項関係、細目告示第 106 条

旧

5.4.2.5.まで、5.4.3.、5.4.3.2.から 5.4.3.4.まで、6.3.2.から 6.3.4.まで、6.4.3.、7.1.、7.2.及び7.3.に定める基準

② 緊急自動車に備える座席ベルトの取付装置にあっては次に掲げる基準

ア~オ(略)

(3) 7-41-1 に規定する座席ベルト (乗車定員 10 人以上の自動車 (立席を有するものに限る。)、幼児専用車、乗車定員 10 人の福祉タクシー車両、車両総重量 3.5t を超える貨物の運送の用に供する自動車、緊急自動車、車体の形状が患者輸送車又はキャンピング車である自動車、大型特殊自動車及び小型特殊自動車に設ける横向き座席に備える座席ベルトを除く。) は、当該自動車が衝突等による衝撃を受けた場合において当該座席ベルトを装着した者に傷害を与えるおそれが少なく、かつ、容易に操作等を行うことができるものとして構造、操作性能等に関し、書面その他適切な方法により審査したときに、UN R16-06-56 の 6.、7.及び 8.1.から 8.3.5.までに適合するものでなければならない。

この場合において、次に掲げる座席ベルトであって装着者に傷害を与えるおそれのある損傷、擦過痕等のないものは、この基準に適合するものとする。(保安基準第 22 条の 3 第 3 項関係、細目告示第 30 条<u>第 3 項</u>関係、細目告示第 108 条<u>第 5 項</u>関係) ①~③ (略)

(4) 7-41-1 及び 7-41-2 (3) の規定にかかわらず、専ら特別支援学校に通う生徒若しくは児童の運送又は専ら障害者福祉施設を利用する障害者の運送を目的とする自動車 (乗車定員10人以上のものに限る。)及び緊急自動車に備える座席ベルトにあっては、①から⑥の基準 (緊急自動車に備える座席ベルトにあっては、⑥を除く。) に適合すればよい。

①~⑥ (略)

新	旧
第8項関係)	
① 当該自動車の衝突等によって座席ベルトから受ける荷重に十分耐えるもので	
<u>あること。</u>	
② 振動、衝撃等によりゆるみ、変形等を生じないようになっていること。	
③ 取付けられる座席ベルトが有効に作用する位置に備えられたものであること。	
④ 乗降に際し損傷を受けるおそれがなく、かつ、乗降の支障とならない位置に備	
<u>えられたものであること。</u>	
⑤ 座席ベルトを容易に取付けることができる構造であること。	
(6) 次に掲げる座席ベルトの取付装置であって、損傷のないものは(5) の基準に適合す	<u>(新設)</u>
<u>るものとする。(細目告示第 106 条第 9 項関係)</u>	
① 指定自動車等に備えられている座席ベルトの取付装置と同一の構造を有し、か	
<u>つ、同一の位置に備えられた座席ベルトの取付装置</u>	
② 法第75条の2第1項の規定に基づき指定を受けた特定共通構造部に備えられ	
ている座席ベルトの取付装置又はこれに準ずる性能を有する座席ベルトの取付	
<u>装置</u>	
③ 法第75条の3第1項の規定に基づく装置の指定を受けた座席ベルトの取付装	
置又はこれに準ずる性能を有する座席ベルトの取付装置	(dr =n.)
(7) 7-41-1 (1) の表の左欄に掲げる自動車(二輪自動車、側車付二輪自動車及び最高速	(新設)
度 20km/h 未満の自動車を除く。) が衝突等による衝撃を受けた場合において、(1) か	
ら(4)までの規定の適用を受けない座席(7-41-1(1)の座席及び幼児専用車の幼児	
用座席を除く。)の乗車人員が座席の前方に移動することを防止し、又は上半身を過度に前傾することを防止するために当該自動車に備える座席ベルトは次に掲げる基	
進に適合すること。(保安基準第 22 条の 3 第 4 項関係、細目告示第 106 条第 10 項関	
年に <u>過日すること。(休女奉卓界 22 未の 3 弟 4 特</u> 関係、神日日小弟 100 未弟 10 特 <u>関</u> 係)	
① 当該自動車が衝突等による衝撃を受けた場合において、当該座席ベルトを装着	
した者に傷害を与えるおそれの少ない構造のものであること。	
② 第二種座席ベルトにあっては、当該自動車が衝突等による衝撃を受けた場合に	
おいて、当該座席ベルトを装着した者が、座席の前方に移動しないようにするこ	
とができ、かつ、上半身を過度に前傾しないようにすることができるものである	
ت در ۱۰ در ۱۰ در	
③ 第一種座席ベルトにあっては、当該自動車が衝突等による衝撃を受けた場合に	
おいて、当該座席ベルトを装着した者が座席の前方に移動しないようにすること	
ができるものであること。	
④ 容易に、着脱することができ、かつ、長さを調整することができるものである	
۲۵۰ کا	
⑤ 第二種座席ベルト及び運転者席に備える第一種座席ベルトにあっては、通常の	
運行において当該座席ベルトを装着した者がその腰部及び上半身を容易に動か	
し得る構造のものであること。	
(8) 次に掲げる座席ベルトであって装着者に損害を与えるおそれのある損傷、摩擦痕等	_(新設)
のないものは(7)の基準に適合するものとする。(細目告示第106条第11項関係)	

① 指定自動車等に備えられている座席ベルトと同一の構造を有し、かつ、同一の

- ② 法第75条の2第1項の規定に基づき指定を受けた特定共通構造部に備えられている座席ベルト又はこれに準ずる性能を有する座席ベルト
- <u>③ 法第75条の3第1項の規定に基づく装置の指定を受けた座席ベルト又はこれ</u> に準ずる性能を有する座席ベルト
- (9) 次に掲げるものは(1)③に定める「これに準ずる性能を有する座席ベルトの取付装置」とする。
 - ① UN R14-07-S7 の 5. (5.2.3.3.及び 5.2.3.4.を除く。)、6.及び 7. 適合する装置
 - ② FMVSS 210 に適合する装置

位置に備えられた座席ベルト

③ 通路に設けられる補助座席にあっては、UN R14-07-S7 の規定は、当分の間、平成 18 年 8 月 25 日付け国土交通省告示第 978 号による改正前の細目告示別添 31 「座席ベルト取付装置の技術基準」によることができる。

この場合において、同別添 3.1. 中「22,300N(後向き座席にあっては 8,900N、バス等に備える座席にあっては 2,940N)」とあるのは「2,940N」と、3.2. 中「13,500N(後向き座席にあっては 5,400N、バス等に備える座席にあっては 2,940N)」とあるのは「2,940N」と、4.1.2.1. 中「75」とあるのは「90」と読み替えることができる。

(10) 次に掲げるものは(3) ③に定める「基準に準ずる性能を有する座席ベルト」とする。 この場合において、<u>通路に設けられる補助座席以外の座席ベルトにあっては、</u>UN R16-06-87 の 8.1.から 8.3.4. (8.2.2.5 を除く。) に適合するものでなければなら ない。

①~④ (略)

7-41-3 (略)

7-41-4 適用関係の整理

 $(1) \sim (7)$ (略)

- (8) 次に掲げる自動車については、7-41-12 (従前規定の適用®) の規定を適用する。 (適用関係告示第 20 条第 15 項関係関係)
 - ① 平成 33 年 11 月 14 日 (車両総重量 12t を超える専ら乗用の用に供する自動車であって、乗車定員 10 人以上のものにあっては平成 30 年 11 月 14 日) 以前に製作された自動車 (平成 31 年 11 月 15 日 (車両総重量 12t を超える専ら乗用の用に供する自動車であって乗車定員 10 人以上のものにあっては平成 29 年 11 月 15 日) 以降の指定自動車、新型届出自動車、輸入自動車特別取扱自動車を除く。)
 - ② 新たに運行の用に供しようとする共通構造部型式指定自動車であって、出荷検査証(審査当日において、発行後11月を経過していないものに限る。)の発行日が平成33年11月14日(車両総重量12tを超える専ら乗用の用に供する自動車であって、乗車定員10人以上のものにあっては平成30年11月14日)以前のもの
 - ③ 使用の過程にある共通構造部型式指定自動車であって、自動車検査証等の備考欄に記載されている保安基準適用年月日が平成33年11月14日(車両総重量12tを超える専ら乗用の用に供する自動車であって、乗車定員10人以上のものにあって

ĺΗ

- (5) 次に掲げるものは(1)③に定める「これに準ずる性能を有する座席ベルトの取付装置」とする。
 - ① UN R14-07-S6 の 5. (5.2.3.3.及び 5.2.3.4.を除く。)、6.及び 7. 適合する装置
 - ② FMVSS 210 に適合する装置

(新設)

(6) 次に掲げるものは(3) ③に定める「基準に準ずる性能を有する座席ベルト」とする。 この場合において、UN R16-06<u>-S6</u>の8.1.から8.3.4.(8.2.2.5 を除く。)に適合す るものでなければならない。

① \sim 4) (略)

7-41-3 (略)

7-41-4 適用関係の整理

 $(1) \sim (7)$ (略)

は平成30年11月14日)以前のもの

[任意に備える座席ベルト等の基準適用前]

- (9)次に掲げる自動車については、7-41-13(従前規定の適用⑨)の規定を適用する。(適 用関係告示第20条第18項関係)
 - ① 平成31年11月14日以前に製作された自動車
 - ② 新たに運行の用に供しようとする共通構造部型式指定自動車であって、出荷検査 証(審査当日において、発行後11月を経過していないものに限る。)の発行日が平 成31年11月14日以前のもの。
 - ③ 使用の過程にある共通構造部型式指定自動車であって、自動車検査証等の備考欄 に記載されている保安基準適用年月日が平成31年11月14日以前のもの。

7-41-5~7-41-11 (略)

7-41-12 従前規定の適用⑧

次に掲げる自動車については、次の規定に適合するものであればよい。(適用関係告 示第 20 条第 15 項関係)

- ① 平成33年11月14日(車両総重量12tを超える専ら乗用の用に供する自動車で あって、乗車定員10人以上のものにあっては平成30年11月14日)以前に製作さ れた自動車(平成31年11月15日(車両総重量12tを超える専ら乗用の用に供す る自動車であって乗車定員 10 人以上のものにあっては平成 29 年 11 月 15 日) 以降 の指定自動車、新型届出自動車、輸入自動車特別取扱自動車を除く。)
- ② 新たに運行の用に供しようとする共通構造部型式指定自動車であって、出荷検査 証(審査当日において、発行後11月を経過していないものに限る。)の発行日が平 成33年11月14日(車両総重量12tを超える専ら乗用の用に供する自動車であっ て、乗車定員 10 人以上のものにあっては平成 30 年 11 月 14 日)以前のもの
- ③ 使用の過程にある共通構造部型式指定自動車であって、自動車検査証等の備考欄 に記載されている保安基準適用年月日が平成33年11月14日(車両総重量12tを 超える専ら乗用の用に供する自動車であって、乗車定員 10 人以上のものにあって は平成30年11月14日)以前のもの

7-41-12-1 装備要件

(1) 次の表の左欄に掲げる自動車(二輪自動車、側車付二輪自動車及び最高速度 20km/h 未満の自動車を除く。)には、当該自動車が衝突等による衝撃を受けた場合において 同表の中欄に掲げるその自動車の座席〔7-39-1-2(1)のアからウまで及びカに掲げ る座席(イに掲げる座席にあっては、座席の後面部分のみが折り畳むことができるも のを除く。) 及び幼児専用車の幼児用座席を除く。] の乗車人員が、座席の前方に移動 することを防止し、又は上半身を過度に前傾することを防止するため、それぞれ同表 の右欄に掲げる座席ベルト及び当該座席ベルトの取付装置を備えなければならない。

自動車の種別	座席の種別	座席ベルトの種別
① 専ら乗用の用に供す る自動車であって、次 に掲げるもの	運転者席その他の座席で あって前向きのもの	第二種座席ベルト
<u>ア</u> 乗車定員10人未		

(新設)

(新設)

7-41-5~7-41-11 (略)

新旧対照表

	新		1	E .
満の自動車				
<u>イ</u> 乗車定員 10 人以	上欄に掲げる座席以外の	第一種座席ベルト又は		
<u>上の自動車であっ</u>	<u>座席</u>	第二種座席ベルト		
て、車両総重量が				
<u>3.5t 以下のもの</u>				
(③に掲げるもの				
<u>を除く。)</u>	安たさたフェルッドホイ	发一年中 中 2、1		
② 専ら乗用の用に供す	運転者席その他の座席で	第二種座席ベルト		
る自動車であって、乗 車定員10人以上のもの	<u>あって前向きのもの</u> (7-41-1(2)アの基準に			
(①イ及び③に掲げる	適合するものを除く。)			
<u>(①1及0のに掲りる</u> ものを除く。)	上欄に掲げる座席以外の	第一種座席ベルト又は		
0 × 2 M (8)	座席	第二種座席ベルト		
③ 専ら乗用の用に供す	運転者席及びこれと並列	第一種座席ベルト又は		
る自動車であって、乗	の座席	第二種座席ベルト		
車定員10人以上のもの				
(高速道路等において				
運行しないものに限				
<u>る。)</u>				
④ 貨物の運送の用に供	運転者席その他の座席で	第二種座席ベルト		
する自動車であって、	あって前向きのもののう			
車両総重量が3.5t以下	ち、運転者席及びこれと			
<u>のもの</u>	並列の座席並びに自動車 の側面に隣接する座席			
	(7-41-1 (2) イの基準に			
	適合するものを除く。)			
	上欄に掲げる座席以外の	第一種座席ベルト又は		
	座席	第二種座席ベルト		
⑤ 貨物の運送の用に供	運転者席その他の座席で	第二種座席ベルト		
する自動車であって、	あって前向きのもののう			
車両総重量が3.5tを超	ち、運転者席及びこれと			
<u>えるもの</u>	並列の座席(7-41-1(2)			
	イの基準に適合するもの			
	<u>を除く。)</u>	佐 任中市 > 2 1 = 22		
	上欄に掲げる座席以外の 座席	第一種座席ベルト又は 第二種座席ベルト		
 (1) の表中の座席の種別欄の2				
<u>ア 7-41-1 (2) アに同じ。</u>	&午は、外に拘りる <u></u> を毕とり	<u>'``` </u>		
<u>/</u> 7-41-1 (2) /に同じ。 イ 7-41-1 (2) /に同じ。				

· IB

(3) 7-41-1 (3) に同じ。

7-41-12-2 性能要件(書面等による審査)

- (1) 7-41-2 (1) に同じ。
- (2) 7-41-12-1 及び 7-41-12-2 (1) の規定にかかわらず、次の①及び②に規定する自動 車の座席ベルトの取付装置にあっては、それぞれ定める基準に適合すればよい。

<u>この場合において、UN R14-07-S7 の 5.4.2.4.の規定中「45」とあるのは「20」と、「90」とあるのは「75」と読み替えることができ、UN R14-07-S7 の 6.4.3.にあっては、試験重量を乗車定員 1 名分の座席重量に 735N を加えた重量に 4 を乗じた重量とすることができる。</u>

- ① 専ら特別支援学校に通う生徒若しくは児童の運送又は専ら障害者福祉施設を利用する障害者の運送を目的とする自動車(乗車定員 10 人以上のものに限る。)に備える座席ベルトの取付装置にあっては UN R14-07-S7 の 5. 2. 1. 、5. 4. 1. から 5. 4. 2. 5. まで、5. 4. 3. 、5. 4. 3. 2. から 5. 4. 3. 4. まで、6. 3. 2. から 6. 3. 4. まで、6. 4. 3. 、7. 1. 、7. 2. 及び 7. 3. に定める基準
- ② 緊急自動車に備える座席ベルトの取付装置にあっては次に掲げる基準
 - ア 7-41-2 (2) ②アに同じ。
 - イ 7-41-2 (2) ②イに同じ。
 - ウ 7-41-2 (2) ②ウに同じ。
 - エ 7-41-2 (2) ②エに同じ。
 - オ 7-41-2 (2) ②オに同じ。
- (3) 7-41-12-1 に規定する座席ベルト(乗車定員 10 人以上の自動車(立席を有するものに限る。)、幼児専用車、乗車定員 10 人の福祉タクシー車両、車両総重量 3.5t を超える貨物の運送の用に供する自動車、緊急自動車、車体の形状が患者輸送車又はキャンピング車である自動車、大型特殊自動車及び小型特殊自動車に設ける横向き座席に備える座席ベルトを除く。)は、当該自動車が衝突等による衝撃を受けた場合において当該座席ベルトを装着した者に傷害を与えるおそれが少なく、かつ、容易に操作等を行うことができるものとして構造、操作性能等に関し、書面その他適切な方法により審査したときに、UN R16-06-S7 の 6.、7.及び 8.1.から 8.3.6.までに適合するものでなければならない。

<u>この場合において、次に掲げる座席ベルトであって装着者に傷害を与えるおそれの</u>ある損傷、擦過痕等のないものは、この基準に適合するものとする。

- ① 7-41-2 (3) ①に同じ。
- ② 7-41-2 (3) ②に同じ。
- ③ 7-41-2 (3) ③に同じ。
- (4) 7-41-12-1 及び 7-41-12-2 (3) の規定にかかわらず、専ら特別支援学校に通う生徒 若しくは児童の運送又は専ら障害者福祉施設を利用する障害者の運送を目的とする 自動車 (乗車定員 10 人以上のものに限る。) 及び緊急自動車に備える座席ベルトにあっては、①から⑥の基準 (緊急自動車に備える座席ベルトにあっては、⑥を除く。) に適合すればよい。
 - ① 7-41-2 (4) ①に同じ。

新 旧 ② 7-41-2 (4) ②に同じ。 ③ 7-41-2 (4) ③に同じ。 ④ 7-41-2 (4) ④に同じ。 ⑤ 7-41-2 (4) ⑤に同じ。 ⑥ 7-41-2 (4) ⑥に同じ。 (5) 7-41-2 (5) に同じ。 (6) 7-41-2 (6) に同じ。 (7) 7-41-2 (7) に同じ。 (8) 7-41-2 (8) に同じ。 (9) 次に掲げるものは(1)③に定める「これに準ずる性能を有する座席ベルトの取付装 置」とする。 ① UN R14-07-S7 の 5. (5.2.3.3.及び 5.2.3.4.を除く。)、6.及び 7. 適合する装置 ② FMVSS 210 に適合する装置 (10) 次に掲げるものは(3)③に定める「基準に準ずる性能を有する座席ベルト」とする。 この場合において、UN R16-06-S7 の 8.1.から 8.3.4.(8.2.2.5 を除く。)に適合す るものでなければならない。 ① UN R16-06-S7 の 6. 及び 7. の規定にかかわらず、「道路運送車両の保安基準に係 る技術基準について(依命通達)」の一部改正について(平成14年8月30日付 け国自技第180 号国自審第631号国自整第100号)による改正前の技術基準通達 別添 25「座席ベルトの技術基準」又は平成 18 年 8 月 25 日付け国土交通省告示第 978 号による改正前の細目告示別添 32 「座席ベルトの技術基準」に適合するもの。 ② FMVSS 209 に適合するもの ③ UN R16 に適合する座席ベルトに表示される特別な表示があるもの 以下全ての要件に適合するもの ア JIS D 4604「自動車用シートベルト」に定める規格に適合したものであるこ イ 当該自動車が衝突等による衝撃を受けた場合において、当該座席ベルトを 装着した者に傷害を与えるおそれの少ない構造のものであること。 ウ 第二種座席ベルトにあっては、当該自動車が衝突等による衝撃を受けた場 合において、当該座席ベルトを装着した者が、座席の前方に移動しないよう にすることができ、かつ、上半身を過度に前傾しないようにすることができ るものであること。 エ 第一種座席ベルトにあっては、当該自動車が衝突等による衝撃を受けた場 合において、当該座席ベルトを装着した者が座席の前方に移動しないように することができるものであること。 オ 容易に、着脱することができ、かつ、長さを調整することができるもので あること。 カ 第二種座席ベルト及び運転者席に備える第一種座席ベルトにあっては、通 常の運行において当該座席ベルトを装着した者がその腰部及び上半身を容 易に動かし得る構造のものであること。

(新設)

[任意に備える座席ベルト等の基準適用前]

7-41-13 従前規定の適用⑨

次に掲げる自動車については、7-41-13(従前規定の適用⑨)の規定を適用する。(適 用関係告示第20条第18項関係)

- ① 平成31年11月14日以前に製作された自動車
- ② 新たに運行の用に供しようとする共通構造部型式指定自動車であって、出荷検査 証(審査当日において、発行後11月を経過していないものに限る。)の発行日が平 成31年11月14日以前のもの。
- ③ 使用の過程にある共通構造部型式指定自動車であって、自動車検査証等の備考欄 に記載されている保安基準適用年月日が平成31年11月14日以前のもの。

7-41-13-1 装備要件

7-41-1 に同じ。

7-41-13-2 性能要件(書面等による審査)

- (1) 7-41-2 (1) に同じ。
- (2) 7-41-2 (2) に同じ。
- (3) 7-41-2 (3) に同じ。
- (4) 7-41-2 (4) に同じ。
- (5) 7-41-2 (9) に同じ。
- (6) 7-41-2 (10) に同じ。

7-42 座席ベルト非装着時警報装置

7-42-1 装備要件

専ら乗用の用に供する普通自動車又は小型自動車若しくは軽自動車であって、乗車定 員10人未満の自動車には、7-42-2の基準に適合する座席ベルトの非装着時警報装置を 備えなければならない。(保安基準第22条の3第5項関係)

7-42-2 性能要件(視認等による審査)

7-42-1 の座席ベルトの非装着時警報装置は、警報性能等に関し、視認等その他適切な 方法により審査したときに、7-41-1の規定により備える運転者席の座席ベルトが装着さ れていない場合(座席ベルトのバックルが結合されていない状態又は座席ベルト巻取装 置から引き出された座席ベルトの長さが 10cm 以下の状態をいう。) にその旨を運転者席 の運転者に警報するものでなければならない。

この場合において、次の各号に掲げる装置は、この基準に適合しないものとする。(細 目告示第 30 条**第** 10 項関係、細目告示第 108 条**第** 12 項関係) ① \sim ③ (略)

7-42-3~7-42-6 (略)

7-43 (略)

7-44 年少者用補助乗車装置等

7-44-1 (略)

7-42 座席ベルト非装着時警報装置

7-42-1 装備要件

専ら乗用の用に供する普通自動車又は小型自動車若しくは軽自動車であって、乗車定 員10人未満の自動車には、7-42-2の基準に適合する座席ベルトの非装着時警報装置を 備えなければならない。(保安基準第22条の3第4項関係)

7-42-2 性能要件(視認等による審査)

7-42-1 の座席ベルトの非装着時警報装置は、警報性能等に関し、視認等その他適切な 方法により審査したときに、7-41-1の規定により備える運転者席の座席ベルトが装着さ れていない場合(座席ベルトのバックルが結合されていない状態又は座席ベルト巻取装 置から引き出された座席ベルトの長さが10cm以下の状態をいう。)にその旨を運転者席 の運転者に警報するものでなければならない。

この場合において、次の各号に掲げる装置は、この基準に適合しないものとする。(細 目告示第30条第4項関係、細目告示第108条第6項関係)

① \sim ③ (略)

7-42-3~7-42-6 (略)

7-43 (略)

7-44 年少者用補助乗車装置等

7-44-1 (略)

7-44-2 性能要件(書面等による審査)

(1) 年少者用補助乗車装置取付具は、年少者用補助乗車装置から受ける荷重等に十分耐え、かつ、取付けられる年少者用補助乗車装置が有効に作用し、かつ、乗降の支障とならないものとして、強度、取付位置等に関し、書面その他適切な方法により審査したときに、UN R14-07-S7 の 5.、6. 及び 7. に適合するものでなければならない。

① \sim ③ (略)

(2) 年少者用補助乗車装置は、座席ベルト等を損傷しないものであり、かつ、当該自動車が衝突等による衝撃を受けた場合において、当該年少者用補助乗車装置を装着した者に傷害を与えるおそれが少なく、かつ、容易に着脱することができるものとして構造、操作性能等に関し、書面等その他適切な方法により審査したときに、UN R129-01の4.、6.及び7.又はUN R44-04-S11の4.、6.から8.まで及び15.に適合するものでなければならない。

この場合において、次に掲げるものであって損傷のないものは、この基準に適合するものとする。(保安基準第22条の5第3項関係、細目告示第32条第2項関係、細目告示第110条第2項関係、適用関係告示第22条第10項関係)

①~③ (略)

(3) (略)

- (4) 次に掲げるものは(1)③に定める「これに準ずる性能を有する年少者用補助乗車装置取付具」とする。
 - ① UN R14-07-87の5.、6.及び7. (5.2.3.3.及び5.2.3.4.の規定を除く。) に適合する年少者用補助乗車装置取付具
 - ② FMVSS 225 に適合する装置
- (5) 次に掲げる自動車については、(1) 本文中「UN R14-07-S7の5.、6.及び7.」とあるのを、「UN R14-07-S7の5.、6.及び7. (5.2.4.5.を除き、UN R14-07-S1の5.2.4.5.を含む。)」と読み替えることができる。(適用関係告示第22条第5項関係) ①~②(略)
- (6) 平成 25 年 4 月 12 日以前に製作された自動車については、(1) 本文中「UN R14-07<u>-S7</u>の 5.、6. 及び 7.」とあるのを、「UN R14-07<u>-S7</u>の 5.、6. 及び 7. (5. 3. 8. を除き、UN R14-07-S1 の 5. 3. 8. を含む。)」と読み替えることができる。(適用関係告示第 22 条第 7 項関係)

7-44-3 (略)

7-44-4 適用関係の整理

- $(1) \sim (2)$ (略)
- (3) 次に掲げる自動車については、7-44-7 (従前規定の適用③) の規定を適用する。(適 用関係告示第 22 条第 11 項)
 - ① 平成32年8月31日以前に製作された自動車

7-44-2 性能要件(書面等による審査)

(1) 年少者用補助乗車装置取付具は、年少者用補助乗車装置から受ける荷重等に十分耐え、かつ、取付けられる年少者用補助乗車装置が有効に作用し、かつ、乗降の支障とならないものとして、強度、取付位置等に関し、書面その他適切な方法により審査したときに、UN R14-07-S6 の 5.、6. 及び 7. に適合するものでなければならない。

この場合において、次に掲げるものであって損傷のないものは、この基準に適合するものとし、7-44-1 ただし書の自動車に年少者用補助乗車装置を備えた場合については、UN R14-07<u>-86</u>の 5. 3. 8. の規定を適用しない。(保安基準第 22 条の 5 第 2 項関係、細目告示第 32 条第 1 項関係、細目告示第 110 条第 1 項関係)

①~③ (略)

(2) 年少者用補助乗車装置は、座席ベルト等を損傷しないものであり、かつ、当該自動車が衝突等による衝撃を受けた場合において、当該年少者用補助乗車装置を装着した者に傷害を与えるおそれが少なく、かつ、容易に着脱することができるものとして構造、操作性能等に関し、書面等その他適切な方法により審査したときに、UN R129-00-S4の4.、6.及び7.又はUN R44-04-S10の4.、6.から8.まで及び15.に適合するものでなければならない。

この場合において、次に掲げるものであって損傷のないものは、この基準に適合するものとする。(保安基準第22条の5第3項関係、細目告示第32条第2項関係、細目告示第110条第2項関係、適用関係告示第22条第10項関係)

①~③ (略)

- (3) (略)
- (4) 次に掲げるものは(1)③に定める「これに準ずる性能を有する年少者用補助乗車装置取付具」とする。
 - ① UN R14-07-86の5.、6.及び7. (5.2.3.3.及び5.2.3.4.の規定を除く。) に適合する年少者用補助乗車装置取付具
 - ② FMVSS 225 に適合する装置
- (5) 次に掲げる自動車については、(1) 本文中「UN R14-07-S6の5.、6.及び7.」とあるのを、「UN R14-07-S6の5.、6.及び7. (5.2.4.5.を除き、UN R14-07-S1の5.2.4.5.を含む。)」と読み替えることができる。(適用関係告示第22条第5項関係) ①~② (略)
- (6) 平成 25 年 4 月 12 日以前に製作された自動車については、(1) 本文中「UN R14-07<u>-S6</u>の 5.、6. 及び 7.」とあるのを、「UN R14-07<u>-S6</u>の 5.、6. 及び 7. (5. 3. 8. を除き、UN R14-07-S1 の 5. 3. 8. を含む。)」と読み替えることができる。(適用関係告示第 22 条第 7 項関係)

7-44-3 (略)

7-44-4 適用関係の整理

 $(1) \sim (2)$ (略)

旧

- ② 新たに運行の用に供しようとする共通構造部型式指定自動車であって、出荷検査証(審査当日において、発行後11月を経過していないものに限る。)の発行日が平成32年8月31日以前のもの
- ③ 使用の過程にある共通構造部型式指定自動車であって、自動車検査証等の備考 欄に記載されている保安基準適用年月日が平成32年8月31日以前のもの

7-44-5~7-44-6 (略)

7-44-7 従前規定の適用③

次に掲げる自動車については、次の基準に適合するものであればよい。(適用関係告示第 22 条第 11 項)

- ① 平成32年8月31日以前に製作された自動車
- ② 新たに運行の用に供しようとする共通構造部型式指定自動車であって、出荷検査 証(審査当日において、発行後11月を経過していないものに限る。)の発行日が平成32年8月31日以前のもの
- ③ 使用の過程にある共通構造部型式指定自動車であって、自動車検査証等の備考欄 に記載されている保安基準適用年月日が平成32年8月31日以前のもの

7-44-7-1 装備要件

7-44-1 に同じ。

7-44-7-2 性能要件(書面等による審査)

- (1) 7-44-2 (1) に同じ。
- (2) 年少者用補助乗車装置は、座席ベルト等を損傷しないものであり、かつ、当該自動車が衝突等による衝撃を受けた場合において、当該年少者用補助乗車装置を装着した者に傷害を与えるおそれが少なく、かつ、容易に着脱することができるものとして構造、操作性能等に関し、書面等その他適切な方法により審査したときに、UN R129-00-S4の4、6.及び7.又はUN R44-04-S11の4、6.から8.まで及び15.に適合するものでなければならない。

この場合において、次に掲げるものであって損傷のないものは、この基準に適合するものとする。(保安基準第22条の5第3項関係、細目告示第32条第2項関係、細目告示第110条第2項関係、適用関係告示第22条第10項関係)

- ① 7-44-2 (2) ①に同じ。
- ② 7-44-2 (2) ②に同じ。
- ③ 7-44-2 (2) ③に同じ。
- (3) 7-44-2 (3) に同じ。
- (4) 7-44-2 (4) に同じ。
- (5) 7-44-2 (5) に同じ。
- (6) 7-44-2 (6) に同じ。

7-45~7-46 (略)

7-47 乗降口

7-47-1 (略)

7-47-2 性能要件

7-45~7-46 (略)

7-47 乗降口

7-47-1 (略)

7-47-2 性能要件

7-44-5~7-44-6 (略)

7-47-2-1 (略)

7-47-2-2 書面等による審査

(1) 自動車 (乗車定員 11 人以上の自動車、乗車定員 11 人以上の自動車の形状に類する 自動車、大型特殊自動車、農耕作業用小型特殊自動車及び最高速度 20km/h 未満の自 動車を除く。)の乗降口に備える扉のうち特殊扉以外のものは、当該自動車が衝突等 による衝撃を受けた場合において、容易に開放するおそれがないものとして構造に関 し、UN R11-04 の 5.、6. 及び 7. に適合するものでなければならない。

この場合において、扉の構造上、UN R11-04 に定めるヒンジ又はラッチシステムを 取付けることができない扉であって、油圧、電気等の動力により運転者席において開 閉動作を行うことができ、かつ、原動機の操作装置が作動の位置にある場合に運転者 席の運転者に扉が開放していることを視覚的に警告する装置及び走行中の扉の開放 を防止できる装置を備えたものにあっては、UN R11-03-S3 の 6.2.3.、6.2.4.及び 7.2.2. に定める基準に適合するものであればよい。

ただし、UN R11-03-S3 附則 6 に定める加圧プレートの配置は、試験条件が最も不利 になる扉の端部及びそれと対をなす端部の組合せであること。(保安基準第25条第4 項関係、細目告示第35条第1項関係、細目告示第113条第1項関係)

 $(2) \sim (4)$ (略)

7-47-3~7-47-13 (略)

7-48~7-52 (略)

7-53 騒音防止装置

7-53-1 (略)

7-53-2 性能要件

7-53-2-1~7-53-2-2 (略)

7-53-2-3 書面等による審査

(1) 自動車(被牽引自動車を除く。) は、騒音を多量に発しないものとして構造、騒音の 大きさ等に関し、書面等その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合す るものでなければならない。(保安基準第30条第1項関係、細目告示第40条第1項 関係、細目告示第118条第1項関係)

① (略)

② 新たに運行の用に供しようとする二輪自動車は、UN R41-04-S4 (平成 33 年 1 月 20 日以降の型式指定自動車以外の二輪自動車にあっては、試験路は ISO 10844:1994 に規定された路面であってもよい。) の 6. (6.3. 及び 6.4. を除く。) に適合する構造であること。

なお、検査コースにおいて重量計を用いて計測したときの車両重量は、書面等 により基準適合性を確認した時点の車両重量の±20kg の範囲になければならな V

 $(2) \sim (7)$ (略)

(8) 8-1 (2) の規定により第7章の規定を適用する自動車(二輪自動車又は使用の過程

7-47-2-1 (略)

7-47-2-2 書面等による審査

(1) 自動車 (乗車定員 11 人以上の自動車、乗車定員 11 人以上の自動車の形状に類する 自動車、大型特殊自動車、農耕作業用小型特殊自動車及び最高速度 20km/h 未満の自 動車を除く。)の乗降口に備える扉のうち特殊扉以外のものは、当該自動車が衝突等 による衝撃を受けた場合において、容易に開放するおそれがないものとして構造に関 し、UN R11-04-S1 の 5.、6. 及び 7. に適合するものでなければならない。

この場合において、扉の構造上、UN R11-04-S1 に定めるヒンジ又はラッチシステム を取付けることができない扉であって、油圧、電気等の動力により運転者席において 開閉動作を行うことができ、かつ、原動機の操作装置が作動の位置にある場合に運転 者席の運転者に扉が開放していることを視覚的に警告する装置及び走行中の扉の開 放を防止できる装置を備えたものにあっては、UN R11-03-S3 の 6.2.3.、6.2.4.及び 7.2.2. に定める基準に適合するものであればよい。

ただし、UN R11-03-S3 附則 6 に定める加圧プレートの配置は、試験条件が最も不利 になる扉の端部及びそれと対をなす端部の組合せであること。(保安基準第25条第4 項関係、細目告示第35条第1項関係、細目告示第113条第1項関係)

 $(2) \sim (4)$ (略)

7-47-3~7-47-13(略)

7-48~7-52 (略)

7-53 騒音防止装置

7-53-1 (略)

7-53-2 性能要件

7-53-2-1~7-53-2-2(略)

7-53-2-3 書面等による審査

(1) 自動車(被牽引自動車を除く。)は、騒音を多量に発しないものとして構造、騒音の 大きさ等に関し、書面等その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合す るものでなければならない。(保安基準第30条第1項関係、細目告示第40条第1項 関係、細目告示第118条第1項関係)

① (略)

② 新たに運行の用に供しようとする二輪自動車は、UN R41-04-S5 (平成 33 年 1 月 20 日以降の型式指定自動車以外の二輪自動車にあっては、試験路は ISO 10844:1994 に規定された路面であってもよい。) の 6. (6.3. 及び 6.4. を除く。) に適合する構造であること。

なお、検査コースにおいて重量計を用いて計測したときの車両重量は、書面等 により基準適合性を確認した時点の車両重量の±20kg の範囲になければならな V)

 $(2) \sim (7)$ (略)

(8) 8-1 (2) の規定により第7章の規定を適用する自動車(二輪自動車又は使用の過程

にある二輪自動車を改造した側車付二輪自動車に限る。) であって、当該自動車に備える消音器について改造又は交換を行っていないもの

① (略)

② 次のいずれかに該当する自動車が現に備えている消音器

ア 加速走行騒音試験結果成績表(改造等が行われた後の初めての検査の際には原本の提示とし、その後は写しをもって代えることができる。)を運行の際に携行することにより、UN R41-04-S5の 6.1. 及び 6.2. に適合することが明らかである自動車。

イ 次に掲げるいずれかの外国の法令に基づく書面(改造等が行われた後の初めての検査の際には原本の提示とし、その後は写しをもって代えることができる。)又は表示を運行の際に携行することにより、UN R41-04-S5の6.1.及び6.2.に適合することが明らかである自動車。

ただし、欧州連合指令に基づく少数生産車にあっては、(ウ) 又は (エ) のいずれかに限る。

この場合において、受検車両の消音器には、当該自動車の製作者の商号又は商標が表示されていることを確認するものとする。

なお、部品番号等の表示であっても、当該自動車の製作者の管理下にある ことが別途証されたものであれば同様に取扱うものとする。

(ア) ~ (エ) (略)

(9) ~ (10) (略)

7-53-3~7-53-14 (略)

7-53-15 従前規定の適用①

次に掲げる自動車にあっては、次の基準に適合するものであればよい。(適用関係告示第 27 条第 30 項及び第 31 項関係)

① \sim ② (略)

7-53-15-1 (略)

7-53-15-2 性能要件

 $7-53-15-2-1\sim7-53-15-2-2$ (略)

7-53-15-2-3 書面等による審査

(1) 自動車(被牽引自動車を除く。)は、騒音を多量に発しないものとして構造、騒音の大きさ等に関し、書面等その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するものでなければならない。

① (略)

② 二輪自動車は、UN R41-04-85 (平成33年1月20日以降の型式指定自動車以外の二輪自動車にあっては、試験路はISO 10844:1994 に規定された路面であってもよい。)の6.に適合する構造であること。

なお、検査コースにおいて重量計を用いて計測したときの車両重量は、書面等により基準適合性を確認した時点の車両重量の±20kg の範囲になければならない

Н

にある二輪自動車を改造した側車付二輪自動車に限る。) であって、当該自動車に備える消音器について改造又は交換を行っていないもの

① (略)

② 次のいずれかに該当する自動車が現に備えている消音器

ア 加速走行騒音試験結果成績表(改造等が行われた後の初めての検査の際には原本の提示とし、その後は写しをもって代えることができる。)を運行の際に携行することにより、UN R41-04-S4の 6.1. 及び 6.2. に適合することが明らかである自動車。

イ 次に掲げるいずれかの外国の法令に基づく書面(改造等が行われた後の初めての検査の際には原本の提示とし、その後は写しをもって代えることができる。)又は表示を運行の際に携行することにより、UN R41-04-S4の6.1.及び6.2.に適合することが明らかである自動車。

ただし、欧州連合指令に基づく少数生産車にあっては、(f) 又は (x) のいずれかに限る。

この場合において、受検車両の消音器には、当該自動車の製作者の商号又は商標が表示されていることを確認するものとする。

なお、部品番号等の表示であっても、当該自動車の製作者の管理下にある ことが別途証されたものであれば同様に取扱うものとする。

(ア) ~ (エ) (略)

(9) ~ (10) (略)

7-53-3~7-53-14(略)

7-53-15 従前規定の適用①

次に掲げる自動車にあっては、次の基準に適合するものであればよい。(適用関係告示第 27 条第 30 項及び第 31 項関係)

① \sim ② (略)

7-53-15-1 (略)

7-53-15-2 性能要件

7-53-15-2-1~7-53-15-2-2 (略)

7-53-15-2-3 書面等による審査

(1) 自動車(被牽引自動車を除く。)は、騒音を多量に発しないものとして構造、騒音の大きさ等に関し、書面等その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するものでなければならない。

① (略)

② 二輪自動車は、UN R41-04-S4 (平成 33 年 1 月 20 日以降の型式指定自動車以外の二輪自動車にあっては、試験路は ISO 10844:1994 に規定された路面であってもよい。) の 6. に適合する構造であること。

なお、検査コースにおいて重量計を用いて計測したときの車両重量は、書面等により基準適合性を確認した時点の車両重量の±20kgの範囲になければならない。

 $(2) \sim (7)$ (略)

7-54 (略)

 $(2) \sim (7)$ (略)

7-55 排気管からの排出ガス発散防止性能 7-55-1~7-55-17 (略)

7-55-18 従前規定の適用(4)

次に掲げる自動車にあっては、それぞれに掲げる基準に適合するものであればよい。

① 軽油を燃料とする車両総重量が 3.5t を超える普通自動車及び小型自動車(専ら 乗用の用に供する乗車定員10人以下の普诵自動車及び小型自動車を除く。)であっ て、平成22年8月31日(車両総重量が3.5tを超え12t以下のものは平成23年9 月30日) 以前に製作されたもの [輸入自動車以外の自動車であって、平成21年10 月1日(車両総重量が 3.5t を超え 12t 以下のものは平成 22 年 10 月 1 日)以降の 型式指定自動車及び一酸化炭素等発散防止装置指定自動車を除く。〕については、 適用表(4)-1 の区分の欄に掲げる規制年の区分に応じ、次の(1)から(4)に規定す る欄に掲げる値をそれぞれ超えないものであればよい。

なお、適用表仰-1における黒煙汚染度規制値の規定の適用にあたっては、黒煙汚 染度の測定の前に光吸収係数を測定した場合において、当該光吸収係数が同表の光 吸収係数規制値欄に掲げる値を超えないものであればよい。

- ② ①以降のものであって、平成29年8月31日(第五輪荷重を有する牽引自動車の うち車両総重量が 7.5t を超えるものにあっては平成 30 年 8 月 31 日、車両総重量 が 3.5t を超え 7.5t 以下のものは平成 31 年 8 月 31 日) 以前に製作されたもの〔輸 入自動車以外の自動車であって、平成28年10月1日(第五輪荷重を有する牽引自 動車のうち車両総重量が 7.5t を超えるものにあっては平成 29 年 10 月 1 日、車両 総重量が 3.5t を超え 7.5t 以下のものは平成 30 年 10 月 1 日) 以降の型式指定自動 車及び一酸化炭素等発散防止装置指定自動車を除く。〕については、適用表49-2の 区分の欄に掲げる規制年の区分に応じ、次の(5)及び(6)に規定する欄に掲げる 値をそれぞれ超えないものであればよい。
- ③ 新たに運行の用に供しようとする共通構造部型式指定自動車であって、出荷検査 証(審査当日において、発行後11月を経過していないものに限る。)の発行日が平 成29年8月31日(第五輪荷重を有する牽引自動車のうち車両総重量が7.5t を超 えるものにあっては平成30年8月31日、車両総重量が3.5tを超え7.5t以下のも のは平成31年8月31日)以前のものについては、適用表40-2の区分の欄に掲げる 規制年の区分に応じ、次の(5)及び(6)に規定する欄に掲げる値をそれぞれ超え ないものであればよい。
- ④ 使用の過程にある共通構造部型式指定自動車であって、自動車検査証等の備考欄 に記載されている保安基準適用年月日が平成29年8月31日(第五輪荷重を有する 牽引自動車のうち車両総重量が 7.5t を超えるものにあっては平成 30 年 8 月 31 日、 車両総重量が 3.5t を超え 7.5t 以下のものは平成 31 年 8 月 31 日) 以前のものにつ

7-54 (略)

7-55 排気管からの排出ガス発散防止性能 **7-55-1~7-55-17**(略)

7-55-18 従前規定の適用(4)

(新設)

軽油を燃料とする車両総重量が 3.5t を超える普诵自動車及び小型自動車(専ら乗用 の用に供する乗車定員 10 人以下の普诵自動車及び小型自動車を除く。) であって、平成 22 年 8 月 31 日 (車両総重量が 3.5t を超え 12t 以下のものは平成 23 年 9 月 30 日) 以前 に製作されたもの〔輸入自動車以外の自動車であって、平成21年10月1日(車両総重 量が 3.5t を超え 12t 以下のものは平成 22 年 10 月 1 日) 以降の型式指定自動車及び一 酸化炭素等発散防止装置指定自動車を除く。] については、適用表49-1 の区分の欄に掲 げる規制年の区分に応じ、次の(1)から(4)に規定する欄に掲げる値をそれぞれ超え ないものであればよい。

なお、適用表⑭-1における黒煙汚染度規制値の規定の適用にあたっては、黒煙汚染度 の測定の前に光吸収係数を測定した場合において、当該光吸収係数が同表の光吸収係数 規制値欄に掲げる値を超えないものであればよい。

また、上記以降のものであって、平成29年8月31日(第五輪荷重を有する牽引自動 車のうち車両総重量が 7.5t を超えるものにあっては平成 30 年 8 月 31 日、車両総重量 が 3.5t を超え 7.5t 以下のものは平成 31 年 8 月 31 日) 以前に製作されたもの〔輸入自 動車以外の自動車であって、平成28年10月1日(第五輪荷重を有する牽引自動車のう ち車両総重量が 7.5t を超えるものにあっては平成 29年 10月1日、車両総重量が 3.5t を超え 7.5t 以下のものは平成 30 年 10 月 1 日) 以降の型式指定自動車及び一酸化炭素 等発散防止装置指定自動車を除く。〕については、適用表49-2の区分の欄に掲げる規制 年の区分に応じ、次の(5)及び(6)に規定する欄に掲げる値をそれぞれ超えないもの であればよい。

(新設)

いては、適用表仰-2の区分の欄に掲げる規制年の区分に応じ、次の(5)及び(6) に規定する欄に掲げる値をそれぞれ超えないものであればよい。

「適用表49-1]

(1) ~ (6) (略)

適用表40-1~適用表40-2(略)

7-55-19~7-55-31 (略)

7-56~7-83 (略)

7-84 制動灯

7-84-1 (略)

7-84-2 性能要件

7-84-2-1~7-84-2-2(略)

7-84-3 取付要件(視認等による審査)

(1) 制動灯は、その性能を損なわないように、かつ、取付位置、取付方法等に関し、視 認等その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するように取付けられ なければならない。(保安基準第39条第3項関係)

この場合において、制動灯の照明部、個数及び取付位置の測定方法は、別添13「灯 火等の照明部、個数、取付位置等の測定方法」によるものとする。(細目告示第56条 第2項関係、細目告示第134条第3項関係、適用関係告示第42条第15号)

① 制動灯は、制動装置が UN R13-11-S14 の 5, 2, 1, 30, 又は 5, 2, 2, 22, 若しくは UN R13H-01 の 5.2.22. に定める制動信号を発する場合に点灯する構造であること。

ただし、7-15-4 又は 7-19-4 の規定により UN R13 が適用されない自動車に備え る制動灯にあっては、運転者が主制動装置(牽引自動車と被牽引自動車を連結し た場合においては、当該牽引自動車又は当該被牽引自動車の主制動装置) 若しく は補助制動装置を操作している場合又は加速装置の解除により制動効果を発生 させる電気式回生制動装置が作動した際に平成25年8月30日付け国土交通省告 示第 826 号による改正前の細目告示別添 12 「乗用車の制動装置の技術基準」 3.2.22.4. に定める制動灯及び補助制動灯点灯用制動信号が発せられた場合にの み点灯する構造であること。

この場合において、空車状態の自動車について乾燥した平たんな舗装路面にお いて 80km/h (最高速度が 80km/h 未満の自動車にあっては、その最高速度) から 減速した場合の減速能力が 2.2m/s²以下である補助制動装置にあっては、操作中 に制動灯が点灯しない構造とすることができる。

なお、視認等により運転者が主制動装置(牽引自動車と被牽引自動車を連結し た場合においては、当該牽引自動車又は当該被牽引自動車の主制動装置)を作動 させたとき以外の作動状況の確認ができない場合には、審査を省略することがで きる。

②~⑨ (略)

(2) ~ (3) (略)

旧

〔適用表44-1〕

(1) ~ (6) (略)

適用表40-1~適用表40-2(略)

7-55-19~7-55-31(略)

7-56~7-83 (略)

7-84 制動灯

7-84-1 (略)

7-84-2 性能要件

7-84-2-1~7-84-2-2(略)

7-84-3 取付要件(視認等による審査)

(1) 制動灯は、その性能を損なわないように、かつ、取付位置、取付方法等に関し、視 認等その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するように取付けられ なければならない。(保安基準第39条第3項関係)

この場合において、制動灯の照明部、個数及び取付位置の測定方法は、別添13「灯 火等の照明部、個数、取付位置等の測定方法」によるものとする。(細目告示第56条 第2項関係、細目告示第134条第3項関係、適用関係告示第42条第15号)

① 制動灯は、制動装置が UN R13-11-S13 の 5, 2, 1, 30, 又は 5, 2, 2, 22, 若しくは UN R13H-00-S16 の 5.2.22. に定める制動信号を発する場合に点灯する構造であるこ

ただし、7-15-4 又は 7-19-4 の規定により UN R13 が適用されない自動車に備え る制動灯にあっては、運転者が主制動装置(牽引自動車と被牽引自動車を連結し た場合においては、当該牽引自動車又は当該被牽引自動車の主制動装置) 若しく は補助制動装置を操作している場合又は加速装置の解除により制動効果を発生 させる電気式回生制動装置が作動した際に平成25年8月30日付け国土交通省告 示第 826 号による改正前の細目告示別添 12 「乗用車の制動装置の技術基準」 3.2.22.4. に定める制動灯及び補助制動灯点灯用制動信号が発せられた場合にの み点灯する構造であること。

この場合において、空車状態の自動車について乾燥した平たんな舗装路面にお いて 80km/h (最高速度が 80km/h 未満の自動車にあっては、その最高速度) から 減速した場合の減速能力が 2.2m/s²以下である補助制動装置にあっては、操作中 に制動灯が点灯しない構造とすることができる。

なお、視認等により運転者が主制動装置(牽引自動車と被牽引自動車を連結し た場合においては、当該牽引自動車又は当該被牽引自動車の主制動装置)を作動 させたとき以外の作動状況の確認ができない場合には、審査を省略することがで きる。

② \sim 9 (略)

 $(2) \sim (3)$ (略)

7-84-4~7-84-9 (略)

7-85~7-89 (略)

7-90 緊急制動表示灯

7-84-4~7-84-9 (略)

7-90-1 装備要件

7-85~7-89 (略)

自動車(カタピラ及びそりを有する軽自動車、大型特殊自動車並びに小型特殊自動車 を除く。)には、緊急制動表示灯を備えることができる。(保安基準第41条の4第1項 関係)

7-90-2 性能要件(視認等による審査)

- (1) 緊急制動表示灯は、自動車の後方にある他の交通に当該自動車が急激に減速してい ることを示すことができ、かつ、その照射光線が他の交通を妨げないものでなければ ならない。(保安基準第41条の4第3項関係)
- $(2) \sim (3)$ (略)

7-90-3 取付要件

7-90-3-1 視認等による審査

- (1) (略)
- (2) 緊急制動表示灯であって、取付位置、取付方法等に関し、視認等その他適切な方法 により審査した場合に、次の基準に適合するものは、(1)の基準に適合するものとす

この場合において、緊急制動表示灯の照明部、個数及び取付位置の測定方法は、別 添13「灯火等の照明部、個数、取付位置等の測定方法」によるものとする。

なお、視認等により緊急制動表示灯の作動状況の確認ができない場合には、審査を 省略することができる。(保安基準第41条の4第4項関係、細目告示第61条の2第2 項関係、細目告示第139条の2第3項関係)

① (略)

- ② 制動灯及び補助制動灯を緊急制動表示灯として使用するときは、7-84-3(1) ②から⑤まで及び⑦から⑨まで並びに 7-85-3 (1) ①から④まで及び⑦から⑨ま での規定を準用する。
- ③ 方向指示器及び補助方向指示器を緊急制動表示灯として使用するときは、 7-87-3 (1) ①から④まで、⑥及び⑦並びに 7-87-3 (2) ②から⑩まで、⑯及び⑯ 並びに 7-88-3 (1) ④の規定を準用する。

(3) (略)

7-90-3-2 書面等による審査

- (1) (略)
- (2) 緊急制動表示灯であって、取付位置、取付方法等に関し、書面その他適切な方法に より審査した場合に、次の基準に適合するものは、(1)の基準に適合するものとする。 この場合において、緊急制動表示灯の照明部、個数及び取付位置の測定方法は、別 添 13「灯火等の照明部、個数、取付位置等の測定方法」によるものとする。(保安基 準第41条の4第4項関係、細目告示第61条の2第2項関係、細目告示第139条の2 第3項関係)

7-90 緊急制動表示灯

7-90-1 装備要件

自動車(二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車、カタピラ及びそりを有する軽 自動車、大型特殊自動車並びに小型特殊自動車を除く。) には、緊急制動表示灯を備え ることができる。(保安基準第41条の4第1項関係)

7-90-2 性能要件(視認等による審査)

- (1) 緊急制動表示灯は、自動車の後方にある交诵に当該自動車が急激に減速しているこ とを示すことができ、かつ、その照射光線が他の交通を妨げないものでなければなら ない。(保安基準第41条の4第3項関係)
- (2) ~ (3) (略)

7-90-3 取付要件

7-90-3-1 視認等による審査

- (1) (略)
- (2) 緊急制動表示灯であって、取付位置、取付方法等に関し、視認等その他適切な方法 により審査した場合に、次の基準に適合するものは、(1)の基準に適合するものとす

この場合において、緊急制動表示灯の照明部、個数及び取付位置の測定方法は、別 添13「灯火等の照明部、個数、取付位置等の測定方法」によるものとする。

なお、視認等により緊急制動表示灯の作動状況の確認ができない場合には、審査を 省略することができる。(保安基準第41条の4第4項関係、細目告示第61条の2第2 項関係、細目告示第139条の2第3項関係)

① (略)

- ② 制動灯及び補助制動灯を緊急制動表示灯として使用するときは、7-84-3(1) ②、4、5及び⑦から⑨まで並びに7-85-3(1)①から④まで及び⑦から⑨まで の規定を準用する。
- ③ 方向指示器及び補助方向指示器を緊急制動表示灯として使用するときは、 7-87-3 (1) ①から④まで、⑥及び⑦並びに 7-87-3 (2) ②、③、⑤及び⑦から⑪ まで並びに 7-88-3 (1) ④の規定を準用する。

(3) (略)

7-90-3-2 書面等による審査

- (1) (略)
- (2) 緊急制動表示灯であって、取付位置、取付方法等に関し、書面その他適切な方法に より審査した場合に、次の基準に適合するものは、(1)の基準に適合するものとする。 この場合において、緊急制動表示灯の照明部、個数及び取付位置の測定方法は、別 添 13「灯火等の照明部、個数、取付位置等の測定方法」によるものとする。(保安基 準第41条の4第4項関係、細目告示第61条の2第2項関係、細目告示第139条の2 第3項関係)

新旧対照表 50 / 112

① (略)

- ② 制動灯及び補助制動灯を緊急制動表示灯として使用するときは、7-84-3(1) ② $_{n}$ $_{n}$ での規定を準用する。
- ③ 方向指示器及び補助方向指示器を緊急制動表示灯として使用するときは、 7-87-3 (1) ①から④まで、⑥及び⑦並びに 7-87-3 (2) ②から⑩まで、⑮及び⑯ 並びに 7-88-3 (1) ④の規定を準用する。

4~6 (略)

- ⑦ 自動車が 50km/h を超える速度で走行中であり、かつ、制動装置による次に掲 げる要件に適合する緊急制動信号の入力がある場合にのみ作動するものである こと。
 - ア 二輪自動車、側車付二輪自動車及び三輪自動車以外の自動車にあっては、 UN R13-11-S14の5.2.1.31.又はUN R13H-01の5.2.23.
 - イ 二輪自動車、側車付二輪自動車及び三輪自動車にあっては、UN R78-03-S3 Ø 5. 1. 15.
- ⑧ 次に掲げる要件に適合する緊急制動信号の制動装置による入力が停止した場 合及び非常点滅表示灯が作動した場合に、その作動を自動的に停止するものであ ること。
 - ア 二輪自動車、側車付二輪自動車及び三輪自動車以外の自動車にあっては、 UN R13-11-S14 の 5. 2. 1. 31. 又は UN R13H-01 の 5. 2. 23.
 - イ 二輪自動車、側車付二輪自動車及び三輪自動車にあっては、UN R78-03-S3 Ø 5. 1. 15.

⑨ (略)

⑩ UN R13-11-S14 の 5.2.1.31. に適合する連携制動又は準連携制動による主制動 装置を備える被牽引自動車を牽引することができるものに備える緊急制動表示 灯は、主制動装置を使用している間、牽引自動車から被牽引自動車に緊急制動表 示灯として使用する制動灯及び補助制動灯を点灯させるための電気が供給され るものであること。

この場合において、当該被牽引自動車の緊急制動表示灯は、牽引自動車のもの と独立に作動するものとすることができる。

① (略)

(3) (略)

7-91~7-98 (略)

7-99 後写鏡

7-99-1 装備要件

自動車(被牽引自動車を除く。)には、後写鏡を備えなければならない。

ただし、運転者の視野、乗車人員等の保護に係る性能等に関し UN R46-04-S3 に適合 する後方等確認装置を備える自動車(二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車、カ

① (略)

② 制動灯及び補助制動灯を緊急制動表示灯として使用するときは、7-84-3(1) ②、4、5及び⑦から⑨まで並びに 7-85-3 (1) ①から④まで及び⑦から⑨まで の規定を進用する。

旧

③ 方向指示器及び補助方向指示器を緊急制動表示灯として使用するときは、 7-87-3 (1) ①から④まで、⑥及び⑦並びに 7-87-3 (2) ②、③、⑤及び⑦から⑪ まで並びに 7-88-3 (1) ④の規定を準用する。

4~6 (略)

⑦ 自動車が 50km/h を超える速度で走行中であり、かつ、制動装置による UN R13-11-S13 の 5.2.1.31. 又は UN R13H-00-S16 の 5.2.23. に適合する緊急制動信号 の入力がある場合にのみ作動するものであること。

(新設)

(新設)

(8) UN R13-11-S13 の 5. 2. 1. 31. 又は UN R13H-00-S16 の 5. 2. 23. に適合する緊急制 動信号の制動装置による入力が停止した場合及び非常点滅表示灯が作動した場 合に、その作動を自動的に停止するものであること。

(新設)

(新設)

⑨ (略)

⑩ UN R13-11-S13 の 5.2.1.31. に適合する連携制動又は準連携制動による主制動 装置を備える被牽引自動車を牽引することができるものに備える緊急制動表示 灯は、主制動装置を使用している間、牽引自動車から被牽引自動車に緊急制動表 示灯として使用する制動灯及び補助制動灯を点灯させるための電気が供給され るものであること。

この場合において、当該被牽引自動車の緊急制動表示灯は、牽引自動車のもの と独立に作動するものとすることができる。

① (略)

(3) (略)

7-91~7-98 (略)

7-99 後写鏡

7-99-1 装備要件

自動車(被牽引自動車を除く。)には、後写鏡を備えなければならない。(保安基準第 44条第1項)

旧

タピラ及びそりを有する軽自動車、大型特殊自動車、小型特殊自動車並びに被牽引自動車を除く。) にあってはこの限りではない。(保安基準第44条第1項関係)

7-99-2 性能要件

7-99-2-1 視認等による審査

(1) 自動車 (ハンドルバー方式のかじ取装置を備える二輪自動車、側車付二輪自動車及び三輪自動車であって車室 (運転者が運転者席において自動車の外側線附近の交通状況を確認できるものを除く。) を有しないものを除く。) に備える後写鏡は、運転者が運転者席において自動車の外側線附近及び後方の交通状況を確認でき、かつ、乗車人員、歩行者等に傷害を与えるおそれの少ないものとして当該後写鏡による運転者の視野、歩行者等の保護に係る性能等に関し、視認等その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するものでなければならない。

ただし、二輪自動車、側車付二輪自動車、大型特殊自動車、農耕作業用小型特殊自動車及び最高速度 20km/h 未満の自動車に備えるものについては②の規定は、適用しない。(保安基準第44条第2項関係、細目告示第68条第1項関係)

- ① 容易に方向の調節をすることができ、かつ、一定の方向を保持できる構造であること。(細目告示第68条第2項第2号、細目告示第146条第2項第1号)
- ② 取付部附近の自動車の最外側より突出している部分の最下部が地上 1.8m 以下のものは、当該部分が歩行者等に接触した場合に衝撃を緩衝できる構造であること。(細目告示第146条第2項第2号)
- ③ 鏡面に著しいひずみ、曇り又はひび割れがないこと。(細目告示第 146 条第 2 項第 4 号)

(削除)

7-99-2 性能要件

7-99-2-1 視認等による審査

(1) 自動車 (ハンドルバー方式のかじ取装置を備える二輪自動車、側車付二輪自動車及び三輪自動車であって車室 (運転者が運転者席において自動車の左外側線附近の交通状況を確認できるものを除く。) を有しないものを除く。) に備える後写鏡は、運転者が運転者席において自動車の左外側線附近及び後方の交通状況を確認でき、かつ、乗車人員、歩行者等に傷害を与えるおそれの少ないものとして当該後写鏡による運転者の視野、歩行者等の保護に係る性能等に関し、視認等その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するものでなければならない。

ただし、二輪自動車、側車付二輪自動車、大型特殊自動車、農耕作業用小型特殊自動車及び最高速度 20km/h 未満の自動車に備えるものについては②の規定は、適用しない。(保安基準第44条第2項関係、細目告示第68条第1項関係)

- ① 容易に方向の調節をすることができ、かつ、一定の方向を保持できる構造であること。(細目告示第68条第1項第1号、細目告示第146条第1項第1号)
- ② 取付部附近の自動車の最外側より突出している部分の最下部が地上 1.8m 以下のものは、当該部分が歩行者等に接触した場合に衝撃を緩衝できる構造であること。(細目告示第68条第1項第2号、細目告示第146条第1項第2号)
- ③ 運転者が運転者席において、自動車(被牽引自動車を牽引する場合は、被牽引 自動車)の左右の外側線上後方50mまでの間にある車両の交通状況及び自動車(牽 引自動車より幅の広い被牽引自動車を牽引する場合は、牽引自動車及び被牽引自 動車)の左外側線附近(運転者が運転者席において確認できる部分を除く。)の 交通状況を確認できるものであること。

ただし、二輪自動車、側車付二輪自動車並びにカタピラ及びそりを有する軽自動車にあっては自動車の左右の外側線上後方 50m、小型特殊自動車(長さ 4.7m以下、幅 1.7m以下、高さ 2.0m以下、かつ、最高速度 15km/h 以下の小型特殊自動車に限る。)にあっては自動車の右外側線上後方 50m までの間にある車両の交通状況を確認できるものであればよい。

この場合において、取付けが不確実な後写鏡及び鏡面に著しいひずみ、曇り又はひび割れのある後写鏡は、この基準に適合しないものとする。(細目告示第68条第1項第4号関係、細目告示第146条第1項第4号)

④ 専ら乗用の用に供する乗車定員 10 人以下の普通自動車、貨物の運送の用に供する普通自動車(車両総重量が 2.8t を超える自動車を除く。)、小型自動車及び軽自動車(被牽引自動車、二輪自動車、側車付二輪自動車並びにカタピラ及びそりを有する軽自動車を除く。)に備える車体外後写鏡は、アイポイントの中心及び後写鏡の中心を通る鉛直面と車両中心面とのなす角度が、それぞれ、車両の右側に備える後写鏡にあっては前方55°以下(左ハンドル車にあっては75°以下)、車両の左側に備える後写鏡にあっては前方 75°以下(左ハンドル車にあっては

(削除)

(2) ハンドルバー方式のかじ取装置を備える二輪自動車、側車付二輪自動車及び三輪自動車であって車室(運転者が運転者席において自動車の外側線附近の交通状況を確認できるものを除く。)を有しないものに備える後写鏡は、運転者が後方の交通状況を確認でき、かつ、歩行者等に傷害を与えるおそれのないものとして当該後写鏡による運転者の視野、歩行者等の保護に係る性能等に関し、視認等その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するものでなければならない。(保安基準第44条第3項関係、細目告示第146条第3項関係)

①~③ (略)

(3) 次に掲げる後写鏡は、(2) ③の基準に適合しないものとする。ただし、平成 18 年 12 月 31 日以前に製作された自動車に備える後写鏡にあっては、②から④までの規定によらないことができる。(細目告示第 146 条第 4 項関係) ①~④ (略)

(4) 次に掲げる後写鏡であってその機能を損なうおそれのある損傷のないものは、(1) 及び(2) の基準に適合するものとする。(細目告示第 146 条第 7 項関係) ①~③(略)

7-99-2-2 書面等による審査

- (1) 7-99-1 のただし書きの自動車に備える後方等確認装置は、運転者の視野、乗車人員等の保護に係る性能等に関し、書面等その他適切な方法により審査したときに、UN R46-04-S3 の 6.2. (6.2.1.3.を除く) 6.3.及び 16. (16.1.1.、16.1.5.から 16.1.6.、16.2.3.を除く。) に定める基準に適合するものでなければならない。(細目告示第 146条第 1 項関係)
- (2) 自動車 (ハンドルバー方式のかじ取装置を備える二輪自動車、側車付二輪自動車及び三輪自動車であって車室 (運転者が運転者席において自動車の外側線附近の交通状況を確認できるものを除く。)を有しないものを除く。)に備える後写鏡であって、車室内に備えるものは、書面その他適切な方法により審査したときに、細目告示別添80「車室内後写鏡の衝撃緩和の技術基準」に定める基準に適合するものでなければならない。

ただし、二輪自動車、側車付二輪自動車、大型特殊自動車、農耕作業用小型特殊自動車、最高速度 20km/h 未満の自動車、普通自動車(専ら乗用の用に供するものを除く。)及び乗車定員 11 人以上の自動車に備えるものについては、適用しない。(細目告示第68条第2項第3号関係、細目告示第146条第2項第3号関係)

- (3) 次に掲げる後方等確認装置であって、その機能を損なう損傷等のないのものは(1) の基準に適合するものとする。(細目告示第146条第6項関係)
 - ① 指定自動車等に備えられたものと同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備え

55°以下)であること。

この場合において、後写鏡の鏡面は、通常使用される位置に調節し、固定した 状態とする。(細目告示第68条第2項関係、細目告示第146条第1項第5号)

- (2) 指定自動車等に備えられた後写鏡と同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられた後写鏡であってその機能を損なうおそれのある損傷等のないものは、(1) の基準に適合するものとする。(細目告示第146条第2項関係)
- (3) ハンドルバー方式のかじ取装置を備える二輪自動車、側車付二輪自動車及び三輪自動車であって車室(運転者が運転者席において自動車の左外側線附近の交通状況を確認できるものを除く。)を有しないものに備える後写鏡は、運転者が後方の交通状況を確認でき、かつ、歩行者等に傷害を与えるおそれのないものとして当該後写鏡による運転者の視野、歩行者等の保護に係る性能等に関し、視認等その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するものでなければならない。(保安基準第44条第3項関係、細目告示第68条第3項関係、細目告示第146条第3項関係)
 ①~③(略)
- (4) 次に掲げる後写鏡は、(3) ③の基準に適合しないものとする。ただし、平成 18 年 12 月 31 日以前に製作された自動車に備える後写鏡にあっては、②から④までの規定によらないことができる。(細目告示第 146 条第 4 項関係) ①~④ (略)
- (5) 次に掲げる後写鏡であってその機能を損なうおそれのある損傷のないものは、(3) 及び(4) の基準に適合するものとする。(細目告示第 146 条第 6 項関係) ① ~③ (略)

7-99-2-2 書面等による審査

(新設)

(1) 自動車(ハンドルバー方式のかじ取装置を備える二輪自動車、側車付二輪自動車及び三輪自動車であって車室(運転者が運転者席において自動車の左外側線附近の交通状況を確認できるものを除く。)を有しないものを除く。)に備える後写鏡であって、車室内に備えるものは、書面その他適切な方法により審査したときに、細目告示別添80「車室内後写鏡の衝撃緩和の技術基準」に定める基準に適合するものでなければならない。

ただし、二輪自動車、側車付二輪自動車、大型特殊自動車、農耕作業用小型特殊自動車、最高速度 20km/h 未満の自動車、普通自動車(専ら乗用の用に供するものを除く。)及び乗車定員 11 人以上の自動車に備えるものについては、適用しない。(細目告示第68条第1項第3号関係)

られた後方等確認装置

- ② 法第75条の2第1項の規定に基づき指定を受けた特定共通構造部に備えられている後方等確認装置と同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられている後方等確認装置又はこれに準ずる性能を有する後方等確認装置
- ③ 法第75条の3第1項の規定に基づく装置の指定を受けた後方等確認装置と同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられた後方等確認装置又はこれに準ずる性能を有する後方等確認装置
- (4) 指定自動車等に備えられた後写鏡と同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられた後写鏡であってその機能を損なうおそれのある損傷等のないものは、(2) の基準に適合するものとする。(細目告示第146条第2項関係)

7-99-3 取付要件

7-99-3-1 視認等による審査

- (1) 7-99-2-1 (1) の後写鏡は、7-99-2-1 (1) に掲げる性能を損なわないように、かつ、 取付位置、取付方法等に関し、視認等その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するように取付けられなければならない。(細目告示第 146 条第 5 項第 2 号関係)
 - ① 走行中の振動により著しくその機能を損なわないよう取付けられたものであること。
 - ② 運転者が運転者席において、自動車(被牽引自動車を牽引する場合は、被牽引 自動車)の左右の外側線上後方50mまでの間にある車両の交通状況及び自動車(牽 引自動車より幅の広い被牽引自動車を牽引する場合は、牽引自動車及び被牽引自 動車)の左外側線付近(運転者が運転者席において確認できる部分を除く。)の 交通状況を確認できるものであること。

ただし、二輪自動車、側車付二輪自動車並びにカタピラ及びそりを有する軽自動車にあっては自動車の左右の外側線上後方 50m、小型特殊自動車にあっては自動車の右外側線上後方 50mまでの間にある車両の交通状況を確認できるものであればよい。

<u>この場合において、取付けが不確実な後写鏡は、この基準に適合しないものと</u>する。

③ 専ら乗用の用に供する乗車定員 10 人以下の普通自動車、貨物の運送の用に供する普通自動車(車両総重量が 2.8t を超える自動車を除く。)、小型自動車及び軽自動車(被牽引自動車、二輪自動車、側車付二輪自動車並びにカタピラ及びそりを有する軽自動車を除く。)に備える車体外後写鏡は、アイポイントの中心及び後写鏡の中心を通る鉛直面と車両中心面とのなす角度が、それぞれ、車両の右側に備える後写鏡にあっては前方 55°以下(左ハンドルにあっては 75°以下)、車両の左側に備える後写鏡にあっては前方 75°以下(左ハンドルにあっては 55°以下)であること。

<u>この場合において、後写鏡の鏡面は通常使用される位置に調節し、固定した状態とする。</u>

(2) 7-99-2-1 (2) の後写鏡は、7-99-2-1 (2) に掲げる性能を損なわないように、かつ、

(2) 指定自動車等に備えられた後写鏡と同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられた後写鏡であってその機能を損なうおそれのある損傷等のないものは、(1) の基準に適合するものとする。(細目告示第146条第2項関係)

7-99-3 取付要件(視認等による審査)

(新設)

※7-99-2-1 (1) ③の移設

※7-99-2-1 (1) ④の移設

7-99-2-1 (3) の後写鏡は、7-99-2-1 (3) に掲げる性能を損なわないように、かつ、

取付位置、取付方法等に関し、視認等その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するように取付けられなければならない。(保安基準第44条第4項関係、細目告示第68条第4項関係、細目告示第146条第5項第3号関係)

 $(1)\sim(3)$ (略)

- (3) (4) に掲げる自動車以外の自動車に備えられた次に掲げる後写鏡であって、その機能を損なう損傷等のないものは、(1) 及び(2) の基準に適合するものとする。(細目告示第 146 条第 7 項第 1 号関係)
 - ① 指定自動車等に備えられている後写鏡と同一の構造を有し、かつ、同一の位置 に備えられた後写鏡
 - ② 法第75条の2第1項の規定に基づき指定を受けた特定共通構造部に備えられている後写鏡及び後写鏡取付装置と同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられている後写鏡及び後写鏡取付装置又はこれに準ずる性能を有する後写鏡及び後写鏡取付装置
 - ③ 法第75条の3第1項の規定に基づく装置の指定を受けた後写鏡及び後写鏡取付装置と同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられた後写鏡及び後写鏡取付装置又はこれに準ずる性能を有する後写鏡及び後写鏡取付装置
- (4) カタピラ及びそりを有する軽自動車、大型特殊自動車、農耕作業用小型特殊自動車及び最高速度 20km/h 未満の自動車に備える後写鏡であって、指定自動車等に備えられた後写鏡と同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられた後写鏡であり、その機能を損なう損傷等のないものは、(カタピラ及びそりを有する軽自動車以外の自動車にあっては②、③を除く。)次に掲げる基準に適合するものとする。(細目告示第146条第7項第2号関係)
 - ① 容易に方向の調節をすることができ、かつ、一定の方向を保持できる構造であること。(細目告示第68条第2項第2号、細目告示第146条第2項第1号)
 - ② 取付部附近の自動車の最外側より突出している部分の最下部が地上 1.8m 以下 のものは、当該部分が歩行者等に接触した場合に衝撃を緩衝できる構造であること。(細目告示第146条第2項第2号)
 - ③ 車室内に備えるものは、細目告示別派80「車室内後写鏡の衝撃緩和の技術基準」 に定める基準。(細目告示第146条第2項第3号)
 - ④ 鏡面に著しいひずみ、曇り又はひび割れがないこと。(細目告示第 146 条第 2 項第 4 号)
 - ⑤ <u>走行中の振動により著しくその機能を損なわないよう取付けられたものであ</u>ること。
 - ⑥ 運転者が運転者席において、自動車(被牽引自動車を牽引する場合は、被牽引 自動車)の左右の外側線上後方50mまでの間にある車両の交通状況及び自動車(牽 引自動車より幅の広い被牽引自動車を牽引する場合は、牽引自動車及び被牽引自 動車)の左外側線付近(運転者が運転者席において確認できる部分を除く。)の 交通状況を確認できるものであること。

ただし、二輪自動車、側車付二輪自動車並びにカタピラ及びそりを有する軽自動車にあっては自動車の左右の外側線上後方 50m、小型特殊自動車にあっては自

ĺΗ

取付位置、取付方法等に関し、視認等その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するように取付けられなければならない。(保安基準第44条第4項関係、細目告示第68条第4項関係、細目告示第146条第5項関係)

①~③ (略) (新設)

旧 動車の右外側線上後方50mまでの間にある車両の交通状況を確認できるものであ ればよい。 この場合において、取付けが不確実な後写鏡は、この基準に適合しないものと する。 7-99-3-2 書面等による審査 (新設) (1) 7-99-2-2 (1) の後方等確認装置は、7-99-2-2 (1) に掲げる性能を損なわないよう に、かつ、取付位置、取付方法に関し、書面等その他適切な方法により審査したとき に、次の基準に適合するように取付けられなければならない。(保安基準第44条第4 項関係、細目告示第68条第4項第1号関係、細目告示第146条第5項第1号関係) ① 走行中の振動により著しくその機能を損なわないよう取り付けられたもので あること。 ② UN R46-04-S3 の 15.、16.1.1.、16.1.5.から 16.1.6.まで及び 16.2.3.に定め る基準に適合すること。 (2) 次に掲げる後方等確認装置であって、その機能を損なう損傷等のないものは、(1) の基準に適合するものとする。(細目告示第146条第6項関係) ① 指定自動車等に備えられたものと同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備え られた後方等確認装置 ② 法第75条の2第1項の規定に基づき指定を受けた特定共通構造部に備えられ ている後方等確認装置と同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられている 後方等確認装置又はこれに準ずる性能を有する後方等確認装置 ③ 法第75条の3第1項の規定に基づく装置の指定を受けた後方等確認装置と同 一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられた後方等確認装置又はこれに準ず る性能を有する後方等確認装置 7-99-4 適用関係の整理 7-99-4 適用関係の整理 (1) ~ (3) (略) (1) ~ (3) (略) (4)次に掲げる自動車については、7-99-8(従前規定の適用④)の規定を適用する。(適 (新設) 用関係告示第52条第5項) ① 平成31年6月17日以前に製作された自動車 ② 平成31年6月18日から平成33年6月17日までに製作された自動車であって、 次に掲げるもの ア 平成31年6月17日以前の型式指定自動車、新型届出自動車及び輸入自動車 特別取扱自動車 イ 平成 31 年 6 月 18 日以降の型式指定自動車、新型届出自動車及び輸入自動車 特別取扱自動車であって、平成31年6月17日以前の型式指定自動車、新型届 出自動車及び輸入自動車特別取扱自動車と運転者の視野及び乗車人員の保護 に係る性能が同一であるもの 7-99-5~7-99-7 (略) 7-99-5~7-99-7 (略) 7-99-8 従前規定の適用④ (新設)

次に掲げる自動車については、次の基準に適合するものであればよい。(適用関係告

示第 52 条第 5 項)

- 利

- ① 平成31年6月17日以前に製作された自動車
- ② 平成31年6月18日から平成33年6月17日までに製作された自動車であって、 次に掲げるもの
 - <u>ア</u> 平成31年6月17日以前の型式指定自動車、新型届出自動車及び輸入自動車特別取扱自動車
 - イ 平成31年6月18日以降の型式指定自動車、新型届出自動車及び輸入自動車特別取扱自動車であって、平成31年6月17日以前の型式指定自動車、新型届出自動車及び輸入自動車特別取扱自動車と運転者の視野及び乗車人員の保護に係る性能が同一であるもの

7-99-8-1 装備要件

自動車(被牽引自動車を除く。)には、後写鏡を備えなければならない。

7-99-8-2 性能要件

7-99-8-2-1 視認等による審査

(1) 自動車 (ハンドルバー方式のかじ取装置を備える二輪自動車、側車付二輪自動車及び三輪自動車であって車室 (運転者が運転者席において自動車の左外側線附近の交通 状況を確認できるものを除く。) を有しないものを除く。) に備える後写鏡は、運転者が運転者席において自動車の左外側線附近及び後方の交通状況を確認でき、かつ、乗車人員、歩行者等に傷害を与えるおそれの少ないものとして当該後写鏡による運転者の視野、歩行者等の保護に係る性能等に関し、視認等その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するものでなければならない。

ただし、二輪自動車、側車付二輪自動車、大型特殊自動車、農耕作業用小型特殊自動車及び最高速度 20km/h 未満の自動車に備えるものについては②の規定は、適用しない。

- ① 7-99-2-1 (1) ①に同じ。
- ② 7-99-2-1 (1) ②に同じ。
- ③ 運転者が運転者席において、自動車(被牽引自動車を牽引する場合は、被牽引 自動車)の左右の外側線上後方50mまでの間にある車両の交通状況及び自動車(牽 引自動車より幅の広い被牽引自動車を牽引する場合は、牽引自動車及び被牽引自 動車)の左外側線附近(運転者が運転者席において確認できる部分を除く。)の 交通状況を確認できるものであること。

ただし、二輪自動車、側車付二輪自動車並びにカタピラ及びそりを有する軽自動車にあっては自動車の左右の外側線上後方 50m、小型特殊自動車(長さ 4.7m以下、幅 1.7m以下、高さ 2.0m以下、かつ、最高速度 15km/h 以下の小型特殊自動車に限る。)にあっては自動車の右外側線上後方 50m までの間にある車両の交通状況を確認できるものであればよい。

<u>この場合において、取付けが不確実な後写鏡及び鏡面に著しいひずみ、曇り又</u>はひび割れのある後写鏡は、この基準に適合しないものとする。

④ 専ら乗用の用に供する乗車定員 10 人以下の普通自動車、貨物の運送の用に供する普通自動車(車両総重量が 2.8t を超える自動車を除く。)、小型自動車及び軽自動車(被牽引自動車、二輪自動車、側車付二輪自動車並びにカタピラ及びそ

旧

旧

りを有する軽自動車を除く。)に備える車体外後写鏡は、アイポイントの中心及び後写鏡の中心を通る鉛直面と車両中心面とのなす角度が、それぞれ、車両の右側に備える後写鏡にあっては前方55°以下(左ハンドル車にあっては75°以下)、車両の左側に備える後写鏡にあっては前方75°以下(左ハンドル車にあっては55°以下)であること。

<u>この場合において、後写鏡の鏡面は、通常使用される位置に調節し、固定した</u> 状態とする。

- (2) 指定自動車等に備えられた後写鏡と同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられた後写鏡であってその機能を損なうおそれのある損傷等のないものは、(1) の基準に適合するものとする。
- (3) ハンドルバー方式のかじ取装置を備える二輪自動車、側車付二輪自動車及び三輪自動車であって車室(運転者が運転者席において自動車の左外側線附近の交通状況を確認できるものを除く。)を有しないものに備える後写鏡は、運転者が後方の交通状況を確認でき、かつ、歩行者等に傷害を与えるおそれのないものとして当該後写鏡による運転者の視野、歩行者等の保護に係る性能等に関し、視認等その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するものでなければならない。
 - ① 7-99-2-1 (2) ①に同じ。
 - ② 7-99-2-1 (2) ②に同じ。
 - ③ 7-99-2-1 (2) ③に同じ。
- (4) 7-99-2-1 (3) に同じ。
- (5) 7-99-2-1 (4) に同じ。

7-99-8-2-2 書面等による審査

(1) 自動車 (ハンドルバー方式のかじ取装置を備える二輪自動車、側車付二輪自動車及び三輪自動車であって車室 (運転者が運転者席において自動車の左外側線附近の交通状況を確認できるものを除く。)を有しないものを除く。)に備える後写鏡であって、車室内に備えるものは、書面その他適切な方法により審査したときに、細目告示別添80「車室内後写鏡の衝撃緩和の技術基準」に定める基準に適合するものでなければならない。

ただし、二輪自動車、側車付二輪自動車、大型特殊自動車、農耕作業用小型特殊自動車、最高速度 20km/h 未満の自動車、普通自動車(専ら乗用の用に供するものを除く。)及び乗車定員 11 人以上の自動車に備えるものについては、適用しない。

(2) 7-99-2-2 (4) に同じ。

7-99-8-3 取付要件(視認等による審査)

7-99-3-1 (2) に同じ。

7-100~7-101 (略)

7-102 速度計等

7-102-1 装備要件

(1) (略)

(2) 自動車 (カタピラ及びそりを有する軽自動車、最高速度 20km/h 未満の自動車及び被

7-100~7-101 (略)

7-102 速度計等 7-102-1 装備要件

(1) (略)

(2) 自動車(カタピラ及びそりを有する軽自動車、最高速度 20km/h 未満の自動車及び被

牽引自動車を除く。) には、運転者が運転者席において容易に走行距離計を確認でき るものとして、表示、取付位置等に関し、7-102-2 の基準に適合する走行距離計を運 転者の見やすい箇所に備えなければならない。

ただし、最高速度 35km/h 未満の大型特殊自動車及び農耕作業用小型特殊自動車に あっては、原動機運転時間計をもって走行距離計に代えることができる。(保安基準 第 46 条第 2 項関係)

7-102-2 性能要件

7-102-2-1 (略)

7-102-2-2 視認等による審査

 $(1) \sim (2)$ (略)

(3) 7-102-1(2) の走行距離計は、表示、取付位置等に関し、視認等その他適切な方法 により審査したときに、運転者が運転者席において容易に走行距離計を確認できるも のでなければならない。

この場合において、次に掲げるものは、この基準に適合するものとする。(細目告 示第70条関係、細目告示第148条第3項関係)

- ア 走行距離計は運転者席から容易に確認できる位置に備えること。
- イ 走行距離計が表示する距離の数値は1の位から10万の位の6桁(二輪自動車 及び側車付二輪自動車にあっては5桁)以上の整数値であること。

この場合において、総走行距離が満たない等により当該桁数が表示されていな いものにあっては相当する間隔を有していればよい。

[表示の例]

二輪自動車及び側車付き二輪自動車

それ以外の自動車

. .1, 111km

...1, 111km

- (4) 次の各号に掲げる走行距離計であって、その機能を損なうおそれのある損傷のない ものは、(3) の基準に適合するものとする。(細目告示第148条第4項関係)
 - ① 指定自動車等に備えられている走行距離計と同一の構造を有し、かつ、同一の 位置に備えられた走行距離計
 - ② 法第75条の2第1項の規定に基づき指定を受けた特定共通構造部に備えられ ている走行距離計と同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられている走行 距離計又はこれに準ずる性能を有する走行距離計
 - ③ 法第75条の3第1項の規定に基づく装置の指定を受けた走行距離計と同一の 構造を有し、かつ、同一の位置に備えられた走行距離計又はこれに準ずる性能を 有する走行距離計

7-102-3 (略)

7-102-4 適用関係の整理

 $(1) \sim (2)$ (略)

- (3) 次に掲げる自動車については、7-102-7(従前規定の適用③)の規定を適用する。(適 用関係告示第54条第4項)
 - ① 平成29年8月31日以前に製作された自動車

牽引自動車を除く。) には、走行距離計を備えなければならない。

ただし、最高速度 35km/h 未満の大型特殊自動車及び農耕作業用小型特殊自動車に あっては、原動機運転時間計をもって走行距離計に代えることができる。(保安基準 第 46 条第 2 項関係)

7-102-2 性能要件

7-102-2-1 (略)

7-102-2-2 視認等による審査

(1) ~ (2) (略)

(新設)

(新設)

7-102-3 (略)

7-102-4 適用関係の整理

 $(1) \sim (2)$ (略)

新 ② 平成 29 年 9 月 1 日以降に製作された自動車であって、次に掲げるもの

<u>ア</u> 平成 29 年 8 月 31 日以前の型式指定自動車、新型届出自動車、輸入自動車 特別取扱自動車

イ 平成 29 年 9 月 1 日以降の型式指定自動車、新型届出自動車、輸入自動車特別取扱自動車であって、平成 29 年 8 月 31 日以前の型式指定自動車、新型届出自動車、輸入自動車特別取扱自動車と速度及び走行距離の表示にかかわる性能が同一であるもの

7-102-5~7-102-6(略)

7-102-7 従前規定の適用③

次に掲げる自動車については、次の基準に適合するものであればよい。(適用関係告示第54条第4項)

- ① 平成29年8月31日以前に製作された自動車
- ② 平成29年9月1日以降に製作された自動車であって、次に掲げるもの
 - <u>ア</u> <u>平成29年8月31日以前の型式指定自動車、新型届出自動車及び輸入自動</u> 車特別取扱自動車
 - イ 平成 29 年 9 月 1 日以降の型式指定自動車、新型届出自動車及び輸入自動車特別取扱自動車であって、平成 29 年 8 月 31 日以前の型式指定自動車、新型届出自動車及び輸入自動車特別取扱自動車と速度及び走行距離の表示にかかわる性能が同一であるもの

7-102-7-1 装備要件

(1) 7-102-1 (1) に同じ。

(2) 自動車 (カタピラ及びそりを有する軽自動車、最高速度 20km/h 未満の自動車及び被 牽引自動車を除く。) には、走行距離計を備えなければならない。

ただし、最高速度 35km/h 未満の大型特殊自動車及び農耕作業用小型特殊自動車にあっては、原動機運転時間計をもって走行距離計に代えることができる。

7-102-7-2 性能要件

7-102-7-2-1 テスタ等による審査

7-102-2-1 に同じ。

7-102-7-2-2 視認等による審査

(1) 7-102-2-2 (1)

(2) 7-102-2-2 (2) に同じ。

7-103~7-113 (略)

7-114 乗車定員

7-114-1 性能要件(視認等による審査)

(1) 自動車の乗車定員は、本章の規定に適合して安全な運行を確保し、及び公害を防止できる範囲内において乗車することができるものとして、次の基準に基づき算出される人員のうち最大のものとする。

ただし、二輪の軽自動車(側車付二輪自動車を除く。)にあっては乗車定員 2 人以下、車両総重量 2t 未満の被牽引自動車にあっては乗車定員なしとする。(保安基準第

7-102-5~7-102-6 (略)

(新設)

7-103~7-113 (略)

7-114 乗車定員

7-114-1 性能要件(視認等による審査)

(1) 自動車の乗車定員は、本章の規定に適合して安全な運行を確保し、及び公害を防止できる範囲内において乗車することができるものとして、次の基準に基づき算出される人員のうち最大のものとする。

ただし、二輪の軽自動車(側車付二輪自動車を除く。)にあっては乗車定員 2 人以下、車両総重量 2t 未満の被牽引自動車にあっては乗車定員なしとする。(保安基準第

53 条第 1 項関係、細目告示第 81 条第 1 項関係、細目告示第 159 条第 1 項関係) ①~⑤(略)

⑥ 次に掲げる座席及び乗車装置を備える自動車の乗車定員は当該装置に乗車する小人数を1.5で除した整数値とその他の乗車装置に乗車する大人定員の和とする。

ア~イ (略)

ウ UN R44-04<u>-S11</u>の 4.、6.から 8.まで及び 15.に適合する UN R44-04<u>-S11</u>の 2.1.2.4.2.に規定する装置(専ら年少者が着席するためのものに限る。)を 備える自動車

(2) (略)

7-114-2~7-114-4 (略)

7-114-5 従前規定の適用

平成 18 年 12 月 31 日以前に製作された専ら乗用の用に供する乗車定員 11 人以上の自動車については、次の基準に適合するものであればよい。(適用関係告示第 61 条の 2 第 1 項関係)

7-114-5-1 性能要件(視認等による審査)

(1) 自動車の乗車定員は、本章の規定に適合して安全な運行を確保し、及び公害を防止できる範囲内において乗車することができるものとして、次の基準に基づき算出される人員のうち最大のものとする。

ただし、二輪の軽自動車(側車付二輪自動車を除く。) にあっては乗車定員 2 人以下、車両総重量 2t 未満の被牽引自動車にあっては乗車定員なしとする。

①~④ (略)

⑤ 次に掲げる座席及び乗車装置を備える自動車の乗車定員は当該装置に乗車する小人数を1.5で除した整数値とその他の乗車装置に乗車する大人定員の和とする。

ア~イ (略)

ウ UN R44-04-S11の4、6.から8.まで及び15.に適合するUN R44-04-S11の2.1.2.4.2.に規定する装置(専ら年少者が着席するためのものに限る。)を備える自動車

(2) (略)

7-115~7-116 (略)

第8章 継続検査及び構造等変更検査等(使用の過程にある自動車)

8-1~8-8(略)

8-9 原動機及び動力伝達装置

8-9-1 性能要件(視認等による審査)

(1) 自動車の原動機及び動力伝達装置は、視認等その他適切な方法により審査したときに、運行に十分耐える構造及び性能を有するものでなければならない。

この場合において、次に掲げるものはこの基準に適合しないものとする。(保安基

ĺΗ

53 条第 1 項関係、細目告示第 81 条第 1 項関係、細目告示第 159 条第 1 項関係) ①~⑤(略)

⑥ 次に掲げる座席及び乗車装置を備える自動車の乗車定員は当該装置に乗車する小人数を1.5で除した整数値とその他の乗車装置に乗車する大人定員の和とする.

ア~イ (略)

ウ UN R44-04-S10 の 4.、6.から 8.まで及び 15.に適合する UN R44-04-S10 の 2.1.2.4.2.に規定する装置(専ら年少者が着席するためのものに限る。)を 備える自動車

(2) (略)

7-114-2~7-114-4(略)

7-114-5 従前規定の適用

平成 18 年 12 月 31 日以前に製作された専ら乗用の用に供する乗車定員 11 人以上の自動車については、次の基準に適合するものであればよい。(適用関係告示第 61 条の 2 第 1 項関係)

7-114-5-1 性能要件(視認等による審査)

(1) 自動車の乗車定員は、本章の規定に適合して安全な運行を確保し、及び公害を防止できる範囲内において乗車することができるものとして、次の基準に基づき算出される人員のうち最大のものとする。

ただし、二輪の軽自動車(側車付二輪自動車を除く。)にあっては乗車定員 2 人以下、車両総重量 2t 未満の被牽引自動車にあっては乗車定員なしとする。

①~④ (略)

⑤ 次に掲げる座席及び乗車装置を備える自動車の乗車定員は当該装置に乗車する小人数を1.5で除した整数値とその他の乗車装置に乗車する大人定員の和とする。

ア~イ (略)

ウ UN R44-04<u>-S10</u>の 4.、6.から 8.まで及び 15.に適合する UN R44-04<u>-S10</u>の 2.1.2.4.2.に規定する装置(専ら年少者が着席するためのものに限る。)を 備える自動車

(2) (略)

7-115~7-116 (略)

第8章 継続検査及び構造等変更検査等(使用の過程にある自動車)

8-1~8-8 (略)

8-9 原動機及び動力伝達装置

8-9-1 性能要件(視認等による審査)

(1) 自動車の原動機及び動力伝達装置は、視認等その他適切な方法により審査したときに、運行に十分耐える構造及び性能を有するものでなければならない。

この場合において、次に掲げるものはこの基準に適合しないものとする。(保安基

準第8条第1項関係、細目告示第166条第1項関係) 準第8条第1項関係、細目告示第166条第1項関係) ①~① (略) ①~① (略) ② 7-12-1(3) 又は 7-12-1(4) が適用される自動車のテルテールの識別表示のう (新設) ち、次に掲げる表示が継続して点灯しているもの。 【表示】 $(2) \sim (4)$ (略) $(2) \sim (4)$ (略) 8-9-2~8-9-3 (略) 8-9-2~8-9-3 (略) 8-9-4 適用関係の整理 8-9-4 適用関係の整理 7-9-4 の規定を適用する。 (削除) (1) 昭和 26 年 12 月 31 日以前に製作された自動車及び昭和 35 年 3 月 31 日以前に製作さ (新設) れた車両総重量2t未満の自動車については、8-9-5(従前規定の適用①)の規定を適 用する。(適用関係告示第4条第1項第3号関係) (新設) (2) 平成6年3月31日以前に製作された自動車については、8-9-6(従前規定の適用②) の規定を適用する。(適用関係告示第4条第1項第4号関係) (新設) 「テルテール: UN R121 又は UN R60 適用前] (3) 次に掲げる自動車にあっては、8-9-7(従前規定の適用③)の規定を適用する。(適 用関係告示第4条第4項、第5項、第6項) ① 平成31年1月31日以前に製作された専ら乗用の用に供する乗車定員10人以 上の自動車であって車両総重量が 5t を超えるもの及び貨物の運送の用に供する 自動車であって車両総重量が 12t を超えるもの ② 平成29年1月31日以前に製作された自動車(専ら乗用の用に供する乗車定員 10 人以上の自動車であって車両総重量が 5t を超えるもの、貨物の運送の用に供 する自動車であって車両総重量が 12t を超えるもの、二輪自動車、側車付二輪自 動車、三輪自動車、カタピラ及びそりを有する軽自動車、大型特殊自動車、小型 特殊自動車並びに被牽引自動車を除く。) ③ 平成29年6月30日以前に製作された二輪自動車 (新設) 8-9-5 従前規定の適用① 7-9-5 に同じ。 (新設) 8-9-6 従前規定の適用② 7-9-6 に同じ。 [テルテール: UN R121 又は UN R60 適用前] (新設) 8-9-7 従前規定の適用③ 次に掲げる自動車にあっては、次の基準に適合するものであればよい(適用関係告示 第4条第4項、第5項、第6項) ① 平成31年1月31日以前に製作された専ら乗用の用に供する乗車定員10人以上

新	旧
の自動車であって車両総重量が 5t を超えるもの及び貨物の運送の用に供する自	
動車であって車両総重量が 12t を超えるもの	
② 平成29年1月31日以前に製作された自動車(専ら乗用の用に供する乗車定員10	
人以上の自動車であって車両総重量 5t を超えるもの、貨物の運送の用に供する	
自動車であって車両総重量が 12t を超えるもの、二輪自動車、側車付二輪自動車、	
三輪自動車、カタピラ及びそりを有する軽自動車、大型特殊自動車、小型特殊自	
動車並びに被牽引自動車を除く。)	
③ 平成 29 年 6 月 30 日以前に製作された二輪自動車	
8-9-7-1 性能要件(視認等による審査)	
(1) 自動車の原動機及び動力伝達装置は、視認等その他適切な方法により審査したとき	
に、運行に十分耐える構造及び性能を有するものでなければならない。	
<u>この場合において、次に掲げるものはこの基準に適合しないものとする。</u> ① 8-9-1 (1) ①に同じ。	
<u> </u>	
<u> </u>	
<u> </u>	
③ 8-9-1 (1) ③に同じ。 ④ 8-9-1 (1) ④に同じ。 ⑤ 8-9-1 (1) ⑤に同じ。 ⑥ 8-9-1 (1) ⑥に同じ。 ⑦ 8-9-1 (1) ⑦に同じ。 ⑧ 8-9-1 (1) ⑧に同じ。	
<u>8</u> 8-9-1 (1) ⑧に同じ。	
9 8-9-1 (1) ⑨に同じ。 (1) 8-9-1 (1) ⑩に同じ。 (1) 8-9-1 (1) ⑪に同じ。 (1) 8-9-1 (1) ⑫に同じ。 (1) 8-9-1 (1) ⑬に同じ。 (1) 8-9-1 (1) ⑭に同じ。 (1) 8-9-1 (1) ⑭に同じ。 (1) 8-9-1 (1) ⑮に同じ。 (1) 8-9-1 (1) ⑯に同じ。 (1) 8-9-1 (1) ⑯に同じ。	
<u>⑪</u> <u>8-9-1 (1) ⑪に同じ。</u>	
<u>⑫</u> <u>8-9-1 (1) ⑫に同じ。</u>	
<u>⑬</u> <u>8-9-1 (1) ⑬に同じ。</u>	
<u>⑭</u> <u>8-9-1 (1) ⑭に同じ。</u>	
<u>⑮</u> 8-9-1 (1) ⑯に同じ。	
<u>⑯</u> 8-9-1 (1) ⑯に同じ。	
<u>⑩</u> 8-9-1 (1) ⑰に同じ。	
<u>®</u> 8-9-1 (1) 1®に同じ。 19 8-9-1 (1) 19に同じ。	
(2) 8-9-1 (2) に同じ。 (3) 0.0 1 (2) に同じ。	
(3) 8-9-1 (3) に同じ。 (4) 8-9-1 (4) に同じ。	
(4) 0 ⁻³⁻¹ (4) (CIPJ し ₀	
8-10~8-12 (略)	8−10~8−12 (略)
	0 10 0 1 <u>1</u> (AI)
8-13 かじ取装置	8-13 かじ取装置
8-13-1 性能要件	8-13-1 性能要件
8-13-1-1 (略)	8-13-1-1 (略)

(3) 次に掲げるかじ取装置であって、その機能を損なうおそれのある損傷のないものは、

- 8-13-1-2 視認等による審査 $(1) \sim (2)$ (略)
- (3) 次に掲げるかじ取装置であって、その機能を損なうおそれのある損傷のないものは、
 - (2) の基準に適合するものとする。(細目告示第169条第2項関係)

告示第 169 条第 2 項関係) 【表示】

 $(1) \sim (2)$ (略)



ただし、7-12-1(3)が適用される自動車のテルテールの識別表示のうち、次に掲 げる表示が継続して点灯しているものは、この基準に適合しないものとする。(細目

① \sim ⑤ (略)

8-13-1-2 視認等による審査

(2) の基準に適合するものとする。

8-13-2~8-13-3 (略)

8-13-4 適用関係の整理

(削除)

- (1) 昭和 48 年 9 月 30 日以前に製作された自動車については、8-13-5 (従前規定の適用 ①) の規定を適用する。(適用関係告示第7条第1項関係)
- (2) 昭和 48 年 10 月 1 日から平成 21 年 8 月 31 日までに製作された専ら乗用の用に供す る自動車(次に掲げるものを除く。)については、8-13-6(従前規定の適用②)の規 定を適用する。(適用関係告示第7条第2項関係)
 - ① 乗車定員11人以上の自動車
 - 二輪自動車
 - ③ 側車付二輪自動車
 - ④ カタピラ及びそりを有する軽自動車
 - ⑤ 最高速度 50km/h 未満の自動車
 - ⑥ かじ取ハンドル軸の中心線と当該中心線を通り車両中心線に平行な直線との なす角度が35°を超える構造のかじ取装置を備えた自動車
 - ⑦ 平成19年9月1日以降の型式指定自動車(平成19年8月31日以前の型式指 定自動車とかじ取装置における運転者の保護に係る性能が同一であるもの及び かじ取装置に係る改造を行ったものを除く。)
- (3) 次の自動車については、8-13-7(従前規定の適用③)の規定を適用する。(適用関係 告示第7条第3項関係)
 - ① 昭和48年10月1日から平成21年8月31日までに製作された専ら乗用の用に 供する自動車であって次に掲げるもの
 - <u>ア</u> 最高速度 50km/h 未満の自動車
 - イ かじ取ハンドル軸の中心線と当該中心線を通り車両中心線に平行な直線 とのなす角度が35°を超える構造のかじ取装置を備えた自動車
 - ② 次に掲げる貨物の運送の用に供する自動車

① \sim ⑤ (略)

8-13-2~8-13-3 (略)

8-13-4 適用関係の整理

7-13-4 の規定を適用する。

(新設)

(新設)

新	旧
<u>ア</u> 平成 23 年 3 月 31 日以前に製作された自動車	
<u>イ</u> 平成 23 年 4 月 1 日から平成 28 年 3 月 31 日までに製作された自動車(平	
成23年4月1日以降の型式指定自動車を除く。)	
<u>ウ</u> 平成 23 年 4 月 1 日から平成 28 年 3 月 31 日までに製作された自動車であ	
って平成 23 年 4 月 1 日以降の型式指定自動車(平成 23 年 3 月 31 日以前の	
型式指定自動車とかじ取装置における運転者の保護に係る性能が同一であ	
<u>るもの及びかじ取装置に係る改造を行ったものに限る。)</u>	
(4) 平成 21 年 9 月 1 日から平成 24 年 6 月 30 日までに製作された自動車((3) において	<u>(新設)</u>
<u>7-13-7</u> の規定が適用される自動車を除く。) については、8-13-8 (従前規定の適用④)	
の規定を適用する。(適用関係告示第7条第4項関係)	
<u>(5) 次の自動車については、8-13-9(従前規定の適用⑤)の規定を適用する。(適用関係</u>	<u>(新設)</u>
告示第7条第5項、第6項関係)	
① 電力により作動する原動機を有する自動車以外の自動車(平成25年6月23日	
以降の型式指定自動車、新型届出自動車及び輸入自動車特別取扱自動車を除く。)	
② 平成28年6月22日以前に製作された電力により作動する原動機を有する自動	
車(平成 26 年 6 月 23 日以降の型式指定自動車、新型届出自動車及び輸入自動車	
特別取扱自動車を除く。)	
(6) 次の自動車については、8-13-10(従前規定の適用⑥)の規定を適用する。(適用関	<u>(新設)</u>
<u>係告示第7条第7項、第8項関係)</u>	
① 平成31年6月30日以前に製作された専ら乗用の用に供する乗車定員10人以	
上の自動車であって車両総重量 5t を超えるもの、貨物の運送の用に供する自動	
車であって車両総重量 12t を超えるもの及び被牽引自動車 (平成 29 年 7 月 1 日	
以降の型式指定自動車、新型届出自動車及び輸入自動車特別取扱自動車を除く。)	
② 平成30年6月30日以前に製作された専ら乗用の用に供する自動車(乗車定員	
10 人以上の自動車であって車両総重量 5t を超えるもの及び被牽引自動車を除	
く。)及び貨物の運送の用に供する自動車(被牽引自動車を除く。)であって車両	
総重量 12t 以下のもの(平成 28 年 7 月 1 日以降の型式指定自動車、新型届出自	
動車及び輸入自動車特別取扱自動車を除く。)	
<u>[テルテール: UN R121 又は UN R60 適用前]</u>	<u>(新設)</u>
(7) 平成 29 年 1 月 31 日以前に製作された自動車については、8-13-11 (従前規定の適用	
⑦) の規定を適用する。(適用関係告示第7条第9項関係)	
	(dec 30)
<u>8-13-5</u> <u>従前規定の適用①</u>	<u>(新設)</u>
7-13-5 に同じ。	(dec 30)
8-13-6 従前規定の適用②	<u>(新設)</u>
7-13-6 に同じ。	(dr =n.\
<u>8-13-7</u> <u>従前規定の適用③</u>	<u>(新設)</u>
7-13-7 に同じ。	(dr =n.\
<u>8-13-8</u> <u>従前規定の適用④</u>	<u>(新設)</u>
<u>7-13-8 に同じ。</u>	

8-13-9 従前規定の適用⑤ (新設) 7-13-9 に同じ。 (新設) 8-13-10 従前規定の適用⑥ 7-13-10 に同じ。 [テルテール: UN R121 又は UN R60 適用前] (新設) 8-13-11 従前規定の適用⑦ 平成29年1月31日以前に製作された自動車については、次の基準に適合するもので あればよい。(適用関係告示第7条第9項関係) 8-13-11-1 性能要件 8-13-11-1-1 テスタ等による審査 8-13-1-1 に同じ。 8-13-11-1-2 視認等による審査 8-13-1-2 に同じ。 8-13-11-1-3 書面等による審査 (1) 8-13-1-3 (1) に同じ。 (2) 8-13-1-3 (2) に同じ。 (3) 次に掲げるかじ取装置であって、その機能を損なうおそれのある損傷のないものは、 (2) の基準に適合するものとする。 ① 8-13-1-3 (2) ①に同じ。 ② 8-13-1-3 (2) ②に同じ。 ③ 8-13-1-3 (2) ③に同じ。 <u>④</u> 8-13-1-3 (2) ④に同じ。 ⑤ 8-13-1-3 (2) ⑤に同じ。 8-14 (略) 8-14 (略) 8-15 トラック・バスの制動装置 8-15 トラック・バスの制動装置 8-15-1 (略) 8-15-1 (略) 8-15-2 性能要件 8-15-2 性能要件 8-15-2-1 (略) 8-15-2-1 (略) 8-15-2-2 視認等による審査 8-15-2-2 視認等による審査 (1) (略) (1) (略) (2) 制動装置は、次に掲げる基準に適合するものでなければならない。 (2) 制動装置は、次に掲げる基準に適合するものでなければならない。 ただし、貨物の運送の用に供する自動車であって、車両総重量 3.5t 以下のものに ただし、貨物の運送の用に供する自動車であって、車両総重量 3.5t 以下のものに 備える制動装置は、8-16 の基準に適合するものであってもよいものとする。(細目告 備える制動装置は、8-16 の基準に適合するものであってもよいものとする。(細目告 示第 171 条第 2 項関係) 示第 171 条第 2 項関係) ① \sim ② (略) ①~⑨ (略) ⑩ 7-12-1(3)又は7-12-1(4)が適用される自動車のテルテールの識別表示のう (新設) ち、次に掲げる表示が継続して点灯しているものでないこと。 【表示】



(3) (略)

8-15-3 (略)

8-15-4 適用関係の整理

(削除)

第8章において、「書面等による審査」に係る規定については、適用しない。

- (1) 次に掲げる自動車については、8-15-5(従前規定の適用①)の規定を適用する。(適用関係告示第9条第5項第1号、第2号、第3号、第4号、第5号関係)
 - ① 平成11年6月30日以前に製作された自動車(専ら乗用の用に供する自動車であって乗車定員10人のもの、軽自動車、車両総重量が3.5tを超える自動車及び平成9年10月1日以降の型式指定自動車を除く。)
 - ② 平成12年6月30日以前に製作された軽自動車及び車両総重量が3.5tを超える自動車(専ら乗用の用に供する自動車であって乗車定員10人のもの及び平成10年10月1日以降の型式指定自動車を除く。)
 - ③ 平成7年12月31日(輸入自動車にあっては平成11年3月31日)以前に製作された専ら乗用の用に供する自動車であって乗車定員10人のもの(原動機の相当部分が運転者室又は客室の下にある自動車、全ての車輪に動力を伝達できる構造の動力伝達装置を備えた自動車であって車枠を有するもの及び輸入自動車以外の自動車であって平成6年4月1日以降の型式指定自動車を除く。)
 - ④ 平成11年6月30日(輸入自動車にあっては平成14年9月30日)以前に製作された専ら乗用の用に供する自動車であって乗車定員10人のもの(原動機の相当部分が運転者室又は客室の下にある普通自動車及び小型自動車並びに全ての車輪に動力を伝達できる構造の動力伝達装置を備えた普通自動車及び小型自動車であって車枠を有するものに限り、輸入自動車以外の自動車であって平成9年10月1日以降の型式指定自動車を除く。)
 - ⑤ 平成12年6月30日以前に製作された専ら乗用の用に供する自動車であって乗車定員10人のもの(原動機の相当部分が運転者室又は客室の下にある軽自動車及び全ての車輪に動力を伝達できる構造の動力伝達装置を備えた軽自動車であって車枠を有するものに限り、平成10年10月1日以降の型式指定自動車を除く。)
- (2) 平成 15 年 12 月 31 日以前に製作された自動車であって、次に掲げる被牽引自動車を 牽引する自動車(専ら乗用の用に供する自動車であって乗車定員10人のものを除く。) については、8-15-6 (従前規定の適用②) の規定を適用する。(適用関係告示第9条 第3項第6号関係)
 - ① 平成11年6月30日以前に製作された車両総重量3.5t以下の被牽引自動車(平成9年10月1日以降の型式指定自動車を除く。)
 - ② 平成 12 年 6 月 30 日以前に製作された車両総重量が 3.5t を超える被牽引自動

(3) (略)

8-15-3 (略)

8-15-4 適用関係の整理

7-15-4 の規定を適用する。

<u>この場合</u>において、「書面等による審査」に係る規定については、適用しない。 (新設)

新	旧
車(平成 10 年 10 月 1 日以降の型式指定自動車を除く。)	
(3) 平成15年12月31日以前に製作された自動車(専ら乗用の用に供する自動車であっ	(新設)
て乗車定員 10 人のものを除く。)については、8-15-7(従前規定の適用③)の規定を	
適用する。(適用関係告示第9条第1項第1号関係)	
(4) 平成15年12月31日以前に製作された専ら乗用の用に供する自動車であって乗車定	_(新設)
員 10 人のものについては、8-15-8(従前規定の適用④)の規定を適用する。(適用関	
<u>係告示第9条第1項第2号関係)</u>	
(5) 次に掲げる三輪自動車については、8-15-9(従前規定の適用⑤)の規定を適用する。	<u>(新設)</u>
(適用関係告示第9条第10項関係)	
① 平成21年6月17日以前に製作された自動車	
② 平成21年6月18日から平成23年6月17日までに製作された自動車(平成21	
年6月18日以降の型式指定自動車を除く。)	
③ 平成21年6月18日から平成23年6月17日までに製作された自動車であって、	
平成 21 年 6 月 18 日以降の型式指定自動車 (平成 19 年 6 月 28 日以前の型式指定	
自動車と種別、車体の外形、燃料の種類、動力用電源装置の種類、動力伝達装置	
の種類及び主要構造、走行装置の種類及び主要構造、操縦装置の種類及び主要構	
造、懸架装置の種類及び主要構造、車枠並びに主制動装置の構造が同一である自	
動車に限る。)_	
(6) 貨物の運送の用に供する自動車であって車両総重量 3.5t 以下のもののうち、平成 21	(新設)
年 11 月 9 日以前の型式指定自動車、新型届出自動車及び輸入自動車特別取扱自動車	
<u>については、8-15-10(従前規定の適用⑥)の規定を適用する。(適用関係告示第9条</u>	
<u>第 13 項関係))</u>	
(7) 次の表に掲げる区分に応じた「最終適用年月日」以前に製作された自動車(被牽引	(新設)
自動車を除く。)については、8-15-11(従前規定の適用⑦)の規定を適用する。(適	
用関係告示第 9 条第 18 項、第 19 項、第 20 項、第 21 項、第 22 項、第 23 項、第 39	
<u>項及び第42項関係)</u>	
<u>区分</u> <u>最終適用年月</u>	
<u> </u>	
専ら乗用の用 車両総重量 12t 超 <u>H25.1.26</u>	
に供する乗車 車両総重量 5t を超え 12t 以下 H25. 1. 26	
定員 10 人以	
<u>上の自動車</u> <u>H26. 2. 12</u>	
<u>貨物の運送の</u> 車両総重量 8t 超 (第五輪荷重を有する牽引自動車 _{1124 2 21}	
用に供する自 を除く。) H24.3.31	
<u>動車</u> <u>車両総重量 3. 5t を超え 8t 以下</u> <u>H26. 2. 12</u>	
第五輪荷重を有する車両総重量 13t を超える牽引	
<u>自動車</u> <u>H24. 3. 31</u>	
[制動装置:細目告示別添 10 適用]	
「衝突被害軽減制動制御装置: UN R131 又は細目告示別添 113 適用(任意装備)]	

(新設)

旧

- (8) 次に掲げる自動車については、8-15-12(従前規定の適用®)の規定を適用する。(適 用関係告示第 9 条第 18 項、第 22 項、第 24 項、第 25 項、第 26 項、第 27 項、第 28 項、第29項、第30項及び第31項関係)
 - ① 次の表に掲げる区分に応じた「製作年月日」以前に製作された自動車であって、 次の各号のいずれかに該当する自動車
 - ア 「指定等年月日」以前の型式指定自動車、新型届出自動車及び輸入自動車 特別取扱自動車
 - イ 「指定等年月日」の翌日以降の型式指定自動車、新型届出自動車及び輸入 自動車特別取扱自動車であって「指定等年月日」以前の型式指定自動車、新 型届出自動車及び輸入自動車特別取扱自動車から、種別、用途、原動機の種 類及び主要構造、燃料の種類及び動力用電源装置の種類、適合する排出ガス 規制値又は低排出ガス車認定実施要領に定める基準値以外に、型式を区別す る事項に変更がない自動車
 - ウ 指定自動車等以外の自動車
 - ② 新たに運行の用に供しようとする共通構造部型式指定自動車であって、出荷検 査証(審査当日において、発行後11月を経過していないものに限る。)の発行日 が次の表に掲げる区分に応じた「適用日」以前のもののうち、種別、用途、原動 機の種類及び主要構造、燃料の種類及び動力用電源装置の種類、適合する排出ガ ス規制値又は低排出ガス車認定実施要領に定める基準値以外に、型式を区別する 事項に変更がない次に掲げる自動車
 - ア 専ら乗用の用に供する乗車定員 10 人以上の車両総重量 12t を超える自動
 - イ 専ら乗用の用に供する乗車定員 10 人以上の車両総重量 5t を超え 12t 以下 の自動車
 - ウ 貨物の運送の用に供する車両総重量 22t を超える自動車 (第五輪荷重を有 する牽引自動車を除く。)
 - エ 貨物の運送の用に供する車両総重量 3.5t を超え 20t 以下の自動車(第五 輪荷重を有する車両総重量 13t を超える牽引自動車を除く。)
 - ③ 使用の過程にある共通構造部型式指定自動車であって、自動車検査証等の備考 欄に記載されている保安基準適用年月日が次の表に掲げる区分に応じた「適用 日」以前のもののうち、種別、用途、原動機の種類及び主要構造、燃料の種類及 び動力用電源装置の種類、適合する排出ガス規制値又は低排出ガス車認定実施要 領に定める基準値以外に、型式を区別する事項に変更がない自動車

	<u>区分</u>	<u>製作年月日</u> <u>又は適用日</u>	指定等年月日
専ら乗用の用 に供する乗車	車両総重量 12t 超	<u>H29. 8. 31</u>	<u>H26. 10. 31</u>
定員 10 人以上	<u>車両総重量 5t を超え 12t</u> <u>以下</u>	<u>H30. 1. 31</u>	<u>H28. 1. 31</u>

	due.		
	新		
の自動車	車両総重量 5t 以下	<u>H29. 1. 31</u>	<u>H27. 8. 31</u>
<u>貨物の運送の</u> 用に供する自 動車	車両総重量 22t 超 (第五輪 荷重を有する牽引自動車 を除く。)	<u>H29. 8. 31</u>	H26. 10. 31
	車両総重量 20t を超え 22t 以下 (第五輪荷重を有する 牽引自動車を除く。)	<u>H30. 10. 31</u>	H27. 8. 31
	車両総重量 3.5t を超え 20t以下 (第五輪荷重を有 する車両総重量13tを超え る牽引自動車を除く。)	<u>H30. 1. 31</u>	<u>H28. 1. 31</u>
	車両総重量 3.5t 以下(軽 自動車を除く。)	<u>H29. 1. 31</u>	<u>H27. 8. 31</u>
	車両総重量 3.5t 以下(軽 自動車に限る。)	<u>H30. 1. 31</u>	H28. 1. 31
	第五輪荷重を有する車両 総重量13tを超える牽引自 動車	<u>H30. 8. 31</u>	H26. 10. 31
 制動装置:UN R13	<u> </u>	EVSC)任意装備)	
 1000日 正成的3	制御装置:UN R131 又は細目台		

- (9) 次の表に掲げる区分に応じた「製作年月日」以前に製作された自動車であって、次 の各号のいずれかに該当する自動車については、8-15-13(従前規定の適用⑨)の規 定を適用する。(適用関係告示第9条第20項、第21項、第23項、第33項、第34項、 第35項、第36項、及び第42項及び第44項関係)
 - ① 「指定等年月日」以前の型式指定自動車、新型届出自動車及び輸入自動車特別 取扱自動車
 - ② 「指定等年月日」の翌日以降の型式指定自動車、新型届出自動車及び輸入自動車特別取扱自動車であって「指定等年月日」以前の型式指定自動車、新型届出自動車及び輸入自動車特別取扱自動車から、種別、用途、原動機の種類及び主要構造、燃料の種類及び動力用電源装置の種類、適合する排出ガス規制値又は低排出ガス車認定実施要領に定める基準値以外に、型式を区別する事項に変更がない自動車
 - ③ 指定自動車等以外の自動車

	<u>区分</u>	製作年月日	<u>指定等年月</u> <u>日</u>
専ら乗用の用 に供する乗車	<u>車両総重量 5t を超え 12t 以</u> <u>下</u>	<u>H33. 10. 31</u>	<u>H31. 10. 31</u>

(新設)

旧

Table Ta	
貨物の運送の 用に供する自動車 車両総重量 20t を超え 22t 以 下 (第五輪荷重を有する牽引 自動車を除く。) H30. 10. 31 単西総重量 8t を超え 20t 以 下 (第五輪荷重を有する車両 H30. 10. 31 H28. 10. 31	
下(第五輪荷重を有する車両	
<u>総重量13t を超える牽引自動</u> 車を除く。)	
車両総重量 8t 以下 <u>H33. 10. 31</u> <u>H31. 10. 31</u> [制動装置: UN R13 号適用(車両安定性制御装置(EVSC)装備義務付け)] (新設)	
<u>「衝突被害軽減制動制御装置:UN R131 又は細目告示別添 113 適用(任意装備)]</u> (10)次の表に掲げる区分に応じた「製作年月日」以前に製作された自動車であって、次	
の各号のいずれかに該当する自動車については、8-15-14(従前規定の適用⑩)の規	
定を適用する。(適用関係告示第9条第39項及び第44項関係)	
① 「指定等年月日」以前の型式指定自動車、新型届出自動車及び輸入自動車特別	
取扱自動車	
② 「指定等年月日」の翌日以降の型式指定自動車、新型届出自動車及び輸入自動	
<u>車特別取扱自動車であって「指定等年月日」以前の型式指定自動車、新型届出自</u> 動車及び輸入自動車特別取扱自動車から、種別、用途、原動機の種類及び主要構	
<u> </u>	
ガス車認定実施要領に定める基準値以外に、型式を区別する事項に変更がない自	
動車	
③ 指定自動車等以外の自動車	
区分 <u>製作年月日</u> 指定等年月 日	
専ら乗用の 車両総重量 5t 以下 用に供する (1) (2) (3) (3) (4) (4) (4) (4) (4) (4) (4) (4) (4) (4	
<u>乗車定員 10</u> 人以上の自 動車	
「制動装置・細目生品別添 10 適用]	
「衝突被害軽減制動制御装置:UN R131 適用(装備義務付け)] (新設)	
<u>用関係告示第9条第24項及び第38項関係)</u>	
① 次の表に掲げる区分に応じた「製作年月日」以前に製作された自動車であって、	
次の各号のいずれかに該当する自動車	
ア 「指定等年月日」以前の型式指定自動車、新型届出自動車及び輸入自動車	
<u>特別取扱自動車</u>	

亲

旧

- イ 「指定等年月日」の翌日以降の型式指定自動車、新型届出自動車及び輸入 自動車特別取扱自動車であって「指定等年月日」以前の型式指定自動車、新 型届出自動車及び輸入自動車特別取扱自動車から、種別、用途、原動機の種 類及び主要構造、燃料の種類及び動力用電源装置の種類、適合する排出ガス 規制値又は低排出ガス車認定実施要領に定める基準値以外に、型式を区別す る事項に変更がない自動車
- ウ 指定自動車等以外の自動車
- ② 新たに運行の用に供しようとする共通構造部型式指定自動車であって、出荷検査証(審査当日において、発行後11月を経過していないものに限る。)の発行日が次の表に掲げる区分に応じた「適用日」以前のもののうち、種別、用途、原動機の種類及び主要構造、燃料の種類及び動力用電源装置の種類、適合する排出ガス規制値又は低排出ガス車認定実施要領に定める基準値以外に、型式を区別する事項に変更がない自動車
- ③ 使用の過程にある共通構造部型式指定自動車であって、自動車検査証等の備考欄に記載されている保安基準適用年月日が次の表に掲げる区分に応じた「適用日」以前のもののうち、種別、用途、原動機の種類及び主要構造、燃料の種類及び動力用電源装置の種類、適合する排出ガス規制値又は低排出ガス車認定実施要領に定める基準値以外に、型式を区別する事項に変更がない自動車

	<u>区分</u>	<u>製作年月日</u> <u>又は適用日</u>	<u>指定等年月</u> <u>日</u>
専ら乗用の 用に供する 乗車定員 10 人以上の自 動車	車両総重量 12t 超 (立席を有 するものに限る。)	<u>H30. 1. 31</u>	<u>H28. 1. 31</u>

[制動装置: UN R13 適用 (車両安定性制御装置 (EVSC) 装備義務付け (一部を除く))] [衝突被害軽減制動制御装置: UN R131 適用 (装備義務付け)]

- (12) 次の表に掲げる区分に応じた「製作年月日」以前に製作された自動車であって、次 の各号のいずれかに該当する自動車については、8-15-16(従前規定の適用⑫)の規 定を適用する。(適用関係告示第9条第37項、第38項、第40項、第41項、第43項 及び第44項関係)
 - ① 「指定等年月日」以前の型式指定自動車、新型届出自動車及び輸入自動車特別 取扱自動車
 - ② 「指定等年月日」の翌日以降の型式指定自動車、新型届出自動車及び輸入自動車特別取扱自動車であって「指定等年月日」以前の型式指定自動車、新型届出自動車及び輸入自動車特別取扱自動車から、種別、用途、原動機の種類及び主要構造、燃料の種類及び動力用電源装置の種類、適合する排出ガス規制値又は低排出ガス車認定実施要領に定める基準値以外に、型式を区別する事項に変更がない自動車

新					旧	
③ 指定自動車等以外の自動車						
		<u>区分</u>	製作年月日	<u>指定等年月</u> <u>日</u>		
	専ら乗用の用に供する乗車定員 10人以上の自動車	車両総重量 12t 超	H31. 10. 31	H29. 10. 31		
	の用に供す	車両総重量 22t 超(第五輪荷 重を有する牽引自動車を除 く。)	<u>H31. 10. 31</u>	<u>H29. 10. 31</u>		
	動車を除	車両総重量 20t を超え 22t <u>以</u> 下(第五輪荷重を有する牽引 自動車を除く。)	<u>H32. 10. 31</u>	<u>H30. 10. 31</u>		
「テル		第五輪荷重を有する車両総重 量 13t を超える牽引自動車 又は UN R60 適用前]	<u>H32. 10. 31</u>	<u>H30. 10. 31</u>		<u>(新設)</u>
(13) }	欠に掲げる自動車	重については、8-15-17(従前規定 第 47 項、第 48 項、第 49 項関係		見定を適用する。	<u>。(適</u>	
	上の自動車である自動車であっ	月 31 日以前に製作された専ら あって、車両総重量が 5t を超え って、車両総重量が 12t を超える	:るもの及び貨物 : るもの	物の運送の用に	供す	
	側車付二輪自重	月 31 日以前に製作された自動車 動車、三輪自動車、カタピラ及び 時殊自動車並びに被牽引自動車を	バそりを有する			
	<u>従前規定の適</u> 月 15-5 に同じ。		- 174. 307			<u>(新設)</u>
8-15-6	従前規定の適 月 15-6 に同じ。	<u>#2</u>				
8-15-7 従前規定の適用③ 7-15-7 に同じ。				<u>(新設)</u>		
8-15-8 従前規定の適用④				<u>(新設)</u>		
8-15-9 <u>従前規定の適用⑤</u> 7-15-9 に同じ。						
8-15-10 従前規定の適用⑥ 7-15-10 に同じ。 9-15-11 公前担党の連用⑦				<u>(新設)</u>		
8-15-11 従前規定の適用⑦ 7-15-11 に同じ。					<u>(新設)</u>	

新	旧
8-15-12 従前規定の適用⑧	(新設)
7-15-12 に同じ。	<u>VVIBA7</u>
8-15-13 <u>従前規定の適用</u> ⑨	(新設)
<u>7-15-13</u> に同じ。	
8-15-14 従前規定の適用⑩	(新設)
<u>7-15-14</u> に同じ。	
<u>8-15-15</u> <u>従前規定の適用①</u>	_(新設)
<u>7-15-15 に同じ。</u>	
<u>8-15-16</u> <u>従前規定の適用①</u>	<u>(新設)</u>
<u>7-15-16 に同じ。</u>	
<u>[テルテール: UN R121 又は UN R60 適用前]</u>	<u>(新設)</u>
8-15-17 従前規定の適用①	
次に掲げる自動車については、次の基準に適合するものであればよい。(適用関係告	
<u>示第9条第47項、第48項、第49項関係)</u>	
① 平成 31 年 1 月 31 日以前に製作された専ら乗用の用に供する乗車定員 10 人以上	
の自動車であって、車両総重量が 5t を超えるもの及び貨物の運送の用に供する自	
動車であって、車両総重量が 12t を超えるもの	
② <u>平成 29 年 1 月 31 日以前に製作された自動車(①に掲げる自動車、二輪自動車、</u> 側車付二輪自動車、三輪自動車、カタピラ及びそりを有する軽自動車、大型特殊自	
<u> </u>	
<u> </u>	
8-15-1 に同じ。	
8 <u>-15-17-2</u> 性能要件	
8-15-17-2-1	
8-15-2-1 に同じ。	
8-15-17-2-2 視認等による審査	
(1) 8-15-2-2 (1) に同じ。	
(2) 制動装置は、次に掲げる基準に適合するものでなければならない。	
ただし、貨物の運送の用に供する自動車であって、車両総重量 3.5t 以下のものに	
備える制動装置は、8-16 の基準に適合するものであってもよいものとする。(細目告	
<u>示第 171 条第 2 項関係)</u>	
① 8-15-2-2 (2) ①に同じ。	
② <u>8-15-2-2 (2) ②に同じ。</u>	
③ 8-15-2-2 (2) ③に同じ。	
<u>④</u> 8-15-2-2 (2) ④に同じ。	
<u></u> <u>8-15-2-2 (2) ⑤に同じ。</u> <u>8-15-2-2 (2) ⑥に同じ。</u>	
<u>⑥</u> 8-15-2-2 (2) <u>⑥</u> に同じ。 ⑦ 8-15-2-2 (2) <u>⑦</u> に同じ。	
<u> </u>	
<u> </u>	
<u> </u>	

旧

(3) 8-15-2-2 (3) に同じ。

8-16 乗用車の制動装置

8-16-1 (略)

8-16-2 性能要件

8-16-2-1 (略)

8-16-2-2 視認等による審査

(1) (略)

(2) 制動装置は、次に掲げる基準に適合するものでなければならない。(細目告示第 171 条第 3 項関係)

①~⑩ (略)

① 7-12-1 (3) 又は 7-12-1 (4) が適用される自動車のテルテールの識別表示のう ち、次に掲げる表示が継続して点灯しているものでないこと。 【表示】



(3) (略)

8-16-3 欠番

8-16-4 適用関係の整理

(削除)

第8章において、「書面等による審査」に係る規定については、適用しない。

- (1) 次に掲げる自動車については、8-16-5(従前規定の適用①)の規定を適用する。(適 用関係告示第9条第5項第3号、第4号、第5号関係)
 - ① 平成7年12月31日(輸入自動車にあっては平成11年3月31日)以前に製作された自動車(原動機の相当部分が運転者室又は客室の下にある自動車、全ての車輪に動力を伝達できる構造の動力伝達装置を備えた自動車であって車枠を有するもの及び輸入自動車以外の自動車であって平成6年4月1日以降の型式指定自動車を除く。)
 - ② 平成11年6月30日(輸入自動車にあっては平成14年9月30日)以前に製作された自動車(原動機の相当部分が運転者室又は客室の下にある普通自動車及び小型自動車並びに全ての車輪に動力を伝達できる構造の動力伝達装置を備えた普通自動車及び小型自動車であって車枠を有するものに限り、輸入自動車以外の自動車であって平成9年10月1日以降の型式指定自動車を除く。)
 - ③ 平成12年6月30日以前に製作された自動車(原動機の相当部分が運転者室又 は客室の下にある軽自動車及び全ての車輪に動力を伝達できる構造の動力伝達 装置を備えた軽自動車であって車枠を有するものに限り、平成10年10月1日以 降の型式指定自動車を除く。)
- (2) 平成15年12月31日以前に製作された自動車については、8-16-6(従前規定の適用

8-16 乗用車の制動装置

8-16-1 (略)

8-16-2 性能要件

8-16-2-1 (略)

8-16-2-2 視認等による審査

(1) (略)

(2) 制動装置は、次に掲げる基準に適合するものでなければならない。(細目告示第 171 条第 3 項関係)

①~⑩ (略)

(新設)

(3) (略)

8-16-3 欠番

8-16-4 適用関係の整理

7-16-4 の規定を適用する。

<u>この場合</u>において、「書面等による審査」に係る規定については、適用しない。 (新設)

新	旧
②)の規定を適用する。(適用関係告示第9条第1項第2号関係)	
(3) 平成 16 年 1 月 1 日以降に製作された自動車であって次に掲げるものについては、	(新設)
8-16-7 (従前規定の適用③) の規定を適用する。(適用関係告示第9条第6項関係)	
① 平成 15 年 12 月 31 日以前の型式指定自動車、新型届出自動車及び輸入自動車	
一 特別取扱自動車	
② 指定自動車等以外の自動車	
③ ①に掲げる自動車と制動装置に係る構造・装置が同一(装置型式指定実施要領	
別添 1「乗用車の制動装置の装置型式指定基準」中 2.2. 「制動装置に係る自動車	
の同一型式の範囲」に基づく同一型式の範囲を超える変更がないものをいう。)	
の自動車	
(4) 次に掲げる三輪自動車については、8-16-8(従前規定の適用④)の規定を適用する。	(新設)
(適用関係告示第9条第11項関係)	
① 平成 21 年 6 月 17 日以前に製作された自動車	
② 平成21年6月18日から平成23年6月17日までに製作された自動車(平成21	
年6月18日以降の型式指定自動車を除く。)	
③ 平成23年6月17日以前に製作された自動車であって、平成21年6月18日以	
外形、燃料の種類、動力用電源装置の種類、動力伝達装置の種類及び主要構造、	
走行装置の種類及び主要構造、操縦装置の種類及び主要構造、懸架装置の種類及	
び主要構造、車枠並びに主制動装置の構造が同一である自動車に限る。)	
(5) 平成 21 年 11 月 9 日以前の型式指定自動車、新型届出自動車及び輸入自動車特別取	_(新設)_
扱自動車については、8-16-9(従前規定の適用⑤)の規定を適用する。(適用関係告	
示第 9 条第 14 項関係)_	
(6) 平成25年10月31日以前に製作された自動車(平成23年11月1日以降の型式指定	_(新設)
自動車(平成23年10月31日以前の型式指定自動車から、種別、用途、原動機の種	
類及び主要構造、燃料の種類及び動力用電源装置の種類並びに適合する排出ガス規制	
値に定める設定基準値以外に、型式を区分する事項に変更がないものを除く。)を除	
く。) については、8-16-10(従前規定の適用⑥)の規定を適用する。(適用関係告示	
<u>第9条第15項関係)</u>	
(7) 平成26年1月29日以前に製作された自動車(平成24年10月1日(軽自動車にあ	_(新設)_
っては平成26年1月30日)以降の型式指定自動車(平成24年9月30日(軽自動車	
にあっては平成26年9月30日)以前の型式指定自動車から、種別、用途、原動機の	
種類及び主要構造、燃料の種類及び動力用電源装置の種類並びに適合する排出ガス規	
制値に定める設定基準値以外に、型式を区別する事項に変更がない自動車を除く。)	
を除く。)については、8-16-11(従前規定の適用⑦)の規定を適用する。(適用関係	
<u>告示第9条第16項、第17項関係)</u>	
(8) 次に掲げる自動車(軽自動車を除く。) については 8-16-12 (従前規定の適用⑧) の	<u>(新設)</u>
規定を適用する。(適用関係告示第9条第17項関係)	
① 平成 26 年 1 月 29 日以前の型式指定自動車、新型届出自動車及び輸入自動車特	
別取扱自動車であって、平成26年1月30日以降に電気式回生制動装置に係る性	

新	旧
能について変更がないもの	, , , , , , , , , , , , , , , , , , ,
② 平成 26 年 1 月 29 日以前に法第 75 条の 3 の規定によりその型式について指定	
を受けた電気式回生制動装置であって、平成26年1月30日以降にその性能につ	
いて変更がないものを備えた自動車	
(9) 平成26年9月30日 (軽自動車にあっては平成30年2月23日) 以前に製作された	(新設)
自動車(平成26年10月1日以降の型式指定自動車である軽自動車(平成26年9月	
30 日以前の型式指定自動車から、種別、用途、原動機の種類及び主要構造、燃料の種	
類及び動力用電源装置の種類並びに適合する排出ガス規制値に定める設定基準値以	
外に、型式を区別する事項に変更がない自動車を除く。)を除く。)については、8-16-13	
(従前規定の適用⑨)の規定を適用する。(適用関係告示第9条第16項関係)	
_ [テルテール: UN R121 又は UN R60 適用前]_	_(新設)_
<u>(10)</u> 平成 29 年 1 月 31 日以前に製作された自動車については、8-16-14(従前規定の適	
用⑩)の規定を適用する。(適用関係告示第9条第47項、第48項、第49項関係)	
<u>8-16-5</u> <u>従前規定の適用①</u>	<u>(新設)</u>
<u>7-16-5 に同じ。</u>	
<u>8-16-6</u> <u>従前規定の適用②</u>	<u>(新設)</u>
7-16-6 に同じ。	(dec 30)
8-16-7 従前規定の適用③	<u>(新設)</u>
<u>7-16-7 に同じ。</u>	(dr=n.)
<u>8-16-8</u> <u>従前規定の適用④</u>	<u>(新設)</u>
<u>7-16-8 に同じ。</u> 8-16-9 従前規定の適用⑤	(新設)
<u>5-10-9</u> <u>使削減足の適所⑤</u> 7-16-9 に同じ。	<u> (村成)</u>
8-16-10 従前規定の適用⑥	(新設)
7-16-10 に同じ。	<u>VVIBA</u>
8-16-11 従前規定の適用⑦	(新設)
7-16-11 に同じ。	- VOTO-V
8-16-12 従前規定の適用⑧	_(新設)_
<u>7-16-12</u> に同じ。	
8-16-13 従前規定の適用⑨	_(新設)
<u>7-16-13</u> に同じ。	
<u>[テルテール:UN R121 又はUN R60 適用前]</u>	<u>(新設)</u>
8-16-14 従前規定の適用⑪	
平成29年1月31日以前に製作された自動車については、次の基準に適合するもので	
あればよい。(適用関係告示第9条第47項、第48項、第49項関係)	
8-16-14-1 装備要件	
8-16-1 に同じ。 0 16 14 0 M M M M	
8-16-14-2 性能要件	
<u>8-16-14-2-1</u> <u>テスタ等による審査</u>	
<u>8-16-2-1 に同じ。</u>	

新 8-16-14-2-2 視認等による審査 (1) 8-16-2-2 (1) に同じ。 (2) 制動装置は、次に掲げる基準に適合するものでなければならない。(細目告示第 171 条第3項関係) ① 8-16-2-2 (2) ①に同じ。 ② 8-16-2-2 (2) ②に同じ。 ③ 8-16-2-2 (2) ③に同じ。 ④ 8-16-2-2 (2) ④に同じ。 ⑤ 8-16-2-2 (2) ⑤に同じ。 ⑥ 8-16-2-2 (2) ⑥に同じ。 <u>⑦</u> 8-16-2-2 (2) ⑦に同じ。 ⑧ 8-16-2-2 (2) ⑧に同じ。 9 8-16-2-2 (2) 9に同じ。 ⑩ 8-16-2-2 (2) ⑩に同じ。 (3) 8-16-2-2 (3) に同じ。 8-17 二輪車の制動装置 8-17 二輪車の制動装置 8-17-1 (略) 8-17-1 (略) 8-17-2 性能要件 8-17-2 性能要件 8-17-2-1 (略) 8-17-2-1 (略) 8-17-2-2 視認等による審査 8-17-2-2 視認等による審査 (1) (略) (1) (略) (2) 制動装置は、次に掲げる基準に適合するものでなければならない。(細目告示第 171 (2) 制動装置は、次に掲げる基準に適合するものでなければならない。(細目告示第 171 条第4項関係) 条第4項関係) ①~⑧ (略) ①~⑧ (略) ⑨ 7-12-1 (3) 又は 7-12-1 (4) が適用される自動車のテルテールの識別表示のう (新設) ち、次に掲げる表示が継続して点灯しているものでないこと。 【表示】 (3) (略) (3) (略) 8-17-3 (略) 8-17-3 (略) 8-17-4 適用関係の整理 8-17-4 適用関係の整理 7-17-4 の規定を適用する。 (削除) この場合において、「書面等による審査」に係る規定については、適用しない。 第8章において、「書面等による審査」に係る規定については、適用しない。 (1) 平成11年6月30日以前に製作された自動車(平成9年10月1日以降の型式指定自 (新設) 動車及び型式認定自動車を除く。)については、8-17-5(従前規定の適用①)の規定

tr.	(n
新 を適用する。(適用関係告示第9条第5項第6号関係)	旧
	(新設)
(2) 平成 15 年 12 月 31 日以前に製作された自動車については、8-17-6 (従前規定の適用 ②) の規定を適用する。(適用関係告示第 9 条第 1 項第 3 号関係)	<u> </u>
(3) 次に掲げる二輪自動車及び側車付二輪自動車については、8-17-7 (従前規定の適用	(新設)
③) の規定を適用する。(適用関係告示第9条第12項関係)	<u> </u>
① V 21 年 6 月 17 日以前に製作された自動車	
② 平成 21 年 6 月 18 日から平成 23 年 6 月 17 日までに製作された自動車(平成 21	
毎 6月18日以降の型式指定自動車を除く。)	
③ 平成21年6月18日以降の型式指定自動車及び型式認定自動車であって、平成	
23 年 6 月 17 日以前に製作された自動車(平成 19 年 6 月 28 日以前の型式指定自	
動車及び型式認定自動車と種別、車体の外形、燃料の種類、動力用電源装置の種	
類、動力伝達装置の種類及び主要構造、走行装置の種類及び主要構造、操縦装置	
の種類及び主要構造、懸架装置の種類及び主要構造、車枠並びに主制動装置の構	
造が同一である自動車に限る。)	
(4) 平成33年9月30日以前に製作された自動車(平成30年10月1日以降の型式指定	(新設)
自動車、新型届出自動車及び輸入自動車特別取扱自動車を除く。) については、8-17-8	<u> </u>
(従前規定の適用④) の規定を適用する。(適用関係告示第9条第46項関係)	
[テルテール: UN R121 又は UN R60 適用前]	(新設)
(5) 平成29年6月30日以前に製作された二輪自動車については、8-17-9(従前規定の	
適用⑤)の規定を適用する。(適用関係告示第9条第47項、第48項、第49項関係)	
<u>8-17-5</u> <u>従前規定の適用①</u>	<u>(新設)</u>
<u>7-17-5 に同じ。</u>	
<u>8-17-6</u> <u>従前規定の適用②</u>	<u>(新設)</u>
<u>7-17-6 に同じ。</u>	
8-17-7 従前規定の適用③	<u>(新設)</u>
7-17-7 に同じ。	(dec 30)
<u>8-17-8</u> <u>従前規定の適用④</u>	<u>(新設)</u>
7-17-8 に同じ。 	(pt=n)
<u>[テルテール: UN R121 又は UN R60 適用前]</u>	<u>(新設)</u>
8-17-9 従前規定の適用⑤	
<u>一下版 29 年 6 月 30 日 5 間 に 設計 に 設計 に 設計 に 対 で に し で は 、 </u>	
8-17-9-1 装備要件	
8-17-1 に同じ。	
8-17-9-2 性能要件	
8-17-9-2-1 テスタ等による審査	
8-17-2-1 に同じ。	
8-17-9-2-2 視認等による審査	
(1) 8-17-2-2 (1) に同じ。	
(2) 制動装置は、次に掲げる基準に適合するものでなければならない。(細目告示第 171	

新 旧 条第4項関係) ① 8-17-2-2 (2) ①に同じ。 ② 8-17-2-2 (2) ②に同じ。 ③ 8-17-2-2 (2) ③に同じ。 ④ 8-17-2-2 (2) ④に同じ。 ⑤ 8-17-2-2 (2) ⑤に同じ。 ⑥ 8-17-2-2 (2) ⑥に同じ。 ⑦ 8-17-2-2 (2) ⑦に同じ。 ⑧ 8-17-2-2 (2) ⑧に同じ。 (3) 8-17-2-2 (3) に同じ。 8-18~8-19 (略) 8-18~8-19 (略) 8-20 牽引自動車及び被牽引自動車の制動装置 8-20 牽引自動車及び被牽引自動車の制動装置 8-20-1 性能要件(視認等による審査) 8-20-1 性能要件(視認等による審査) (1) (略) (1) (略) (2) 牽引自動車及び被牽引自動車の制動装置は、牽引自動車と被牽引自動車を連結した (2) 牽引自動車及び被牽引自動車の制動装置は、牽引自動車と被牽引自動車を連結した 状態において、8-15-2-1 (3) ①の基準及び次の基準に適合しなければならない。(細 状態において、8-15-2-1 (3) ①の基準及び次の基準に適合しなければならない。(細 目告示第172条第2項関係) 目告示第 172 条第 2 項関係) ① \sim ② (略) ① \sim ② (略) ③ 7-12-1(3) 又は 7-12-1(4) が適用される自動車のテルテールの識別表示のう (新設) ち、次に掲げる表示が継続して点灯しているものでないこと。 【表示】 $(3) \sim (5)$ (略) $(3) \sim (5)$ (略) **8-20-2~8-20-3**(略) **8-20-2~8-20-3**(略) 8-20-4 適用関係の整理 8-20-4 適用関係の整理 7-20-4 の規定を適用する。 (削除) (1) 昭和35年3月31日以前に製作された自動車については、8-20-5(従前規定の適用 (新設) ①)の規定を適用する。(適用関係告示第10条第3項第1号関係) (2) 昭和38年9月30日以前に製作された自動車については、8-20-6(従前規定の適用 (新設) ②) の規定を適用する。(適用関係告示第10条第2項第1号関係) (3) 昭和 43 年 7 月 30 日以前に製作された自動車については、8-20-7 (従前規定の適用 (新設) ③) の規定を適用する。(適用関係告示第10条第2項第2号関係) (4) 昭和 48 年 11 月 30 日以前に製作された自動車(貨物の運送の用に供する普通自動車 (新設) であって車両総重量が 8t 以上又は最大積載量が 5t 以上のもの及び乗車定員 30 人以

新	旧
上の普通自動車を除く。) については、8-20-8 (従前規定の適用④) の規定を適用す	
る。(適用関係告示第10条第2項第3号関係)	
(5) 昭和 45 年 5 月 31 日以前に製作された牽引自動車と被牽引自動車を連結した場合又	_(新設)_
は牽引自動車と同日以前に製作された被牽引自動車を連結した場合における牽引自	
動車及び被牽引自動車については、8-20-9(従前規定の適用⑤)の規定を適用する。	
(適用関係告示第10条第3項第2号関係)	
(6) 牽引自動車と昭和 35 年 4 月 1 日から昭和 46 年 12 月 31 日までに製作された被牽引	_(新設)_
自動車を連結した場合における牽引自動車及び被牽引自動車については、8-20-10(従	
前規定の適用⑥)の規定を適用する。(適用関係告示第10条第3項第3号関係)	
(7) 昭和48年11月30日以前に製作された牽引自動車と被牽引自動車を連結した場合又	_(新設)_
<u>は牽引自動車と同日以前に製作された被牽引自動車を連結した場合における牽引自</u>	
動車及び被牽引自動車については、8-20-11 (従前規定の適用で)の規定を適用する。	
(適用関係告示第10条第3項第4号関係)	
(8) 昭和45年6月1日から昭和50年3月31日までに製作された牽引自動車と被牽引自	(新設)
動車を連結した場合又は牽引自動車と当該期間に製作された被牽引自動車を連結し	
た場合における牽引自動車及び被牽引自動車については、8-20-12(従前規定の適用	
⑧) の規定を適用する。(適用関係告示第10条第3項第5号関係)	
(9) 昭和50年3月31日以前に製作された牽引自動車と被牽引自動車を連結した場合又	<u>(新設)</u>
<u>は牽引自動車と同日以前に製作された被牽引自動車を連結した場合における牽引自</u>	
動車及び被牽引自動車については、8-20-13(従前規定の適用⑨)の規定を適用する。	
<u>(適用関係告示第 10 条第 2 項第 4 号関係)</u>	
<u>(10)</u> 昭和 50 年 11 月 30 日以前に製作された自動車については、8-20-14(従前規定の適	<u>(新設)</u>
用⑩ の規定を適用する。(適用関係告示第 10 条第 2 項第 5 号関係)	
(11) 平成3年9月30日 (専ら乗用の用に供する自動車であって車両総重量が12tを超	<u>(新設)</u>
<u>えるもの(高速自動車国道等に係る路線以外の路線を定めて定期に運行する旅客自動</u>	
車運送事業用自動車以外のもの)にあっては、平成4年3月31日)以前に製作され	
た自動車については、8-20-15(従前規定の適用⑪)の規定を適用する。(適用関係告	
<u>示第 10 条第 2 項第 6 号関係)</u>	
(12) 次に掲げる被牽引自動車以外の被牽引自動車であって、平成7年8月31日以前に	<u>(新設)</u>
製作されたものについては、8-20-16 (従前規定の適用⑩) の規定を適用する。(適用	
関係告示第10条第2項第7号関係)	
① 火薬類(保安基準第51条第2項各号に掲げる数量以下のものを除く。)を運送	
する被牽引自動車	
② 危険物の規制に関する政令(昭和34年政令第306号)別表第3に掲げる指定	
数量以上の危険物を運送する被牽引自動車	
③ 保安基準別表第1に掲げる数量以上の可燃物を運送する被牽引自動車	
④ 150kg 以上の高圧ガス(可燃性ガス及び酸素に限る。)を運送する被牽引自動車	
⑤ 放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律施行規則 (昭和 35 年	
総理府令第56号)第18条の3第1項に規定する放射性輸送物(L型輸送物を除	
く。) を運送する場合若しくは放射性同位元素等車両運搬規則(昭和 52 年運輸省	

旧 令第33号)第18条の規定により運送する場合又は核燃料物質等の工場又は事業 所の外における運搬に関する規則(昭和53年総理府令第57号)第3条に規定す る核燃料輸送物(L型輸送物を除く。)若しくは同令第8条に規定する核分裂性輸 送物を運送する場合若しくは核燃料物質等車両運搬規則(昭和 53 年運輸省令第 72号) 第19条の規定により運送する場合に使用する被牽引自動車 (13) 牽引自動車と 7-19-4(4) ①及び②に掲げる被牽引自動車を連結した場合又は牽引 (新設) 自動車であって次に掲げる自動車であるもの(三輪自動車を除く。)と被牽引自動車 を連結した場合における牽引自動車及び被牽引自動車については、8-20-17(従前規 定の適用(3) の規定を適用する。(適用関係告示第10条第2項第8号関係) ① 7-15 の基準を適用する自動車(軽自動車及び車両総重量が 3.5t を超える自動 車を除く。) であって平成11年6月30日以前に製作されたもの(平成9年10月 1日以降の型式指定自動車を除く。) ② 7-15 の基準を適用する自動車(軽自動車及び車両総重量が 3.5t を超える自動 車に限る。) であって平成 12 年 6 月 30 日以前に製作されたもの (平成 10 年 10 月1日以降の型式指定自動車を除く。) ③ 7-16 の基準を適用する自動車(原動機の相当部分が運転者室又は客室の下にあ る自動車及び全ての車輪に動力を伝達できる構造の動力伝達装置を備えた自動 車であって車枠を有するものを除く。) であって平成7年12月31日(輸入自動 車にあっては平成11年3月31日)以前に製作されたもの(輸入自動車以外の自 動車であって平成6年4月1日以降の型式指定自動車を除く。) ④ 7-16 の基準を適用する自動車(原動機の相当部分が運転者室又は客室の下にあ る普通自動車及び小型自動車並びに全ての車輪に動力を伝達できる構造の動力 伝達装置を備えた普通自動車及び小型自動車であって車枠を有するものに限

る。) であって平成11年6月30日(輸入自動車にあっては平成14年9月30日) 以前に製作されたもの(輸入自動車以外の自動車であって平成9年10月1日以 降の型式指定自動車を除く。)

⑤ 7-16の基準を適用する自動車(原動機の相当部分が運転者室又は客室の下にあ る軽自動車及び全ての車輪に動力を伝達できる構造の動力伝達装置を備えた軽 自動車であって車枠を有するものに限る。) であって平成12年6月30日以前に 製作されたもの(平成10年10月1日以降の型式指定自動車を除く。)

(14) 牽引自動車であって次に掲げる自動車であるものと被牽引自動車を連結した場合に おける牽引自動車及び被牽引自動車については、8-20-18(従前規定の適用個)の規 定を適用する。(適用関係告示第10条第2項第9号関係)

① 次のアからオまでに掲げる自動車(三輪自動車に限る。)

- ア 7-15 の基準を適用する自動車(軽自動車及び車両総重量が 3.5t を超える 自動車を除く。)であって平成11年6月30日以前に製作されたもの(平成9 年10月1日以降の型式指定自動車を除く。)
- イ 7-15 の基準を適用する自動車(軽自動車及び車両総重量が 3.5t を超える 自動車に限る。) であって平成12年6月30日以前に製作されたもの(平成 10年10月1日以降の型式指定自動車を除く。)

旧

- ウ 7-16 の基準を適用する自動車 (原動機の相当部分が運転者室又は客室の下にある自動車及び全ての車輪に動力を伝達できる構造の動力伝達装置を備えた自動車であって車枠を有するものを除く。) であって平成 7 年 12 月 31 日 (輸入自動車にあっては平成 11 年 3 月 31 日) 以前に製作されたもの (輸入自動車以外の自動車であって平成 6 年 4 月 1 日以降の型式指定自動車を除く。)
- 工 7-16 の基準を適用する自動車 (原動機の相当部分が運転者室又は客室の下にある普通自動車及び小型自動車並びに全ての車輪に動力を伝達できる構造の動力伝達装置を備えた普通自動車及び小型自動車であって車枠を有するものに限る。)であって平成 11 年 6 月 30 日 (輸入自動車にあっては平成14 年 9 月 30 日)以前に製作されたもの (輸入自動車以外の自動車であって平成 9 年 10 月 1 日以降の型式指定自動車を除く。)
- 才 7-16 の基準を適用する自動車 (原動機の相当部分が運転者室又は客室の下 にある軽自動車及び全ての車輪に動力を伝達できる構造の動力伝達装置を 備えた軽自動車であって車枠を有するものに限る。) であって平成 12 年 6 月 30 日以前に製作されたもの (平成 10 年 10 月 1 日以降の型式指定自動車を除 く。)
- ② 7-17の基準を適用する自動車であって平成11年6月30日以前に製作されたもの (平成9年10月1日以降の型式指定自動車及び型式認定自動車を除く。)
- (15) 牽引自動車と 7-15-4 (2) ①及び②に掲げる被牽引自動車であって昭和 47 年 1 月 1 日以降に製作されたものを連結した場合又は牽引自動車であって次に掲げる自動車 であるもの(昭和 47 年 1 月 1 日以降に製作された自動車に限る。)と被牽引自動車を 連結した場合における牽引自動車及び被牽引自動車については、8-20-19(従前規定 の適用頃)の規定を適用する。(適用関係告示第 10 条第 3 項第 7 号関係)
 - ① 7-15 の基準を適用する自動車(軽自動車及び車両総重量が 3.5t を超える自動車を除く。)であって平成11年6月30日以前に製作されたもの(平成9年10月1日以降の型式指定自動車を除く。)
 - ② 7-15 の基準を適用する自動車(軽自動車及び車両総重量が 3.5t を超える自動車に限る。)であって平成 12 年 6 月 30 日以前に製作されたもの(平成 10 年 10 月 1 日以降の型式指定自動車を除く。)
 - ③ 7-16 の基準を適用する自動車(原動機の相当部分が運転者室又は客室の下にある自動車及び全ての車輪に動力を伝達できる構造の動力伝達装置を備えた自動車であって車枠を有するものを除く。)であって平成7年12月30日(輸入自動車にあっては平成11年3月31日)以前に製作されたもの(輸入自動車以外の自動車であって平成6年4月1日以降の型式指定自動車を除く。)
 - ④ 7-16の基準を適用する自動車(原動機の相当部分が運転者室又は客室の下にある普通自動車及び小型自動車並びに全ての車輪に動力を伝達できる構造の動力伝達装置を備えた普通自動車及び小型自動車であって車枠を有するものに限る。)であって平成11年6月30日(輸入自動車にあっては平成14年9月30日)以前に製作されたもの(輸入自動車以外の自動車であって平成9年10月1日以

旧 降の型式指定自動車を除く。) ⑤ 7-16 の基準を適用する自動車(原動機の相当部分が運転者室又は客室の下にあ る軽自動車及び全ての車輪に動力を伝達できる構造の動力伝達装置を備えた軽 自動車であって車枠を有するものに限る。) であって平成12年6月30日以前に 製作されたもの(平成10年10月1日以降の型式指定自動車を除く。) ⑥ 7-17の基準を適用する自動車であって平成11年6月30日以前に製作されたも の (平成9年10月1日以降の型式指定自動車及び型式認定自動車を除く。) (16) 牽引自動車と 7-15-4(2) ①及び②に掲げる被牽引自動車であって昭和 50 年 4 月 1 (新設) 日以降に製作されたものを連結した場合又は牽引自動車であって次に掲げる自動車 であるもの(昭和50年4月1日以降に製作された自動車に限る。)と被牽引自動車を 連結した場合における牽引自動車及び被牽引自動車については、8-20-20(従前規定 の適用(6) の規定を適用する。(適用関係告示第10条第3項第6号関係) ① 7-15 の基準を適用する自動車(軽自動車及び車両総重量が 3.5t を超える自動 車を除く。) であって平成11年6月30日以前に製作されたもの(平成9年10月 1日以降の型式指定自動車を除く。) ② 7-15 の基準を適用する自動車(軽自動車及び車両総重量が 3.5t を超える自動 車に限る。) であって平成 12 年 6 月 30 日以前に製作されたもの(平成 10 年 10 月1日以降の型式指定自動車を除く。) ③ 7-16 の基準を適用する自動車(原動機の相当部分が運転者室又は客室の下にあ る自動車及び全ての車輪に動力を伝達できる構造の動力伝達装置を備えた自動 車であって車枠を有するものを除く。) であって平成7年12月30日(輸入自動 車にあっては平成11年3月31日)以前に製作されたもの(輸入自動車以外の自 動車であって平成6年4月1日以降の型式指定自動車を除く。) ④ 7-16の基準を適用する自動車(原動機の相当部分が運転者室又は客室の下にあ る普通自動車及び小型自動車並びに全ての車輪に動力を伝達できる構造の動力 伝達装置を備えた普通自動車及び小型自動車であって車枠を有するものに限 る。) であって平成11年6月30日(輸入自動車にあっては平成14年9月30日) 以前に製作されたもの(輸入自動車以外の自動車であって平成9年10月1日以 降の型式指定自動車を除く。) ⑤ 7-16 の基準を適用する自動車(原動機の相当部分が運転者室又は客室の下にあ る軽自動車及び全ての車輪に動力を伝達できる構造の動力伝達装置を備えた軽 自動車であって車枠を有するものに限る。) であって平成12年6月30日以前に 製作されたもの(平成10年10月1日以降の型式指定自動車を除く。) ⑥ 7-17の基準を適用する自動車であって平成11年6月30日以前に製作されたも の(平成9年10月1日以降の型式指定自動車及び型式認定自動車を除く。) (新設) (17) 牽引自動車と 7-15-4(2) ①及び②に掲げる被牽引自動車を連結した場合又は牽引 自動車であって次に掲げる自動車であるものと被牽引自動車を連結した場合におけ る牽引自動車及び被牽引自動車については、8-20-21(従前規定の適用⑪)の規定を 適用する。(適用関係告示第 10 条第 3 項第 8 号関係) ① 7-15 の基準を適用する自動車(軽自動車及び車両総重量が 3.5t を超える自動

vbyr*	In .
新	旧
車を除く。) であって平成 11 年 6 月 30 日以前に製作されたもの(平成 9 年 10 月	
1日以降の型式指定自動車を除く。)	
② 7-15 の基準を適用する自動車(軽自動車及び車両総重量が 3.5t を超える自動	
<u>車に限る。) であって平成 12 年 6 月 30 日以前に製作されたもの(平成 10 年 10</u>	
月1日以降の型式指定自動車を除く。)	
③ 7-16の基準を適用する自動車(原動機の相当部分が運転者室又は客室の下にあ	
る自動車及び全ての車輪に動力を伝達できる構造の動力伝達装置を備えた自動	
車であって車枠を有するものを除く。)であって平成7年12月30日(輸入自動	
車にあっては平成11年3月31日)以前に製作されたもの(輸入自動車以外の自	
動車であって平成6年4月1日以降の型式指定自動車を除く。)	
<u>④</u> 7-16 の基準を適用する自動車 (原動機の相当部分が運転者室又は客室の下にあ	
る普通自動車及び小型自動車並びに全ての車輪に動力を伝達できる構造の動力	
伝達装置を備えた普通自動車及び小型自動車であって車枠を有するものに限	
る。) であって平成11年6月30日(輸入自動車にあっては平成14年9月30日)	
以前に製作されたもの(輸入自動車以外の自動車であって平成9年10月1日以	
降の型式指定自動車を除く。)	
⑤ 7-16の基準を適用する自動車(原動機の相当部分が運転者室又は客室の下にあ	
る軽自動車及び全ての車輪に動力を伝達できる構造の動力伝達装置を備えた軽	
自動車であって車枠を有するものに限る。) であって平成 12 年 6 月 30 日以前に	
製作されたもの(平成10年10月1日以降の型式指定自動車を除く。)	
⑥ 7-17の基準を適用する自動車であって平成11年6月30日以前に製作されたも	
の (平成9年10月1日以降の型式指定自動車及び型式認定自動車を除く。)	(46-71)
(18) 平成 15 年 12 月 31 日以前に製作された自動車については、8-20-22 (従前規定の適	<u>(新設)</u>
用(8) の規定を適用する。(適用関係告示第10条第1項及び第3項第9号関係)	(46-71)
<u>(19)</u> 平成 29 年 1 月 31 日以前に製作された被牽引自動車 (平成 27 年 9 月 1 日以降の型	<u>(新設)</u>
式指定自動車、新型届出自動車及び輸入自動車特別取扱自動車(平成27年9月1日	
以降の型式指定自動車、新型届出自動車及び輸入自動車特別取扱自動車であって、平	
成27年8月31日以前の型式指定自動車、新型届出自動車及び輸入自動車特別取扱自	
動車から、種別、用途、原動機の種類及び主要構造、燃料の種類及び動力用電源装置	
の種類、適合する排出ガス規制値又は低排出ガス車認定実施要領に定める基準値以外	
に、型式を区別する事項に変更がないものを除く。)を除く。)については、8-20-23	
(従前規定の適用⑭) の規定を適用する。(適用関係告示第10条第4項関係)	(46-71)
[テルテール: UN R121 又は UN R60 適用前]	<u>(新設)</u>
(20) 次に掲げる自動車については、8-20-24 (従前規定の適用20) の規定を適用する。(適	
用関係告示第 9 条第 47 項、第 48 項、第 49 項関係)	
① <u>平成31年1月31日以前に製作された専ら乗用の用に供する乗車定員10人以</u>	
上の自動車であって、車両総重量が 5t を超えるもの及び貨物の運送の用に供す	
る自動車であって、車両総重量が 12t を超えるもの	
② 平成29年1月31日以前に製作された自動車(①に掲げる自動車、二輪自動車、	
側車付二輪自動車、三輪自動車、カタピラ及びそりを有する軽自動車、大型特殊	

新	旧
自動車、小型特殊自動車並びに被牽引自動車を除く。)	
③ 平成29年6月30日以前に製作された二輪自動車	
<u>8-20-5</u> <u>従前規定の適用①</u>	
<u>8-20-5 に同じ。</u>	
8-20-6 従前規定の適用②	<u>(新設)</u>
8-20-6 に同じ。	(\frac{1}{2} \frac{1}{2} \fra
8-20-7 従前規定の適用③ 8-20-7 に同じ。	<u>(新設)</u>
8-20-8 従前規定の適用④	(新設)
8-20-8 に同じ。	
8-20-9 従前規定の適用⑤	(新設)
8-20-10 従前規定の適用⑥	
<u>8-20-10 に同じ。</u>	
8-20-11 従前規定の適用⑦	
8-20-11 に同じ。	(tran)
8-20-12 従前規定の適用® 8-20-12 に同じ。	<u>(新設)</u>
8-20-13 従前規定の適用 ⑨	(新設)
8-20-13 に同じ。	<u>(491BA7</u>
8-20-14 従前規定の適用⑪	(新設)
<u>8-20-14</u> に同じ。	
<u>8-20-15</u> <u>従前規定の適用①</u>	<u>(新設)</u>
8-20-15 に同じ。	(dur = II)
<u>8-20-16</u>	
<u>8-20-16 に同じ。</u> 8-20-17 従前規定の適用 (3)	(新設)
<u>8-20-17</u> に同じ。	<u></u>
8-20-18 従前規定の適用①	(新設)
8-20-18 に同じ。	
8-20-19 従前規定の適用(5)	
8-20-19 に同じ。	
8-20-20 従前規定の適用値	
8-20-20 に同じ。	(tar:=n.)
8-20-21 従前規定の適用① 8-20-21 に同じ。	<u>(新設)</u>
8-20-22 従前規定の適用®	(新設)
8-20-22 に同じ。	
8-20-23 従前規定の適用(1)	(新設)
8-20-23 に同じ。	

ĺΗ

<u> [テルテール: UN R121 又は UN R60 適用前]</u>

8-20-24 従前規定の適用20

次に掲げる自動車については、次の基準に適合するものであればよい。(適用関係告示第9条第47項、第48項、第49項関係)

- ① 平成 31 年 1 月 31 日以前に製作された専ら乗用の用に供する乗車定員 10 人以上 の自動車であって、車両総重量が 5t を超えるもの及び貨物の運送の用に供する自 動車であって、車両総重量が 12t を超えるもの
- ② 平成29年1月31日以前に製作された自動車(①に掲げる自動車、二輪自動車、 側車付二輪自動車、三輪自動車、カタピラ及びそりを有する軽自動車、大型特殊自 動車、小型特殊自動車並びに被牽引自動車を除く。)
- ③ 平成29年6月30日以前に製作された二輪自動車

8-20-24-1 性能要件(視認等による審査)

- (1) 8-20-1 (1) に同じ。
- (2) 牽引自動車及び被牽引自動車の制動装置は、牽引自動車と被牽引自動車を連結した 状態において、8-15-2-1 (3) ①の基準及び次の基準に適合しなければならない。
 - ① 8-20-1 (2) ①に同じ。
 - ② 8-20-1 (2) ②に同じ。
- (3) 8-20-1 (3) に同じ。
- (4) 8-20-1 (4) に同じ。
- (5) 8-20-1 (5) に同じ。

8-21~8-23 (略)

8-24 高圧ガスの燃料装置

8-24-1 性能要件

8-24-1-1 視認等による審査

- (1) ~ (3) (略)
- (4) 圧縮水素ガスを燃料とする自動車の燃料装置は、爆発等のおそれのないものとして 強度、構造、取付方法等に関し、視認等その他適切な方法により審査したときに、次 の基準に適合するものでなければならない。(保安基準第17条第1項関係、細目告示 第176条第3項関係)
 - ① ガス容器は、容器再検査の実施の有無に応じ、それぞれに定める基準に適合すること。
 - ア 容器再検査を受けたことがないガス容器は、次のいずれかに該当すること。
 - (ア) ~ (ウ) (略)
 - (エ) 国際相互承認に係る容器保安規則(平成28年経済産業省令第82号) 第5条及び第11条に規定する構造及び機能を有するものであって、 UN R134-00-S2の7.1.1.2.に適合するもの。

8-21~8-23 (略)

(新設)

8-24 高圧ガスの燃料装置

8-24-1 性能要件

8-24-1-1 視認等による審査

- (1) ~ (3) (略)
- (4) 圧縮水素ガスを燃料とする自動車の燃料装置は、爆発等のおそれのないものとして 強度、構造、取付方法等に関し、視認等その他適切な方法により審査したときに、次 の基準に適合するものでなければならない。(保安基準第17条第1項関係、細目告示 第176条第3項関係)
 - ① ガス容器は、容器再検査の実施の有無に応じ、それぞれに定める基準に適合すること。
 - ア 容器再検査を受けたことがないガス容器は、次のいずれかに該当すること。

(ア) ~ (ウ) (略)

(エ) 国際相互承認に係る容器保安規則 (平成 28 年経済産業省令第82号) 第5条及び第11条に規定する構造及び機能を有するものであって、 UN R134-00-S1の7.1.1.2.に適合するもの。

なお、国際相互承認容器則細目告示第 11 条に規定する車載容器総

(オ) 国際相互承認容器則細目告示第11条第3号に規定する車載容器総括 証票が燃料充填口近傍に貼付されているもの。

なお、当該証票において示された充填可能期限及び検査有効期限 は、それぞれ審査当日以降の日付であること。

イ 容器再検査を受けたことがあるガス容器は、次のいずれかに該当すること。

(ア) ~ (ウ) (略)

(エ) 国際相互承認容器則細目告示第25条に規定する容器再検査合格証票 が燃料充填口近傍に貼付されているもの。

なお、当該証票において示された再検査有効期限及び車載容器総括 証票において示された充填可能期限は、それぞれ審査当日以降の日付 であること。

②~⑩ (略)

 $(5) \sim (6)$ (略)

8-24-1-2 (略)

8-24-2~8-24-4(略)

8-25~8-26 (略)

- 8-27 フルラップ前面衝突時の車枠及び車体の乗員保護性能
- 8-27-1 性能要件(視認等による審査)
- (1) (略)
- (2) 次に掲げる車枠及び車体であって、その前面からの衝撃吸収性能を損なうおそれのある損傷のないものは、(1) の基準に適合するものとする。

ただし、7-12-1 (3) が適用される自動車のテルテールの識別表示のうち、次に掲げる表示が継続して点灯しているものは、この基準に適合しないものとする。(細目告示第178条第8項関係)

【表示】



 $1 \sim 3$ (略)

8-27-2~8-27-3(略)

8-27-4 適用関係の整理

(削除)

括証票が燃料充填口近傍に貼付されている場合にあっては、当該証票 において示された充填可能期限及び検査有効期限は、それぞれ審査当 日以降の日付であること。

(新設)

イ 容器再検査を受けたことがあるガス容器は、次のいずれかに該当すること。

(ア) ~ (ウ) (略)

(エ) 国際相互承認容器則細目告示第25条に規定する容器再検査合格証票が燃料充填口近傍に貼付されているものであって、UN R134-00-S1の7.1.1.2.に適合するもの。

なお、当該証票において示された再検査有効期限及び車載容器総括 証票において示された充填可能期限は、それぞれ審査当日以降の日付 であること。

②~⑩ (略)

 $(5) \sim (6)$ (略)

8-24-1-2 (略)

8-24-2~8-24-4(略)

8-25~8-26 (略)

- 8-27 フルラップ前面衝突時の車枠及び車体の乗員保護性能
- 8-27-1 性能要件(視認等による審査)
- (1) (略)
- (2) 次に掲げる車枠及び車体であって、その前面からの衝撃吸収性能を損なうおそれのある損傷のないものは、(1) の基準に適合するものとする。(細目告示第 178 条第 8 項関係)

① \sim ③ (略)

8-27-2~8-27-3(略)

8-27-4 適用関係の整理

7-27-4 の規定を適用する。

新	旧
_[フルラップ前面衝突の適用除外]	_(新設)
_(1) 次に掲げる自動車については、8-27-5 (従前規定の適用①) の規定を適用する。(適	
用関係告示第 15 条第 2 項第 3 号から第 5 号関係)	
① 平成7年12月31日(輸入自動車にあっては平成11年3月31日)以前に製作	
された自動車(輸入自動車以外の自動車であって平成6年4月1日以降の型式指	
定自動車を除く。)	
② 平成11年6月30日以前に製作された自動車(輸入自動車以外の自動車であっ	
<u>て平成9年10月1日以降の型式指定自動車を除く。)であって次に掲げるもの</u>	
ア 専ら乗用の用に供する普通自動車及び小型自動車(原動機の相当部分が運	
転者席又は客室の下にある自動及び全ての車輪に動力を伝達できる構造の	
動力伝達装置を備えた自動車であって車枠を有する自動車に限る。)	
<u>イ</u> 貨物の運送の用に供する普通自動車及び小型自動車であって車両総重量	
③ 平成12年6月30日以前に製作された自動車(輸入自動車以外の自動車であっ	
<u>て平成10年10月1日以降の型式指定自動車を除く。)であって次に掲げるもの</u>	
ア 専ら乗用の用に供する軽自動車(原動機の相当部分が運転者室又は客室の	
下にある自動車及び全ての車輪に動力を伝達できる構造の動力伝達装置を	
備えた自動車であって車枠を有する自動車に限る。)	
<u>イ</u> 貨物の運送の用に供する軽自動車であって車両総重量 2.8t 以下の自動車	
[フルラップ前面衝突の旧基準適用]	<u>(新設)</u>
(2) 次に掲げる自動車については、8-27-6(従前規定の適用②)の規定を適用する。(適	
用関係告示第 15 条第 23 項関係)	
① 平成30年8月31日以前に製作された自動車	
② 平成30年9月1日以降に製作された自動車であって次に掲げるもの	
ア 平成30年8月31日以前の型式指定自動車、新型届出自動車又は輸入自動	
車特別取扱自動車	
<u>イ</u> 平成 30 年 9 月 1 日以降の型式指定自動車、新型届出自動車又は輸入自動	
車特別取扱自動車であって、平成30年8月31日以前の型式指定自動車、新	
型届出自動車又は輸入自動車特別取扱自動車と燃料タンクの基本構造、材質	
及び車体への取付方法並びに燃料タンク周辺の燃料漏れ防止に係る基本車	
<u>体構造が同一であるもの</u>	
<u>[テルテール:UN R121 又はUN R60 適用前]</u>	<u>(新設)</u>
<u>(3) 平成29年1月31日以前に製作された自動車については、8-27-7(従前規定の適用</u>	
③) の規定を適用する。(適用関係告示第 15 条第 31 項関係)	
<u>8-27-5</u> <u>従前規定の適用①</u>	<u>(新設)</u>
<u>7-27-5 に同じ。</u>	
8-27-6 従前規定の適用②	<u>(新設)</u>
<u>7-27-6 に同じ。</u>	
<u>[テルテール: UN R121 又は UN R60 適用前]</u>	<u>(新設)</u>
<u>8-27-7</u> <u>従前規定の適用③</u>	

亲

平成29年1月31日以前に製作された自動車については、次の基準に適合するものであればよい。(適用関係告示第15条第31項関係)

8-27-7-1 性能要件(視認等による審査)

- (1) 8-27-1 (1) に同じ。
- (2) 次に掲げる車枠及び車体であって、その前面からの衝撃吸収性能を損なうおそれの ある損傷のないものは、(1) の基準に適合するものとする。
 - ① 8-27-1 (2) ①に同じ。
 - ② 8-27-1 (2) ②に同じ。
 - ③ 8-27-1 (2) ③に同じ。

8-28 オフセット前面衝突時の車枠及び車体の乗員保護性能

8-28-1 性能要件(視認等による審査)

- (1) (略)
- (2) 次に掲げる車枠及び車体であって、その前面からの衝撃吸収性能を損なうおそれのある損傷のないものは、(1) の基準に適合するものとする。

ただし、7-12-1 (3) が適用される自動車のテルテールの識別表示のうち、次に掲げる表示が継続して点灯しているものは、この基準に適合しないものとする。(細目告示第178条第9項関係)

【表示】



① \sim ③ (略)

8-28-2~8-28-3(略)

8-28-4 適用関係の整理

(削除)

[オフセット前面衝突の適用除外]

- (1) 次に掲げる自動車については、8-28-5 (従前規定の適用①) の規定を適用する。(適用関係告示第15条第9項及び第10項関係)
 - ① <u>次に掲げる専ら乗用の用に供する自動車であって乗車定員 10 人未満のもの</u> ア 平成 19 年 8 月 31 日以前に製作された自動車
 - <u>イ</u> <u>平成19年9月1日から平成21年8月31日までに製作された自動車(平</u>成19年9月1日以降の型式指定自動車を除く。)
 - ウ 平成 19 年 9 月 1 日から平成 21 年 8 月 31 日までに製作された自動車であって、平成 19 年 9 月 1 日以降の型式指定自動車(平成 19 年 8 月 31 日以前の型式指定自動車と前面衝突時における乗車人員の保護に係る性能が同一であるもの並びに運転者席の前方の車枠及び車体に係る改造を行ったものに限る。)
 - ② 次に掲げる貨物の運送の用に供する自動車

8-28 オフセット前面衝突時の車枠及び車体の乗員保護性能 8-28-1 性能要件(視認等による審査)

- (1) (略)
- (2) 次に掲げる車枠及び車体であって、その前面からの衝撃吸収性能を損なうおそれのある損傷のないものは、(1) の基準に適合するものとする。(細目告示第 178 条第 9 項関係)

1~3(略)

8-28-2~8-28-3(略)

8-28-4 適用関係の整理

7-28-4 の規定を適用する。

新	旧
ア 平成23年3月31日以前に製作された自動車	
<u>イ</u> 平成 23 年 4 月 1 日から平成 28 年 3 月 31 日までに製作された自動車(平	
成23年4月1日以降の型式指定自動車を除く。)	
<u>ウ</u> 平成 23 年 4 月 1 日から平成 28 年 3 月 31 日までに製作された自動車であ	
って平成23年4月1日以降の型式指定自動車(平成23年3月31日以前の	
型式指定自動車と前面衝突時における乗車人員の保護に係る性能が同一で	
あるもの並びに運転者席の前方の車枠及び車体に係る改造を行ったものに	
<u>限る。)</u>	
[旧細目告示別添 104 適用]	_(新設)
(2) 平成24年6月30日以前に製作された自動車については、8-28-6(従前規定の適用	
②)の規定を適用する。(適用関係告示第 15 条第 11 項関係)	
_[UN R94-01-S3 適用]	_(新設)
(3) 次に掲げる自動車については、8-28-7 (従前規定の適用③) の規定を適用する。(適	
用関係告示第 15 条第 15 項及び第 16 項関係)	
① 電力により作動する原動機を有する自動車以外の自動車(平成25年6月23日	
以降の型式指定自動車、新型届出自動車及び輸入自動車特別取扱自動車を除く。)	
② 平成28年6月22日以前に製作された電力により作動する原動機を有する自動	
車(平成 26 年 6 月 23 日以降の型式指定自動車、新型届出自動車及び輸入自動車	
特別取扱自動車を除く。)	
<u>[テルテール:UN R121 又はUN R60 適用前]</u>	<u>(新設)</u>
(4) 平成 29 年 1 月 31 日以前に製作された自動車については、8-28-8 (従前規定の適用	
④)の規定を適用する。(適用関係告示第 15 条第 31 項関係)	
<u>8-28-5</u> <u>従前規定の適用①</u>	<u>(新設)</u>
<u>7-28-5 に同じ。</u>	
<u>8-28-6</u> <u>従前規定の適用②</u>	<u>(新設)</u>
<u>7-28-6 に同じ。</u>	
<u>8-28-7</u> <u>従前規定の適用③</u>	<u>(新設)</u>
<u>7-28-7 に同じ。</u>	
<u>[テルテール: UN R121 又は UN R60 適用前]</u>	<u>(新設)</u>
<u>8-28-8</u> <u>従前規定の適用④</u>	
平成29年1月31日以前に製作された自動車については、次の基準に適合するもので	
<u>あればよい。(適用関係告示第 15 条第 31 項関係)</u>	
<u>8-28-8-1</u> <u>性能要件(視認等による審査)</u>	
<u>(1) 8-28-1 (1) に同じ。</u>	
(2) 次に掲げる車枠及び車体であって、その前面からの衝撃吸収性能を損なうおそれの	
ある損傷のないものは、(1) の基準に適合するものとする。	
① <u>8-28-1 (2) ①に同じ。</u>	
<u>②</u> 8-28-1 (2) ②に同じ。	
<u>③</u> <u>8-28-1 (2) ③に同じ。</u>	

8-29 自動車との側面衝突時の車枠及び車体の乗員保護性能

8-29-1 性能要件(視認等による審査)

(1) (略)

(2) 次に掲げる車枠及び車体であって、その側面からの衝撃吸収性能を損なうおそれの ある損傷のないものは、(1) の基準に適合するものとする。

ただし、7-12-1(3)が適用される自動車のテルテールの識別表示のうち、次に掲 げる表示が継続して点灯しているものは、この基準に適合しないものとする。(細目 告示第 178 条第 10 項関係)

【表示】



①~⑤ (略)

8-29-2~8-29-3 (略)

8-29-4 適用関係の整理

(削除)

「自動車との側面衝突の適用除外」

- (1) 平成 12 年 8 月 31 日 (輸入自動車にあっては平成 15 年 9 月 30 日) 以前に製作され た自動車(輸入自動車以外の自動車であって平成10年10月1日以降の型式指定自動 車を除く。) については、8-29-5 (従前規定の適用①) の規定を適用する。(適用関係 告示第15条第2項第6号関係)
- 「自動車との側面衝突の旧基準適用①〕
- (2) 平成 15 年 9 月 30 日以前に製作された自動車(輸入自動車を除く。) については、8-29-6 (従前規定の適用②)の規定を適用する。(適用関係告示第15条第3項第1号及び第 6項関係)
- 「自動車との側面衝突の旧基準適用②〕
- (3) 次に掲げる自動車については、8-29-7(従前規定の適用③)の規定を適用する。(適 用関係告示第15条第3項第6項関係)
 - ① 平成16年7月15日以前に製作された自動車
 - ② 平成16年7月16日以降に製作された平成16年7月15日以前の型式指定自動 車、新型届出自動車又は輸入自動車特別取扱自動車であって、側面衝突時の乗員 保護に係る性能に変更のないもの
 - ③ 指定自動車等以外の自動車
- 「自動車との側面衝突の旧基準適用③〕
- (4) 次に掲げる自動車については、8-29-8(従前規定の適用④)の規定を適用する。(適 用関係告示第15条第8項関係)
 - ① 平成19年8月11日以前に製作された自動車
 - ② 平成19年8月12日から平成23年8月11日までに製作された自動車であって 次に掲げるもの

8-29 自動車との側面衝突時の車枠及び車体の乗員保護性能

8-29-1 性能要件(視認等による審査)

(1) (略)

(2) 次に掲げる車枠及び車体であって、その側面からの衝撃吸収性能を損なうおそれの ある損傷のないものは、(1) の基準に適合するものとする。(細目告示第178条第10 項関係)

①~⑤ (略)

8-29-2~8-29-3 (略)

8-29-4 適用関係の整理

7-29-4 の規定を適用する。

(新設)

(新設)

(新設)

新	旧
ア 平成19年8月11日以前の型式指定自動車、新型届出自動車又は輸入自動	
車特別取扱自動車であって、平成19年8月12日以降に側面衝突時の乗員保	
護に係る性能について変更がないもの	
<u>イ</u> 平成 19 年 8 月 12 日以降の型式指定自動車、新型届出自動車又は輸入自動	
車特別取扱自動車であって、平成19年8月11日以前の型式指定自動車、新	
型届出自動車又は輸入自動車特別取扱自動車と側面衝突時の乗員保護に係	
る性能が同一であり、かつ、平成19年8月12日以降に側面衝突時の乗員保	
護に係る性能について変更がないも <u>の</u>	
[自動車との側面衝突の旧基準適用④]	_(新設)_
_(5) 次に掲げる自動車については、8-29-9 (従前規定の適用⑤) の規定を適用する。(適	
用関係告示第 15 条第 17 項及び第 18 項関係)	
① 電力により作動する原動機を有する自動車以外の自動車(平成25年6月23日	
以降の型式指定自動車、新型届出自動車及び輸入自動車特別取扱自動車を除く。)	
② 平成28年6月22日以前に製作された電力により作動する原動機を有する自動	
車(平成 26 年 6 月 23 日以降の型式指定自動車、新型届出自動車及び輸入自動車	
特別取扱自動車を除く。)	
<u>[テルテール:UN R121 又はUN R60 適用前]</u>	
<u>(6) 平成29年1月31日以前に製作された自動車については、8-29-10(従前規定の適用</u>	
⑥)の規定を適用する。(適用関係告示第 15 条第 31 項関係)	
<u>8-29-5</u> <u>従前規定の適用①</u>	
<u>7-29-5 に同じ。</u>	
<u>8-29-6</u> <u>従前規定の適用②</u>	<u>(新設)</u>
<u>7-29-6 に同じ。</u>	
<u>8-29-7</u> <u>従前規定の適用③</u>	<u>(新設)</u>
<u>7-29-7 に同じ。</u>	
8-29-8 従前規定の適用④	<u>(新設)</u>
<u>7-29-6 に同じ。</u>	
<u>8-29-9</u> <u>従前規定の適用⑤</u>	_ <u>(新設)</u>
<u>7-29-9 に同じ。</u>	
<u>[テルテール: UN R121 又は UN R60 適用前]</u>	<u>(新設)</u>
8-29-10 従前規定の適用⑥	
平成29年1月31日以前に製作された自動車については、次の基準に適合するもので	
あればよい。(適用関係告示第 15 条第 31 項関係)	
<u>8-29-10-1</u> 性能要件(視認等による審査)	
(1) 8-29-1 (1) に同じ。	
(2) 次に掲げる車枠及び車体であって、その側面からの衝撃吸収性能を損なうおそれの	
ある損傷のないものは、(1) の基準に適合するものとする。(細目告示第 178 条第 10	
項関係)	
① <u>8-29-1 (2)</u> ①に同じ。	
<u>②</u> <u>8-29-1 (2) ②に同じ。</u>	

ĺΗ

- ③ 8-29-1 (2) ③に同じ。
- ④ 8-29-1 (2) ④に同じ。
- ⑤ 8-29-1 (2) ⑤に同じ。

8-30 ポールとの側面衝突時の車枠及び車体の乗員保護性能

8-30-1 性能要件(視認等による審査)

- (1) (略)
- (2) 次に掲げる車枠及び車体であって、その側面からの衝撃吸収性能を損なうおそれのある損傷のないものは、(1) の基準に適合するものとする。

ただし、7-12-1 (3) が適用される自動車のテルテールの識別表示のうち、次に掲げる表示が継続して点灯しているものは、この基準に適合しないものとする。(細目告示第 178 条第 11 項関係)

【表示】



① \sim ⑤ (略)

8-30-2~8-30-3 (略)

8-30-4 適用関係の整理

(削除)

「ポールとの側面衝突の適用除外」

- (1) 次に掲げる自動車については、8-30-5 (従前規定の適用①) の規定を適用する。(適用関係告示第 15 条第 24 項関係)
 - ① 平成30年6月14日以前に製作された自動車
 - ② 平成30年6月15日以降に製作された自動車であって次に掲げるもの
 - <u>ア</u> 平成30年6月14日以前の型式指定自動車、新型届出自動車又は輸入自動車特別取扱自動車
 - イ 平成30年6月15日以降の型式指定自動車、新型届出自動車又は輸入自動車特別取扱自動車であって、平成30年6月14日以前の型式指定自動車、新型届出自動車又は輸入自動車特別取扱自動車と運転者室及び客室を取囲む部分(乗員保護装置を含む。)のポールとの側面衝突時における乗車人員の保護に係る性能が同一であるもの

「ポールとの側面衝突の旧基準適用〕

- (2) 次に掲げる自動車については、8-30-6 (従前規定の適用②) の規定を適用する。(適 用関係告示第 15 条第 25 項関係)
 - ① 平成35年1月19日以前に製作された自動車
 - ② 平成35年1月20日以降に製作された自動車であって、次に掲げるもの
 - <u>ア</u> 平成35年1月19日以前の型式指定自動車、新型届出自動車又は輸入自動車特別取扱自動車

8-30 ポールとの側面衝突時の車枠及び車体の乗員保護性能

- 8-30-1 性能要件(視認等による審査)
- (1) (略)
- (2) 次に掲げる車枠及び車体であって、その側面からの衝撃吸収性能を損なうおそれのある損傷のないものは、(1) の基準に適合するものとする。(細目告示第 178 条第 11 項関係)

①~⑤ (略)

8-30-2~8-30-3 (略)

8-30-4 適用関係の整理

<u>7-30-4 の規定を適用する。</u>

(新設)

イ 平成35年1月20日以降の型式指定自動車、新型届出自動車又は輸入自動車特別取扱自動車であって、平成35年1月19日以前の型式指定自動車、新型届出自動車又は輸入自動車特別取扱自動車と運転者室及び客室を取囲む部分(乗員保護装置を含む。)のポールとの側面衝突時における乗車人員の

保護に係る性能が同一であるもの

[テルテール: UN R121 又は UN R60 適用前]

(3) 平成 29 年 1 月 31 日以前に製作された自動車については、8-30-7 (従前規定の適用 ③) の規定を適用する。(適用関係告示第 15 条第 31 項関係)

8-30-5 従前規定の適用①

7-30-5 に同じ。

8-30-6 従前規定の適用②

7-30-6 に同じ。

[テルテール: UN R121 又は UN R60 適用前]

8-30-7 従前規定の適用③

平成29年1月31日以前に製作された自動車については、次の基準に適合するものであればよい。(適用関係告示第15条第31項関係)

8-30-7-1 性能要件(視認等による審査)

(1) 8-30-1 (1) に同じ。

- (2) 次に掲げる車枠及び車体であって、その側面からの衝撃吸収性能を損なうおそれの ある損傷のないものは、(1) の基準に適合するものとする。
 - ① 8-30-1 (2) ①に同じ。
 - ② 8-30-1 (2) ②に同じ。
 - ③ 8-30-1 (2) ③に同じ。
 - ④ 8-30-1 (2) ④に同じ。
 - ⑤ 8-30-1 (2) ⑤に同じ。

8-31~8-38 (略)

8-39 座席

8-39-1 性能要件(視認等による審査)

(1) 座席は、安全に着席できるものとして、着席するに必要な空間及び当該座席の向きに関し、視認等その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するように設けられていなければならない。

この場合において、座席の向きは次に定めるものとする。(保安基準第22条第1項 関係、細目告示第184条第1項関係)

ア~ウ(略)

- ① (略)
- ② 自動車の運転者以外の者の用に供する座席(またがり式の座席、8-41-1 (1) 及び 8-41-2 (2) に規定する座席ベルト及び座席ベルトの取付装置を備える座席 (乗車定員 10 人以上の旅客自動車運送事業用自動車に備えるものを除く。)並び に幼児専用車の幼児用座席を除く。)は、1 人につき、幅 400mm 以上の着席するに

(新設)

(新設)

(新設)

(新設)

8-31~8-38 (略)

8-39 座席

8-39-1 性能要件(視認等による審査)

(1) 座席は、安全に着席できるものとして、着席するに必要な空間及び当該座席の向きに関し、視認等その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するように設けられていなければならない。

旧

この場合において、座席の向きは次に定めるものとする。(保安基準第22条第1項 関係、細目告示第184条第1項関係)

ア~ウ(略)

- ① (略)
- ② 自動車の運転者以外の者の用に供する座席(またがり式の座席及び幼児専用車の幼児用座席を除く。)は、1人につき、幅400mm以上の着席するに必要な空間を有すること。

必要な空間を有すること。

この場合において、次に掲げるものはこの基準に適合しないものとする。 アーウ (略)

③~⑤ (略)

 $(2) \sim (8)$ (略)

8-39-2~8-39-4 (略)

8-40 (略)

8-41 座席ベルト等

8-41-1 装備要件

(1) 次の表の左欄に掲げる自動車(二輪自動車、側車付二輪自動車及び最高速度 20km/h 未満の自動車を除く。)には、当該自動車が衝突等による衝撃を受けた場合において、同表の中欄に掲げるその自動車の座席〔8-39-1 (4) アからウまで及びカに掲げる座席(イに掲げる座席にあっては、座席の後面部分のみが折り畳むことができるもの及び通路に設けられるものを除く。)及び幼児専用車の幼児用座席を除く。〕の乗車人員が、座席の前方に移動することを防止し、又は上半身を過度に前傾することを防止するため、それぞれ同表の右欄に掲げる座席ベルト及び当該座席ベルトの取付装置を備えなければならない。(保安基準第22条の3第1項関係)

自動車の種別	座席の種別	座席ベルトの種別
① 専ら乗用の用に供する自動車であって、次に掲げるものア〜イ(略)	運転者席その他の座席であって前向きのもの (容易に折畳むことができる座席で通路に設けられるものを除く。)	(略)
②~⑤ (略)	(略)	(略)

(2) (1) の表中の座席の種別欄の基準は、次<u>のいずれか</u>に掲げる基準とする。(細目告示 第 186 条第 1 項関係)

ア~イ (略)

<u>ウ</u> 補助座席のうち通路に設けられるものであること。

(3) (略)

8-41-2 性能要件(視認等による審査)

(1) (略)

(2) 8-41-1 (1) の表の左欄に掲げる自動車(二輪自動車、側車付二輪自動車及び最高速度 20km/h 未満の自動車を除く。) が衝突等による衝撃を受けた場合において、(1) の規定の適用を受けない座席(8-41-1 (1) の座席及び幼児専用車の幼児用座席を除く。)

この場合において、次に掲げるものはこの基準に適合しないものとする。 ア〜ウ (略)

旧

 $(3)\sim(5)$ (略)

(2) ~ (8) (略)

8-39-2~8-39-4 (略)

8-40 (略)

8-41 座席ベルト等

8-41-1 装備要件

(1) 次の表の左欄に掲げる自動車(二輪自動車、側車付二輪自動車及び最高速度 20km/h 未満の自動車を除く。)には、当該自動車が衝突等による衝撃を受けた場合において、同表の中欄に掲げるその自動車の座席〔8-39-1 (4) アからウまで及びカに掲げる座席(イに掲げる座席にあっては、座席の後面部分のみが折り畳むことができるものを除く。)及び幼児専用車の幼児用座席を除く。〕の乗車人員が、座席の前方に移動することを防止し、又は上半身を過度に前傾することを防止するため、それぞれ同表の右欄に掲げる座席ベルト及び当該座席ベルトの取付装置を備えなければならない。(保安基準第22条の3第1項関係)

自動車の種別	座席の種別	座席ベルトの種別
① 専ら乗用の用に供する自動車であって、次に掲げるものア〜イ(略)	運転者席その他の座席 であって前向きのもの	(略)
	(略)	(略)
②~⑤ (略)	(略)	(略)

(2) (1) の表中の座席の種別欄の基準は、次に掲げる基準とする。(細目告示第 186 条第 1 項関係)

ア~イ (略)

(新設)

(3) (略)

8-41-2 性能要件(視認等による審査)

(1) (略)

の乗車人員が座席の前方に移動することを防止し、又は上半身を過度に前傾すること を防止するために当該自動車に備える座席ベルトの取付装置は次に掲げる基準に適 合すること。(保安基準第22条の3第4項関係、細目告示第186条第8項関係)

- ① 当該自動車の衝突等によって座席ベルトから受ける荷重に十分耐えるもので あること。
- ② 振動、衝撃等によりゆるみ、変形等を生じないようになっていること。
- ③ 取付けられる座席ベルトが有効に作用する位置に備えられたものであること
- ④ 乗降に際し損傷を受けるおそれがなく、かつ、乗降の支障とならない位置に備 えられたものであること。
- ⑤ 座席ベルトを容易に取付けることができる構造であること。
- (3) 次に掲げる座席ベルトの取付装置であって損傷のないものは、(1)及び(2)の基準 に適合するものとする。(細目告示第186条第5項、第9項関係) ① \sim ③ (略)

(4) (略)

- (5)8-41-1(1)の表の左欄に掲げる自動車(二輪自動車、側車付二輪自動車及び最高速 度 20km/h 未満の自動車を除く。) が衝突等による衝撃を受けた場合において、(1) の 規定の適用を受けない座席(8-41-1(1)の座席及び幼児専用車の幼児用座席を除く。 の乗車人員が座席の前方に移動することを防止し、又は上半身を過度に前傾すること を防止するために当該自動車に備える座席ベルトは次に掲げる基準に適合すること (保安基準第22条の3第4項関係、細目告示第186条第10項関係)
 - ① 当該自動車が衝突等による衝撃を受けた場合において、当該座席ベルトを装着 した者に傷害を与えるおそれの少ない構造のものであること。
 - ② 第二種座席ベルトにあっては、当該自動車が衝突等による衝撃を受けた場合に おいて、当該座席ベルトを装着した者が、座席の前方に移動しないようにするこ とができ、かつ、上半身を過度に前傾しないようにすることができるものである
 - ③ 第一種座席ベルトにあっては、当該自動車が衝突等による衝撃を受けた場合に おいて、当該座席ベルトを装着した者が座席の前方に移動しないようにすること ができるものであること。
 - ④ 容易に、着脱することができ、かつ、長さを調整することができるものである
 - ⑤ 第二種座席ベルト及び運転者席に備える第一種座席ベルトにあっては、通常の 運行において当該座席ベルトを装着した者がその腰部及び上半身を容易に動か し得る構造のものであること。
- (6) 次に掲げる座席ベルトであって装着者に傷害を与えるおそれのある損傷、擦過痕等 のないものは、(4)及び(5)に掲げる基準に適合するものとする。(細目告示第 186 条第7項、第11項関係)

① (略)

② 法第75条の2第1項の規定に基づき型式の指定を受けた特定共通構造部に備 えられている座席ベルト又はこれに準ずる性能を有する座席ベルト

(2) 次に掲げる座席ベルトの取付装置であって損傷のないものは、(1) の基準に適合す るものとする。(細目告示第186条第5項関係) ① \sim ③ (略)

旧

(3) (略)

(新設)

(4) 次に掲げる座席ベルトであって装着者に傷害を与えるおそれのある損傷、擦過痕等 のないものは、(3) に掲げる基準に適合するものとする。(細目告示第 186 条第 7 項 関係)

① (略)

② UN R16-06-S6 の 6.、7. 及び 8.1. から 8.3.5. までに適合する座席ベルトに準ず る性能を有する座席ベルト

③ 法第75条の3第1項の規定に基づく装置の指定を受けた座席ベルト又はこれ に準ずる性能を有する座席ベルト

8-41-3~8-41-4 (略)

8-42 座席ベルト非装着時警報装置

8-42-1 装備要件

専ら乗用の用に供する普通自動車又は小型自動車若しくは軽自動車であって、乗車定 目 10 人未満の自動車には、8-42-2 の基準に適合する座席ベルトの非装着時警報装置を 備えなければならない。(保安基準第22条の3第5項関係)

8-42-2 性能要件(視認等による審査)

8-42-1の座席ベルトの非装着時警報装置は、警報性能等に関し、視認等その他適切な 方法により審査したときに、8-41-1の規定により備える運転者席の座席ベルトが装着さ れていない場合(座席ベルトのバックルが結合されていない状態又は座席ベルト券取装 置から引き出された座席ベルトの長さが 10cm 以下の状態をいう。) にその旨を運転者席 の運転者に警報するものでなければならない。

この場合において、次の各号に掲げる装置は、この基準に適合しないものとする。(細 目告示第 186 条第 12 項関係)

 $1)\sim(3)$ (略)

8-42-3~8-42-4 (略)

8-43~8-52 (略)

8-53 騒音防止装置

8-53-1 (略)

8-53-2 性能要件

8-53-2-1~8-53-2-2(略)

8-53-2-3 書面等による審査

- (1) ~ (4) (略)
- (5) 二輪自動車又は使用の過程にある二輪自動車を改造した側車付二輪自動車であって、 当該自動車に備える消音器について改造又は交換を行っていないもの

① (略)

② 次のいずれかに該当する自動車が現に備えている消音器

ア 加速走行騒音試験結果成績表 (写しをもって代えることができる。) を運 行の際に携行することにより、UN R41-04-S5 の 6.1. 及び 6.2. に適合するこ とが明らかである自動車。

イ 次に掲げるいずれかの外国の法令に基づく書面(写しをもって代えること ができる。) 又は表示を運行の際に携行することにより、UN R41-04-S5 の 6.1. 及び6.2.に適合することが明らかである自動車。

ただし、欧州連合指令に基づく少数牛産車にあっては、(ウ) 又は(エ) の いずれかに限る。

この場合において、受検車両の消音器には、当該自動車の製作者の商号又

(新設)

8-41-3~8-41-4(略)

8-42 座席ベルト非装着時警報装置

8-42-1 装備要件

専ら乗用の用に供する普通自動車又は小型自動車若しくは軽自動車であって、乗車定 目 10 人未満の自動車には、8-42-2 の基準に適合する座席ベルトの非装着時警報装置を 備えなければならない。(保安基準第22条の3第4項関係)

8-42-2 性能要件(視認等による審査)

8-42-1 の座席ベルトの非装着時警報装置は、警報性能等に関し、視認等その他適切な 方法により審査したときに、8-41-1の規定により備える運転者席の座席ベルトが装着さ れていない場合(座席ベルトのバックルが結合されていない状態又は座席ベルト巻取装 置から引き出された座席ベルトの長さが 10cm 以下の状態をいう。) にその旨を運転者席 の運転者に警報するものでなければならない。

この場合において、次の各号に掲げる装置は、この基準に適合しないものとする。(細 目告示第 186 条第 8 項関係)

① \sim ③ (略)

8-42-3~8-42-4 (略)

8-43~8-52 (略)

8-53 騒音防止装置

8-53-1 (略)

8-53-2 性能要件

8-53-2-1~8-53-2-2(略)

8-53-2-3 書面等による審査

(1) ~ (4) (略)

(5) 二輪自動車又は使用の過程にある二輪自動車を改造した側車付二輪自動車であって、 当該自動車に備える消音器について改造又は交換を行っていないもの

① (略)

② 次のいずれかに該当する自動車が現に備えている消音器

ア 加速走行騒音試験結果成績表 (写しをもって代えることができる。) を運 行の際に携行することにより、UN R41-04-S4 の 6.1. 及び 6.2. に適合するこ とが明らかである自動車。

イ 次に掲げるいずれかの外国の法令に基づく書面(写しをもって代えること ができる。) 又は表示を運行の際に携行することにより、UN R41-04-S4 の 6.1. 及び6.2.に適合することが明らかである自動車。

ただし、欧州連合指令に基づく少数生産車にあっては、(ウ) 又は(エ)の いずれかに限る。

この場合において、受検車両の消音器には、当該自動車の製作者の商号又

は商標が表示されていることを確認するものとする。

なお、部品番号等の表示であっても、当該自動車の製作者の管理下にある ことが別途証されたものであれば同様に取扱うものとする。

(ア) ~ (エ) (略)

 $(6) \sim (7)$ (略)

8-53-3~8-53-15 (略)

8-54~8-83 (略)

8-84 制動灯

8-84-1 (略)

8-84-2 性能要件

8-84-2-1~8-84-2-2(略)

8-84-3 取付要件(視認等による審査)

(1) 制動灯は、その性能を損なわないように、かつ、取付位置、取付方法等に関し、視認等その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するように取付けられなければならない。(保安基準第39条第3項関係)

この場合において、制動灯の照明部、個数及び取付位置の測定方法は、別添 13「灯火等の照明部、個数、取付位置等の測定方法」によるものとする。(細目告示第 212 条第 3 項関係、適用関係告示第 42 条第 15 号)

① 制動灯は、制動装置が UN R13-11-814 の 5.2.1.30. 又は 5.2.2.22. 若しくは UN R13H-01 の 5.2.22. に定める制動信号を発する場合に点灯する構造であること。

ただし、7-15-4 又は 7-19-4 の規定により UN R13 が適用されない自動車に備える制動灯にあっては、運転者が主制動装置(牽引自動車と被牽引自動車を連結した場合においては、当該牽引自動車又は当該被牽引自動車の主制動装置)若しくは補助制動装置を操作している場合又は加速装置の解除により制動効果を発生させる電気式回生制動装置が作動した際に平成 25 年 8 月 30 日付け国土交通省告示第 826 号による改正前の細目告示別添 12「乗用車の制動装置の技術基準」3.2.22.4. に定める制動灯及び補助制動灯点灯用制動信号が発せられた場合にのみ点灯する構造であること。

この場合において、空車状態の自動車について乾燥した平たんな舗装路面において 80km/h (最高速度が 80km/h 未満の自動車にあっては、その最高速度) から減速した場合の減速能力が 2.2m/s²以下である補助制動装置にあっては、操作中に制動灯が点灯しない構造とすることができる。

なお、視認等により運転者が主制動装置(牽引自動車と被牽引自動車を連結した場合においては、当該牽引自動車又は当該被牽引自動車の主制動装置)を作動させたとき以外の作動状況の確認ができない場合には、審査を省略することができる。

②~⑨ (略)

(2) ~ (3) (略)

旧

は商標が表示されていることを確認するものとする。

なお、部品番号等の表示であっても、当該自動車の製作者の管理下にある ことが別途証されたものであれば同様に取扱うものとする。

(ア) ~ (エ) (略)

 $(6) \sim (7)$ (略)

8-53-3~8-53-15(略)

8-54~8-83 (略)

8-84 制動灯

8-84-1 (略)

8-84-2 性能要件

8-84-2-1~8-84-2-2(略)

8-84-3 取付要件(視認等による審査)

(1) 制動灯は、その性能を損なわないように、かつ、取付位置、取付方法等に関し、視認等その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するように取付けられなければならない。(保安基準第39条第3項関係)

この場合において、制動灯の照明部、個数及び取付位置の測定方法は、別添 13「灯火等の照明部、個数、取付位置等の測定方法」によるものとする。(細目告示第 212 条第 3 項関係、適用関係告示第 42 条第 15 号)

① 制動灯は、制動装置が UN R13-11<u>-S13</u>の 5.2.1.30. 又は 5.2.2.22. 若しくは UN R13H<u>-00-S16</u>の 5.2.22. に定める制動信号を発する場合に点灯する構造であること。

ただし、7-15-4 又は 7-19-4 の規定により UN R13 が適用されない自動車に備える制動灯にあっては、運転者が主制動装置(牽引自動車と被牽引自動車を連結した場合においては、当該牽引自動車又は当該被牽引自動車の主制動装置)若しくは補助制動装置を操作している場合又は加速装置の解除により制動効果を発生させる電気式回生制動装置が作動した際に平成 25 年 8 月 30 日付け国土交通省告示第 826 号による改正前の細目告示別添 12「乗用車の制動装置の技術基準」3.2.22.4.に定める制動灯及び補助制動灯点灯用制動信号が発せられた場合にのみ点灯する構造であること。

この場合において、空車状態の自動車について乾燥した平たんな舗装路面において 80km/h (最高速度が 80km/h 未満の自動車にあっては、その最高速度) から減速した場合の減速能力が 2.2m/s²以下である補助制動装置にあっては、操作中に制動灯が点灯しない構造とすることができる。

なお、視認等により運転者が主制動装置(牽引自動車と被牽引自動車を連結した場合においては、当該牽引自動車又は当該被牽引自動車の主制動装置)を作動させたとき以外の作動状況の確認ができない場合には、審査を省略することができる。

② \sim 9 (略)

 $(2) \sim (3)$ (略)

8-84-4 (略)

8-85~8-89 (略)

8-90 緊急制動表示灯

8-90-1 装備要件

8-85~8-89 (略)

8-84-4 (略)

自動車(カタピラ及びそりを有する軽自動車、大型特殊自動車並びに小型特殊自動車を除く。)には、緊急制動表示灯を備えることができる。(保安基準第41条の4第1項 関係)

8-90-2 性能要件(視認等による審査)

- (1) 緊急制動表示灯は、自動車の後方にある他の交通に当該自動車が急激に減速していることを示すことができ、かつ、その照射光線が他の交通を妨げないものでなければならない。(保安基準第41条の4第3項関係)
- (2) ~ (3) (略)

8-90-3 取付要件(視認等による審査)

- (1) (略)
- (2) 緊急制動表示灯であって、取付位置、取付方法等に関し、視認等その他適切な方法により審査した場合に、次の基準に適合するものは、(1) の基準に適合するものとする。

この場合において、緊急制動表示灯の照明部、個数及び取付位置の測定方法は、別添13「灯火等の照明部、個数、取付位置等の測定方法」によるものとする。

なお、視認等により緊急制動表示灯の作動状況の確認ができない場合には、審査を 省略することができる。(保安基準第41条の4第4項関係、細目告示第217条の2第 3項関係)

- ① 制動灯及び補助制動灯を緊急制動表示灯として使用するときは、8-84-3 (1) ②<u>から</u>⑤<u>まで</u>及び⑦から⑨まで並びに 8-85-3 (1) ①から④まで及び⑦から⑨までの規定を準用する。
- ② 方向指示器及び補助方向指示器を緊急制動表示灯として使用するときは、 8-87-3(1)①から④まで、⑥及び⑦<u>並びに</u>8-87-3(2)②から<u>⑩</u>まで<u>、⑥及び⑥</u> 並びに8-88-3(1)④の規定を準用する。
- (3) (略)

8-91~8-98 (略)

8-99 後写鏡

8-99-1 装備要件

自動車(被牽引自動車を除く。)には、後写鏡を備えなければならない。 ただし、運転者の視野、乗車人員等の保護に係る性能等に関し UN R46-04-S3 に適合 する後方等確認装置を備える自動車(二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車、カ タピラ及びそりを有する軽自動車、大型特殊自動車、小型特殊自動車並びに被牽引自動 車を除く。)にあってはこの限りではない。(保安基準第44条第1項関係)

8-99-2 性能要件(視認等による審査)

8-90 緊急制動表示灯

8-90-1 装備要件

自動車(<u>二輪自動車、側車付二輪自動車、</u> カタピラ及びそりを有する軽 自動車、大型特殊自動車並びに小型特殊自動車を除く。) には、緊急制動表示灯を備え ることができる。(保安基準第 41 条の 4 第 1 項関係)

8-90-2 性能要件(視認等による審査)

- (1) 緊急制動表示灯は、自動車の後方にある交通に当該自動車が急激に減速していることを示すことができ、かつ、その照射光線が他の交通を妨げないものでなければならない。(保安基準第41条の4第3項関係)
- $(2) \sim (3)$ (略)

8-90-3 取付要件(視認等による審査)

- (1) (略)
- (2) 緊急制動表示灯であって、取付位置、取付方法等に関し、視認等その他適切な方法により審査した場合に、次の基準に適合するものは、(1) の基準に適合するものとする。

この場合において、緊急制動表示灯の照明部、個数及び取付位置の測定方法は、別添13「灯火等の照明部、個数、取付位置等の測定方法」によるものとする。

なお、視認等により緊急制動表示灯の作動状況の確認ができない場合には、審査を 省略することができる。(保安基準第41条の4第4項関係、細目告示第217条の2第 3項関係)

- ① 制動灯及び補助制動灯を緊急制動表示灯として使用するときは、8-84-3 (1) ② <u>④</u>、⑤及び⑦から⑨まで並びに 8-85-3 (1) ①から④まで及び⑦から⑨まで の規定を準用する。
- ② 方向指示器及び補助方向指示器を緊急制動表示灯として使用するときは、8-87-3(1)①から④まで、⑥及び⑦<u>まで、</u>8-87-3(2)②<u>、③、⑤及び⑦</u>から<u>⑪</u>まで並びに8-88-3(1)④の規定を準用する。
- (3) (略)

8-91~8-98 (略)

8-99 後写鏡

8-99-1 装備要件

自動車(被牽引自動車を除く。)には、後写鏡を備えなければならない。(保安基準第44条第1項)

8-99-2 性能要件(視認等による審査)

新旧対照表 100 / 112

(1) 8-99-1 のただし書きの自動車に備える後方等確認装置は、運転者の視野、乗車人員 等の保護に係る性能等に関し、書面等その他適切な方法により審査したときに、次の 基準に適合するものでなければならない。

ただし、UN R46-04-S3 (15.2.4.5.及び 15.2.4.6.に限る。) に規定が適用される後 方等確認装置にあっては①から⑤までの基準に適合するものであればよい。(保安基 準第44条第1項、細目告示第224条第1項関係)

- ① カメラは容易に方向の調整をすることができ、かつ一定の方向を保持できる構造であること。
- ② カメラ (地上 1.8m以下に取付けられているものに限る。) は歩行者等に接触した場合において、当該歩行者等に傷害を与えるおそれがないものとして衝撃を緩衝できる構造であること。
- ③ 車室内に備えるカメラ及び画像表示装置は、当該自動車が衝突等による衝撃を 受けた場合において、乗車人員の頭部等に衝撃を与えるおそれの少ない構造であ ること。
- ④ 画像表示装置が表示する画像は明瞭かつ容易に確認できるものであること。
- <u>⑤</u> 画像表示装置の輝度は手動又は自動で調整可能なものであり、夜間において運転者の視界の妨げとならないこと。
- ⑥ 後方等確認装置は故障時に運転者へ視覚的に確認できる表示による警報機能 を有しており、当該表示により警報されていないものであること。
- (2) 自動車 (ハンドルバー方式のかじ取装置を備える二輪自動車、側車付二輪自動車及び三輪自動車であって車室 (運転者が運転者席において自動車の外側線附近の交通状況を確認できるものを除く。) を有しないものを除く。) に備える後写鏡は、運転者が運転者席において自動車の外側線附近及び後方の交通状況を確認でき、かつ、乗車人員、歩行者等に傷害を与えるおそれの少ないものとして当該後写鏡による運転者の視野、乗車人員等の保護に係る性能等に関し、視認等その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するものでなければならない。

ただし、二輪自動車、側車付二輪自動車、大型特殊自動車、農耕作業用小型特殊自動車及び最高速度 20km/h 未満の自動車に備えるものについては②及び③、普通自動車(専ら乗用の用に供するものを除く。)及び乗車定員 11 人以上の自動車に備えるものについては③の規定は、適用しない。(保安基準第44条第2項関係、細目告示第224条第1項関係)

①~③ (略)

④ 鏡面に著しいひずみ、曇り又はひび割れがないこと。

(1) 自動車(ハンドルバー方式のかじ取装置を備える二輪自動車、側車付二輪自動車及び三輪自動車であって車室(運転者が運転者席において自動車の左外側線附近の交通状況を確認できるものを除く。)を有しないものを除く。)に備える後写鏡は、運転者が運転者席において自動車の左外側線附近及び後方の交通状況を確認でき、かつ、乗車人員、歩行者等に傷害を与えるおそれの少ないものとして当該後写鏡による運転者の視野、乗車人員等の保護に係る性能等に関し、視認等その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するものでなければならない。

ただし、二輪自動車、側車付二輪自動車、大型特殊自動車、農耕作業用小型特殊自動車及び最高速度 20km/h 未満の自動車に備えるものについては②及び③、普通自動車(専ら乗用の用に供するものを除く。)及び乗車定員 11 人以上の自動車に備えるものについては③の規定は、適用しない。(保安基準第44条第2項関係、細目告示第224条第1項関係)

①~③ (略)

(新設)

④ 運転者が運転者席において、自動車(被牽引自動車を牽引する場合は、被牽引 自動車)の左右の外側線上後方50mまでの間にある車両の交通状況及び自動車(牽 引自動車より幅の広い被牽引自動車を牽引する場合は、牽引自動車及び被牽引自 動車)の左外側線附近(運転者が運転者席において確認できる部分を除く。)の 交通状況を確認できるものであること。

ただし、二輪自動車、側車付二輪自動車並びにカタピラ及びそりを有する軽自動車にあっては自動車の左右の外側線上後方 50m、小型特殊自動車(長さ 4.7m以下、幅 1.7m以下、高さ 2.0m以下、かつ、最高速度 15km/h 以下の小型特殊自

新 動 道 (削除) (削除)

(削除)

(3) ハンドルバー方式のかじ取装置を備える二輪自動車、側車付二輪自動車及び三輪自動車であって車室(運転者が運転者席において自動車の外側線附近の交通状況を確認できるものを除く。)を有しないものに備える後写鏡は、運転者が後方の交通状況を確認でき、かつ、歩行者等に傷害を与えるおそれのないものとして当該後写鏡による運転者の視野、歩行者等の保護に係る性能等に関し、視認等その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するものでなければならない。(保安基準第44条第3項関係、細目告示第224条第3項関係)

①~③ (略)

- (4) (略)
- (5) 次に掲げる後方等確認装置であってその機能を損なうおそれのある損傷のないものは、(1) の基準に適合するものとする。
 - ① 指定自動車等に備えられたものと同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられた後方等確認装置
 - ② 法第75条の2第1項の規定に基づき指定を受けた特定共通構造部に備えられている後方等確認装置と同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられている後方等確認装置又はこれに準ずる性能を有する後方等確認装置
 - ③ 法第75条の3第1項の規定に基づく装置の指定を受けた後方等確認装置と同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられた後方等確認装置又はこれに準ずる性能を有する後方等確認装置
- (6) 次に掲げる後写鏡であってその機能を損なうおそれのある損傷のないものは、(2) 及び (3) の基準に適合するものとする。(細目告示第224条第6項関係)①~③(略)
- 8-99-3 取付要件(視認等による審査)

ΙН

動車に限る。) にあっては自動車の右外側線上後方 50m までの間にある車両の交通状況を確認できるものであればよい。

<u>この場合において、取付けが不確実な後写鏡及び</u>鏡面に著しいひずみ、曇り又はひび割れのある後写鏡は、この基準に適合しないものとする。

⑤ 専ら乗用の用に供する乗車定員 10 人以下の普通自動車、貨物の運送の用に供する普通自動車(車両総重量が 2.8t を超える自動車を除く。)、小型自動車及び軽自動車(被牽引自動車、二輪自動車、側車付二輪自動車並びにカタピラ及びそりを有する軽自動車を除く。)に備える車体外後写鏡は、アイポイントの中心及び後写鏡の中心を通る鉛直面と車両中心面とのなす角度が、それぞれ、車両の右側に備える後写鏡にあっては前方55°以下(左ハンドル車にあっては75°以下)、車両の左側に備える後写鏡にあっては前方 75°以下(左ハンドル車にあっては55°以下)であること。

<u>この場合において、後写鏡の鏡面は、通常使用される位置に調節し、固定した</u> 状態とする。

- (2) 指定自動車等に備えられた後写鏡と同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられた後写鏡であってその機能を損なうおそれのある損傷等のないものは、(1) の基準に適合するものとする。(細目告示第224条第2項関係)
- (3) ハンドルバー方式のかじ取装置を備える二輪自動車、側車付二輪自動車及び三輪自動車であって車室(運転者が運転者席において自動車の左外側線附近の交通状況を確認できるものを除く。)を有しないものに備える後写鏡は、運転者が後方の交通状況を確認でき、かつ、歩行者等に傷害を与えるおそれのないものとして当該後写鏡による運転者の視野、歩行者等の保護に係る性能等に関し、視認等その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するものでなければならない。(保安基準第44条第3項関係、細目告示第224条第3項関係)

① \sim ③ (略)

(4) (略)

(新設)

(5) 次に掲げる後写鏡であってその機能を損なうおそれのある損傷のないものは、(3) 及び (4) の基準に適合するものとする。(細目告示第 224 条第 6 項関係) ① ~③ (略)

8-99-3 取付要件(視認等による審査)

旧 (1) 8-99-2 (1) の後方等確認装置は、8-99-2 (1) に掲げる性能を損なわないように、 (新設) かつ、取付位置、取付方法に関し、書面等その他適切な方法により審査したときに、 次の基準に適合するように取付けられなければならない。(保安基準第44条第4項関 係、細目告示第 224 条第 5 項第 1 号関係) ① 走行中の振動により著しくその機能を損なわないよう取り付けられたもので あること。 ② 車室内に備える画像表示装置は、運転者席において運転する状態の運転者の直 接視界範囲内にあり、当該自動車の左側の視界範囲を表示する画像表示装置にあ ってはアイポイントより左側に、当該自動車の右側の視界範囲を表示する画像表 示装置にあってはアイポイントより右側に、それぞれ配置すること。 ただし、UN R46-04-S3 (15.2.4.5.及び 15.2.4.6.に限る。) の規程が適用され る後方等確認装置にあってはこの限りではない。 (2) 8-99-2 (2) の後写鏡は、8-99-2 (2) に掲げる性能を損なわないように、かつ、取 (新設) 付位置、取付方法等に関し、視認等その他適切な方法により審査したときに、次の基 準に適合するように取付けられなければならない。(細目告示第224条第5項第2号 関係) ① 走行中の振動により著しくその機能を損なわないよう取付けられたものであ ること。 ② 運転者が運転者席において、自動車(被牽引自動車を牽引する場合は、被牽引 自動車)の左右の外側線上後方 50mまでの間にある車両の交通状況及び自動車 (牽引自動車より幅の広い被牽引自動車を牽引する場合は、牽引自動車及び被牽 引自動車)の左外側線付近(運転者が運転者席において確認できる部分を除く の交通状況を確認できるものであること。

ただし、二輪自動車、側車付二輪自動車並びにカタピラ及びそりを有する軽自動車にあっては自動車の左右の外側線上後方50m、小型特殊自動車にあっては自動車の右外側線上後方50mまでの間にある車両の交通状況を確認できるものであればよい。

<u>この場合において、取付けが不確実な後写鏡は、この基準に適合しないものと</u>する。

③ 専ら乗用の用に供する乗車定員 10 人以下の普通自動車、貨物の運送の用に供する普通自動車(車両総重量が 2.8t を超える自動車を除く。)、小型自動車及び軽自動車(被牽引自動車、二輪自動車、側車付二輪自動車並びにカタピラ及びそりを有する軽自動車を除く。)に備える車体外後写鏡は、アイポイントの中心及び後写鏡の中心を通る鉛直面と車両中心面とのなす角度が、それぞれ、車両の右側に備える後写鏡にあっては前方 55°以下(左ハンドルにあっては 75°以下)、車両の左側に備える後写鏡にあっては前方 75°以下(左ハンドルにあっては 55°以下)であること。

<u>この場合において、後写鏡の鏡面は通常使用される位置に調節し、固定した状態とする。</u>

(3) 8-99-2 (3) の後写鏡は、8-99-2 (3) に掲げる性能を損なわないように、かつ、取

8-99-2 (3) の後写鏡は、8-99-2 (3) に掲げる性能を損なわないように、かつ、取付

付位置、取付方法等に関し、視認等その他適切な方法により審査したときに、次の基 準に適合するように取付けられなければならない。(保安基準第44条第4項関係、細 目告示第 224 条第 5 項関係)

①~③ (略)

- (4) 次に掲げる後方等確認装置であって、その機能を損なうおそれのある損傷のないも のは(1)の基準に適合するものとする。
 - ① 指定自動車等に備えられたものと同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備え られた後方等確認装置
 - ② 法第75条の2第1項の規定に基づき指定を受けた特定共通構造部に備えられ ている後方等確認装置と同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられている 後方等確認装置又はこれに準ずる性能を有する後方等確認装置
 - ③ 法第75条の3第1項の規定に基づく装置の指定を受けた後方等確認装置と同 一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられた後方等確認装置又はこれに準ず る性能を有する後方等確認装置
- (5)(6)に掲げる自動車以外の自動車に備えられた次に掲げる後写鏡であって、その機 能を損なう損傷等のないものは、(2)及び(3)の基準に適合するものとする。(細目 告示第224条第7項第1号関係)
 - ① 指定自動車等に備えられている後写鏡と同一の構造を有し、かつ、同一の位置 に備えられた後写鏡
 - ② 法第75条の2第1項の規定に基づき指定を受けた特定共通構造部に備えられ ている後写鏡及び後写鏡取付装置と同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備え られている後写鏡及び後写鏡取付装置又はこれに準ずる性能を有する後写鏡及 び後写鏡取付装置
 - ③ 法第75条の3第1項の規定に基づく装置の指定を受けた後写鏡及び後写鏡取 付装置と同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられた後写鏡及び後写鏡取 付装置又はこれに準ずる性能を有する後写鏡及び後写鏡取付装置
- (6) カタピラ及びそりを有する軽自動車、大型特殊自動車、農耕作業用小型特殊自動車 及び最高速度 20km/h 未満の自動車に備える後写鏡であって、指定自動車等に備えら れた後写鏡と同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられた後写鏡であり、その 機能を損なう損傷等のないものは、(カタピラ及びそりを有する軽自動車以外の自動 車にあっては②、③を除く。)次に掲げるの基準に適合するものとする。(細目告示第 224条第7項第2号関係)
 - ① 容易に方向の調節をすることができ、かつ、一定の方向を保持できる構造であ ること。(細目告示第68条第2項第2号、細目告示第146条第2項第1号)
 - ② 取付部附近の自動車の最外側より突出している部分の最下部が地上 1.8m 以下 のものは、当該部分が歩行者等に接触した場合に衝撃を緩衝できる構造であるこ と。(細目告示第146条第2項第2号)
 - ③ 車室内に備えるものは、細目告示別添80「車室内後写鏡の衝撃緩和の技術基準」 に定める基準。(細目告示第146条第2項第3号)
 - ④ 鏡面に著しいひずみ、曇り又はひび割れがないこと。(細目告示第 146 条第 2

位置、取付方法等に関し、視認等その他適切な方法により審査したときに、次の基準に 適合するように取付けられなければならない。(保安基準第44条第4項関係、細目告示 第 224 条第 5 項関係)

 $(1)\sim(3)$ (略)

(新設)

(新設)

旧

⑤ <u>走行中の振動により著しくその機能を損なわないよう取付けられたものであ</u>ること。

⑥ 運転者が運転者席において、自動車(被牽引自動車を牽引する場合は、被牽引 自動車)の左右の外側線上後方 50mまでの間にある車両の交通状況及び自動車 (牽引自動車より幅の広い被牽引自動車を牽引する場合は、牽引自動車及び被牽 引自動車)の左外側線付近(運転者が運転者席において確認できる部分を除く。) の交通状況を確認できるものであること。

ただし、二輪自動車、側車付二輪自動車並びにカタピラ及びそりを有する軽自動車にあっては自動車の左右の外側線上後方50m、小型特殊自動車にあっては自動車の右外側線上後方50mまでの間にある車両の交通状況を確認できるものであればよい。

<u>この場合において、取付けが不確実な後写鏡は、この基準に適合しないものと</u>する。

8-99-4 (略)

8-100~8-101 (略)

項第4号)

8-102 速度計等

8-102-1 装備要件

(1) (略)

(2) 自動車 (カタピラ及びそりを有する軽自動車、最高速度 20km/h 未満の自動車及び被牽引自動車を除く。) には、運転者が運転者席において容易に走行距離計を確認できるものとして、表示、取付位置等に関し、7-102-2 の基準に適合する走行距離計を運転者の見やすい箇所に備えなければならない。

ただし、最高速度 35km/h 未満の大型特殊自動車及び農耕作業用小型特殊自動車に あっては、原動機運転時間計をもって走行距離計に代えることができる。(保安基準 第46条第2項関係)

8-102-2 性能要件

8-102-2-1 (略)

8-102-2-2 視認等による審査

(1) ~ (2) (略)

(3) 7-102-1 (2) の走行距離計は、表示、取付位置等に関し、視認等その他適切な方法 <u>により審査したときに、運転者が運転者席において容易に走行距離計を確認できるも</u> のでなければならない。

<u>この場合において、次に掲げるものは、この基準に適合するものとする。</u>(細目告示第 226 条第 3 項第 3 号関係)

- ア 走行距離計は運転者席から容易に確認できる位置に備えること。
- <u>イ</u> 走行距離計が表示する距離の数値は1の位から10万の位の6桁(二輪自動車及び側車付二輪自動車にあっては5桁)以上の整数値であること。

この場合において、総走行距離が満たない等により当該桁数が表示されていな

8-99-4 (略)

8-100~8-101 (略)

8-102 速度計等

8-102-1 装備要件

(1) (略)

(2) 自動車 (カタピラ及びそりを有する軽自動車、最高速度 20km/h 未満の自動車及び被牽引自動車を除く。) には、走行距離計を備えなければならない。

ただし、最高速度 35km/h 未満の大型特殊自動車及び農耕作業用小型特殊自動車にあっては、原動機運転時間計をもって走行距離計に代えることができる。(保安基準第46条第2項関係)

8-102-2 性能要件

8-102-2-1 (略)

8-102-2-2 視認等による審査

 $(1) \sim (2)$ (略)

いものにあっては相当する間隔を有していればよい。

〔表示の例〕

二輪自動車及び側車付き二輪自動車

それ以外の自動車

. .1, 111km

...1, 111km

- (4) 次の各号に掲げる走行距離計であって、その機能を損なうおそれのある損傷のない ものは、(3) の基準に適合するものとする。(細目告示第226条第4項関係)
 - ① 指定自動車等に備えられている走行距離計と同一の構造を有し、かつ、同一の 位置に備えられた走行距離計
 - ② 法第75条の2第1項の規定に基づき指定を受けた特定共通構造部に備えられ ている走行距離計と同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられている走行 距離計又はこれに準ずる性能を有する走行距離計
 - ③ 法第75条の3第1項の規定に基づく装置の指定を受けた走行距離計と同一の 構造を有し、かつ、同一の位置に備えられた走行距離計又はこれに進ずる性能を 有する走行距離計

8-102-3~8-102-4 (略)

8-103~8-113 (略)

8-114 乗車定員

8-114-1 性能要件(視認等による審査)

(1) 自動車の乗車定員は、本章の規定に適合して安全な運行を確保し、及び公害を防止 できる範囲内において乗車することができるものとして、次の基準に基づき算出され る人員のうち最大のものとする。

ただし、二輪の軽自動車(側車付二輪自動車を除く。)にあっては乗車定員2人以 下、車両総重量2t未満の被牽引自動車にあっては乗車定員なしとする。(保安基準第 53条第1項関係、細目告示第237条第1項関係)

① \sim ⑤ (略)

⑥ 次に掲げる座席及び乗車装置を備える自動車の乗車定員は当該装置に乗車す る小人数を1.5で除した整数値とその他の乗車装置に乗車する大人定員の和とす る。

ア~イ (略)

ウ UN R44-04-S11 の 4.、6. から 8. まで及び 15. に適合する UN R44-04-S11 の 2.1.2.4.2. に規定する装置(専ら年少者が着席するためのものに限る。)を 備える自動車

(2) (略)

8-114-2~8-114-4 (略)

8-115~8-116 (略)

第9章~第11章(略)

(新設)

8-102-3~8-102-4 (略)

8-103~8-113 (略)

8-114 乗車定員

8-114-1 性能要件(視認等による審査)

(1) 自動車の乗車定員は、本章の規定に適合して安全な運行を確保し、及び公害を防止 できる範囲内において乗車することができるものとして、次の基準に基づき算出され る人員のうち最大のものとする。

ただし、二輪の軽自動車(側車付二輪自動車を除く。)にあっては乗車定員2人以 下、車両総重量 2t 未満の被牽引自動車にあっては乗車定員なしとする。(保安基準第 53条第1項関係、細目告示第237条第1項関係)

① \sim ⑤ (略)

⑥ 次に掲げる座席及び乗車装置を備える自動車の乗車定員は当該装置に乗車す る小人数を1.5で除した整数値とその他の乗車装置に乗車する大人定員の和とす る。

ア~イ (略)

ウ UN R44-04-S10 の 4.、6. から 8. まで及び 15. に適合する UN R44-04-S10 の 2.1.2.4.2. に規定する装置(専ら年少者が着席するためのものに限る。)を 備える自動車

(2) (略)

8-114-2~8-114-4 (略)

8-115~8-116 (略)

第9章~第11章(略)

別表 1 (2-2 関係) 添付書面一覧

整理			
	添付書面の名称		提出時の注意事項等
番号			(1)
(略)	(略)		(略)
(6)	試験成績書		(略)
	1~158	(略)	(略)
	159	昼間走行灯試	
		験(協定規則第	
		87 号)	
	<u>160</u> ∼ <u>178</u>	(略)	(略)
	<u>179</u>	車両接近通報	
		装置試験(協定	
		規則第 138 号)	
	<u>180∼188</u>	(略)	(略)
	<u>189</u>	後写鏡等の視	(6) 187 及び(6) 188 の試験結果を提出する
		界試験	場合には、提出を省略して差し支えない。
	<u>190</u>	後写鏡等試験	
		(協定規則第	
		<u>46 号)</u>	
	<u>191</u>	後後写鏡等及	
		び後写鏡等取	
		付装置試験(協	
		定規則第 46 号)	
	<u>192</u> ∼ <u>214</u>	(略)	(略)
(略)	(略)		(略)

別表 2~別表 9 (略)

様式1~様式13(略)

別添1(2-2関係)

試験規程

Test Requirements and Instructions for Automobile Standards (TRIAS)

	試験項目	分類番号
(略)	(略)	(略)
143	灯火器及び反射器並びに指示装置の	TRIAS 32-J052R048- <u>04</u>

旧

別表1(2-2関係)添付書面一覧

整理 番号	添付書面の名称		提出時の注意事項等	
(略)	(略)		(略)	
(6)	試験成績書		(略)	
	1~158 (略)		(略)	
	(新設)	(新設)		
	$159 \sim 177$	(略)	(略)	
	(新設)	(新設)		
	<u>178</u> ∼ <u>186</u>	(略)	(略)	
	<u>187</u>	後写鏡等の視	(6) <u>185</u> 及び(6) <u>186</u> の試験結果を提出する	
		界試験	場合には、提出を省略して差し支えない。	
	(新設)_	(新設)		
	(新設)	(新設)		
	<u>188</u> ∼ <u>210</u>	(略)	(略)	
(略)	(略)		(略)	

別表 2~別表 9 (略)

様式 1∼様式 13 (略)

別添1(2-2関係)

試験規程

Test Requirements and Instructions for Automobile Standards (TRIAS)

	試験項目	分類番号
(略)	(略)	(略)
143	灯火器及び反射器並びに指示装	TRIAS 32-J052R048- <u>03</u>

	新				旧					
	取付装置試験			置の取付装置詞	代験					
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)		(略)				
<u>159</u>	昼間走行灯試験(協定規則第87号)	TRIAS 34(3)-R087-01	(新設)	_(新設)_		(新設)_				
<u>160</u> ∼ <u>178</u>	(略)	(略)	<u>159</u> ∼ <u>177</u>	(略)		(略)				
<u>179</u>	<u>車両接近通報装置試験(協定規則第</u> 138 号)	TRIAS 43-R138-01	_(新設)_	_(新設)_		_(新設)_				
<u>180</u> ∼ <u>189</u>	(略)	(略)	178~187	(略)		(略)				
<u>190</u>	後写鏡等試験(協定規則第46号)	TRIAS 44-R046(1)-01	(新設)	(新設)		(新設)				
<u>191</u>	後写鏡等及び後写鏡等取付装置試験 (協定規則第 46 号)	TRIAS 44-R046(2)-01	(新設)	(新設)		(新設)				
<u>192</u> ~ <u>215</u>	(略)	(略)	<u>188</u> ∼ <u>211</u>	(略)		(略)				
TRIAS 02-001-0 TRIAS 32-J052R	1~TRIAS 32-J050-01 (略) 048- <u>04</u> 灯火器及び反射器並びに指示装置の	D取付装置試験	TRIAS 02-001-01~TRIAS 32-J050-01 (略) TRIAS 32-J052R048- <u>03</u> 灯火器及び反射器並びに指示装置の取付装置試験							
	<器及び反射器並びに指示装置の取付装 f Lamps, Reflex Reflectors and Dire Record Form		1.~3. (略) 別表 (略) 付表 1 Attached1 灯火器及び反射器並びに指示装置の取付装置の試験記録及び成績 Installation of Lamps, Reflex Reflectors and Direction Indicator Lamps Test Data Record Form							
試験期日 年		試験担当者	試験期日 年		~~~		担当者			
Testdate Y.		Tested by	Testdate Y. N	M. D. <u>Test</u>	Site	<u>Teste</u>	d by			
◎試験自動車 <u>Test vehic</u> 車名・型式 <u>Make/Type</u> 灯火器型式 <u>Type of de</u>	<u>le</u> (類別) (Variant)	車台番号 Chassis No.	●試験自動車 Test vehicle 車名・型式(類別) Make/Type (Variant) Type of device ■ Test vehicle 中名・型式(類別) 本台番号 Chassis No. Type of device							
1. 一般規定(2. 個別規定 Ir			1. 一般規定(略) 2. 個別規定 Individual							
項 項目 番号 Item		気結線 点灯 その他の 備考 はない ではいる 操作 要件 Remarks	項 項目 番号 Item	装 取付位置及 備 び個数	幾何学的 方向 視認角 Directio	電気結線 点灯 Electrica 操作	その他の要 件	備考 Remark		

	新								旧										
Operati		ed	Installat	Geometri	on	al	状態	Other		Operation		Equ	Installati	Geometric	n	1	状態	Other	s
on No.			ion	c		connecti	表示	requireme		No.		ipp	on position	visibilit		connectio	表示	requiremen	
			position	visibili		ons	装置	nts				ed	and number	У		ns	装置	ts	
			and number	ty			又は						of lights				又は		
			of lights				点灯										点灯		
							作動										作動		
							状態										状態		
							表示										表示		
							装置										装置		
							Tell -										Tell -Tai		
							Tail										1		
4. 1.							1011			4. 1.									
~										~									
4. 27.										4. 27.									
(略										(略)									
)																			
<u>4. 28</u>	<u>昼間</u>									(新設)									
	<u>走行</u>						-												
	<u>灯</u> Dayti	<u>有・</u>	適・否	適・否	<u>適・否</u>	適・否	<u>有</u> <u>•無</u> <u>Y /</u>	適・否	適・否										
	me_	<u>無</u>	Pass •	Pass •	<u>Pass</u>	Pass •	<u>- ;;;;</u> V /	Pass •	Pass •										
	runni	<u>Y / N</u>	<u>Fail</u>	<u>Fail</u>	<u>•Fail</u>	<u>Fail</u>	<u>N</u>	<u>Fail</u>	<u>Fail</u>										
	ng						-11												
	lamp																		
TRIAS 32	2-J053-0	01∼TRI	AS 34(2)-	J059R007	-01 (略))				TRIAS 32-J	053-0	1∼TR	IAS 34(2)	-J059R007	'-01(略))			
mp T + C · C	1(0) 500	27 03																	
TRIAS 3	4 (3) –R08	37-01	日則土久	대왕	(协学担	則第 87 号	L)			(新設)									
			生间疋1		<u>(協足規</u> ① 参照		<u>')</u>												
				<u>\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\</u>	<u> 少</u>	<u>3</u>													
TRIAS 3	5-J060R0	003-01~	TRIAS 43	-J075R02	8-01(略	子)				TRIAS 35-J	060R0	03-01	\sim TRIAS 4	3-J075R02	8-01 (略	(})			
TRIAS A	TRIAS 43-R138-01						(新設)												
ININO TO	<u>車両接近通報装置試験(協定規則第 138 号)</u>						(利取)												
	別紙② 参照																		
						_													

TRIAS 43(3)-J076-01~TRIAS 44-001-01 (略)

TRIAS 44-R046(1)-01

後写鏡等試験(協定規則第46号) 別紙③ 参照

TRIAS 44-R046(2)-01

後写鏡等及び後写鏡等取付装置試験(協定規則第46号) 別紙④ 参照

TRIAS 45-J084-01~TRIAS 99-021-01 (略)

TRIAS 43(3)-J076-01~TRIAS 44-001-01 (略)

別添2(4-13関係)

新規検査等提出書面審査要領

1. ~7. (略)

第1号様式~第4号様式(略) 別紙1(略)

附則1

事前提出書面審査要領 (技術基準等の審査を要する自動車)

1. ~2. (略)

3. 事前提出書面審査の届出対象自動車等

本附則を適用する事前届出対象自動車は、指定自動車等であって、当該自動車の構 造・装置が変更されたことにより次の表に掲げる技術基準等に影響を及ぼすなど、改め て技術基準等への適合性について審査する必要があると認めるものをいう。

-	1114 - 1114	п іш. т ш ш л		
	保安基準	審査事務規程	技術基準等	等(細目告示別添及び協定規則)
	(略)	(略)		(略)
	第 12 条	(略)		(略)
	制動装置	7-16		(略)
		乗用車の制動装置	UN R139	ブレーキアシストシステムに
				係る協定規則
			<u>UN R140</u>	横滑り防止装置に係る協定規
				<u>則</u>
		(略)		(略)
	(略)	(略)		(略)

(新設)

(新設)

TRIAS 45-J084-01~TRIAS 99-021-01 (略)

別添2(4-13関係)

新規検査等提出書面審査要領

1. ~7. (略)

第1号様式~第4号様式(略) 別紙1(略)

附則1

事前提出書面審査要領 (技術基準等の審査を要する自動車)

1. ~2. (略)

3. 事前提出書面審査の届出対象自動車等

本附則を適用する事前届出対象自動車は、指定自動車等であって、当該自動車の構 造・装置が変更されたことにより次の表に掲げる技術基準等に影響を及ぼすなど、改め て技術基準等への適合性について審査する必要があると認めるものをいう。

_	11127 1 11 12 12	п іт т		
	保安基準	審査事務規程	技術基準等	(細目告示別添及び協定規則)
	(略)	(略)		(略)
	第 12 条	(略)		(略)
	制動装置	7-16		(略)
		乗用車の制動装	(新設)	(新設)
		置		
			(新設)_	<u>(新設)</u>
		(略)		(略)
	(略)	(略)		(略)

新旧対照表 110 / 112

		新						旧				
	第22条の3 座席ベルト 等	6-2 (14)、6-2 (15)、 7-41 座席ベルト等		(略)		第22条の3 座席ベルト	6-2 (15)、7-41 座席ベルト等		(略)			
Ī	(略)	(略)		(略)		(略)	(略)		(略)			
	第 32 条 前照灯等	6-2 <u>(23)</u> 、7-62 走行用前照灯		(略)		第 32 条 前照灯等	6-2 <u>(22)</u> 、7-62 走行用前照灯		(略)			
		(略)		(略)			(略)		(略)			
		6-2 <u>(24)</u> 、7-66 前照灯洗浄器		(略)			6-2 <u>(23)</u> 、7-66 前照灯洗浄器		(略)			
-	第 43 条 警音器	6-2 <u>(47)</u> 、6-2 <u>(48)</u> 、 7-93 警音器		(略)		第 43 条 警音器	6-2 <u>(45)</u> 、6-2 <u>(46)</u> 、7-93 警音器		(略)			
	(略)	(略)		(略)		(略)	(略)		(略)			
	第 44 条	6-2 (51), 6-2 (52),	UN R46	間接視界に係る協定規則		第 44 条	6-2 (49), 7-99	(新設)	(新設)			
	後写鏡等	6-2 (53)、7-99 後写鏡		(略)		後写鏡等	後写鏡		(略)			
-	第 45 条 窓ふき器等	6-2 <u>(55)</u> 、6-2 <u>(56)</u> 、 6-2 <u>(57)</u> 、7-101 窓ふき器等		(略)		第 45 条 窓ふき器等	6-2 <u>(52)</u> 、6-2 <u>(53)</u> 、6-2 <u>(54)</u> 、 7-101 窓ふき器等		(略)			
	第 46 条	6-2 (58), 6-2 (59),	<u>UN R39</u>	速度計に係る協定規則		第 46 条	6-2 <u>(55)</u> , 7-102	(新設)_	<u>(新設)</u>			
	速度計等	7-102 速度計等		(略)		速度計等	速度計等		(略)			
	第 48 条の 2 運行記録計	6-2 <u>(60)</u> 、7-105 運行記録計		(略)		第 48 条の 2 運行記録計	6-2 <u>(56)</u> 、7-105 運行記録計	細目告示別 添 89	運行記録計の技術基準			
	第48条の3 速度表示装 置	6-2 <u>(61)</u> 、7-106 速度表示装置		(略)		第48条の3 速度表示装 置	6-2 <u>(57)</u> 、7-106 速度表示装置	細目告示別 添 90	速度表示装置の技術基準			
4. ~11.	注)(略) (略)					注)(略) . (略)						
	1 号様式~第 7 号様式(略) 紙 1(略)					第1号様式~第7号様式(略) 別紙1(略)						
附則 2	(略)				附則 2(略)							
別添 3~	~ 別添 16 (略)				別添 3~別添 16 (略)							

<u>附則(平成 29 年 2 月 9 日規程第 87 号)</u> <u>この規程は、平成 29 年 2 月 10 日から施行する。</u>

昼間走行灯試験(協定規則第87号)

1. 総則

昼間走行灯試験(協定規則第87号)の実施にあたっては、「道路運送車両の保安基準の細目を定める告示」(平成14年国土交通省告示第619号)に定める「協定規則第87号の技術的な要件」の規定及び本規定によるものとする。

2. 試験条件

- 2.1 自動車に取付けた状態で試験を実施することが困難な場合は、治具等に灯火器単体を車両取付状態と同様に取付けて試験を行うことができる。
- 2.2 自動車の両側に備える灯火器が自動車の中心に対して左右対称形状のものはどちらか片 方の灯火器で試験を代表することができる。
- 3. 測定値及び計算値の末尾処理

測定値及び計算値の末尾処理は、次により行うものとする。 ただし、測定値を計算に用いる場合は末尾処理を行わないものとする。

3.1 試験電圧

小数第2位を四捨五入し、小数第1位までとする。

3.2 試験電流

小数第4位を四捨五入し、小数第3位までとする。

3.3 光度

協定規則で規定されている桁数までとし、次位を四捨五入する。

3.4 色度特性

小数第4位を四捨五入し、小数第3位までとする。

4. 試験記録及び成績

- 4.1 試験記録及び成績は、付表及び別紙の様式に記入する。 なお、付表及び別紙の様式は日本語又は英語のどちらか一方とすることができる。
- 4.2 記入欄は、順序配列を変えない範囲で伸縮することができ、該当しない箇所には斜線を 引くこと。また、記入欄は必要に応じて追加及び削除してもよい。ただし、追加及び削 除した場合はその項目について備考欄に記載すること。
- 4.3 灯火器の個数欄には車両1台あたりの合計の個数を記入する。
- 4.4 色度特性の測定は最も不利なポイントで測定した値を記入する。

付表

Attached Table

昼間走行灯の試験記録及び成績

Test data record form for daytime running lamps

試験期日 年 月 試験場所 試験担当者 Test date Υ. Μ. D. Test Site Tested by 補足改訂番号 改訂番号 Supplement No. Series No. ◎ 試験自動車 Test vehicle 車名・型式 (類別) 車台番号 Make/Type (Variant) Chassis No.

◎ 灯火器の概要

<u>Description of devices</u>

製作者・型式

Manufacturer/Type

灯火器の個数

Number of devices

光源の個数及びカテゴリー

Number and category(ies) and kind of light source(s)

電圧/ワット数

Voltage and wattage

交換式/非交換式光源

Replaceable/non-replaceable light source

光源モジュール

Light source module

該当する / 該当しない

Yes / Not applicable

電子式光源コントロールギアの使用

Application of an electronic light source control gear

ランプの一部 / ランプの一部でない / 該当しない

Part of the lamp / Not part of the lamp / Not applicable

電子式光源コントロールギアが印加する入力電圧

<u>Input voltage supplied by an electronic light source control gear</u>

電子式光源コントロールギアメーカーおよび識別番号(光源制御ギアがランプの一部であるがランプ本体に含まれていない場合)

Electronic light source control gear manufacturer and identification number (when the light source control gear is part of the lamp but is not included in the lamp body)

相互依存型灯火システムとして設計されている

Daytime running lamp is designed as an interdependent lamp system

ランプ2個のアッセンブリ / ランプ3個のアッセンブリ / 該当しない

Assembly of 2 lamps / Assembly of 3 lamps / Not applicable

◎ 試験機器

Test equipment

照度計

Illuminometer

輝度計

Luminance meter

◎ 一般仕様(6.)

General Specifications (6.)

○ 光源モジュールの場合の要件(6.3.)

Requirements for light source module(s)

○ 光源モジュールの設計は以下であるものとする:(6.3.1.)

The design of the light source module(s) shall be such as: (6.3.1.)

(a) 各光源モジュールが、指定された正確な位置以外には取り付けることができず、工具を使用する場合に限り取り外すことができる。

That each light source module can only be fitted in no other position than the designated and correct one and can only be removed with the use of tool(s).

(b) 装置のハウジング内に複数の光源モジュールが使用されている場合は、異なる特性を有する光源 モジュールは、同一ランプハウジング内で相互交換できない。

If there is more than one light source module used in the housing for a device, light source modules having different characteristics cannot be interchanged within the same lamp housing.

適 · 否

Pass Fail

○ 光源モジュールには改造防止機能が施されているものとする。(6.3.2.) The light source module(s) shall be tamperproof.

適 · 否

Pass Fail

○ 光源モジュールは、工具を使用するかどうかにかかわらず、認可済みのいかなる交換式光源とも 機械的に相互交換できないように設計されているものとする。(6.3.3.)

A light source module shall be so designed that regardless of the use of tool(s), it shall not be mechanically interchangeable with any approved replaceable light source. (6.3.3.)

適 · 否

Pass Fail

○ 交換式光源の場合は以下の要件に適合すること(6.5.)

In the case of replaceable light source(s): (6.5.)

○ 規則 No. 37 および/または規則 No. 128 に従って認可されるフィラメントランプのカテゴリーを使用してもよいが、規則 No. 37 および型式認可申請時に有効なその改訂シリーズまたは規則 No. 128 および型式認可申請時に有効なその改訂シリーズに使用に関する制限が規定されていないことを条件とする。(6.5.1.)

Any category or categories of filament lamp(s) approved according to Regulation No. 37 and/or Regulation No. 128 may be used, provided that no restriction on the use is made in Regulation No. 37 and its series of amendments in force at the time of application for type approval or in Regulation No. 128 and its series of amendments in force at the time of application for type approval. (6.5.1.)

適 ・ 否

Pass Fail

○ デイタイムランニングランプの設計は、光源が正しい位置以外に固定できないようなものである ものとする。(6.5.2.)

The design of the daytime running lamp shall be such that the light sources can be fixed in no other position but the correct one. (6.5.2.)

適 · 否 Pass Fail

○ 光源ホルダーは、IEC 規格 60061 に記載されている特性に適合すること。使用される光源のカテゴリーに関連するホルダーのデータシートを適用する。(6.5.3.)

The light source holder shall conform to the characteristics given in IEC Publication 60061. The holder data sheet relevant to the category of light source used, applies. (6.5.3.)

適 · 否 Pass Fail

◎ 試験成績

<u>Test results</u>

○ 発光光度(7.) Intensity of light (7.)

○ 試験条件

Test conditions

試験電圧及び試験電流

Test voltage and amperage

<u>Left V A</u>

右 Right V A

幾何学的視認角範囲内での障害物の有無

Obstacle within the field of geometric visibility

有 · 無 Yes No

単位 Unit · cd

Direction 垂直 水平 左側 左側 石側 Right side フィラメント フィラメント以外のランプ Other than filament lamp 1分後 30分後 1 min. 30 min. after after after after after 10U 5L 10U V 10U 5R 5U 20L 5U 10R 5U 20R H 20L H 10L H 5L H V H 5R Filament side Table			T				単	位 Unit: cd
### Acap	方向		光度(cd)					
Vertical				nsity(cd)				
フィラメント フィラメント以外のランプ フィラメント以外のランプ フィラメント以外のランプ Other than filament lamp ランプ Other than filament lamp 1分後 30分後 1 min. 30 min. after after after after after 10U 5L 10U V 10U 5R 5U 20L 5U 10R 5U 20R H 20L H 10L H 5L H V H 5R 5R 5R 5R 5R 5R 5R	垂直							
Parameter Application Parameter Description Parameter Description Desc	Vertical	Horizontal						
Filament lamp				フィラメント	以外のランプ		フィラメント	以外のランプ
1 min. 30 min. lamp 1 min. 30 min. after after after 10U 5L 10U V 10U 5R 5U 20L 5U 10L 5U V 5U 10R 5U 20R H 20L H 10L H 5L H V H 5R			ランプ	other than fi	lament lamp	ランプ	Other than fi	lament lamp
after after after after 10U 5L 10U V 5U 20L 5U 10L 5U V 5U 20R H 20L H 10L H 5L H V H 5R			Filament lamp	1 分後	30 分後	Filament	1 分後	30 分後
10U 5L 10U V 10U 5R 5U 20L 5U 10L 5U V 5U 10R 5U 20R H 20L H 10L H 5L H 5R				1 min.	30 min.	lamp	1 min.	30 min.
10U V 10U 5R 5U 20L 5U 10L 5U V 5U 10R 5U 20R H 20L H 10L H 5L H V H 5R				after	after		after	after
10U 5R 5U 20L 5U 10L 5U V 5U 10R 5U 20R H 20L H 10L H 5L H V H 5R	10U							
5U 20L 5U 10L 5U V 5U 10R 5U 20R H 20L H 10L H 5L H V H 5R	10U	V						
5U 10L 5U V 5U 10R 5U 20R H 20L H 10L H 5L H V H 5R	10U	5R						
5U V 5U 10R 5U 20R H 20L H 10L H 5L H V H 5R	5U	20L						
5U 10R 5U 20R H 20L H 10L H 5L H V H 5R	5U							
5U 20R H 20L H 10L H 5L H V H 5R	5U	V						
H 20L	5U	10R						
H 10L	5U	20R						
H 5L	Н	20L						
H V	Н	10L						
H 5R	Н	5L						
	Н	V						
	Н	5R						
H	Н	10R						
H 20R	Н	20R						
5D 20L	5D	20L						
5D 10L	5D	10L						
5D V	5D	V						
5D 10R	5D	10R						
5D 20R	5D	20R						
最大光度(7.2.2.)	最大光度(7	. 2. 2.)						
Maximum luminous	Maximum lu	minous						
intensity (7.2.2.)	intensity	(7.2.2.)						
附則6の図で定義され	附則6の図	で定義され						
た領域での最小光度	た領域での	最小光度						
(7. 3.)	(7.3.)							
Minimum luminous	Minimum lu	minous						
intensity in the	intensity	in the						
fields defined in the								
diagram in Annex 6	diagram in	Annex 6						
(7. 3.)	(7.3.)							

○ 光源の故障 (7.4.)

Light source failure (7.4.)

2 つ以上の光源を有するシングルランプのいずれか 1 つの光源が故障した場合、以下の規定の 1 つを適用すること: (7.4.2.)

In case of failure of any one light source in a single lamp containing more than one light source, one of the following provisions shall apply: (7.4.2.)

(a) 本規則の附則 3 に定める標準配光の点における光度は、要求される最小光度の少なくとも 80%とする

The light intensity at the points of standard light distribution defined in Annex 3 to this Regulation shall be at least 80 per cent of the minimum intensity required.

(b) 基準軸の光度は、要求される最小光度の少なくとも 50%とする。ただし、通知書の注釈に当該ランプは操作テルテールを装備した車両での使用に限定する旨の記載をすることを条件とする

The light intensity in the axis of reference shall be at least 50 per cent of the minimum intensity required, provided that a note in the communication form states that the lamp is only for use on a vehicle fitted with an operating tell-tale.

適用する規定 Applicable rule

(a) / (b) / 該当しない

Not applicable

単位 Unit: cd

							科 <u>儿</u> Unit: ca
方向		光度					
Direction		Luminous inte	nsity				
垂直	水平	左側			右側		
Vertical	Horizontal	Left side			Right side		
		フィラメント	フィラメント	以外のランプ	フィラメント	フィラメント	以外のランプ
		ランプ	Other than fi	lament lamp	ランプ	Other than fi	ilament lamp
		Filament lamp	1 分後	30 分後	Filament	1 分後	30 分後
			1 min.	30 min.	lamp	1 min.	30 min.
			after	after		after	after
10U	5L						
10U	V						
10U	5R						
5U	20L						
5U	10L						
5U	V						
5U	10R						
5U	20R						
Н	20L						
Н	10L						
Н	5L						
Н	V						
Н	5R						
Н	10R						
Н	20R						
5D	20L						
5D	10L						
5D	V						
5D	10R						
5D	20R						

○ 見かけの表面(8)	.)	
-------------	----	--

Apparent surface (8.)

デイタイムランニングランプの基準軸の方向にある見かけの表面の面積は、25cm² 以上 200 cm² 以下とする。

The area of the apparent surface in the direction of the axis of reference of the daytime running lamp shall be not less than 25 cm² and not more than 200 cm².

適 · 否 Pass Fail

○ 発光色(9.)

Colour of light (9.)

試験電圧及び試験電流

Test voltage and amperage

左 Left V A 右 <u>Right V A</u>

	左側		右側	
	Left side		Right side	
昼間走行灯	x:	у:	х:	у:
Daytime running lamp				

○ 耐熱性テスト(11.)

Heat resistance test (11.)

デイタイムランニングランプが周囲温度で安定した後、ひずみ、変形、ひび割れ、または変色が認められないものとする。疑わしい場合には、(7.) 項に従った光度の測定を行うものとする。(11.3.) After the daytime running lamp has been stabilized at the ambient temperature, no distortion, deformation, cracking or colour modification shall be perceptible. In case of doubt the intensity of light according to paragraph 7. above shall be measured. (11.3.)

適	•	否	
Pass		Fail	

備考

Remarks

車両接近通報装置試験 (協定規則第138号)

1. 総則

車両接近通報装置試験(協定規則第138号)の実施にあたっては、「道路運送車両の保安基準の細目を定める告示」(平成14年国土交通省告示第619号)に定める協定規則第138号の技術的な要件(同規則の規則6.(6.2.6.を除く。)に限る。)に定める基準に適合するものであることの規定及び本規定によるものとする。

2. 測定値及び計算値の末尾処理

測定値及び計算値の末尾処理は、別表により行うものとする。

なお、測定ならびに計算が、別表による末尾処理よりも高い精度である場合にあっては、より高い精度による末尾処理としてもよいものとする。

3. 試験記録及び成績

試験記録及び成績は、該当する付表の様式に記入する。なお、付表の様式は日本語又は英語のどちらか一方とすることができる。

- 3.1 当該試験時において該当しない箇所には斜線を引くこと。
- 3.2 記入欄は、順序配列を変えない範囲で伸縮することができ、必要に応じて追加してもよい。

別表

測定値及び計算値の取扱い	
試験自動車	
項目	取扱い
試験時質量/最大総質量	整数位まで(kg)
タイヤ空気圧	諸元表記載値(kPa)
車両長さ	諸元表記載値、試験車両長さ又は
	基準長さのいずれか (m)
試験における測定記録	
項目	取扱い
車速	小数第2位を四捨五入
	小数第1位まで記載 (km/h)
騒音値	小数第1位まで(dB)
	尚、附則3における騒音試験の最終結果値においては、
	小数第1位を四捨五入、整数位まで
周波数	小数第1位まで(dB)
	尚、附則3における騒音試験の最終結果値においては、
	小数第1位を四捨五入、整数位まで

車両接近通報装置試験 (Uniform provisions concerning the approval of Quiet Road Transport Vehicles

	wit	h regard to their	reduce	d audibility	, <qrtv></qrtv>	Test Data Re	cord Form)		
試験期日			場所			試験担			
(Test date) 1. 試験自動車及	 71 計	(I est	t site)			(Tested	by)		
・ 武家日 到 年 及 (Test vehicle and									
車名·型式(類別		-							
(Make · Type(Variant)	and Chassis No.)								
原動機(電動機	\ #II -!' TA 7 \$`								
	:/空式及い 出力(Pn)/定格	エンジン回転数(S	;)						
		m net power/Rated engir							
]	[kW/min]				kW	1	min ⁻¹
AVAS型式	>								
(Type of the AVA タイヤサイズ(空	AS) P与压)		[kDa]前輪					
(Tire size (Press			[Ki a	المانية المانية (Front wheel))			()
				34. ±△				()
				後輪 (Rear wheel)				()
				(Todi Wiled)					,
							47 ±1	()
質量					合計		前軸		後軸
(Weight) 車両の空車質	哲量		[kg]		(Total)		(Front axle)		Rear axle)
(Curb mass)			rvel						
ランニングオ・			[kg]						
(Mass of runnin 試験時の車間	ng order)		D 7						
	り見里 lle when tested)		[kg]						
車両諸元	wo whom tootody	車両長さ	[mm]			l .			
(Vehicle spec)		(Vehicle length)							
		車両幅 (Vehicle width)	[mm]						
(Test equipment) 騒音計 (Sound level Meter 事速測定装置 (Vehicle Speed M	er) leasuring Device) to the test site)			(Mnufacture • Ty	式・シリア/ pe·Serial number		外気温[℃] (Temperature)	検定日 (Test date)	検定有効日 (Expiry date)
(Meteorological e	Jonations,			(Weather)	(Willia dil Cotto	II) (VIII a Velocity)	(Temperature)	(Barometrio i re	Sau C/ (Harriarcy)
							1		
3. 備考									
(Remarks)									
					·				

4. 試験成績

(Test results)

仕様確認(協定規則第138号 6章)

Check for the specifications of this Regulation (From paragraph "6. Specification" of this regulation)

6.1. 一般仕様

General specifications

本規則の目的においては、車両は、以下の要件を満たすものとする

For the purposeof this reguration, the vehicle shall fulfil the following requirement.

6.2. 音響特性

Acoustics characteristics

認可用に提出された車両から発する音は、本規則の附則3に規定された方法を用いて測定するものとする。

運転の速度範囲は、0 km/h超から20 km/h以下の範囲である。

The sound emitted by the vehicle type submitted for approval shall be measured by the methods described in Annex 3 to this Regulation.

The speed range for operation is the range of greater than 0 km/h up to and inclusive 20 km/h.

AVASを装備していない車両が下記の表2に規定されたオーバーオールレベルを3 dB(A)以上超える場合には、1/3オク Yes No ターブバンドおよび周波数変化率の規定は適用しない。

If the vehicle that is not equipped with an AVAS fulfils the overall levels as specified in table 2 below with a margin of +3 dB(A),

the specification for one-third octave bands and the frequency shift do not apply.

6.2.1. 定速試験

Constant speed tests

6.2.1.1. 認可のための試験速度は、10 km/hおよび20 km/hである。

The test speeds for approval are 10 km/h and 20 km/h.

6.2.1.2. 附則3、3.3.2項の条件下で試験したとき、車両は、下記を満たす音を発するものとする。 When tested under the conditions of Annex 3 paragraph 3.3.2, the vehicle shall emit a sound

- 6.2.8項の表2に従った該当する試験速度における最小オーバーオールレベル以上であること

- 6.2.8項の表2に従った1/3オクターブバンドを少なくとも2つ有すること。これらのバンドの少なくとも1つの 1/3オクターブバンドは1,600 Hz以下とする。

- 6.2.8項の表2、列3または列4に従った該当する試験速度に関して選択されたバンドにおける最小音圧レベル 以上であること。

- that has a minimum overall sound pressure level for the applicable test speed according to Table 2 of paragraph 6.2.8.;

- that has at least two of the one-third octave bands according to Table 2 of paragraph 6.2.8.

At least one of these bands shall be below or within the 1,600 Hz one-third octave band;

with minimum sound pressure levels in the chosen bands for the applicable test speed according to Table 2 of paragraph 6.2.8., column 3 or column 4.

6.2.1.3. 附則3、3.3.2項に基づき車両を試験したとき、車両の内燃機関が作動し続けてまたは再始動して測定に干渉したこと Yes

によって、一連の測定において10回連続で有効な測定値が記録されなかった場合、当該車両にはこの試験の適用 が除外される。

If after a vehicle is tested in accordance with Annex 3 paragraph 3.3.2., for ten consecutive times within a series of measurements without recording a valid measurement because the vehicle's ICE remains active or restarts and interferes with the measurements, the vehicle is exempted from this particular test.

6.2.2. 後退試験

Reversing test

6.2.2.1. 附則3、3.3.3項の条件下で試験したとき、車両は、6.2.8項の表2、列5に従った最小オーバーオールレベル以上の音 を発しなければならない。

When tested under the conditions of Annex 3 paragraph 3.3.3. the vehicle must emit a sound

that has a minimum overall sound pressure level according to Table 2 of paragraph 6.2.8., column 5.

6.2.2.2. 附則3、3.3.3項に基づき車両を試験したとき、車両の内燃機関が作動し続けてまたは再始動して測定に干渉したこと によって、一連の測定において10回連続で有効な測定値が記録されなかった場合、当該車両にはその試験の適用 が除外される。

If after a vehicle is tested in accordance with Annex 3, paragraph 3.3.3., for ten consecutive times within a series of measurements without recording a valid measurement because the vehicle's ICE remains active or restarts and interferes with the measurements, the vehicle is exempted from this particular test.

加速および減速を表現する周波数変化率

requency shift to signify acceleration and deceleration

6.2.3.1 周波数変化率の意図は、道路利用者に対し車速の変化を音で知らせることである。

The intention of frequency shift is to acoustically inform road users about the change in vehicle speed.

6.2.3.2. 附則3、4項の条件下で試験したとき、車両が発する6.2.8項に規定された周波数範囲内のトーンのうちの少なくとも1 つは、前進時、5 km/h以上かつ20 km/h以下の速度範囲において平均して少なくとも1 km/h当たり0.8%の比率で、 個々の各ギア比の速度に比例して変動するものとする。2つ以上の周波数が変化する場合には、1つの周波数変化 率のみが本要件を満たせばよい。

When tested under the conditions of Annex 3 paragraph 4, at least one tone within the frequency range as specified in paragraph 6.2.8. emitted by the vehicle shall vary proportionally with speed within each individual gear ratio by an average of at least 0.8 % per 1 km/h in the speed range from 5 km/h to 20 km/h inclusive when driving in forward direction. In case more than one frequency is shifted, only one frequency shift needs to fulfil the requirements.

6.2.4. 静止音

Stationary sound

車両は、静止時に音を発してもよい。

The vehicle may emit a sound when stationary.

6.2.5. 運転者による選択が可能な音

Driver selectable sounds

自動車製作者等は、運転者が選択できる代替音を定めてもよい。これらの音はそれぞれ、6.2.1項から6.2.3項の規定 Pass · Fail に適合し、認可されるものとする。

The vehicle manufacturer may define alternative sounds which can be selected by the driver;

each of these sounds shall be in compliance and approved with the provisions in paragraphs 6.2.1. to 6.2.3.

6.2.7. AVASの最大音圧レベルに関する規定

Specifications on maximum sound level for AVAS

附則3、3.3.2項の条件下で試験したとき、AVASが搭載されている車両は、前進している場合、75 dB(A)を超えるオー バーオールレベルの音を発しないものとする²。

When tested under the conditions of Annex 3 paragraph 3.3.2, a vehicle which is equipped with an AVAS, shall not emit an overall sound level of more than 75 dB(A), if driving in forward direction .

Pass • Fail

Nο

Pass • Fail

No

Pass • Fail

Yes · No

No Yes •

TRIAS43-R138-01

4. 試験成績

(Test results)

仕様確認(協定規則第138号 6章)

Check for the specifications of this Regulation (From paragraph "6. Specification" of this regulation)

[6.2. 音響特性]

Acoustics characteristics 6.2.8. 最小音圧レベル

本規則の附則3の規定に基づき測定された音圧レベルは、数学的に最も近い整数値に丸められた後、少なくとも以 Pass・ Fail

下の値を有するものとする: The sound level measured in accordance with the provisions of Annex 3 to this Regulation, mathematically rounded to the nearest integer value, shall have at least the followings values:

6.2.9. 表2: 最小音圧レベル要件(単位: dB(A))

Table 2: Minimum Sound Level Requirements in dB(A)

Frequen	cy in Hz	Constant Speed Test paragraph 3.3.2. (10 km/h)	Constant Speed Test paragraph 3.3.2. (20 km/h)	Reversing Test paragraph 3.3.3.
Column 1	Column 2	Column 3	Column 4	Column 5
Ove	erall	50	56	47
	160	45	50	\ /
	200	44	49	\ /
	250	43	48	
	315	44	49	\ /
g	400	45	50	
Bands	500	45	50	\ /
<u> </u>	630	46	51	\ /
N N	800	46	51	
Octave	1,000	46	51	\land
	1,250	46	51	/ \
1/3 rd	1,600	44	49	/ \
	2,000	42	47	/ \
	2,500	39	44	/ \
	3,150	36	41] /
	4,000	34	39	/ \
	5,000	31	36	/

追加確認項目 一時停止機能

Pause function Addtioal check item

車両接近通報装置は、当該装置の作動を停止させることができる機能を有さないものであること。 (Japanese original)

4. 試験成績
(Test results)
附則3 自動車が発する音を測定するための方法及び計器
(Annex3) Methods of instrument for measuering the sound made by vehicle

	速試		試験		施設		屋		屋内		行状態			走行					イ走行	
	onsta 退テ	nt speed test) スト		ituation) 周波拳		acility)	(Οι	itdoor)	(Indoor) (Ru	nning cor	idition)	(Re	eal running)	(Sim	ulated)	(Rur	nning on	chassis d	ynamometer)
		ing tests)	(Freq	uency	of inte	rest)	4 * =								14 /0-1		<u> </u>	\ 		
			車両: (Vebi	速度 cle spe	ed)			Eレベル	レ d level)					[dB]			ーブ周 octave	波数 freque	ncv)	[dB]
			(• 0111	olo opc	,04,	() (II (Jigirico	暗騒	音		_			Ltest(j)		cini a	暗騒	音	最終網	洁果
				n.	/1 7				ground			補正 (Corre		corr(j)					(Rresi	ult)
Г	回数	測定条件	VAA'	VPP'	m/h]	左	右	L _{bgn} 左	右	左	ogn,p-p'	左	右	or reverse	左	右	noise) 左	右		
	(No.)	(Situation)		V	100						(Right)		(Right		(Left)		(Left)			
	1	指定速度 [km/h] (Specified speed)																		
	2	変速段・モード																		
	3	(Gear position*1)																		
-	4	(j)						+						_						
L		<u> </u> ≘行の平均		 	 	_														
		age of 4 runs)																		
	1	指定速度 [km/h] (Specified speed)																		
	2	変速段・モード																		
-	3	(Gear position*1)																		
-	4	(j)							1					-						
-		 行の平均			_				-					_					-	
	Avera	age of 4 runs)							-						/# - */					
	1	指定速度 [km/h] (Specified speed)													備考 (Rema	rk)				
	2	or <u>Standstill</u>																		
	3	変速段・モード																		
-		(Gear position*1)							-					_						
-	4 ₄同未	行の平均		 		_								_						
		age of 4 runs)																		
		変化率に関する記			式験方						方法			法(B)		去(C)		与法(D		方法(E)
(T	est pr	ocedures for rfreque	ency sh		Select 対象周	of test 波数	proce	dure)	[Hz]		(Meth	nod A)	(M	lethod B)	(Me	thod C	3) (Method	D)	(Method E)
				(Freque	ncy of	intere	est)												
			車両	油度					[km/h] 囯	波数幸	2.生			[Hz]	1 IE	五次粉	亦ルョ	率報告	[%]
				を vehicle	speed	d meas	ureme	nts)	[KIII/ II	(R	eported	d Frequ				(Report	ed Fre	equency	/ shift)
Γ	回数	測定条件	VAA'	VPP'	VBB'	平均	値 1	速度報	告値		定対象 etermine			対象周波 (Reported fi				変化 cy shift		判定 (Judgement)
		(Situation)		*PP'-1m			rage) (Reporte	d Speed)	of of	interes ⁻	t)	i	nterest per ta		lition)				(0000000000
								*4回走行(*Average	の平均 of 4 runs)	左	eft)	右 (Righ		左 (Left)	右 (Right	t) [2	左 Left)	右 (Rig	ght)	
	1	指定速度 [km/h]									-							/		/
-	2	(Speed) 															/	´		
-	3																		/	
-	4																			
		指定速度 [km/h]					\dashv			+			\dashv			\dashv		+		/
-	1	(Speed)																		
	2	10																		
	3																			
-	4	114 -4- 3-4																		
	1	指定速度 [km/h] (Speed)	L	L	L	L	_					L	_							
	2	<u>15</u>																		
ŀ	3																			
	4						\neg													
ŀ	1	指定速度 [km/h]																		
-	2	(Speed) 20					\dashv						\dashv							
							\blacksquare													
	3 4						-			-			\longrightarrow							
	4 備考		<u> </u>				1					1	1		1					
	Rema	.1.3																		

(Annex 3) Methods and instruments for measuring the sound made by motor vehicles

1. 測定計器

<u>Instrumentation</u>

1.1. 音響測定用計器

Instrumentation 1.1.1. 一般要件

General

音の大きさを測定するために使用する装置は、クラス1計器の要件を満たす(推奨されるウインドスクリーンを使用する場合はこれを含む)精密騒音計又は同等の測定システムでなければならない。

これらの要件は、IEC 61672-1-2013に記載されている。

IEC 60942-2003に基づくクラス1の音量校正器の要件を満たす音量校正器を用いて、測定システムの全体をチェックするものとする。

測定は、同じくIEC 61672-1-2013に規定されている音響測定計器の時間加重「F」および「A」周波数加重を用いて 実施するものとする。

A特性音圧レベルの定期的なモニタリングを行うシステムを用いる場合、30 ms以下の時間間隔で読み値を得るべきものとする。

1/3オクターブに関して測定を実施するとき、測定計器は、IEC 61260-1-2014、クラス1のすべての要件を満たすものとする。

周波数変化率に関して測定を実施するとき、デジタル録音システムは、少なくとも16ビットの分解能を有するものとする。

サンプリングレートおよびダイナミックレンジは、対象の信号に適切なものとする。

計器には、計器メーカーの指示に基づく保守およびキャリブレーションが施されるものとする。

The apparatus used for measuring the sound pressure level shall be a sound level meter or equivalent measurement system meeting the requirements of Class 1 instruments (inclusive of the recommended windscreen, if used). These requirements are described in IEC 61672-1-2013.

The entire measurement system shall be checked by means of a sound calibrator that fulfils the requirements of Class 1 sound calibrators in accordance with IEC 60942-2003.

Measurements shall be carried out using the time weighting "F" of the acoustic measurement instrument and the "A" frequency weighting also described in IEC 61672-1-2013. When using a system that includes a periodic monitoring of the A-weighted sound pressure level, a reading should be made at a time interval not greater than 30 ms.

When measurements are carried out for one-third octaves, the instrumentation shall meet all requirements of IEC 61260-1-2014, class 1.

When measurements are carried out for frequency shift, the digital sound recording system shall have at least a 16 bit

quantization.

The sampling rate and the dynamic range shall be appropriate to the signal of interest.

1.1.2. キャリブレーション

Calibration

各測定セッションの開始時と終了時、1.1.1項に規定された音量校正器を用いて、音響測定システムの全体をチェック するものとする。

追加調節なしで、読み値の差が0.5 dB以下になるものとする。

この値を上回る差異があった場合は、前回のチェックに合格した後に得られた測定結果を無効とするものとする。

At the beginning and at the end of every measurement session, the entire acoustic measurement system shall be checked by means of a sound calibrator as described in paragraph 1.1.1. Without any further adjustment, the difference between the readings shall be less than or equal to 0,5 dB. If this value is exceeded, the results of the measurements obtained after the previous satisfactory check shall be discarded.

1.1.3. 要件への適合

Compliance with requirements

IEC 60942-2003の要件への音量校正器の適合性は、1年に1回検証するものとする。IEC 61672-3-2013の要件への 測定システムの適合性は、少なくとも2年に1回検証するものとする。

全ての適合性試験は、該当する基準に則したキャリブレーションを実施する権限のある試験施設が実施するものとする。

Compliance of the sound calibrator with the requirements of IEC 60942-2003 shall be verified once a year.

Compliance of the instrumentation system with the requirements of IEC 61672-3-2013 shall be verified at least every 2 years. All compliance testing shall be conducted by a laboratory which is authorized to perform calibrations traceable to the appropriate standards.

1.2. 速度測定のための計器

Instrumentation for speed measurements

車両の路上速度は、連続測定装置(例 GPS、レーダー)を使用する場合、少なくとも±0.5 km/hの精度を有する計器で測定するものとする。

試験において速度の独立測定(例 光電管測定)を行う場合、この計器は少なくとも±0.2 km/hの精度を有すること。

The road speed of the vehicle shall be measured with instruments meeting specification limits of at least \pm 0,5 km/h when using continuous measuring devices.

If testing uses independent measurements of speed, this instrumentation shall meet specification limits of at least \pm 0,2 km/h.

1.3. 気象測定装置

Meteorological instrumentation

試験中の環境条件を監視するために使用する気象測定装置は、

下記の精度を有するものとする:

- 温度測定装置 ±1℃
- 風速測定装置 ±1.0 m/s
- 気圧測定装置 ±5 hPa
- 相対湿度測定装置 ±5%

The meteorological instrumentation used to monitor the environmental conditions during the test shall meet the specifications of:

- $-\pm 1\,^\circ\,$ C or less for a temperature measuring device;
- $-\pm1,0$ m/s for a wind speed-measuring device;
- ±5 hPa for a barometric pressure measuring device;
- ± 5 % for a relative humidity measuring device.

Pass • Fail

Pass • Fail

Pass • Fail

Pass • Fail

| 附則 3 | 自動車が発する音を測定するための方法および計器

(Annex 3) Methods and instruments for measuring the sound made by motor vehicles

2. 音響環境、気象条件および暗騒音

Acoustic environment, meteorological conditions, and background noise

2.1. 試験場

Test site

2.1.1. 一般要件

General

本規則に規定された車両試験を実施するために必要な音響環境は、後述する試験場に関する仕様により定まる。本規則の仕様を満たす屋外および屋内の試験環境は、同等の音響環境を提供し、かつ、同等の結果になるものとする。

The specifications for the test site provide the necessary acoustic environment to carry out the vehicle tests documented in this regulation.

Outdoor and indoor test environments that meet the specifications of this regulation provide equivalent acoustic environments and produce results that are equally valid.

2.1.2. 屋外試験

Outdoor testing

試験場は、実質的に平面とする。試験走行路の構造および表面は、ISO 10844:2014の要件を満たすものとする。 走行路の中心から半径50 m以内では、当該空間にフェンス、岩、橋または建物などの大きな反射物がないものと する。試験走行路および試験場の表面は、乾燥しているものとし、粉雪またはくずなどの吸音材料がないものとする。マイクロホンの付近には、音場に影響を及ぼす可能性がある障害物がないものとし、マイクロホンと騒音源の間には人がいないものとする。測定者は、騒音の測定に影響を与えることのない位置にいるものとする。マイクロホンは、図1に規定されたとおりに配置するものとする。

The test site shall be substantially level.

The test track construction and surface shall meet the requirements of ISO 10844:2014.

Within a radius of 50 m around the centre of the track, the space shall be free of large reflecting objects such as fences, rocks, bridges or buildings.

The test track and the surface of the site shall be dry and free from absorbing materials such as powdery snow, or loose debris.

In the vicinity of the microphones, there shall be no obstacle that could influence the acoustic field and no person shall remain between the microphone and the noise source.

The meter observer shall be positioned so as not to influence the meter reading. Microphones shall be located as specified in Figures 1.

2.1.3. 半無響または無響の屋内試験

Indoor hemi anechoic or anechoic testing

本項は、路上での運転のようにすべてのシステムが作動可能な状態で運転する、またはAVASのみが作動可能なモードで運転する車両を試験するときに適用される条件を規定するものとする。

試験施設は、この試験方法に適切である以下 の適格基準もしくは測定要件を有したISO 26101:2012に合致するものとする。

半無響とみなされる空間は、図3に示すとおりに定めるものとする。

半無響空間は以下を評価するものとする:

- 音源は、無響とみなされる空間の中央にある床の上に配置されているものとする。
- 音源は、測定のために広帯域の出力を有するものとする。
- 評価は、1/3オクターブバンドで実施するものとする。
- 評価のためのマイクロホン位置は、図3に示すとおり本規則の測定に使用される音源位置から各マイクロホン 位置までの横断する線の上とする。
- これは、マイクロホン横断軸(ライン)とする。 - マイクロホン横断軸(ライン)での評価には、少なくとも10の測定点を使用するものとする。
- 半無響としての適格性を確立するために使用する1/3オクターブバンドは、対象のスペクトル範囲を含むように 定めるものとする。

試験施設は、対象となる最も低い周波数より低い遮断周波数(ISO 26101.2012の定義による)を有するものとする。対象となる最も低い周波数とは、それより下には試験対象車両の発生音の測定に関連する信号成分がない周波数である。マイクロホンの付近には、音場に影響を及ぼす可能性がある障害物がないものとし、マイクロホンと音源の間には人がいないものとする。測定者は、騒音の測定に影響を与えることのない位置にいるものとする。マイクロホンは、図2に規定されたとおりに配置するものとする。

This paragraph specifies conditions applicable when testing a vehicle, either operating as it would on the road with all systems operational, or operating in a mode where only the AVAS is operational. The test facility shall meet requirements of ISO 26101:2012 with the following qualification criteria and measurement requirements appropriate to this test method. Space to be deemed hemi-anechoic shall be defined as shown in Figure 3. For qualifying the hemi acoustic space, the following evaluation shall be conducted:

- Sound source location shall be place on the floor in middle of the space deemed to be anechoic;
- Sound source shall provide a broadband input for measurement;
- Evaluation shall be conducted in one -third-octave bands;
- Microphone locations for evaluation shall be on a line from the source location to each position of microphones used for measurement in this Regulation as shown in Figure 3. This is commonly referred to as the microphone transverse;
- A minimum of 10 points shall be used for evaluation on the microphone transverse line;
- The one-third-octave bands used to establish hemi-anechoic qualification shall be defined to cover the spectral range of interest

The test facility shall have a cut-off frequency, as defined in ISO 26101.2012, lower than the lowest frequency of interest. The lowest frequency of interest is the frequency below which there is no signal content relevant to the measurement of sound emission for the vehicle under test. In the vicinity of the microphones, there shall be no obstacle that could influence the acoustic field and no person shall remain between the microphone and the noise source. The meter observer shall be positioned so as not to influence the meter reading. Microphones shall be located as specified in Figures 2.

Pass • Fail

附則 3 自動車が発する音を測定するための方法および計器

Methods and instruments for measuring the sound made by motor vehicles Annex 3)

2. 音響環境、気象条件および暗騒音

Acoustic environment, meteorological conditions, and background noise

2.2. 気象条件

Meteorological conditions

気象条件は、通常作動温度の範囲を定め、極端な環境条件による異常な読み値を防止するために規定される。 測定中、気温、相対湿度および気圧の代表値を記録するものとする。

気象観測装置は、試験場の代表的なデータを提供するものとし、試験場領域に近接した場所で、測定用マイクロ ホンの高さを代表する高さに配置するものとする。 測定は、雰囲気温度が5℃から40℃の範囲内にあるときに実施するものとする。

雰囲気温度は、必要であれば、車両の音発生を低減することができるすべての重要な車両機能(例:アイドリング ストップ、ハイブリッド推進、バッテリー推進、燃料電池スタックの作動)が自動車製作者等の仕様に従って有効に なるように、より狭い温度範囲に制限してもよい。

試験は、マイクロホンの高さにおける風速(突風を含む)が音量測定中に5 m/sを超えるときは実施しないものとす る。

Metrological conditions are specified to provide a range of normal operating temperatures and to prevent abnormal readings due to extreme environmental conditions.

A value representative of temperature, relative humidity, and barometric pressure shall be recorded during the measurement interval.

The meteorological instrumentation shall deliver data representative for the test site and shall be positioned adjacent to the test area at a height representative of the height of the measuring microphone.

The measurements shall be made when the ambient airtemperature is within the range from 5 $^{\circ}$ C to 40 $^{\circ}$ C.

The ambient temperature may of necessity be restricted to a narrower temperature range such that all key vehicle functionalities that can reduce vehicle noise emissions (e.g. start/stop, hybrid propulsion, battery propulsion, fuel-cell stack operation) are enabled according to manufacturer's specifications.

暗騒音 2.3.

Background noise

2.3.1. A特性音圧レベルの測定基準

Measurement criteria for A-weighted sound pressure level

暗騒音すなわち周囲騒音を少なくとも10秒間測定する。

測定から得られた10秒サンプルを用いて、選択した当該10秒サンプルが一切の過渡的妨害がない状態での暗騒 音を代表するものであることを確認し、暗騒音の報告値に使用するものとする。

これらの測定は、試験中に使用するマイクロホンおよびマイクロホン位置を用いて行うものとする。

屋内施設で試験を実施するときは、車両が設置されていないまたは存在していない状態でのローラ シーダイナモメーターまたはその他の試験施設の装置から発せられる騒音(施設の空調および車両冷却による騒 音を含む)を暗騒音として報告するものとする。

左右それぞれのマイクロホンによる10秒サンプルのA特性音圧レベルの最大値を暗騒音 Lbenとして報告するものと する。

各マイクロホンの各10秒サンプルについて、暗騒音の最大値から最小値までの範囲△L_{bgn, p-p}を報告するものとす

各マイクロホンにおける暗騒音の最大レベル報告値に対応する1/3オクターブ周波数スペクトルを報告するものと する。

The background, or ambient noise, shall be measured for a duration of at least 10 seconds. A 10 second sample taken from these measurements shall be used to calculate the reported background noise, ensuring the 10 seconds sample selected is representative of the background noise in absence of any transient disturbance. The measurements shall be made with the same microphones and microphone locations used during the test.

When testing in an indoor facility, the noise emitted by the roller-bench, chassis dynamometer or other test facility equipment, without the vehicle installed or present, inclusive of the noise caused by air handling of the facility and vehicle cooling, shall be reported as the background noise.

The recorded maximum A-weighted sound pressure level from both microphones during the 10 second sample shall be reported as the background noise, $L_{\rm bgn}$, for both left and right microphones.

For each 10 second sample at each microphone, the maximum to minimum range of the background noise, $\Delta L_{\text{bgn, p-p}}$, shall be reported. The one-third-octave frequency spectrum, corresponding to the reported maximum level of background noise in the microphone with the highest background level, shall be reported.

As an aid for measurement and reporting of background noises see flowchart in Figure 4 of the Appendix to this Annex.

2.3.2. 車両のA特性音圧レベル測定値補正基準

Vehicle A-weighted sound pressure level measurement correction criteria

レベル(暗騒音の最大値)ならびに所定の期間(10秒)にわたる代表的な暗騒音のA特性音圧レベルの最大値から 最小値までの範囲に応じて、暗騒音補正が施されたレベル $L_{
m testcorr}$ を得るために、試験条件 $L_{
m test,i}$ におけるj回目の 試験測定結果値を下表に従って補正するものとする。

注記がある場合を除き、 $L_{testcorr,j} = L_{test,j} - L_{corr}$ である。

測定値に対する暗騒音補正は、暗騒音のA特性音圧レベルの最大値から最小値までの範囲が2 dB以下である場 合にのみ有効である。

暗騒音の最大値から最小値までの範囲が2 dBを超える場合は常に、暗騒音の最大レベルが測定レベルに対し10 dB以上低いものとする。

暗騒音の最大値から最小値までの範囲が2 dBを超えており、かつ、暗騒音のレベルと測定値の差が10 dB未満の 時は、有効な測定値を得ることは不可能である。

Depending on the level and the range of maximum to minimum value of the representative background noise A-weighted sound pressure level over a defined time period, the measured jth test result within a test condition, L test.; shall be corrected according to the table below to obtain the background noise corrected level Ltestcorr.j.

Except where noted, $L_{\text{testcorr,j}} = L_{\text{test,j}} - L_{\text{corr.j}}$

Background noise corrections to measurements are only valid when the range of the maximum to minimum background noise Aweighted sound pressure levels are 2 dB or less.

In all cases where the range of the maximum to minimum background noise is greater than 2 dB, the maximum level of the background noise shall be 10 dB or greater below the level of the measurement. When the maximum to minimum range of background noise is greater than 2 dB and the level of the background noise is less than 10 dB below the measurement, no valid measurement is possible.

Pass • Fail

Pass • Fail

4. 試験成績

(Test results)

附則 3 自動車が発する音を測定するための方法および計器

x 3) Methods and instruments for measuring the sound made by motor vehicles 音響環境、気象条件および暗騒音 Annex 3)

Acoustic environment, meteorological conditions, and background noise 表3 車両のA特性音圧レベル測定時の暗騒音レベルに関する補正

Table 3. Correction for level of background noise when measuring vehicle A-weighted sound pressure level Correction for background noise Range of maximum to minimum Sound pressure level value of the representative of i-th test result background noise A-weighted minus background Correction in dB sound pressure level over a noise level L corr defined time period $\Delta L = L_{test,j} - L_{bgn}$ in dB ΔL_{bgn} , $_{p-p}$ in dBΔ*L* ≥ 10 no correction needed $8 \leq \Delta L < 10$ 0.5 $6 \leq \Delta L < 8$ 1.0 $4.5 \leq \Delta L < 6$ 1.5 ≤ 2 $3 \leq \Delta L < 4.5$ 2.5

明らかに一般的な音圧レベルの特性から外れている音圧ピークが観察された場合は、当該測定値を破棄するも のとする。測定値補正基準の補助となるものとして、本附則の付録、図4のフローチャートを参照すること。

no valid measurement

can be reported

If a sound peak obviously out of character with the general sound pressure level is observed, that measurement shall be discarded. As an aid for measurement correction criteria see flowchart in Figure 4 of the appendix to this Annex.

 $\Delta L < 3$

2.3.3. 1/3オクターブバンド分析時の暗騒音要件

Background noise requirements when analysing in one-third-octave bands

本規則に従って1/3オクターブを分析するとき、各対象1/3オクターブにおける暗騒音のレベル(2.3.1項に従って分 析されたもの)は、各対象1/3オクターブバンドにおけるテスト対象車両またはAVASの測定値を少なくとも6 dB下 回るものとする。

暗騒音のA特性音圧レベルは、テスト対象車両またはAVASの測定値を少なくとも10 dB下回るものとする。 1/3オクターブバンドの測定値を暗騒音補正の対象にすることは許可されない。

1/3オクターブバンド分析時の暗騒音要件の補助となるものとして、本附則の付録、図6のフローチャートを参照す ること。

When analysing one-third octaves according to this regulation, the level of background noise in each one-third octave of interest, analysed according to paragraph 2.3.1, shall be at least 6 dB below the measurement of the vehicle or AVAS under test in each one-third-octave band of interest. The A-weighted sound pressure level of the background noise shall be at least 10 dB below the measurement of the vehicle or AVAS under test.

Background compensation is not permitted for one-third octave band measurements.

As an aid for background noise requirements when analysing in one-third- octave bands see flowchart in Figure 6 of the Appendix to this Annex.

附則 3 自動車が発する音を測定するための方法および計器

Annex 3) Methods and instruments for measuring the sound made by motor vehicles 3. 車両の音圧レベルに関する試験手順

Test procedures for vehicle sound level

3.1. マイクロホン位置

Microphone positions

試験路または屋内試験施設における、図1および図2に規定されたマイクロホン線PP'上のマイクロホン位置から、同 線と直交する基準線CC'までの距離は、2.0 m±0.05 mとする。

マイクロホンは、地面から1.2 m ± 0.02 mの高さに配置する。

自由音場条件でのIEC 61672-1:2013に規定されたマイクロホンの向きは、水平かつ車両走行ラインCC'に垂直とする。

The distance from the microphone positions on the microphone line PP' to the perpendicular reference line CC' as specified in Figure 1 and 2 on the test track or in an indoor test facility shall be 2.0 m \pm 0.05 m.

The microphones shall be located 1,2 m \pm 0,02 m above the ground level.

The reference direction for free field conditions as specified in IEC 61672- 1:2013 shall be horizontal and directed perpendicularly towards the path of the vehicle line CC'.

3.2. 車両の条件

Conditions of the vehicle

一般条件 3.2.1.

General conditions

車両は、本規則の要件を満たすために技術機関との合意に基づき自動車製作者等が定める、販売される車両 を 代表するものとする。

分離不可能な車両の場合を除き、測定はトレーラーなしで実施するものとする。

HEV/FCHVの場合、試験は、内燃機関の再始動を回避するために電力消費が少ない状態で実施するものとす

例えば、すべてのオーディオ等、通信およびナビゲーションシステムをオフにしておくものとする。 測定を開始する前に、車両は通常の運転する状態になっているものとする。

The vehicle shall be representative of vehicles to be put on the market as specified by the manufacturer in agreement with the technical service to fulfil the requirements of this Regulation.

Measurements shall be made without any trailer, except in the case of non-separable vehicles.

In the case of HEVs/FCHVs, the test shall be carried out in the most energy efficient mode so to avoid the restart of the ICE, e.g. all audio-, entertainment-, communication- and navigation-systems shall be switched off. Before the measurements are started, the vehicle shall be brought to its normal operating conditions.

3.2.2. バッテリー充電状態

Battery state of charge

装備されている場合、推進バッテリーは、自動車製作者等の仕様に従ってすべての重要な機能が有効となるのに 十分高い充電状態を有するものとする。

推進バッテリーは、車両からの音の発生を低減する可能性があるすべての重要な機能を有効にするために構成 部品の温度範囲内にあるものとする。

その他の種類の充電式エネルギー貯蔵システムは、試験中に作動可能な状態にあるものとする。

If so equipped, propulsion batteries shall have a state-of-charge sufficiently high to enable all key functionalities according to the manufacturer's specifications.

Propulsion batteries shall be within their component-temperature window to enable all key functionalities that could reduce

Any other type of rechargeable energy storage system shall be ready to operate during the test.

3.2.3. マルチモード運転

Multi-mode operation

運転者による選択が可能な複数の運転モードが車両に備わっている場合には、3.3項の試験条件において音の 発生が最も低くなるモードを選択するものとする。

車両によって自動的に選択される複数の運転モードがある場合、最小の音の発生を実現する正しい試験方法を決

かることは、自動車製作者等の責務である。 音の発生が最も低くなる車両運転モードを決定することが出来ない場合には、すべてのモードを試験するものと し、最も低い試験結果が得られるモードを使用して、本規則に基づく車両からの音の発生を報告する。

If the vehicle is equipped with multiple driver selectable operating modes, the mode which provides the lowest sound emission during the test conditions of paragraph 3.3 shall be selected.

When the vehicle provides multiple operating modes that are automatically selected by the vehicle, it is the responsibility of the manufacturer to determine the correct manner of testing to achieve the minimum sound emission.

In cases where it is not possible to determine the vehicle operating mode providing the lowest sound emission, all modes shall be tested and the mode giving the lowest test result shall be used to report the vehicle sound emission in accordance with this regulation.

3.2.4. 車両の試験質量

Test mass of vehicle

測定は、ランニングオーダー質量から±15%の誤差内の車両で実施する。

Measurements shall be made on vehicles at mass in running order with an allowable tolerance of 15 %.

タイヤの選択および条件 3.2.5.

Tyre selection and condition

試験で車両に取り付けるタイヤは、自動車製作者等によって選ばれ、車両に対して自動車製作者等が指定したタ イヤのサイズおよび種類のいずれかに対応するものとする。

タイヤには、車両の試験質量に対して自動車製作者等が推奨した空気圧にする。

The tyres fitted to the vehicle during testing are selected by the vehicle manufacturer, and shall correspond to one of the tyre sizes and types designated for the vehicle by the vehicle manufacturer.

The tyres shall be inflated to the pressure recommended by the vehicle manufacturer for the test mass of the vehicle.

3.3. 運転条件

Operating conditions

一般 3.3.1.

General

各運転条件について、車両は屋内または屋外いずれかで試験することができる。

定速試験および後退試験では、車両を走行状態または模擬運転状態のいずれかで試験することができる。 模擬車両運転では、実際の運転状態を模擬するために車両に信号を用いるものとする。

車両に内燃機関が装備されている場合、停止しておくものとする。

For each operating condition, the vehicle can be tested either indoor or outdoor.

For constant speed and reversing tests the vehicle may be tested either in motion or in simulated operating condition.

For simulated vehicle operation, signals shall be applied to the vehicle to simulate actual in-use operation.

If the vehicle is equipped with an internal combustion engine, it shall be turned off.

Pass • Fail

Pass • Fail

Pass • Fail

Yes · No

Pass · Fail

Pass • Fail

附則 3 自動車が発する音を測定するための方法および計器

Annex 3) Methods and instruments for measuring the sound made by motor vehicles 3. 車両の音圧レベルに関する試験手順 Annex 3)

Test procedures for vehicle sound level

3.3. 運転条件

Operating conditions 3.3.2. 定速試験

Constant speed tests

これらの試験は、前進している車両を用いて、または停止状態の車両のAVASへの外部信号によって模擬された 車速を用いて実施する。

These tests are conducted with the vehicle in forward motion or with the vehicle speed simulated by an external signal to the

3.3.2.1. 前進定速試験

Constant speed tests in forward motion

屋外施設で試験する車両の場合、車両の中心線は、全試験区間中、定速v_{test}で可能な限りラインCC'の近くを通 るものとする

図1aに示すとおり、車両前端面が試験開始時にラインAA'を通過するものとし、車両後端面が試験終了時にライン BB'を通過するものとする。

牽引車両から容易に分離できないトレーラーは、ラインBB'の通過を考慮する際には無視するものとする。 屋内施設で試験する車両は、図2aに示すとおり、車両前端面がラインPP'上にあるように配置するものとする。 車両は、一定の試験速度vtestを少なくとも5秒間は維持するものとする。

10 km/hの定速試験の場合、試験速度 v_{test} は10 km/h±2 km/hとする。

20 km/hの定速試験の場合、試験速度v_{test}は20 km/h±1 km/hとする。

自動変速機搭載車の場合、変速位置は、自動車製作者等が通常運転と規定した位置とする。 手動変速機搭載車の場合、変速位置は、一定のエンジン回転数で目標車速が達成できる最も高いギア位置とす

For a vehicle tested in an outdoor facility, the path of the centreline of the vehicle shall follow line CC' as closely as possible with constant speed v_{test} throughout the entire test. The front plane of the vehicle shall pass from the line AA' at the start of the test and the rear plane of the vehicle shall pass from the line BB' at the end of the test, as shown in Figure 1a. Any trailer, which is not readily separable from the towing vehicle, shall be ignored when considering the crossing of the line BB'

A vehicle tested in an indoor facility, shall be located with the front plane of the vehicle on the PP' line as shown in Figure 2a. The vehicle shall maintain a constant test speed, v $_{\mathrm{test}}$ for at least 5 seconds.

For constant speed test condition of 10 km/h, the test speed v $_{test}$ shall be 10 km/h \pm 2 km/h.

For constant speed test condition of 20 km/h, the test speed v $_{test}$ shall be 20 km/h \pm 1 km/h.

For automatic transmission vehicles, the gear selector shall be placed as specified by the manufacturer for normal driving. For manual transmission vehicles, the gear selector shall be placed in the highest gear which can achieve the target vehicle speed with constant engine speed.

3.3.2.2. 停止状態の車両のAVASへの外部信号を用いた模擬定速試験

Constant speed tests simulated by an external signal to the AVAS with the vehicle in standstill condition 屋内または屋外の施設で試験する車両は、図2bに示すとおり、車両前端面がラインPP'上にあるように配置するも のとする。

車両は、一定の模擬試験速度vtestを少なくとも5秒間は維持するものとする。

10 km/hの定速試験の場合、模擬試験速度 v_{test} は、10 km/h±0.5 km/hとする。

20 km/hの定速試験の場合、模擬試験速度vtest は、20 km/h± 0.5 km/hとする。

A vehicle tested in an indoor or outdoor facility, shall be located with the front plane of the vehicle on the PP' line as shown in

The vehicle shall maintain a constant simulated test speed, v_{test} for at least 5 seconds.

For constant speed test condition of 10 km/h, the simulated test speed v $_{\rm test}$ shall be 10 km/h \pm 0,5 km/h.

For constant speed test condition of 20 km/h, the simulated test speed v $_{test}$ shall be 20 km/h \pm 0,5 km/h

3.3.3. 後退試験

Reversing tests

これらの試験は、後退している車両を用いて、または停止状態の車両のAVASへの外部信号によって模擬された 車速を用いて実施してよい。

These tests may be conducted with the vehicle in rearward motion or with the vehicle speed simulated by an external signal to the AVAS or with the vehicle in standstill condition.

3.3.3.1. 走行状態の後退試験

Reversing test in motion

屋外施設で試験する車両の場合、車両の中心線は、全試験区間中、定速v_{test}で可能な限りラインCC'の近くを通 るものとする。

図1bに示すとおり、車両後端面が試験開始時にラインAA'を通過するものとし、車両前端面が試験終了時にライン BB'を通過するものとする。

牽引車両から容易に分離できないトレーラーは、ラインAA'の通過を考慮する際には無視するものとする。 屋内施設で試験する車両は、図2bに示すとおり、車両後端面がラインPP'上にあるように配置するものとする。 車両は、一定の試験速度vtestを少なくとも5秒間は維持するものとする。

6~km/hの定速試験の場合、試験速度 v_{test} は、 $6~km/h\pm 2~km/h$ とする。

自動変速機搭載車の場合、変速位置は、自動車製作者等が通常後退運転に対して規定した位置とする。 手動変速機搭載車両の場合、変速位置は、一定のエンジン回転数で目標車速が達成できる最も高い後退ギア位 置とする。

For a vehicle tested in an outdoor facility, the path of the centreline of the vehicle shall follow line CC' as closely as possible with constant speed v_{test} throughout the entire test. The rear plane of the vehicle shall pass from the line AA' at the start of the test and the front plane of the vehicle shall pass from the line BB' at the end of the test, as shown on Figure 1b. Any trailer, which is not readily separable from the towing vehicle, shall be ignored when considering the crossing of the line

A vehicle tested in an indoor facility, shall be located with the rear plane of the vehicle on the PP' line as shown in Figure 2b. The vehicle shall maintain a constant test speed, v $_{\mathrm{test}}$ for at least 5 seconds.

For constant speed test condition of 6 km/h, the test speed v $_{test}$ shall be 6 km/h \pm 2 km/h.

For automatic transmission vehicles, the gear selector shall be placed as specified by the manufacturer for normal reverse driving

For manual transmission vehicles, the gear selector shall be placed in the highest reverse gear which can achieve the target

Pass • Fail

Pass • Fail

附則 3 自動車が発する音を測定するための方法および計器

Annex 3) Methods and instruments for measuring the sound made by motor vehicles 3. 車両の音圧レベルに関する試験手順 Annex 3)

Test procedures for vehicle sound level

3.3. 運転条件

Operating conditions

3.3.3. 後退試験

Reversing tests

3.3.3.2. 停止状態の車両のAVASへの外部信号による模擬後退試験

Reversing test simulated by an external signal to the AVAS with the vehicle in standstill condition

屋内または屋外の施設で試験する車両は、図2bに示すとおり、車両後端面がラインPP'上にあるように配置するも のとする。

車両は、一定の模擬試験速度vtestを少なくとも5秒間は維持するものとする。

 $6~{\rm km/h}$ の定速試験の場合、模擬試験速度 $v_{\rm test}$ は、 $6~{\rm km/h}\pm0.5~{\rm km/h}$ とする。

A vehicle tested in an indoor or outdoor facility, shall be located with the rear plane of the vehicle on the PP' line as shown in Figure 2b. The vehicle shall maintain a constant simulated test speed, v $_{\rm test}$ for at least 5 seconds.

For constant test condition of 6 km/h, the simulated test speed v $_{\rm test}$ shall be 6 km/h \pm 0,5 km/h.

3.3.3.3. 停止状態での後退試験

Reversing test in standstill condition

屋内または屋外の施設で試験する車両は、図2bに示すとおり、車両後端面がラインPP'上にあるように配置するも のとする。

車両のギア選択を後退位置に入れ、試験時にはブレーキをかけないものとする。

A vehicle tested in an indoor or outdoor facility, shall be located with the rear plane of the vehicle on the PP' line as shown in Figure 2b.

The vehicle's gear selection control shall be in the reverse position and the brake released for the test.

測定読み値および報告値 3.4.

Measurement readings and reported values

各試験条件において、少なくとも4回の測定を車両の両側で行うものとする。

各試験条件において、無効となる結果を除いた最初の4つの連続する有効な測定結果値(各側2.0 dB以内)を、中 間または最終結果の値の計算に用いるものとする。

明らかに一般的な音の特性から外れているピークがあることが認められた場合は、当該測定値は破棄するものと する。

屋外での走行状態(前進および後退)の車両の測定では、AA'とPP'間の車両の各通過時に表示されたA特性音 圧レベルの最大値(Ltest.j)を、各マイクロホン位置において、小数点以下の最初の有効数字まで記録するものとす

屋内での走行状態および停止状態(前進および後退)の車両の測定では、各マイクロホン位置において、5秒間に 表示されるA特性音圧レベルの最大値Ltestjを、小数点以下の最初の有効数字まで記録するものとする(例: XX.X)

2.3.2項に従ってL_{test,j}を補正し、L_{testcorr,j}を得るものとする。

マイクロホン毎に、A特性音圧レベルの各最大値に相当する1/3オクターブスペクトルを報告するものとする。 暗騒音補正は、1/3オクターブの測定結果値には適用しないものとする。

At least four measurements for each test condition shall be made on both sides of the vehicle.

The first four valid consecutive measurement results for each test condition, within 2,0 dB per side, allowing for the deletion of non-valid results, shall be used for the calculation of the intermediate or final result.

If a sound peak obviously out of character with the general sound pressure level is observed, that measurement shall be discarded. For measurement of a vehicle in motion (forward and reversing) outdoor, the maximum A-weighted sound pressure level indicated during each passage of the vehicle between AA' and PP' (L test.j) shall be noted for each microphone position, to the first significant digit after the decimal place (for example XX.X). For measurement of a vehicle in motion indoor and in standstill (forward and reversing), the maximum A-weighted sound pressure level indicated during each period of 5 seconds for each microphone position, $L_{\text{test,i}}$, shall be noted, to the first significant digit after the decimal place (for example XX,X).

 $L_{\text{test,i}}$ shall be corrected according to paragraph 2.3.2 to obtain L $_{\text{testcorrj}}$.

For each maximum A-weighted sound pressure level, the corresponding one-third-octave spectrum shall be reported for each microphone position.

No background correction shall be applied to any measured one-third octave result.

3.5. データ集計および結果報告

Data compilation and reported results

3.3項に規定された各試験条件において、暗騒音に関して補正された結果値Ltestcorrjおよび対応する車両の両側そ れぞれにおける1/3オクターブスペクトル値は、算術的に平均し小数第1位まで丸めるものとする。

A特性音圧レベルの最終結果値L_{crs 10}、L_{crs 20}およびL_{reverse}は、両側2つの平均値の低い方の値を、最も近い整数 に丸めた値である。

1/3オクターブスペクトルの最終報告値は、A特性音圧レベルの報告値と同じ側のスペクトル値である。

For each test condition described in paragraph 3.3, the background corrected results, L $_{\text{testcorr},j}$, and the corresponding one third octave spectra of both sides of the vehicle individually shall be arithmetically averaged and rounded to the first decimal place. The final A-weighted sound pressure level results L $_{crs\ 10}$, L $_{crs\ 20}$ and L $_{reverse}$ to be reported are the lower values of the two averages of both sides, rounded to the nearest integer.

The final one third octave spectra to be reported are the spectra corresponding to the same side as the reported A-weighted sound pressure level

Pass • Fail

4. 試験成績 (Test results) 附則 3 (Annex 3) 参考 (Remark) TRIAS43-R138-01 自動車が発する音を測定するための方法および計器 Methods and instruments for measuring the sound made by motor vehicles

後写鏡等試験 (協定規則第46号)

1. 総則

後写鏡等試験の実施にあたっては、「道路運送車両の保安基準の細目を定める告示」(平成14年国土交通省告示第619号)に定める「協定規則第46号の技術的な要件」の規定及び本規定によるものとする。

2. 試験条件

衝撃テスト

- 2.1 自動車に取付けた状態で試験を実施することが困難な場合は、治具等に後写鏡単体を車両取付状態と同様に取付けて試験を行うことができる。
- 2.2 自動車の両側に備える後写鏡が自動車の中心に対して左右対称形状のものはどちらか 片方の後写鏡で試験を代表することができる。
- 3. 測定値及び計算値の末尾処理

測定値及び計算値の末尾処理は、次により行うものとする。

ただし、測定値を計算に用いる場合は末尾処理を行わないものとする。

3.1 寸法 (mm)

小数第1位を切り上げ、整数位までとする。

3.2 曲率半径 (mm)

小数第1位を切り捨て、整数位までとする。

3.3 曲率半径の差 (-)

小数第3位を切り上げ、小数第2位までとする。

3.4 反射係数 (%)

小数第1位を切り捨て、整数位までとする。

3.5 振り子の投影角

小数第1位を切り捨て、整数位までとする。

4. 試験記録及び成績

試験記録及び成績は、付表の様式に記入する。

なお、付表の様式は日本語又は英語のどちらか一方とすることができる。

- 4.1 当該試験時において該当しない箇所には斜線を引くこと。
- 4.2 記入欄は、順序配列を変えない範囲で伸縮することができ、必要に応じて追加してもよい。

Attached Table

後写鏡等試験記録及び成績

Rear-View Mirrors, etc. Test Data Record Form 協定規則第46号

Regulation No. 46 of the 1958 Agreement of the United Nations Economic Commission for Europe

試験期日	1 .	年	月	日	試験場所			試験担当者	
Test date	e .	Y	М	D.	Test Site ·			Tested by	·
〇 試	した シェアス かっぱい ままり かっかい ままり かっかい ままり ひょう ひょう かっぱい かいま ままり かいま ままり ままり ままり かいまり かいまり かいまり						_		
Τe	est vehicle								
車	i名 ·			型式					
Ma	ake :			Туре					
〇後	医 写鏡型式等	F				_			
Re	ear-view mii	ror type							
製	l作者					型式			
Ma	anufacturer	•				Туре	•		
〇改	で計								
Se	eries								
改	打番号 .				補足改訂	番号			
Se	eries No				Suppleme	nt No	•		
○試	、 験成績				-				
Τe	est results								

要件		適合性
Requiremen Paragraph	ts Contents	Conformity
6.1.1.1	すべてのミラーは、調節が可能であること。	適/否
	All mirrors shall be adjustable.	Pass / Fail
6.1.1.2.	後写鏡(クラスII からVII) ・反射面の先端部は、保護ハウジングで囲まれていること。 ・保護ハウジングは、その周辺上で、「c」の値がすべての点および方向で2.5 mm 以上。 ・反射面が保護ハウジングよりも突出している場合、突出した部分の先端の曲率半径「c」は2.5 mm 以上とする。 ・突起が最大となる点に対して、50 N の力を加えた時、反射面が保護ハウジング内に戻ること。	適 / 否 Pass / Fail
	Rear-view mirrors (Classes II to VII) •The edge of the reflecting surface shall be enclosed in a protective housing. •The protective housing shall have a value "c" greater than or equal to 2.5 mm at all points and in all directions. •If the reflecting surface projects beyond the protective housing, the radius of curvature "c" on the edge of the projecting part shall be not less than 2.5 mm. •The reflecting surface shall return into the protective housing under a force of 50 N applied to the point of greatest projection.	
6.1.1.2.	後写鏡(クラスI) 反射面の先端部が保護ハウジングで囲まれている場合、その周辺上の曲率半径「c」はすべての点および方向で2.5 mm 以上とする。反射面の先端部が保護ハウジングよりも突出している場合には、本要件は突出した部分の先端に適用する。	適 / 否 Pass / Fail 6.1.1.8.の適用
	Rear-view mirrors (Class I) In cases, where the edge of the reflecting surface is enclosed in a protective housing, the radius of curvature "c" on its perimeter shall be not less than 2.5 mm at all points and in all directions. In cases, where the edge of the reflecting surface projects beyond the protective housing, this requirement shall apply to the edge of the projecting part.	Apply of 6.1.1.8 有 / 無 Yes / No

			1	
	ミラーが平面に取り付けられる場合には、クラスI のミラーの場合は直径ラスII からVII のミラーの場合は直径100 mm の球と静的な接触をする可の部品は、6.3.2 項に規定したテスト後も支持材に取り付けられたままにめ、曲率半径「c」が2.5 mm 以上とする。	能性のある一切	j 適 / 召 Pass / F	否 ail
	When the mirror is mounted on a plane surface, all parts, including those	parts remaining	6.1.1.8.の通	適用
	attached to the support after the test provided for in paragraph 6.3.2., w		Apply of 6.1	
	potential, static contact with a sphere either 165 mm in diameter in the		有/無	
	mirror or 100 mm in diameter in the case of a Class II to VII mirror, shal curvature 'c' of not less than 2.5 mm.	i nave a radius of		•••
0.1.1.1	6.1.1.2 項および6.1.1.3 項の要件は、突出が5 mm 未満である外部表面の	の部分には海田	Yes / N	
6.1.1.4.	しないものとするが、かかる部分の外側に向いている角度は鈍角とする。	0	適 / 召 Pass / F	否 ail
	The requirements in paragraphs 6.1.1.2. and 6.1.1.3. shall not apply to pa external surface which protrude less than 5 mm.	rts of the		
6.1.1.5.	直径または最長の対角線が12 mm 未満の固定孔や窪みの先端は、鋭程は、6.1.1.3 項の半径の要件を免除する。	利でなけれ	適/る Pass / F	否 ail
	Edges of fixing holes or recesses of which the diameter or longest diagon 12 mm are exempt from the radius requirements of paragraph 6.1.1.3. pare blunted.			
	ミラーを車両に取り付けるための装置は、衝撃を受けた方向にミラーがはる旋回軸または回転軸(軸が複数ある場合はそのうちの1 つ)を軸にしたテゴリーL の車両の場合は50 mm)の円筒が、当該装置を取り付ける表で 部を通るように設計されていること。	:半径70 mm(力	適 / ā Pass / F	否 ail
	The device for the attachment of mirrors to the vehicle shall be so desicylinder with a 70 mm radius (50 mm in the case of an L-category vehicits axis the axis, or one of the axes, of pivot or rotation which ensures of	le), having as		
	mirror in the direction of impact concerned, passes through at least par to which the device is attached.			
6.1.1.7.	6.1.1.2 項および6.1.1.3 項に記載した車外ミラーの部品で、ショアA 硬さたでできたものは、関連する規定を免除する。	が60 以下の材料		
	The parts of Class II to VII mirrors referred to in paragraphs 6.1.1.2. and are made of a material with a Shore A hardness not exceeding 60 are exthe relevant provisions.			/
	対象となる部品			
	:			
	Target components	++ ++1- To 11 / 1 ->	/	
6.1.1.8.	室内ミラーの部品がショアA 硬さ50 未満の材料でできており、剛体の支える場合は、6.1.1.2 項および6.1.1.3 項の要件は、支持材にのみ適用する。			
	In the case of those parts of Class I mirrors which are made of a materi A hardness of less than 50 and which are mounted on a rigid support, the of paragraphs $6.1.1.2$, and $6.1.1.3$, shall only apply to the support.			
6.1.2.1.	寸法 Dimensions			
	反射面の寸法は、一方の辺が40 mm で他方の辺が長さ「a」mm である 長方形が内接できること。「r」は曲率半径である。	$a = 150 \times \frac{1}{1 + \frac{1000}{r}}$	適 / ā Pass / F	否 Fail
	The dimensions of the reflecting surface shall be such that it is possible to inscribe thereon a rectangle one side of which is 40 mm and the other 'a' mm in length. " r " is the radius of curvature.	a : mm		
6.1.2.1.2.	反射面の寸法は、以下の形状が内接できること。	Class II	注 / 7	不
Class II , II	反射面の引送は、以下の形状が内接できること。 (a) 高さが40 mm の長方形で、底辺の長さ「a」mm (b) この長方形の高さに平行な線分で、長さ「b」mm	$a = \frac{170}{1 + \frac{1000}{r}}$	道 / 音 Pass / F	否 ail
		a :m		
	The dimensions of the reflecting surface shall be such that it is possible to inscribe therein: (a) A rectangle 40 mm high the base length of which has the value	Class III $a = \frac{130}{1 + \frac{1000}{r}}$		
	"a"mm. (b) A segment which is parallel to the height of the rectangle and the length of which, has the value "b"mm.	a :mm		
	反射面の輪郭は単純な幾何学的形状とし、その寸法は、必要であればな		適 / る	否
	ラーと組み合わせて、協定規則第46号の15.2.4.4 項に定めた視界が得ら	っれること。	Pass / F	ail

	6.1.2.1.4. Class V			『は単純な 定めた視界			その寸法は	、当該ミラ	一で協定規	見則第46号の	適 Pass		否 Eail
	Olugo V	dimensio	ns sı		e mirror p	face shall rovides the					1 455	,	ıan
	6.1.2.1.5. Class VI			『は単純な 定めた視界			その寸法は	、当該ミラ	一で協定規	見則第46号の	適 Pass	/	
		dimensio	ns sı		e mirror p	face shall brovides the					1 400	,	
		(a) 面積が (b) 円移等 (c) 後写録 反射面の (a) 円形の (b) 非円が (a) Its ard (b) The d (c) Where diameter The maxi (a) The d	が6,9 きうがける かる mum sh iame circ mum iame	00 mm2 を 一の直径が 円形でない 寸式は、」 写鏡の面 後写鏡のの dimension hall not be eter of circ ar-view mir le to be pro- n dimension eter of any	下回らない 94 mm を い場合、反 以下が達成 とが150 m 可以 mirror less than ular mirror rors are n escribed ons of the r circular re	下回らない 射面上に直 或されること m を上回ら 20 mm × 2 eflecting su 6,900 mm2 rs shall not ot circular, on their refl eflecting si ear—view m	こと。 [径78 mm こ: ないこと。 200 mm の urface shall ; be less th their dime ecting surf urface shall irror shall i	長方形によ be such t an 94 mm; nsions sha ace. I be such	収まること。 hat: all enable a that: ater than 1	78 mm	Pass	/ /	
		measurin	g 12	0 mm x 20	-		, 10a, 1101		an no man	in a rootaligio			
6.1	.2.2.	反射面と									_	_	
	6.1.2.2.1.		_			s of reflect 面球状のに		まる 車外	ミラーは:	主要ミラーが	適		否
	0.1.2.2.1.	間接視界 The refle	い cting	要件を満た g surface o	している阪 of a mirror	り、非球面 shall be ei	i部品を追加 ther flat or	ロ装備して sphericall	もよい。 y convex. I		Pass		
			-			irect field o		а. с р . с					
	6.1.2.2.2.	ミラーのE	曲率.	半径の差									—
	0.1.2.2.2.				e radii of c	curvature o	f mirrors					_	
	6.1.2.2.2.1					点において		超えないこ	_ځ。		適	/	否
	6.1.2.2.2.2	いずれの	曲率	区半径(rp1	、rp2 およ	びrp3)とr (の差も0.15	r を超えな	いこと。		Pass	/	Fail
	6.1.2.2.2.3	r が3,000	mm	以上の場	合、上記0).15 rという	値は0.25 r	に置き換え	える。				
		The diffe exceed 0	renc .15 r	e between	any of the	e radii of c	urvature (r	o1, rp2, an	d rp3) and	ceed 0.15 r. r shall not			
		When r is Class	_	less than	3,000 mm, r' _i	the value			by 0.25 r. 25(In case r	>3000)			
		Olass	` '	' i	' i	(r _i +r' _i)/2			(r' _i -r _{pi})/r				
			1			(1117/2	(1 _{p1} ·1 _{p2} ·1 _{P3} // C	('i 'pi//'	(i 'pi// i	('pi//'			
			2				-						
			3				1						
		Class	1:	l .				< 0.15.04	25(In case r	> 2000)			
		Class	i	r _i	r' _i	$\frac{r_{pi}}{(r_i+r'_i)/2}$	$r = (r_{p1} + r_{p2} + r_{p3})/3$		zo(in case r (r' _i -r _{pi})/r				
			1			(1;11;// 2	(r _{p1} +r _{p2} +r _{P3})/ 3	(i pi// i	(i lpi// l	(1 1 _{pi} //1			
			2				1						
			3				-						
		Class	1:	l	'				≦0.15				
		Class	i	r _i	r' _i	$\frac{r_{pi}}{(r_i+r'_i)/2}$	$r = (r_{p1} + r_{p2} + r_{p3})/3$	(r _i -r _{pi})/r	$\triangleq 0.15$ $(r'_i - r_{pi})/r$	(r -r _{pi})/r	1		
			1			(1,11,1/2	\(\text{r}_{p1}\)\(\text{r}_{p2}\)\(\text{T}\)\(\text{P3}\)\(\text{J}\)	V ₁ 'pi// '	V _I 'pi// I	\			
			2				1						
			3										
			1	<u> </u>	<u>I</u>	3 /	 5 ページ		<u> </u>				

6.1.2.2.3.										
	ミラーの非理	球面部品	の要件							
	-		oherical parts of							
6.1.2.2.3.1	非球面ミラ-	ーはすくな	くとも一部分にま	いて30 mm の幅を要す	る。	適	/ 否			
	Aspherical	mirrors sl	nall be a minimum	width 30 mm at some	point.	Pass	/ Fail			
6.1.2.2.3.2	非球面部品	品の曲率半	≐径ri は、150 mm	n を下回らないこと。		適	/ 否			
	The radius	of curvat	ure ri of the asph	erical part shall not be le	ess than 150 mm.	Pass	/ Fail			
6.1.2.2.4.	球面ミラーの	の「r」の値	は、以下を下回ら	らないこと。						
	Value of "r	" for sphe	erical mirrors sha	ll not be less than:						
6.1.2.2.4.1	クラスIの場	·合、1,200	mm。			適	/ 否			
	1,200 mm f	or Class I	,			Pass	/ Fail			
6.1.2.2.4.2	クラスII およ	よびクラス	Ⅲの場合、1,200	mm。		適	/ 否			
	1,200 mm f	or Class I	I and III ;			Pass				
6.1.2.2.4.3	クラスIVお。	よびクラス	.Vの場合、300 mi	m _o			<u>/</u>			
			and Class V;	•		Pass				
6.1.2.2.4.4	クラスVIの ^は		· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·				/ Tall / 否			
			rors (Class VI).			Pass	_			
612245			000mm≦V≦1,50				<u>/ Fall</u> / 否			
0.1.2.2.4.0			$ \begin{array}{cccccccccccccccccccccccccccccccccccc$				_			
0.1.0.0.5			は、40%以上とす			Pass	-			
6.1.2.2.5.				ວ _ິ reflection shall be not le	ess than 40 per cent.	~=	/ 否 / [-:			
					通常反射係数	Pass	/ Faii			
				ر Normal coefficien	. %					
ĺ	- 日日中がか	あったこ	- 日本の担合	Normal coemicien	t of reflection	\ 	, T			
			反射面の場合、 その色が認識でき	·ること。「night I位置での	通常反射係数は4%以上。	適 Pass	/ 否 · - ··			
	In the case of reflecting surfaces with a changeable degree of reflection, the "day" position shall allow the colours of the signals. The value of the normal coefficient of reflection in the "night" position shall be not less than 4 per cent. 「night」位置での通常反射係数									
			ht" position shall	be not less than 4 per o 「night」位置での)	ent. 通常反射係数 · %					
61226	reflection in	n the "nig	ht" position shall Normal coefficie	be not less than 4 per o 「night」位置でのi nt of reflection in the "n	ent. 通常反射係数 ight″ position : %	·*	, T			
6.1.2.2.6.	reflection ir 反射面は、 The reflect	n the "nig 悪天候に ing surfac	ht ["] position shall Normal coefficie 長時間曝されても e shall retain the	be not less than 4 per o 「night」位置でのi nt of reflection in the "n b協定規則第46号の6.1.2	eent. 通常反射係数 ight″ position [:] % 2.2.5項の特性を維持する。 n in paragraph 6.1.2.2.5. of	適 Pass	/ 否 / Fail			
	reflection ir 反射面は、 The reflect	n the "nig 悪天候に ing surfac	ht ["] position shall Normal coefficie 長時間曝されても e shall retain the	be not less than 4 per of fight」位置での説 nt of reflection in the "n 品定規則第46号の6.1.2 characteristics laid dow	eent. 通常反射係数 ight″ position [:] % 2.2.5項の特性を維持する。 n in paragraph 6.1.2.2.5. of					
6.1.2.2.6.	reflection ir 反射面は、 The reflect the Regulat	n the [″] nig 悪天候に ing surfac ion No.46	ht ["] position shall Normal coefficie 長時間曝されても e shall retain the	be not less than 4 per of fight」位置での説 nt of reflection in the "n 品定規則第46号の6.1.2 characteristics laid dow	eent. 通常反射係数 ight″ position [:] % 2.2.5項の特性を維持する。 n in paragraph 6.1.2.2.5. of					
	reflection in 反射面は、 The reflect the Regulat	悪天候に ing surfaction No.46	ht ["] position shall Normal coefficie 長時間曝されても e shall retain the	be not less than 4 per of fight」位置での説 nt of reflection in the "n 品定規則第46号の6.1.2 characteristics laid dow	eent. 通常反射係数 ight″ position [:] % 2.2.5項の特性を維持する。 n in paragraph 6.1.2.2.5. of					
	反射面は、 The reflect the Regulat 衝撃テスト Impact Tes	悪天候に ing surfaction No.46	ht" position shall Normal coefficie 長時間曝されても e shall retain the in spite of prolo	be not less than 4 per of finight」位置での説 nt of reflection in the "n 法協定規則第46号の6.1.2 characteristics laid downged exposure to advers 破損の状況	ent. 通常反射係数 ight ["] position [*] % 2.2.5項の特性を維持する。 n in paragraph 6.1.2.2.5. of e weather conditions.					
	反射面は、 The reflect the Regulat 衝撃テスト Impact Tes クラス番号7	悪天候に ing surfaction No.46	ht" position shall Normal coefficie 長時間曝されても e shall retain the in spite of prolon 振り子の 投影角度【゜】 Projection angle	be not less than 4 per of finight」位置での記れ of reflection in the "ne 協定規則第46号の6.1.2 characteristics laid downged exposure to advers 破損の状況 (反射面含む) Damage snd State	eent. 通常反射係数 ight" position : % 2.2.5項の特性を維持する。 n in paragraph 6.1.2.2.5. of e weather conditions.					
2. 6.3.2.2.7.1	反射面は、 The reflect the Regulat 衝撃テスト Impact Tes クラス番号7 Class No. 1	悪天候に ing surfaction No.46 t テスト番号	ht" position shall Normal coefficie 長時間曝されても e shall retain the in spite of prolon 振り子の 投影角度【゜】 Projection angle	be not less than 4 per of finight」位置での記れ of reflection in the "nt b協定規則第46号の6.1.2 characteristics laid downged exposure to advers 破損の状況(反射面含む) Damage snd State (Including reflecting surface)	eent. 通常反射係数 ight" position : % 2.2.5項の特性を維持する。 n in paragraph 6.1.2.2.5. of e weather conditions.	Pass 適	/ Fail			
2. 6.3.2.2.7.1	反射面は、 The reflect the Regulat 衝撃テスト Impact Tes クラス番号7	悪天候に ing surfaction No.46 t テスト番号	ht" position shall Normal coefficie 長時間曝されても e shall retain the in spite of prolon 振り子の 投影角度【゜】 Projection angle	be not less than 4 per of finight」位置での記れ of reflection in the "ne 協定規則第46号の6.1.2 characteristics laid downged exposure to advers	eent. 通常反射係数 ight" position : % 2.2.5項の特性を維持する。 n in paragraph 6.1.2.2.5. of e weather conditions.	Pass 適	/ Fail			
2. 6.3.2.2.7.1 6.3.3.1. 6.3.3.2. 6.3.3.3.	反射面は、 The reflect the Regulat 衝撃テスト Impact Tes クラス番号7 Class No. 1	悪天候に ing surfaction No.46 t テスト番号 「est No.	ht" position shall Normal coefficie 長時間曝されても e shall retain the in spite of prolon 振り子の 投影角度【゜】 Projection angle	be not less than 4 per of 「night」位置での。 nt of reflection in the "nt of	eent. 通常反射係数 ight" position : % 2.2.5項の特性を維持する。 n in paragraph 6.1.2.2.5. of e weather conditions.	Bass Bass Bass Bass Bass Bass Bass Bass	/ Fail			
6.3.2.2.7.1 6.3.3.1. 6.3.3.2. 6.3.3.3. 6.3.2.2.7.2	反射面は、 The reflect the Regulat 衝撃テスト Impact Tes クラス番号7 Class No. 1	悪天候に ing surfaction No.46 t -スト番号	ht" position shall Normal coefficie 長時間曝されても e shall retain the in spite of prolon 振り子の 投影角度【゜】 Projection angle	be not less than 4 per of 「night」位置での記れ of reflection in the "nt dia に が nt of reflection in the "nt dia に が nt of reflection in the "nt dia に が nt of reflection in the "nt dia に が nt dia に が nt dia に が nt dia に が nt dia に nt	eent. 通常反射係数 ight" position : % 2.2.5項の特性を維持する。 n in paragraph 6.1.2.2.5. of e weather conditions.	Pass 適 Pass	/ Fail / 否 / Fail			
6.3.2.2.7.1 6.3.3.1. 6.3.3.2. 6.3.3.3. 6.3.2.2.7.2 6.3.3.1.	反射面は、 The reflect the Regulat 衝撃テスト Impact Tes クラス番号7 Class No. 1	悪天候に ing surfaction No.46 t -スト番号 「est No. 1	ht" position shall Normal coefficie 長時間曝されても e shall retain the in spite of prolon 振り子の 投影角度【゜】 Projection angle	be not less than 4 per of finight」位置での記れ of reflection in the "nt dia 定規則第46号の6.1.2 characteristics laid downged exposure to advers 破損の状況 (反射面含む) Damage snd State (Including reflecting surface) 有 / 無 Yes / No 有 / 無 Yes / No 有 / 無 Yes / No	eent. 通常反射係数 ight" position : % 2.2.5項の特性を維持する。 n in paragraph 6.1.2.2.5. of e weather conditions.	Bass Bass Bass Bass Bass Bass Bass Bass	/ Fail / 否 / Fail			
6.3.2.2.7.1 6.3.3.1. 6.3.3.2. 6.3.3.3. 6.3.2.2.7.2 6.3.3.1. 6.3.3.2.	反射面は、 The reflect the Regulat 衝撃テスト Impact Tes クラス番号7 Class No. 1	悪天候に ing surfaction No.46 t テスト番号 「est No.	ht" position shall Normal coefficie 長時間曝されても e shall retain the in spite of prolon 振り子の 投影角度【゜】 Projection angle	be not less than 4 per of 「night」位置での。 nt of reflection in the "nt of	eent. 通常反射係数 ight" position : % 2.2.5項の特性を維持する。 n in paragraph 6.1.2.2.5. of e weather conditions.	Pass 適 Pass	/ Fail / 否 / Fail			
6.3.2.2.7.1 6.3.3.1. 6.3.3.2. 6.3.3.3. 6.3.2.2.7.2 6.3.3.1. 6.3.3.2. 6.3.3.3.	反射面は、 The reflect the Regulat 衝撃テスト Impact Tes クラス番号7 Class No. 1	悪天候に ing surfaction No.46 t Fスト番号 「est No. 1 2 1	ht" position shall Normal coefficie 長時間曝されても e shall retain the in spite of prolon 振り子の 投影角度【゜】 Projection angle	be not less than 4 per of 「night」位置での。 nt of reflection in the "nt of	eent. 通常反射係数 ight" position : % 2.2.5項の特性を維持する。 n in paragraph 6.1.2.2.5. of e weather conditions.	Bass abase	/ Fail / 否 / Fail / Fail			
2. 6.3.2.2.7.1 6.3.3.1. 6.3.3.2. 6.3.3.3. 6.3.2.2.7.2 6.3.3.1. 6.3.3.2. 6.3.3.3. クラス	反射面は、 The reflect the Regulat 衝撃テスト Impact Tes クラス番号7 Class No. 1	悪天候に ing surfaction No.46 t -スト番号 「est No. 1	ht" position shall Normal coefficie 長時間曝されても e shall retain the in spite of prolon 振り子の 投影角度【゜】 Projection angle	be not less than 4 per of finight」位置での記れ of reflection in the "nt dia 定規則第46号の6.1.2 characteristics laid downged exposure to advers 破損の状況 (反射面含む) Damage snd State (Including reflecting surface) 有 / 無 Yes / No	eent. 通常反射係数 ight" position : % 2.2.5項の特性を維持する。 n in paragraph 6.1.2.2.5. of e weather conditions.	Pass 適 Pass 適 Pass	/ Fail / 否 / 否			
6.3.2.2.7.1 6.3.3.1. 6.3.3.2. 6.3.3.3. 6.3.2.2.7.2 6.3.3.1. 6.3.3.2. 6.3.3.3.	反射面は、 The reflect the Regulat 衝撃テスト Impact Tes クラス番号7 Class No. 1	悪天候に ing surfaction No.46 t Fスト番号 「est No. 1 2 1	ht" position shall Normal coefficie 長時間曝されても e shall retain the in spite of prolon 振り子の 投影角度【゜】 Projection angle	be not less than 4 per of 「night」位置での。 nt of reflection in the "nt of	eent. 通常反射係数 ight" position : % 2.2.5項の特性を維持する。 n in paragraph 6.1.2.2.5. of e weather conditions.	Bass abase	/ Fail / 否 / 否			

6.3.3.3.	以下の条件のいずれかが満たされれば、反射面の破損を許容する。	適用した要件 Requirements to
	Breakage of the reflecting surface will be allowed if one of the following conditions is fulfilled.	apply
	6.3.3.3.1 ガラスの破片がハウジングの背部、またはハウジングに固定された表面に固着していること。 ガラスが基材から部分的に分離した場合は、割れ目の両辺が2.5 mm 以下であれば許容する。衝撃点において、ガラスの表面から小さな破片が剥離することは許容する。 The fragments of glass still adhere to the back of the housing or to a surface firmly attached to the housing; partial separation of the glass from its backing is admissible provided that this does not exceed 2.5 mm on either side of the cracks. It is permissible for small splinters to become detached from the surface of the glass at the point of impact; 6.3.3.3.2.	6.3.3.3.1. or 6.3.3.3.2.
6.3.2.3.	反射面は、安全ガラス製とする。 The reflecting surface is made of safety glass. ステムに取り付けられた保護ハウジングに対する曲げテスト(クラスVII)	適/否
0.0.2.0.	Bending test on the protective housing attached to the stem (Class VII) 破損の状況 有 / 無 所見	四 / 白 Pass / Fail
	Damage snd State Yes / No Remarks	

備考

Remarks

TRIAS 44-R046(2)-01

後写鏡等及び後写鏡等取付装置試験 (協定規則第46号)

1. 総則

後写鏡等及び後写鏡等取付装置試験の実施にあたっては、「道路運送車両の保安基準の細目を 定める告示」(平成14年国土交通省告示第619号)に定める「協定規則第46号の技術的な要件」 の規定及び本規定によるものとする。

2. 試験条件

試験自動車はランニングオーダーの状態で、さらに M1 および N1 車両については前部座席に乗員を 1 名(75kg)載せた状態で実施するものとする。

3. 測定値及び計算値の末尾処理

測定値及び計算値の末尾処理は、次により行うものとする。 ただし、測定値を計算に用いる場合は末尾処理を行わないものとする。

3.1 最高速度 (km/h)
 整数位までとする。

3.2 試験自動車重量(kg)

整数位までとする。

3.3 倍率係数(-)

クラスIV以外:小数第3位を切り捨て、小数第2位までとする。 クラスIV:小数第4位を切り捨て、小数第3位までとする。

3.4 縦横比 (-)

小数第3位を四捨五入し、小数第2位までとする。

4. 試験記録及び成績

試験記録及び成績は、付表の様式に記入する。

なお、付表の様式は日本語又は英語のどちらか一方とすることができる。

- 4.1 当該試験時において該当しない箇所には斜線を引くこと。
- 4.2 記入欄は順序配列を変えない範囲で伸縮することができ、必要に応じて追加してもよい。
- 4.3 付表の15.2.4.の視界試験について確認時の写真等を添付すること。

試験期日

Test date

月

_____Y.___M. D.

日

Attached Table

後写鏡等及び後写鏡等取付装置試験記録及び成績

Rear-View Mirrors, etc. and Rear-View Mirrors, etc. Mounting Test Data Record Form 協定規則第46号

Regulation No. 46 of the 1958 Agreement of the United Nations Economic Commission for Europe

試験担当者

Tested by

試験場所

Test Site

〇 試験自動	加車								
Test veh	icle								
車名•型:	式(類別)			車·	台番号				
Make•Ty	pe(Variant)			Ch	assis No.	:			
〇 試験自動	 加車重量								
Test veh	icle weight			kg					
〇 最高速度	Ę								
Maximum	n speed		km	/h_					
〇 後写鏡型	型式等								
Rear-vie	w mirror type								
製作者				型:	式又は認っ	可番号			
Manufact	turer			Ty	pe or Appr	oval No.	•		
〇 改訂	-								
Series									
改訂番号	<u>1</u> 7 .		補	足改訂番号] .				
Series N	o ·		Su	pplement N	۰ <u> </u>			_	
〇 試験成績								-	
Test resi	ults								
要件									適合性
Requirement									
Paragraph	Contents								Conformity
15.1.	一般要件								
	General								
15.1.1.	車両に架装された型式である		および任力	意の間接視	界装置は	、協定規則	川第46号の	下で認可	適 / 否 Pass / Fail
	The compulsory		al devices	for indirec	t vision ins	stalled on t	he vehicle	shall be	Pass / Fall
	of a type approve								
15.1.2	間接視界装置の								適 / 否
15.1.3	車両が最大設計きに常時保持され		%までの(†	ただし150 k	km/h を超	えない)速/	度で走行し	ていると	Pass / Fail
	Fitting requirmen		es for indi	rect vision	l				
	The conditions s						eds of up	to 80 per	
	cent of its maxim	num design	speed, bu	t not exce	eding 150	km/h.			
15.2.	間接視界装置								
	Devices for indire								
15.2.1.	間接視界装置の	数(15.2.1	.1.1.及び1	5.2.1.1.3の	表に記載)	1			適 / 否
15.2.1.1.1	Number of device	es for indir	ect vision						Pass / Fail
15.2.1.1.3	クラス Class	I	П	Ш	IV	v	VI	VII	
	装備	有/無	有/無	有/無	有/無	有/無	有/無	有/無	1
	Equipped	Y / N	Y / N	Y / N	Y / N	Y / N	Y / N	Y / N	
	数 運転席側 Numb Driber's								
	助手席側							1	1
	Passenger's その他							 	4
	Other								

15.2.1.1.3	車体付きのカテゴリーL 車両に義務付けられる後写鏡 クラスⅢまたはⅧの後写鏡を1 個のみ取り付ける場合には、交通が右側通行の国では車両の左側に、交通が左側通行の国では車両の右側に配置すること。 Rear-view mirrors required for L-category vehicles with body work Where a single Class Ⅲ or Ⅶ rear-view mirror is fitted this shall be located on the left	適 Pass	/	
	hand side of the vehicle in those countries where the traffic drives on the right and on the right hand side of the vehicle in those countries where the traffic drives on the left.			
15.2.1.1.4.	カテゴリーL 車両への装着が任意の後写鏡 15.2.1.1.3 項に規定した義務付けの後写鏡とは反対の側において、車両上に1 個のクラス III またはVII の後写鏡を取り付けてもよい。当該後写鏡は、本規則の要件を満たすこと。 Optional rear-view mirrors for L-category vehicles The fitting of a Class III or VII rear-view mirror on the side of the vehicle opposite to that of the mandatory rear-view mirror referred to in paragraph 15.2.1.1.3., is permissible. The rear-view mirror shall meet the requirements of this Regulation.	適 Pass		否 Fail
15.2.1.2	室外監視ミラーは、車両が技術的に許容できる最大質量に対応する負荷を加えられた状態で、地面からの高さが2 m 以上になる位置に取り付けられること。 The exterior surveillance mirrors shall be mounted at least 2 m above the ground when the vehicle is under a load corresponding to its maximum technical permissible mass.	適 Pass	/	
15.2.2.	位置 Position		_	/
15.2.2.1.	間接視界装置は、運転者が通常運転位置で運転席に着席したときに車両の後方、(左右の)側方または前方の道路を明確に視認できるように配置すること。 Devices for indirect vision shall be so placed that the driver, when sitting on the driving seat in a normal driving position, has a clear view of the road to the rear, side(s) or front of the vehicle.	適 Pass		否 Fail
15.2.2.2.	クラス II からVIIのミラーは、サイドウインドウを通して、またはウインドスクリーンワイパーが拭き取る範囲のウインドスクリーンを通して視認できるものとする。ただし、後半の規定は、以下のミラーには適用しない: (a) カテゴリM2、M3 の助手席側のクラスII からVII のミラー及び運転席側の任意の車外ミラー、 (b) クラスVI ミラー。 Class II to VII mirrors shall be visible through the side windows or through the portion of the windscreen that is swept by the windscreen wiper. Nevertheless, this last	適 Pass		否 Fail
15.2.2.4.	provision shall not apply to: (a) Class II to VII mirrors on the passenger side and optional exterior mirrors on the driver side of vehicles of categories M2 and M3; (b) Class VI front-view mirrors. 車両の運転者側にある規定のクラス II、III、IVおよびMIのミラー等は、車両の垂直中央縦断面と、ミラー等の中心ならびに運転者の2つの眼の位置を結ぶ長さ65 mm の直線の中心を通る垂直面との間に55°以下の角度が形成されるように配置すること。 The prescribed Class II, III, IV and VII mirror, etc. on the driver's side of the vehicle shall be so located that an angle of not more than 55 deg. is formed between the vertical longitudinal median plane of the vehicle and the vertical plane passing through the centre of the mirror, etc. and through the centre of the straight line 65 mm long which joins the driver's two ocular points.	適 Pass	/	
15.2.2.5.	間接視界装置は、視界に関する要件に適合するために必要な量を著しく超えて車両の車体外部に突出しないこと。 Devices for indirect vision shall not project beyond the external bodywork of the vehicle substantially more than is necessary to comply with the requirements concerning fields of vision.	適 Pass		否 Fail
15.2.2.6.	クラス II からMIのミラーの下端が地面から2 m 未満の高さになる場合、このミラーは、ミラーなしで測定した車両の全幅から250 mm を超える突出がないこと。 Where the lower edge of a Class II to VII an exterior mirror is less than 2 m above the ground, this mirror shall not project more than 250 mm beyond the overall width of the vehicle measured without mirrors.	適 Pass		否 Fail
15.2.2.7.	クラスV およびクラスVI のミラーは、ミラーのいずれの部分やホルダーも地面からの高さが2 m を下回らないように車両に取り付けること。 Class V and Class VI mirrors shall be mounted on vehicles in such a way that no part of these mirrors or their holders is less than 2 m from the ground.	適 Pass	/	
15.2.2.9.	クラスVII のミラーはすべて、通常の車両運転条件下で安定した位置に留まるように取り付けるものとする。 All Class VII mirrors shall be attached in such a way that they remain in a stable position under normal vehicle driving conditions.	適 Pass		否 Fail

	T								7712710	77 11070(2		
15.2.3.	調整											
	Adjustment											
15.2.3.1.	クラス [のミラー	を取り付け	る場合、選	重転者が運	転位置から	ら調節する	ことができ	ること。	適	/ 否		
	If a Class I mirro	r is fitted,	it shall be	capable of	being adju	sted by th	e driver fro	om the	Pass	/ Fail		
	driving position.											
15.2.3.2.		■転者側にクラスⅡ、Ⅲ、ⅣまたはⅦのミラーを取り付ける場合、ドアを閉めた状態で車										
]から調整出来るものとする。 ただし、このミラ―は車外から所定位置にロックしてもよレ a Class II, III, IV or VII mirror is fitted on the driver's side, it shall be capable of bein										
		a Class II, III, IV or VII mirror is fitted on the driver's side, it shall be capable of being ljusted from inside the vehicle while the door is closed, although the window may be										
	_	pen. The mirror may, however, be locked in position from the outside.										
15.2.4.	視界											
10.2.4.	Fields of vision											
15.2.4.1	Paragraph	15.2.4.1	15.2.4.2	15.2.4.3	15.2.4.4	15.2.4.5	15.2.4.6	15.2.4.7	適	/ 否		
15.2.4.2	クラス									/ Fail		
15.2.4.3	Class	I	П	Ш	IV	V	VI	VII				
15.2.4.4	運転席側		適 / 否	適 / 否	適 / 否	適 / 否		適 / 否				
15.2.4.5 15.2.4.6	Driber's side 助手席側		Pass / Fail 適 / 否		Pass / Fail 適 / 否							
15.2.4.7	المارة المارة Passenger's side			Pass / Fail				Pass / Fail				
	その他	適 / 否					適 / 否					
		Pass / Fail					Pass / Fail					
15.2.4.8.	複数の反射面か								適	-		
	Mirrors consistin	_	al reflectin	g surfaces					Pass	/ Fail		
		該当クラス	:		備考							
		Class			Remarks							
15.2.4.9.	障害物								_	/		
150101	Obstructions			77±	中サッナ	Array .						
15.2.4.9.1.			ı	<u> </u>	害物の有	無	ı	1	_ 適	/ 否		
15.2.4.9.2.	クラス Class	I	П	Ш	IV	V	VI	VII	Pass	/ Fail		
	運転席側		有/無	有/無	有/無	有/無		有/無				
	Driber's side		Y/N	Y/N	Y/N	Y/N		Y/N				
	助手席側		有/無	有/無	有/無	有/無	//	有/無				
	Passenger's side その他	有/無	Y/N	Y/N	Y/N	Y/N	有 / 無	Y/N				
	other						Y/N					

備考 Remarks